

会計検査院法第30条の3の規定に基づく報告書

「東京電力株式会社に係る原子力損害の賠償に関する国の支援等の実施状況に関する会計検査の結果について」

平成25年10月

会計検査院

参議院決算委員会において、平成24年8月27日、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため、会計検査院に対し、東京電力株式会社に係る原子力損害の賠償に関する国の支援等の実施状況について会計検査を行い、その結果を報告するよう要請することが決定され、同日参議院議長を経て、会計検査院長に対し会計検査及びその結果の報告を求める要請がなされた。これに対して、会計検査院は、同月28日、検査官会議において本要請を受諾することを決定した。

本報告書は、上記の要請により実施した会計検査の結果について、会計検査院長から参議院議長に対して報告するものである。

平成25年10月
会計検査院

目次

第1	検査の背景及び実施状況	1
1	検査の要請の内容	1
2	東京電力株式会社による原子力発電の概要	1
3	東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所事故の発生	3
4	原子力損害の賠償及びこれを支援するための制度の概要	8
	(1) 我が国における原子力損害賠償制度の概要	8
	(2) 原子力損害賠償支援機構の設立に至る経緯とその概要	11
	ア 設立に至る経緯	11
	イ 機構の概要	11
	(3) 仮払法の制定と国による仮払金の支払等	15
	(4) 原子力損害の賠償等に関連する法律の概要と所管府省	17
5	検査の観点、着眼点、対象及び方法	18
	(1) 検査の観点及び着眼点	18
	(2) 検査の対象及び方法	18
第2	検査の結果	20
1	原子力損害の賠償に関する国の支援等の状況	20
	(1) 国による財政上の措置等の状況	21
	ア 補償契約による補償等の状況	21
	イ 機構を通じた賠償を支援するための措置の実施状況	25
	ウ 仮払法による賠償を支援するための措置の実施状況	34
	エ 株式会社日本政策投資銀行による融資の状況	40
	オ 福島県民健康管理基金に対する支出の状況	41
	(2) 国による財政上の措置以外の支援等の状況	43
	ア 審査会の設置及び各種指針の策定の状況	43
	イ 原子力損害賠償紛争解決センターの設置及び和解の仲介の申立てに係る取扱 実績	45
	ウ 経済産業省による賠償基準についての考え方の公表	49

エ	機構法附則の検討条項に係る進捗状況	50
2	原子力損害賠償支援機構による資金援助業務の実施状況等	52
(1)	機構及び東京電力による特別事業計画の作成並びに支援業務の委託の状況	52
(2)	資金援助業務の実施状況	56
ア	東京電力が発行する株式の引受け等の状況	56
イ	交付国債の償還請求及び賠償資金の交付の状況	60
(3)	機構への負担金の納付及び機構からの国庫納付の状況	61
ア	機構への負担金の納付の状況	61
イ	機構からの国庫納付の状況	65
ウ	交付した資金の回収に係る試算	68
(4)	機構による情報提供業務その他の業務等の状況	75
ア	相談等業務	75
イ	国の仮払金の支払に関する事務の受託	78
3	東京電力株式会社による原子力損害の賠償その他の特別事業計画の履行状況等	79
(1)	原子力損害の賠償の状況	79
ア	原子力損害の概要	79
イ	東京電力による賠償金の支払状況等	84
(2)	総合特別事業計画に基づく東京電力の事業運営の状況	114
ア	経営の合理化のための諸方策の実施状況	114
イ	事業改革の実施状況	136
ウ	財務基盤の強化	137
エ	福島第一原発に係る廃止措置の進捗状況	153
(3)	総合特別事業計画の作成後の状況の変化とこれに対する東京電力の対応	162
ア	「再生への経営方針」及び「改革集中実施アクション・プラン」の策定	162
イ	電気料金の値上幅の圧縮への対応	162
ウ	柏崎刈羽原発の稼働見込み等	163
(4)	電気事業会計及び電気料金制度に関連する事項	169
ア	原子力発電施設解体引当金の引当て	170
イ	電気料金制度における事業報酬の算定	173
4	機構及び東京電力の決算の状況	176

(1) 23年度決算	176
ア 資金援助の決定に係る機構法の規定と機構における費用の認識及び計上	178
イ 東京電力における収益の認識及び計上	179
(2) 24年度決算	181
第3 検査の結果に対する所見	184
1 検査の結果の概要	184
2 所見	199
巻末別表	203

本文及び図表中の数値は、原則として、表示単位未満を切り捨てている。
上記のため、図表中の数値を集計しても計が一致しないものがある。

事例一覧

[「個人」に係る賠償金が重複して支払われていた事例]

<事例1> 103

[隣接する変電所と一体不可分とは認められない不動産について売却可能性を検討する必要がある事例]

<事例2> 129

[資源エネルギー庁の特別監査により不使用資産とされた不動産について売却可能性をより一層具体的に検討する必要がある事例]

<事例3> 131

[子会社における内部留保を有効に活用する必要がある事例]

<事例4> 136

[サンプルデータの採録の間隔に関する事例]

<事例5> 174

[サンプルデータの採録期間に関する事例]

<事例6> 174

第1 検査の背景及び実施状況

1 検査の要請の内容

会計検査院は、平成24年8月27日、参議院から、国会法第105条の規定に基づき下記事項について会計検査を行いその結果を報告することを求める要請を受けた。これに対し同月28日検査官会議において、会計検査院法第30条の3の規定により検査を実施してその検査の結果を報告することを決定した。

一、会計検査及びその結果の報告を求める事項

(一)検査の対象

内閣府、文部科学省、経済産業省、原子力損害賠償支援機構、東京電力株式会社等

(二)検査の内容

東京電力株式会社に係る原子力損害の賠償に関する国の支援等の実施状況に関する次の各事項

- ① 原子力損害の賠償に関する国の支援等の状況
- ② 原子力損害賠償支援機構による資金援助業務の実施状況等
- ③ 東京電力株式会社による原子力損害の賠償その他の特別事業計画の履行状況等

2 東京電力株式会社による原子力発電の概要

東京電力株式会社（以下「東京電力」という。）は、電気事業法（昭和39年法律第170号）に規定される一般電気事業者として、その供給区域における需要に応じて電気を供給している。

その供給区域は^(注1)1都7県及び静岡県の一部に及び、^(注2)24年度の電灯と電力を合わせた販売電力量は約2690億キロワット時、^(注4)特定規模需要を除く24年度末時点の電灯と電力を合わせた契約口数は2888万口に上っている。

東京電力は、供給区域内の需要に応えるために、水力、火力、原子力等の発電所を設置しており、^(注5)23年3月末における設置箇所数は192か所、認可出力は計6498万キロワットとなっていた。このうち、原子力発電所の状況は図表0-1のとおりとなっており、福島、新潟両県に3か所設置されていて、その認可出力は3原子力発電所の17基で計1730万キロ

ワット（192発電所の認可出力6498万キロワットに占める割合は26.6%）となっていた。

図表0-1 東京電力の原子力発電所の状況

発電所名	号機	認可出力 (万kW)	炉型	運転開始	(参考) 平成25年3月末の状況
福島第一	1号機	46.0	BWR	昭和46年 3月	廃止(24年4月19日)
	2号機	78.4	BWR	49年 7月	廃止(同上)
	3号機	78.4	BWR	51年 3月	廃止(同上)
	4号機	78.4	BWR	53年10月	廃止(同上)
	5号機	78.4	BWR	53年 4月	停止中(23年1月3日から定期検査中)
	6号機	110.0	BWR	54年10月	停止中(22年8月14日から定期検査中)
	計	469.6			
福島第二	1号機	110.0	BWR	57年 4月	停止中
	2号機	110.0	BWR	59年 2月	停止中
	3号機	110.0	BWR	60年 6月	停止中
	4号機	110.0	BWR	62年 8月	停止中
	計	440.0			
柏崎刈羽	1号機	110.0	BWR	60年 9月	停止中(23年8月6日から定期検査中)
	2号機	110.0	BWR	平成 2年 9月	停止中(19年2月19日から定期検査中)
	3号機	110.0	BWR	5年 8月	停止中(19年7月16日の新潟県中越沖地震で被災。19年9月19日から定期検査中)
	4号機	110.0	BWR	6年 8月	停止中(19年7月16日の新潟県中越沖地震で被災。20年2月11日から定期検査中)
	5号機	110.0	BWR	2年 4月	停止中(24年1月25日から定期検査中)
	6号機	135.6	A BWR	8年11月	停止中(24年3月26日から定期検査中)
	7号機	135.6	A BWR	9年 7月	停止中(23年8月23日から定期検査中)
	計	821.2			
合計	1730.8				

(注) 炉型欄中の「BWR」は、沸騰水型原子炉のことで、原子炉の中で発生した熱で水(冷却材)を沸騰させ高温高圧の蒸気にして、そのまま直接タービン発電機へ送り込み発電する発電用原子炉である。また、「A BWR」は、改良型沸騰水型原子炉のことで、原子炉压力容器底部に直接再循環ポンプを設置するなどして、BWRの安全性、信頼性、運転性等を向上させたとされている発電用原子炉である。

上記に加えて、東京電力は、他の一般電気事業者等との間で電力の購入及び販売を行う契約を締結しており、その契約の状況は図表0-2のとおりとなっていて、それぞれ最大計184.2万キロワット及び計110.0万キロワットまでの電力を受給できる体制を整えていた。

図表0-2 原子力発電所の発電に係る電力受給の状況

区分	契約相手方の 会社名	発電所名 (号機)	認可出力 (万kW)	うち融通分 (万kW)	炉型	運転開始	(参考) 平成25年3月 末の状況
購入	日本原子力発電	東海第二	110.0	88.0	BWR	昭和53年11月	停止中
	東北電力	女川(3号機)	82.5	41.2	BWR	平成14年 1月	停止中
		東通(1号機)	110.0	55.0	BWR	17年12月	停止中
	計		302.5	184.2			
販売	東北電力	福島第二(3号機)	110.0	27.5	BWR	昭和60年6月	停止中
		福島第二(4号機)	110.0	27.5	BWR	62年8月	停止中
		柏崎刈羽(1号機)	110.0	55.0	BWR	60年9月	停止中
	計		330.0	110.0			

注(1) 各会社の名称中、「株式会社」は省略した。

注(2) 電力受給に係る契約においては、発電所が稼働していない場合における当該発電所以外の代替電力の受給は別途協議事項となる。

(注1) 1都7県 東京都、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、山梨各県

(注2) 電灯 主に家庭、店舗、事務所等で利用される低圧で供給される電気

(注3) 電力 主に工場等で利用される低圧、高圧又は特別高圧で供給される電気

(注4) キロワット時 1キロワットの電力を1時間にわたり発電又は使用した時の電力量

(注5) 認可出力 電気事業法の規定により経済産業大臣が認可するなどした最大の電気出力

3 東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所事故の発生

23年3月11日に発生した宮城県牡鹿半島の東南東沖130kmの海底を震源とする東北地方太平洋沖地震は、我が国における観測史上最大の規模であるマグニチュード9.0を記録し、その最大震度は7、震源域は岩手県沖から茨城県沖までの南北約500km、東西約200kmに及び、東日本の太平洋側を中心に広い範囲で震度5以上が観測された。この地震により、場所によっては津波高10m以上の津波が発生し、福島県で9.3m以上の津波が観測されるなど、太平洋沿岸の広範囲にわたって甚大な被害を受けることとなった。

さらに、東京電力福島第一原子力発電所（以下「福島第一原発」という。）においては、全ての交流電源が失われ、冷却機能を喪失するという重大な事故（以下「23年原発事故」という。）が発生したことにより、大量の放射性物質が放出される事態に至った。政府は、東北地方太平洋沖地震による災害及びこれに伴う23年原発事故による災害につ

いて、閣議において「東日本大震災」と呼ぶことに決定した。

23年原発事故の発生日の23年3月11日に、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）の規定に基づき、内閣総理大臣から原子力緊急事態宣言が発せられて、内閣府に原子力災害対策本部が設置された。原子力緊急事態宣言以降、原子力災害対策本部長である内閣総理大臣は、原災法の規定に基づき、関係市町村長等に対して、必要な指示を行っている。同月12日に、福島第一原発から半径20km圏内の居住者等に避難のための立ち退きをさせるよう指示し、同月15日には、福島第一原発から半径20km以上30km圏内の居住者等に屋内へ退避させるよう指示した。その後、4月21日には、①福島第一原発から半径20km圏内を、原災法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づく「警戒区域」に設定し、当該区域を原則として立入禁止とするよう、当該区域をもつ市町村長等に指示し、各市町村長が翌22日に当該区域を警戒区域として設定した。さらに、同日、②福島第一原発から半径20km以遠の地域であって、23年原発事故の発生から1年の期間内に積算線量（一定期間での被ばく線量の累積。以下同じ。）が20ミリシーベルトに達するおそれがあるため、1か月程度を目途に別の場所に計画的に避難することが求められる区域を「計画的避難区域」として、③緊急時に避難のための立ち退き又は屋内への退避が可能な準備を行うことが求められる区域を「緊急時避難準備区域」として、それぞれ設定したことを示した上で、当該区域内の居住者等に必要な対応を執らせることなどを、当該区域をもつ市町村長等に指示した（上記3月15日の屋内への退避の指示は4月22日に解除された。また、緊急時避難準備区域の設定は同年9月30日に一括して解除された。）。このほか、警戒区域及び計画的避難区域の外であって、生活形態によっては23年原発事故の発生から1年間の積算線量が20ミリシーベルトを超えるおそれがある地点について、原子力災害現地対策本部が、福島県及び関係市村との協議を踏まえて、「特定避難勧奨地点」として住居単位で設定した（23年6月30日から11月25日までに、3市村に所在する計260地点（282世帯）が設定された。）。

原災法の規定に基づく指示に従い避難のために立ち退き又は屋内へ退避するなどした居住者等が当該避難のための立ち退きなどにより受けた損害等への賠償については、同年4月15日に、原子力経済被害担当大臣を本部長とする原子力発電所事故による経済被害対応本部が決定した「原子力災害被害者に対する緊急支援措置について」において、東京電力が、損害賠償額の仮払という位置付けで当面必要な資金（以下「仮払補償金」と

いう。)を可及的速やかに給付することとされた。

その後、原子力災害対策本部の政府・東京電力統合対策室は、同年12月16日に、福島第一原発の原子炉(1号機から4号機まで)について、同年4月17日に東京電力が公表した「福島第一原子力発電所・事故収束に向けた道筋」における「ステップ2」の目標である「放射性物質の放出が管理され、放射線量が大幅に抑えられている」の達成を確認したことを明らかにした。これを受けて、原子力災害対策本部は、同年12月26日に、当該「ステップ2」の完了により、福島第一原発の安全性が確保され、福島第一原発から大量の放射性物質が放出され、住民の生命又は身体が緊急かつ重大な危険にさらされるおそれとはなくなったと判断し、警戒区域については、基本的に解除の手続に入ることが妥当とした。また、避難指示区域(福島第一原発から半径20km圏内及び計画的避難区域を指す。以下同じ。)については、放射線量を基準として、福島県、関係市町村等と協議した上で、①避難指示解除準備区域(避難指示区域のうち、年間積算線量が20ミリシーベルト以下となることが確実であると確認された地域)、②居住制限区域(避難指示区域のうち、年間積算線量が20ミリシーベルトを超えるおそれがあり、住民の被ばく線量を低減する観点から、引き続き避難の継続を求める地域)及び③帰還困難区域(避難指示区域のうち、5年間を経過してもなお、年間積算線量が20ミリシーベルトを下回らないおそれがあり、同年12月時点で年間積算線量が50ミリシーベルトを超える地域)の三つの区域に見直すこととした。区域見直しの対象となったのは11市町村で、25年5月までに、9市町村に設定された警戒区域が全て解除されたほか、図表0-3のとおり、同年8月までに、全11市町村において、国、福島県、市町村等による協議を経て上記三つの区域への見直しが行われた。

(注6) シーベルト 人体の被ばくによる生物学的影響の大きさを表す単位

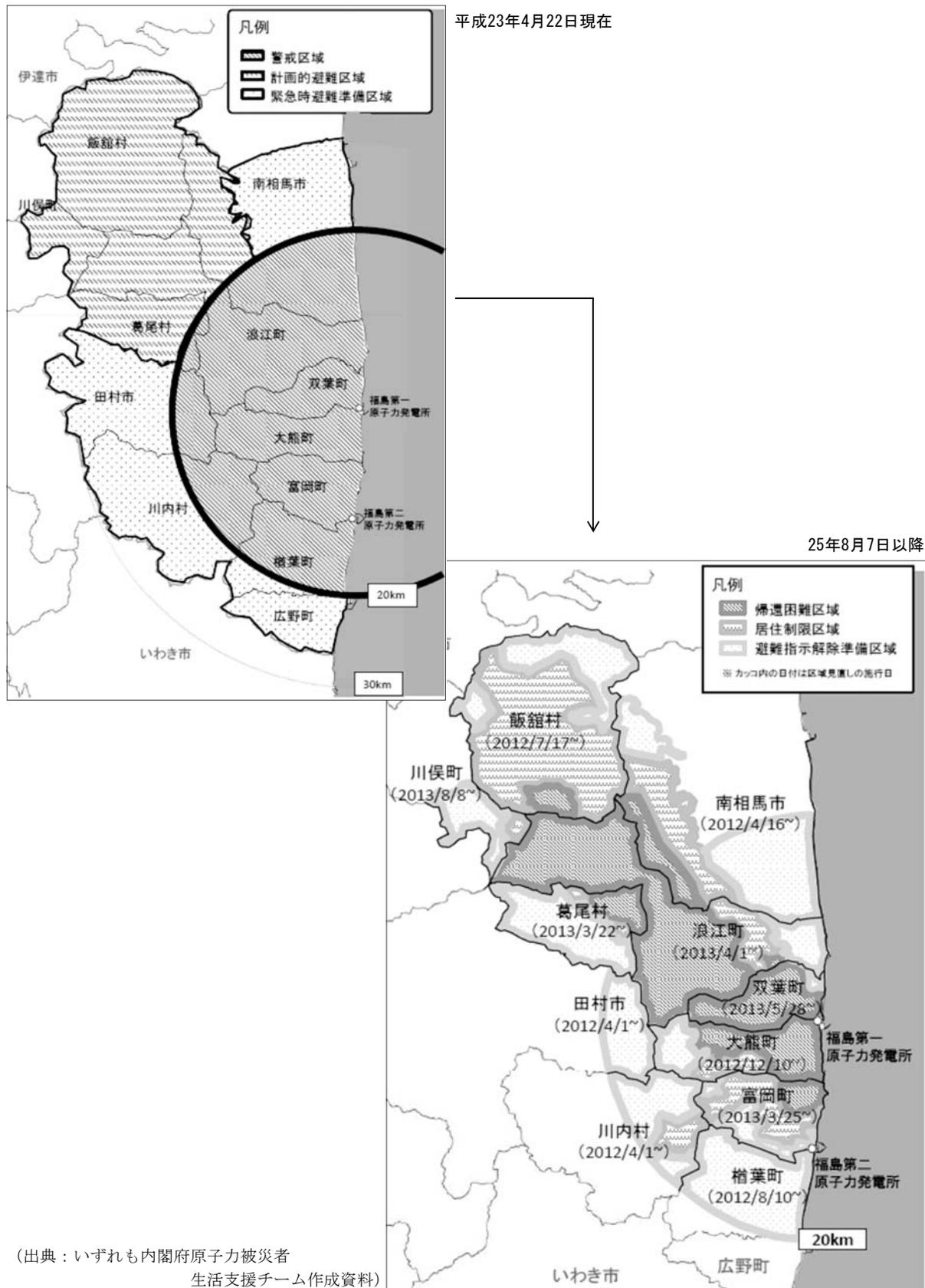
(注7) 原子力災害現地対策本部 原災法第17条第9項の規定に基づき、原子力災害対策本部の事務の一部を行うために置かれる組織で、平成23年3月11日の原子力緊急事態宣言発出後に原子力災害対策本部とともに設置された。

(注8) 3市村に所在する計260地点(282世帯) 南相馬市142地点(153世帯)、伊達市117地点(128世帯)及び双葉郡川内村1地点(1世帯)。なお、伊達市及び川内村の計118地点(129世帯)の設定については、平成24年12月14日に解除された。

(注9) 11市町村 田村、南相馬両市、伊達郡川俣町、双葉郡檜葉、富岡、大熊、双葉、浪江各町、双葉郡川内、葛尾両村、相馬郡飯舘村

図表0-3 避難指示区域の見直しの状況

(避難指示区域の概念図)



(出典：いずれも内閣府原子力被災者生活支援チーム作成資料)

(市町村別状況)

市町村名	区域見直しの 実施年月日	見直し後の三つの区域					
		帰還困難区域 (下段左：対象人数 下段右：世帯数)		居住制限区域 (下段左：対象人数 下段右：世帯数)		避難指示解除 準備区域 (下段左：対象人数 下段右：世帯数)	
田村市	平成24年 4月 1日	/		/		○	
						351人	117世帯
川内村	24年 4月 1日	/		○	○		
				58人	18世帯	276人	134世帯
南相馬市	24年 4月16日	○	○		○		
		2人	1世帯	510人	130世帯	12,238人 3,762世帯	
飯舘村	24年 7月17日	○	○		○		
		274人	73世帯	5,192人	1,528世帯	784人 200世帯	
楢葉町	24年 8月10日	/		/		○	
						7,525人	2,738世帯
大熊町	24年12月10日	○	○		○		
		10,571人	3,861世帯	362人	126世帯	23人 12世帯	
葛尾村	25年 3月22日	○	○		○		
		118人	35世帯	64人	22世帯	1,329人 412世帯	
富岡町	25年 3月25日	○	○		○		
		4,273人	1,725世帯	8,821人	3,530世帯	1,319人 471世帯	
浪江町	25年 4月 1日	○	○		○		
		3,343人	1,188世帯	8,260人	3,048世帯	7,902人 3,004世帯	
双葉町	25年 5月28日	○	/		○		
		6,237人			2,361世帯	255人	76世帯
川俣町	25年 8月 8日	/		○	○		
				127人	45世帯	1,077人	313世帯
計		7市町村		8市町村		11市町村	
		約24,800人	約9,200世帯	約23,400人	約8,400世帯	約33,000人	約11,200世帯

注(1) 本表は、内閣府原子力被災者生活支援チームが11市町村から聞き取った情報（平成25年8月8日時点の住民登録数）を基に集計した結果をまとめたものである。

注(2) 田村市、川内村、南相馬市、楢葉町及び川俣町の設定区域は当該市町村域の一部である。5市町村の避難指示区域外の数及び世帯数は、田村市が39,645人、12,196世帯、川内村が2,475人、988世帯、南相馬市が52,425人、19,068世帯、楢葉町が50人、22世帯、川俣町が13,896人、5,038世帯とされている。

4 原子力損害の賠償及びこれを支援するための制度の概要

(1) 我が国における原子力損害賠償制度の概要

我が国の原子力損害賠償制度は、原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号。以下「原賠法」という。）において基本的な事項が定められており、原賠法は（注10）原子炉の運転等により原子力損害が生じた場合における損害賠償に関する基本的制度を定め、もって被害者の保護を図り、及び原子力事業の健全な発達に資することを目的としている。

原賠法では、原子力損害が生じた場合、原因の追究に特に専門的な知識を必要とし、被害者側からの立証が困難であることなどを踏まえて、民法（明治29年法律第89号）における不法行為責任の特例として、原則として原子炉の運転等により原子力損害を与えた原子力事業者（原子炉の設置について許可を受けた者等をいう。以下同じ。）が、無過失責任を負うこととされている。また、原賠法では原子力事業者は無限責任を負うことを原則としているが、第3条のただし書において、「異常に巨大な天災地変又は社会的動乱によつて生じた」損害については、原子力事業者の賠償責任は免責されている。さらに、第4条において、「損害を賠償する責めに任ずべき原子力事業者以外の者は、その損害を賠償する責めに任じない」とされており、原子炉の運転等により原子力損害を与えた原子力事業者が集中して損害を賠償する責任を負うことが原則となっている。

上記の無過失責任等を踏まえて、原子力事業者は、原子炉の運転等をする際には、原子力損害を賠償するための措置（以下「損害賠償措置」という。）を講ずることが義務付けられている。この損害賠償措置は、原賠法第7条において、「原子力損害賠償責任保険契約及び原子力損害賠償補償契約の締結若しくは供託」であって、その措置を講ずることで、1工場、事業所等当たり1200億円（政令で定める原子炉の運転等については、1200億円以内で政令で定める金額。以下「賠償措置額」という。）を原子力損害の賠償に充てることができるものとして文部科学大臣の承認を受けたもの又はこれらに相当する措置であって文部科学大臣の承認を受けたものに大別される。

上記のうち、原子力損害賠償責任保険契約（以下「責任保険契約」という。）は、原賠法第8条において、原子力事業者の原子力損害の賠償の責任が発生した場合に、一定の事由による原子力損害を原子力事業者が賠償することにより生ずる損失を保険者が埋めることを約し、保険契約者が保険者に保険料を支払うことを約する契約とされ

ている。一方、原子力損害賠償補償契約（以下「補償契約」という。）は、原賠法第10条において、原子力事業者の原子力損害の賠償の責任が発生した場合に、責任保険契約等では対応できない原子力損害を原子力事業者が賠償することにより生ずる損失を政府が補償することを約し、原子力事業者が補償料を国に納付する契約とされている。さらに、補償契約については、原子力損害賠償補償契約に関する法律（昭和36年法律第148号。以下「補償契約法」という。）において、地震又は噴火によって生じた原子力損害、正常運転によって生じた原子力損害等を原子力事業者が賠償することにより生ずる損失は補償契約に基づき政府により補償されることとされている。一方、これ以外の一般的な事故によって生じた原子力損害を原子力事業者が賠償することにより生ずる損失には、民間保険会社等との間の責任保険契約が適用されることとなる。

また、損害賠償措置として、責任保険契約及び補償契約の締結以外に、原子力事業者が講ずることのできる方法の一つである「供託」は、原賠法第12条において、原子力事業者の主たる事務所の最寄りの法務局又は地方法務局に、金銭又は文部科学省令で定める有価証券によりすることとされている。そして、原子力事業者が法務局等に供託した金銭等を取り戻すことができるのは、原賠法第14条において、当該原子力事業者が原子力損害を賠償したとき、供託に代えて他の損害賠償措置を講じたとき、原子炉の運転等をやめたときのいずれかに該当する場合で、文部科学大臣の承認を受けたときとされている。

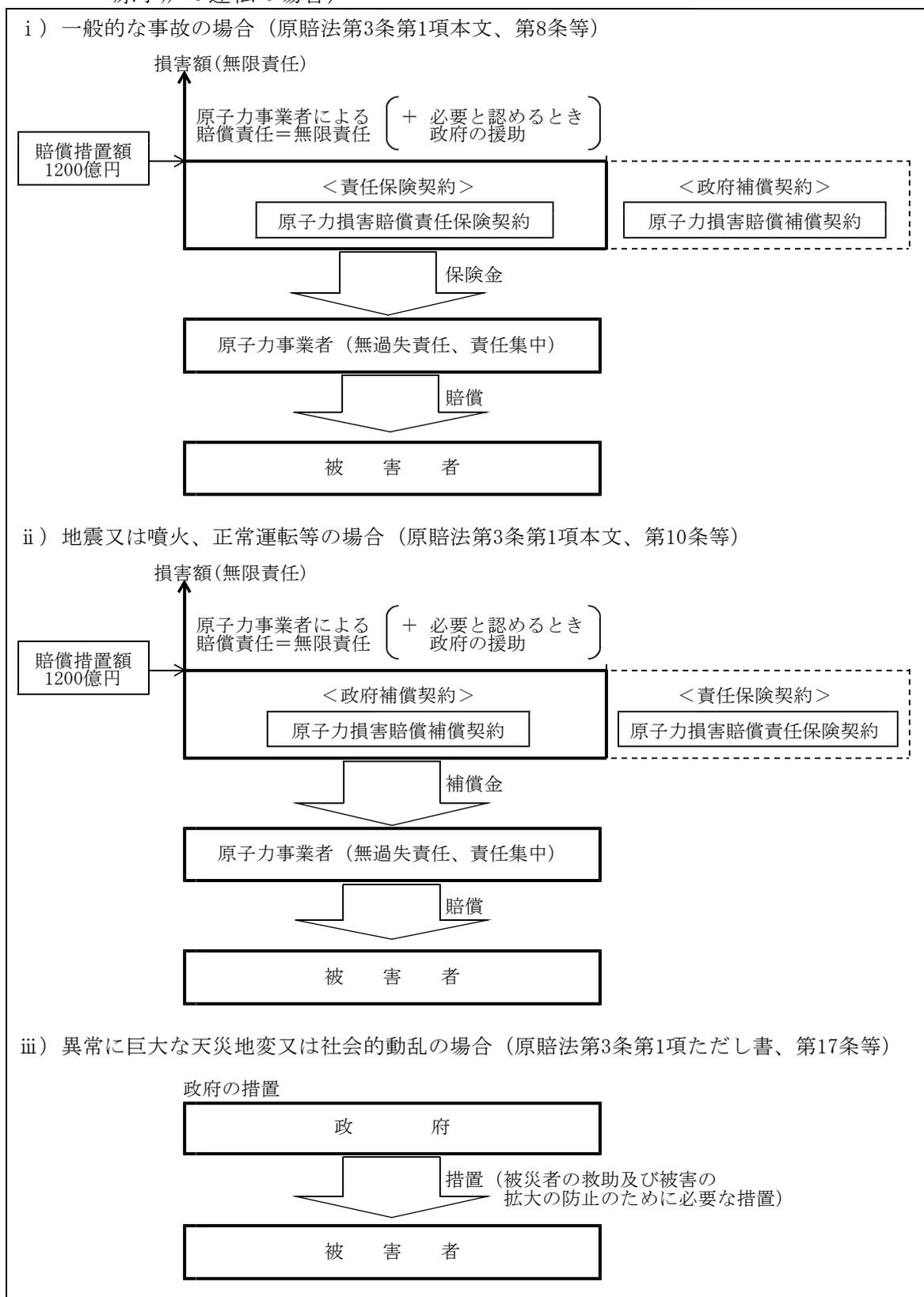
このほか、原賠法では、第16条において、政府は、原子力損害が生じた場合において、原子力事業者が損害を賠償する責任を負う金額が賠償措置額を超え、かつ、原賠法の目的を達成するため必要があると認めるときは、原子力事業者に対し、損害を賠償するために必要な援助を行うものとする。また、第17条において、原子力事業者の免責事由となる「異常に巨大な天災地変又は社会的動乱によつて生じた」原子力損害である場合等には、被災者の救助及び被害の拡大防止のため必要な措置を講ずるようとするものとする。ことがそれぞれ定められている。

以上を踏まえて、原賠法における原子力損害賠償制度の枠組みを整理すると、図表0-4のとおりとなっている。

(注10) 原子炉の運転等 原賠法第2条第1項等の規定により、原子炉の運転、核燃料物質の加工、再処理、核燃料物質の使用、使用済燃料の貯蔵、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄のほか、これらに付随してする核燃料物質又は核燃料物質によって汚

染された物の運搬、貯蔵又は廃棄等とされている。

図表0-4 原賠法における原子力損害賠償制度の枠組み（熱出力が1万キロワットを超える原子炉の運転の場合）



(2) 原子力損害賠償支援機構の設立に至る経緯とその概要

ア 設立に至る経緯

23年原発事故以降、事故の収束に向けた作業等が続けられる中、東京電力は、原賠法に基づき、23年原発事故に関する無過失責任及び無限責任を負う原子力事業者として賠償を実施することとなった。そして、東京電力は、23年5月10日に、資金調達が極めて厳しい状況にあり、23年原発事故による被害者への公正かつ迅速な補償に影響を与えるおそれがあるばかりでなく、電気の安定供給に支障が生じるおそれもあるとして、原賠法第16条の規定に基づく国の援助の枠組みを策定するよう政府に支援を求めた。

これを受けて政府は、同月13日の関係閣僚会合において、東京電力が、賠償総額に事前の上限を設けることなく迅速かつ適切な賠償を確実に実施すること、福島第一原発の状態の安定化に全力を尽くすこと、電力の安定供給、設備等の安全性を確保するために必要な経費を確保すること、最大限の経営合理化と経費削減を行うこと、政府が設ける第三者委員会の経営財務の実態の調査に応じること、全ての利害関係者に協力を求め、とりわけ、金融機関から得られる協力の状況について政府に報告を行うことなどが確認できたとし、原賠法の枠組みの下で、国民負担の極小化を図ることを基本として東京電力に対する支援を行うことを決定した。また、具体的な支援の枠組みの中で、東京電力を債務超過にさせない方針が確認された。これを踏まえて、同月24日に、「東京電力に関する経営・財務調査委員会」（以下「調査委員会」という。）を上記の第三者委員会として開催し、東京電力の厳正な資産評価と徹底した経費の見直しのため経営・財務の調査を行い、その調査結果を政府の東京電力に対する支援に活用することが閣議決定された。

その後、同年6月14日に原子力損害賠償支援機構法案が衆議院に提出され、同年8月3日に「原子力損害賠償支援機構法」（平成23年法律第94号。以下「機構法」という。）が成立し、同月10日に公布されて、同日施行された。そして、機構法に基づき、同年9月12日に原子力損害賠償支援機構（以下「機構」という。）が設立された。

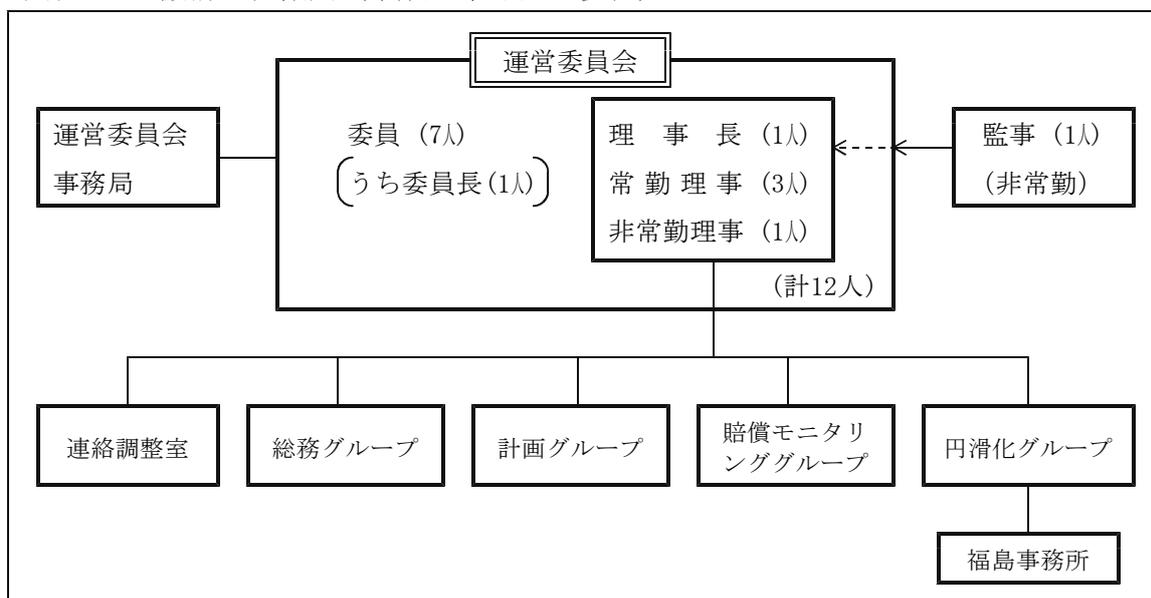
イ 機構の概要

機構は、原賠法第3条の規定によって原子力事業者が賠償の責任を負うべき額が賠償措置額を超える原子力損害が生じた場合において、当該原子力損害の賠償のために必要な資金を交付するなどの業務を行うことにより、原子力損害の賠償の迅速か

つ適切な実施及び電気の安定供給その他の原子炉の運転等に係る事業の円滑な運営を図り、もって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展に資することを目的としている。

そして、機構は、設立に際して、政府及び政府以外の者が出資する額の合計額を資本金とすることとされている（国70億円、国以外の者70億円の計140億円）。機構法では、図表0-5のとおり、理事長及び理事のほか専門的な知識と経験を有する委員から成る運営委員会が設置され、定款の変更、予算及び資金計画の作成又は変更等の重要な事項については運営委員会の議決を経ることとされているほか、事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までであること、予算等は主務大臣の認可を経ること、主務大臣は政令で定めること（原子力損害賠償支援機構法施行令（平成23年政令第257号。以下「機構法施行令」という。）において、機構の業務ごとに内閣総理大臣、文部科学大臣及び経済産業大臣が主務大臣として定められている。）などが定められている。

図表0-5 機構の組織図（平成25年4月1日現在）



機構の業務は、機構法第35条において、負担金の収納、資金援助、相談その他の業務等とされている。機構に負担金を納付したり、機構が資金援助を行ったりする原子力事業者は、第38条第1項において、大規模な原子力損害を生じさせる可能性のある実用発電用原子炉の設置の許可を受けるなどした者であって、原子炉の運転等をしている者とされている。

上記の機構の各業務の概要は、次のとおりとなっている。

(ア) 負担金の収納

機構は、原子炉の運転等をしている原子力事業者から、機構の事業年度ごとに、機構の業務に要する費用に充てるために、「負担金の収納」を行うこととされている。負担金の額は、対象となる各原子力事業者につき、機構の事業年度ごとに納付を受けるべき負担金の額の総額として機構が運営委員会の議決を経て定める額（以下「一般負担金年度総額」という。）に対して、各原子力事業者が納付すべき額の割合として機構が運営委員会の議決を経て定める割合を乗じて得た額（以下、一般負担金年度総額に当該割合を乗じて得た額を「一般負担金」という。）とされている。

(イ) 資金援助

機構は、原賠法第3条の規定によって原子力事業者が損害を賠償する責任を負うべき額（以下「要賠償額」という。）が賠償措置額を超えると見込まれる場合に、当該原子力事業者からの申込みを受けて「資金援助」を行うこととされている。資金援助の具体的な内容は、損害賠償の履行に充てるための資金の交付（以下「資金交付」という。）、当該原子力事業者が発行する株式の引受け、資金の貸付けなどである。機構は、資金援助に係る資金交付に要する費用に充てるために、国から国債の交付を受ける必要がある場合等は、資金援助の申込みを行った原子力事業者と共同して、当該原子力事業者による損害賠償の実施その他の事業の運営等に関する計画（以下「特別事業計画」という。）を作成して、主務大臣の認定を受けなければならないこととされている。

上記の国債は、債券の発行による発行収入金を伴わず、国が金銭の給付に代えて交付するために予算で定める額の範囲内において発行する交付国債である。そして、国は、機構からの交付国債の償還請求に基づき、当該請求額を速やかに償還することとされており、その名称については、「原子力損害賠償支援機構に交付される国債の発行等に関する省令」（平成23年財務省令第58号）において、「原子力損害賠償支援機構国庫債券」と定められている（以下、本報告書の「交付国債」は、この国債のことをいう。）。

前記の特別事業計画には、①原子力損害の状況、②要賠償額の見通し及び損害賠償の迅速かつ適切な実施のための方策、③事業及び収支に関する中期的な計画、

④原子力事業者の経営の合理化のための方策、⑤原子力事業者による関係者に対する協力の要請その他の方策、⑥原子力事業者の資産及び収支の状況に係る評価に関する事項、⑦原子力事業者の経営責任の明確化のための方策、⑧原子力事業者に対する資金援助の内容及び額、⑨交付を希望する国債の額その他資金援助に要する費用の財源に関する事項等を記載しなければならないこととされている。また、特別事業計画の認定を受けた原子力事業者が機構に納付すべき負担金の額は、一般負担金の額に追加的な負担額として運営委員会の議決を経た額（以下、特別事業計画の認定を受けた原子力事業者が追加的に納付すべき負担金を「特別負担金」という。）を加算した額とされている。

機構は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは損失を埋めた残余の額を積立金として整理しなければならないこととされているが、資金交付のために交付国債の償還を受けている場合は、当該残余の額を当該交付国債の償還を受けた額の合計額まで国庫に納付しなければならないこととされている。

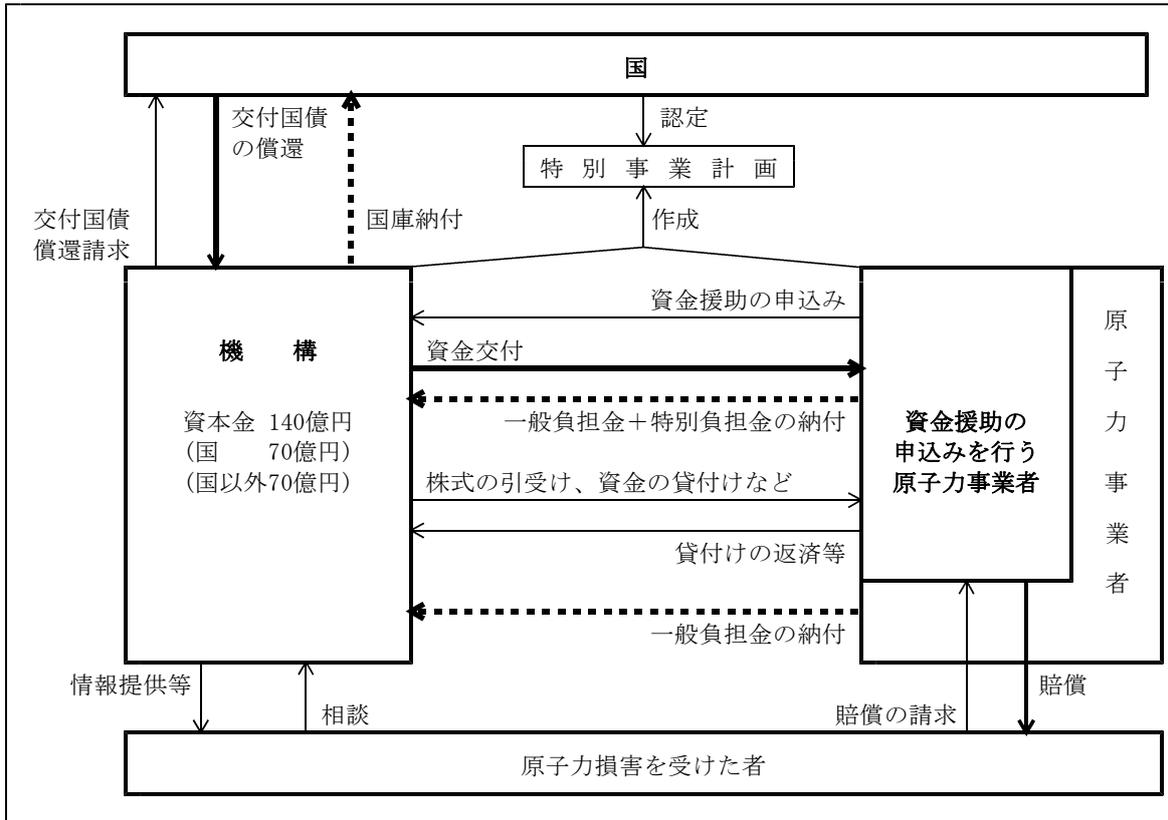
(ウ) 相談その他の業務

機構は、原子力事業者に資金援助を行った場合に、当該原子力事業者に係る原子力損害を受けた者からの相談に応じ必要な情報の提供及び助言を行ったり、

「平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律」（平成23年法律第91号。以下「仮払法」という。仮払法の制定の経緯等については次項(3)において記述する。）に基づき仮払法に規定する主務大臣又は都道府県知事から委託を受けて仮払金の支払に関する事務の一部等を行ったりなどすることとされている。

上記の各業務の概要を図で示すと、図表0-6のとおりとなっている。

図表0-6 機構の業務の概要



また、機構法の附則において、原子力事業者からの資金援助の申込みは機構法の施行前に生じた原子力損害についても適用されることとされており、機構法の施行前に生じた原子力損害に関して資金援助を申し込む原子力事業者は、経営の合理化を徹底して行うことなどとされている。あわせて、政府は、機構法の施行後できるだけ早期に、原子力損害の賠償に係る制度における国の責任の在り方等について検討を加え、その結果に基づき、原賠法の改正等の抜本的な見直しを始めとする必要な措置を講ずることとされているほか、機構法の施行後早期に、23年原発事故に係る資金援助に要する費用に係る負担の在り方等を含めて、国民負担を最小化する観点から、機構法の施行状況について検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずることとされている。

(3) 仮払法の制定と国による仮払金の支払等

仮払法は、23年原発事故による災害が大規模かつ長期間にわたる未曾有の災害であり、これによる被害を受けた者を早期に救済する必要があること、これらの者に対する原子力損害の賠償の支払に時間を要することなどの特別の事情があることに鑑み、当該被害に係る対策に関し国が果たすべき役割を踏まえて、当該被害に係る応急の対

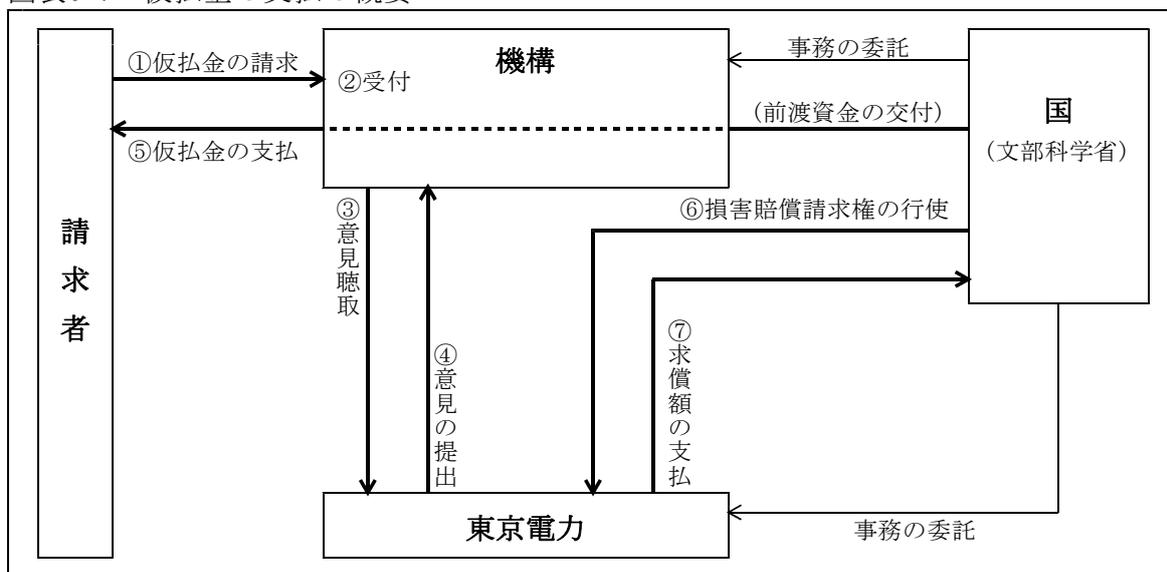
策に関する緊急の措置として、国による仮払金の迅速かつ適正な支払及び原子力被害応急対策基金を設ける地方公共団体に対する補助に関し必要な事項を定めるために、いわゆる議員立法により提案された法律で、23年8月5日に公布されて、9月18日に施行された。

仮払法に基づく仮払金の支払は、「平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律施行令」（平成23年政令第294号。以下「仮払法施行令」という。）により、福島、茨城、栃木、群馬各県において旅館業等の観光に関連する事業を営む中小企業者等が受けた観光客数の減少に伴う収益の減少を対象として、対象者ごとに簡易な方法で算定した原子力損害の概算額に10分の5を下らない割合を乗じて得た額を支払うこととされている。そして、国は、仮払金の支払を行った場合、その額の限度において、その支払を受けた者が有する損害賠償請求権を取得し、速やかに原子力事業者に対して当該損害賠償請求権を行使することとされている。

そして、国又は仮払金の支払に関する事務の一部を行う都道府県知事は、仮払金の支払に関する事務の一部をその事務を行うのにふさわしい者として政令で定める者に委託することができることとされており、具体的には、仮払法施行令等の規定に基づき、仮払金の支払の請求の受付事務を機構及び東京電力に、仮払金支払請求についての原子力事業者への意見の聴取、仮払金の払渡しなどに係る事務を機構に、それぞれ委託することができることとされている。

上記の仮払金の支払の概要を図で示すと、図表0-7のとおりとなっている。

図表0-7 仮払金の支払の概要



また、仮払法においては、地方公共団体が原災法又は関係法令の規定に基づいて行う応急の対策に関する事業並びに「特別会計に関する法律」（平成19年法律第23号。以下「特別会計法」という。）第85条第4項及び第6項の措置の対象となり得る地方公共団体の事業（その区域内の経済社会若しくは住民の生活への23年原発事故による影響の防止若しくは緩和又はその影響からの回復を図るために行う応急の対策に関する事業に限る。）に要する経費を支弁するために、当該地方公共団体が地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づく基金として原子力被害応急対策基金を設ける場合に、国は、予算の範囲内において、その財源に充てるために必要な資金を補助することができることとされている。

(4) 原子力損害の賠償等に関連する法律の概要と所管府省

23年原発事故の発生後に創設された制度も含めて原子力損害の賠償等に関連する制度に係る、主な法律、各法律の所管府省及び主な規定事項については(1)から(3)までのとおりであるが、これらをまとめると、図表0-8のとおりであり、各所管府省（又はその大臣）は、設置法その他の法律の規定に基づき、認可を行うなどしている。

図表0-8 原子力損害の賠償等に関連する法律の概要

法律名（略称）	本報告書での記載ページ	所管府省	主な規定事項
原子力災害対策特別措置法（原災法）	4	内閣府	<ul style="list-style-type: none"> 原子力緊急事態宣言の発令 原子力災害対策本部の設置 必要と認める地域の居住者等への立ち退きなどの指示 警戒区域の設定
原子力損害の賠償に関する法律（原賠法）	8	文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> 原子力損害賠償責任の範囲 損害賠償措置の内容（責任保険契約、補償契約、供託等） 原子力損害賠償紛争審査会の設置
原子力損害賠償補償契約に関する法律（補償契約法）	9	文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> 補償契約に基づく補償金の支払
原子力損害賠償支援機構法（機構法）	11	内閣府 文部科学省 経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> 原子力事業者からの負担金収納 原子力事業者に対する資金援助（資金交付、株式引受けなど） 特別事業計画の認定 被害者からの相談対応等
平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律（仮払法）	14	内閣府 文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> 仮払金の支払 地方公共団体が設置する原子力被害応急対策基金の財源補助

5 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

東京電力に係る原子力損害の賠償に関する国の支援は、前記のとおり、原賠法の枠組みの下で、国民負担の極小化を図ることを基本として行うこととされている。

そこで、会計検査院は、「東京電力株式会社に係る原子力損害の賠償に関する国の支援等の実施状況」に関する各事項について、正確性、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、それぞれ次の着眼点により検査を実施した。

- ① 原子力損害の賠償に関する国の支援等はどのように実施されているか。特に、国の支援等に係る財政負担等はどのような状況になっているか、財政上の措置以外の国の支援等はどのような状況になっているか。
- ② 東京電力が発行する株式の引受け、東京電力への資金交付等の資金援助、情報提供等の業務はどのように実施されているか。機構が東京電力等から納付を受ける負担金の水準はどのように設定されているか、機構を通じて東京電力に交付された資金の回収の見通しはどのようにになっているか。機構の決算はどのような状況になっているか。
- ③ 原子力損害の賠償に関して、要賠償額の見通しはどのようにになっているか、東京電力による賠償は適正かつ迅速に行われているか。東京電力の事業運営に関して、経営の合理化のためのコスト削減、資産売却等の方策や事業改革はどのように実施されているか、財務基盤の強化は図られているか、特別事業計画の作成後の状況の変化に適切に対応しているか。東京電力の決算はどのような状況になっているか。

なお、上記②及び③の事項の一部である23、24両年度の機構及び東京電力の決算の状況については、「第2 検査の結果」中、「4 機構及び東京電力の決算の状況」において記述した。

(2) 検査の対象及び方法

東京電力に係る原子力損害の賠償に関する国の支援は、後述のとおり、23年原発事故による損害の賠償のために国が機構を通じて東京電力に交付した資金に相当する額が、原子力事業者の一般負担金及び東京電力の特別負担金により国庫に納付されたり、政府保証が付された借入金を原資とする機構から東京電力への出資が解消されたりなどするまで継続することになる。

会計検査院は、会計検査院法第23条第1項第3号及び第5号の規定に基づき、24年8月

に東京電力の会計経理を検査することに決定しているが、本報告に係る検査に当たっては、内閣府、文部科学省、経済産業省及び機構による23年原発事故に係る原子力損害の賠償の支援並びに東京電力による特別事業計画の履行のうち、原則として24年度までに実施された支援等を対象とした。

検査の実施に当たっては、計算証明規則（昭和27年会計検査院規則第3号）に基づき提出された計算証明書類、各機関から徴した関係資料、報告等により、専門家の意見も踏まえつつ、在庁してこれらを分析するなどの書面検査を行うとともに、内閣府、文部科学省、経済産業省、機構及び東京電力並びに23年原発事故に係る原子力損害の賠償に必要な資金の調達に関連する事務を所掌している財務本省、23年原発事故の処理等に関連する事務を所掌している環境本省及び独立行政法人原子力安全基盤機構（以下「JNES」という。）本部において、関係書類を基に説明を受け、また、文部科学省、機構及び東京電力については福島県内に設置された事務所等にも赴き、399人日を要して、会計実地検査を行った。

第2 検査の結果

1 原子力損害の賠償に関する国の支援等の状況

国は、原子力損害の賠償に関する様々な支援等を行ってきた。これらの支援等に係る財政負担等の状況は、図表1-1のとおりであり、国が負担等をした額は、計3兆3044億余円となっている。

これらのうち、「交付国債の交付」については、機構に交付された5兆円の交付国債のうち3兆7893億余円を上限として償還を行うことにより国が財政上の負担をする一方で、機構の損益計算の結果生じた利益が国庫に納付されるという仕組みで、各原子力事業者が機構に納付する負担金により償還された資金が実質的に回収されることになっている。一方、交付国債の償還のための借入金等に係る利払費用のように、その額が今後も増えるものがある。なお、これらの金額には、国における事務に従事する職員の人件費は含まれていない。

図表1-1 原子力損害の賠償に関する支援等に係る国の財政負担等の状況 (単位：百万円)

番号	項目	金額	会計	本報告書での記載	
				箇所	ページ
1	補償契約に基づく補償金の支払額	120,000	一般会計	(1)ア	21
2	補償金の支払に先立つ審査、調査等に係る委託費用	70	一般会計	(1)ア	21
3	東京電力の経営・財務の調査に係る委託費用	508	一般会計	(1)イ(7)	25
4	機構への出資	7,000	一般会計	(1)イ(4)	27
5	(交付国債の交付) くうち東京電力への交付を決定した額 うち平成25年9月末までに国から機構に償還済みの額	(5,000,000)	エネルギー対策特別会計 原子力損害賠償支援勘定	(1)イ(4)	27
		<3,789,334> 3,048,300			28
6	一般会計からエネルギー対策特別会計原子力損害賠償支援勘定への繰入れ	1,052	一般会計	(1)イ(4)	32
7	原子力損害賠償支援資金のうち25年9月末までに利払のため取り崩した額	1,063	一般会計	(1)イ(4)	32
8	仮払金の支払に係る委託費用	18	一般会計	(1)ウ(7)	35
9	仮払法に基づく原子力被害応急対策基金の設置費用	40,385	一般会計	(1)ウ(4)	36
10	福島県民健康管理基金の設置費用	84,162	23年度：一般会計	(1)オ(4)	41
			24年度：東日本大震災復興特別会計		42
11	原子力損害賠償紛争審査会の設置、運営等の費用	28	23年度：一般会計 24年度：東日本大震災復興特別会計	(2)ア	44
12	原子力損害賠償紛争解決センターの設置、運営等の費用	1,833	23年度：一般会計 24年度：東日本大震災復興特別会計	(2)イ(エ)	48
計		3,304,424			
—	政府保証の限度額	23年度 2,000,000 24年度 4,000,000 25年度 4,000,000	一般会計	(1)イ(4)	33

(注) 番号5及び7の項目は平成25年9月末までの状況であり、それ以外の番号の項目は24年度末までの状況である。

上記のほか、国が23年原発事故に対処するために要した費用としては、延べ約80,000人に及ぶ自衛隊の原子力災害派遣に要した費用、除染に関連して国が負担している費用等がある。

(1) 国による財政上の措置等の状況

ア 補償契約による補償等の状況

補償契約は、前記のとおり、原子力事業者と民間保険会社等との間の責任保険契約等では対応できない原子力損害を原子力事業者が賠償することにより生ずる損失を政府が補償することを約し、原子力事業者が国に補償料を納付する契約である。補償契約法において、補償契約により原子力事業者に支払われる補償金は、補償契約金額までとされており、また、そのために原子力事業者が支払うべき補償料の額については、補償契約金額に補償損失の発生の見込み、補償契約に関する国の事務取扱費等を勘案して政令で定める料率を乗じて得た金額に相当する金額とすることとされている。

そして、23年原発事故の発生を受けて、国と東京電力の間で昭和45年1月に締結された福島第一原発に係る補償契約に基づき、平成23年11月に、国から東京電力に対して補償金1200億円が支払われている。

なお、補償金の支払に先立って、文部科学省は、補償金支払の請求の受付及び請求に係る書類の記載事項に関する審査、調査等を損害保険会社に委託して実施しており、一般会計から7095万余円が支出されている。

原子力事業者から支払われる補償料及び国から支払われる補償金の経理はいずれも一般会計で処理されており、全ての原子力事業者からの補償料の収納済歳入額は、補償契約制度が発足した昭和36年度から平成23年度までの間で、図表1-2のとおり、計158億0319万余円となっている。

図表1-2 補償契約に基づく補償料の収納済歳入額（昭和36年度～平成23年度）

年度	補償料の 収納済歳入額 (千円)	注(1) 賠償措置の額	注(1) 補償料率	(参考) 熱出力1万kW超の原子炉の「原子炉の運 転」に係る一事業所当たりの1か年分の 補償料			
昭和36	25	昭和37年3月15日～ 50億円	1万分の5	50億円×5/10,000 =250万円			
37	2,688						
38	2,691						
39	5,188						
40	5,191						
41	5,255						
42	6,835						
43	7,736						
44	15,323						
45	15,300						
46	19,189	46年10月1日～ 60億円		60億円×5/10,000 =300万円			
47	25,796						
48	34,832						
49	39,112						
50	36,182						
51	46,786						
52	49,980						
53	52,941						
54	70,765						
55	93,578						
56	90,031	55年1月1日～ 100億円		100億円×5/10,000 =500万円			
57	89,995						
58	105,095						
59	99,961						
60	105,110						
61	105,474						
62	106,107						
63	110,885						
平成元	284,078				平成2年1月1日～ 300億円		300億円×5/10,000 =1500万円
2	348,406						
3	360,555						
4	378,085						
5	379,058						
6	381,529						
7	381,218						
8	380,293						
9	378,747						
10	395,019						
11	696,564	12年1月1日～ 600億円		600億円×5/10,000 =3000万円			
12	795,617						
13	806,480						
14	807,171						
15	851,316						
16	854,445						
17	821,923						
18	823,064						
19	790,623						
20	850,708						
21	890,595	22年1月1日～ 1200億円	1万分の3	1200億円×3/10,000 注(2) =3600万円			
22	914,876						
23	884,751						
計	15,803,193						

注(1) 熱出力が1万キロワット超の原子炉の運転の場合（原賠法が規定する最高額）

注(2) 補償料率は、23年原発事故後に改正され、平成24年4月1日以降、熱出力1万キロワット超の原子炉の運転に係る補償契約については、1万分の20へと引き上げられており、1か年分の補償料は3600万円から2億4000万円に引き上げられている。

23年原発事故前に補償契約に基づく補償金が支払われた実績はなく、補償契約に基づく補償金の支払は、前記23年11月の1200億円の支払が初めてとなっている。

なお、福島第一原発の「原子炉の運転」に係る補償料の収納済歳入額は、図表1-3のとおり、計6億0250万余円となっている。

図表1-3 福島第一原発の「原子炉の運転」に係る東京電力からの補償料の収納状況

補償料納付の対象期間		補償料の収納済歳入額 (千円)	補償契約金額	補償料率
始期	終期			
昭和45年1月16日	昭和46年1月15日	2,500	50億円	1万分の5
46年1月16日	47年1月15日	2,646	昭和46年10月1日～ 60億円	
47年1月16日	48年1月15日	3,000		
48年1月16日	49年1月15日	3,000		
49年1月16日	50年1月15日	3,000		
50年1月16日	51年1月15日	3,000		
51年1月16日	52年1月15日	3,000		
52年1月16日	53年1月15日	3,000		
53年1月16日	54年1月15日	3,000		
54年1月16日	55年1月15日	3,082		
55年1月16日	56年1月15日	5,000		
56年1月16日	57年1月15日	5,000		
57年1月16日	58年1月15日	5,000		
58年1月16日	59年1月15日	5,000		
59年1月16日	60年1月15日	5,000		
60年1月16日	61年1月15日	5,000		
61年1月16日	62年1月15日	5,000		
62年1月16日	63年1月15日	5,000		
63年1月16日	平成元年1月15日	5,000		
平成元年1月16日	2年1月15日	5,410	平成2年1月1日～ 300億円	
2年1月16日	3年1月15日	15,000		
3年1月16日	4年1月15日	15,000		
4年1月16日	5年1月15日	15,000		
5年1月16日	6年1月15日	15,000		
6年1月16日	7年1月15日	15,000		
7年1月16日	8年1月15日	15,000		
8年1月16日	9年1月15日	15,000		
9年1月16日	10年1月15日	15,000		
10年1月16日	11年1月15日	15,000		12年1月1日～ 600億円
11年1月16日	12年1月15日	15,616		
12年1月16日	13年1月15日	30,000		
13年1月16日	14年1月15日	30,000		
14年1月16日	15年1月15日	30,000		
15年1月16日	16年1月15日	30,000		
16年1月16日	17年1月15日	30,000		
17年1月16日	18年1月15日	30,000		
18年1月16日	19年1月15日	30,000		
19年1月16日	20年1月15日	30,000	22年1月1日～ 1200億円	
20年1月16日	21年1月15日	30,000		
21年1月16日	22年1月15日	30,246		
22年1月16日	23年1月15日	36,000		
23年1月16日	24年1月15日	36,000		
計		602,502		

(注) 補償契約期間が平成18年度以前のものについては証拠書類の保存年限が経過しているが、補償契約法等の規定から推定計算している。

福島第一原発については、23年原発事故に伴う補償金1200億円が支払われたことにより原子力損害賠償に充てることができる金額が0円となったが、文部科学大臣は、23年12月7日に、原賠法第7条第2項の規定に基づき、これを24年1月16日までに賠償措置額である1200億円に回復するよう東京電力に命じている。これは、仮に新たな地震や津波等が発生した場合には、福島第一原発に関して新たな原子力損害が生ずる可能性がないとはいえないことから、その賠償の履行を確保する措置を講じておく必要があったため執られた措置である。

東京電力は、上記の命令を踏まえて、政府と補償契約を締結し、24年1月13日に賠償措置額を1200億円に回復させたものの、保険期間が同月15日に満了する責任保険契約については、新たな責任保険契約の締結が困難な状況となっていた。このため、東京電力は、損害賠償措置として、責任保険契約及び補償契約の締結以外の方法として認められている「供託」を実施することとし、同月13日に1200億円を東京法務局に供託して損害賠償措置を講じている。

一方、特別事業計画を履行するなどのために現金の確保が喫緊の課題である東京電力は、責任保険契約を締結し、かつ、国と補償契約を締結することで、現金で供託している1200億円の返還を受けられることができるといった事情を踏まえて、引き続き、民間保険会社との責任保険契約の締結の可能性を探っている。

なお、供託金には、供託法（明治32年法律第15号）の規定により、利息が付されることとなっている。その利率は、1年につき0.024パーセントとされており、保証としての金銭の供託の場合には、毎年、供託した月に相当する月の末日後に、同日までの利息の払渡しを受けることができることとされている。上記の供託金1200億円に関しては、24年2月から25年1月までの分として2880万円の利息が付されており、東京電力は、同年2月27日に同額を受領している。

イ 機構を通じた賠償を支援するための措置の実施状況

(ア) 機構の業務の前提となる調査委員会の設置及び運営

前記のとおり、東京電力から原賠法第16条に基づき国の援助の枠組みの策定等の支援を求められたことを受けて、政府は、①賠償総額の上限を設けない、②福島第一原発の安定化に全力を尽くす、③電力の安定供給等の安全確保のための経費確保、④最大限の経営合理化、⑤厳正な資産評価等のための政府が設ける第三者委員会の経営財務の実態調査への対応、⑥利害関係者への協力要請等が確認されたとして、23年5月13日の関係閣僚会合において東京電力に対する支援の実施を決定した。

そして、上記の関係閣僚会合において、国民負担の極小化を図ることを基本として東京電力に対する支援を行うこととしたことを踏まえて、同月24日の閣議において、有識者から成る調査委員会を開催し、東京電力の厳正な資産評価と徹底した経費の見直しのために経営・財務の調査を行い、その調査結果を政府の東京電力に対する支援に活用することとし、同年6月、内閣官房に調査委員会を設置した。調査委員会による調査は、問題の緊急性に鑑みて、法律事務所、監査法人等に委託して行われることとなり、そのための経費は平成23年度第2次補正予算（23年7月25日成立。以下「23年度2次補正」という。）において措置された。この調査は同年7月25日から開始され、その結果は同年10月3日に委員会報告として取りまとめられた。委託費の支払額は、図表1-4のとおりであり、計5億0874万余円が一般会計から支出されている。

図表1-4 東京電力の経営・財務の調査に係る委託の状況

(単位：千円)

契約件名	支払額	委託先の選定方法	委託先
東京電力株式会社の経営・財務等に係る調査 (法務に係るデュー・デリジェンス)	115,342	総合評価方式 (応札者:3者)	西村あさひ法律事務所
東京電力株式会社の経営・財務等に係る調査 (財務・税務に係るデュー・デリジェンス)	201,180	総合評価方式 (応札者:4者)	有限責任監査法人トーマツ
東京電力株式会社の経営・財務等に係る調査 (事業に係るデュー・デリジェンス)	192,225	総合評価方式 (応札者:3者)	株式会社ボストン・コンサルティング・グループ
計	508,748		

(注) デュー・デリジェンスとは、投資に先立ち行われる資産査定のことをいう。

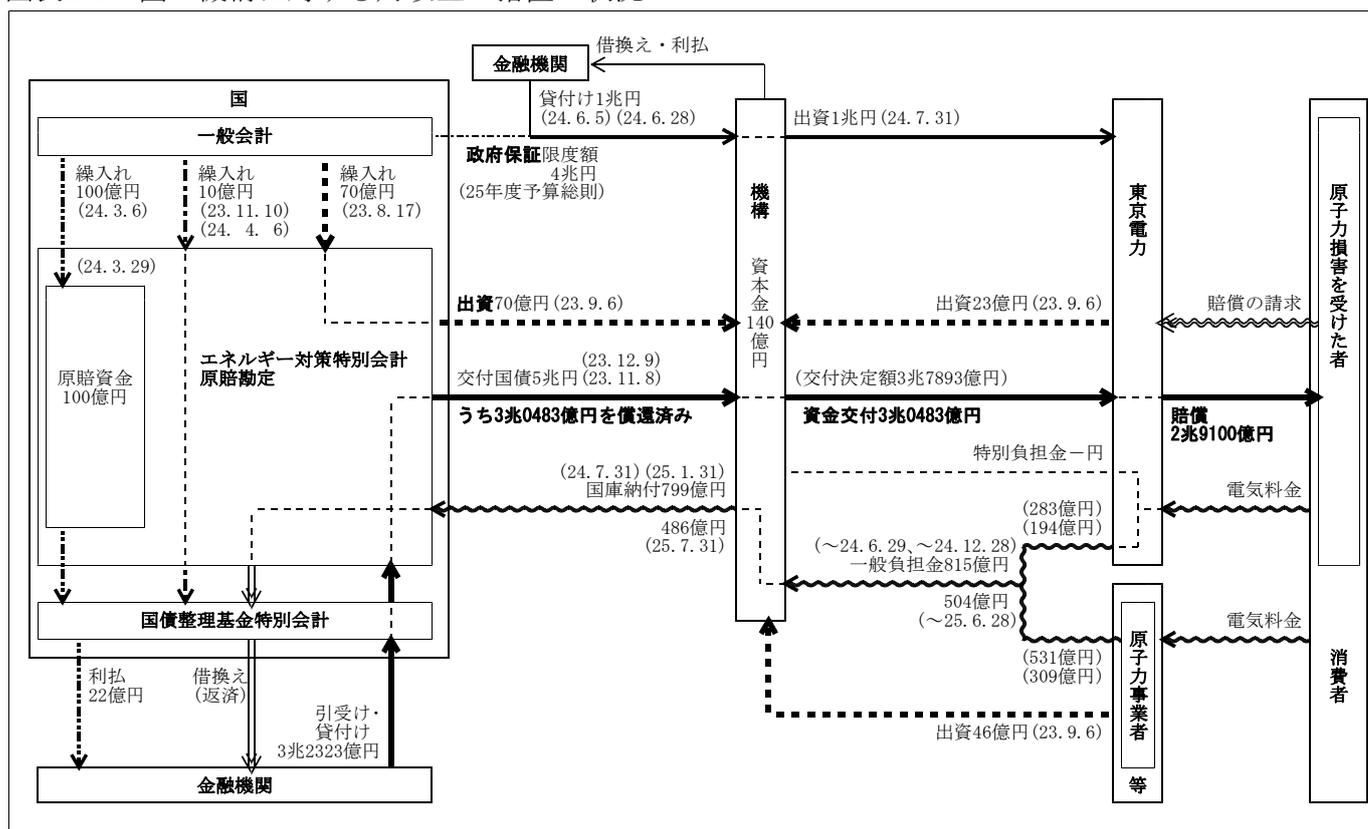
(イ) 国から機構に対する財政上の措置の状況

機構法の成立に伴い、国が機構に対して各種の財政上の措置（交付国債の交付等）を講ずる仕組みが設けられた。

これを受けて、機構に対する財政援助に係る資金管理を行い、交付国債の償還財源の調達を区分経理することにより、その経理を明確化する必要があること、また、国の原子力政策に係る経理については従前からエネルギー対策特別会計が管理していることなどから、23年8月に特別会計法が改正され、同特別会計に新たに原子力損害賠償支援勘定（以下「原賠勘定」という。）が設けられ、交付国債の償還のための借入金等を区分経理することとされた。

国の機構に対する財政上の措置の状況は、図表1-5のとおりとなっており、出資、交付国債の交付、政府保証等の様々な措置が講じられている。

図表1-5 国の機構に対する財政上の措置の状況



- 注(1) 各金額は、平成25年度予算又は25年9月末までの実績に基づくものである。ただし、「賠償2兆9100億円」は、同年9月27日までの支払額である。
- 注(2) 東京電力から原子力損害を受けた者に対する「賠償2兆9100億円」には、補償契約に基づく補償金1200億円を原資とした分が含まれている。
- 注(3) 機構に対して出資した「原子力事業者等」には、原子力事業者ではないため一般負担金を納付していない電源開発株式会社が含まれる（後掲図表1-6参照）。
- 注(4) 一般負担金は、消費者から直接電気料金を受領していない日本原子力発電株式会社及び日本原燃株式会社も納付することとされている（後掲図表2-8及び図表2-9参照）。

そして、国の機構に対する財政上の措置を措置別にみると、その状況は次のとおりとなっている。

a 機構への出資

経済産業省は、原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施等を目的とした機構の設立のために、機構の資本金140億円のうち2分の1である70億円を負担することとし、23年度2次補正において同額が計上された。

そして、出資に当たっては、23年8月17日に一般会計から70億円を原賠勘定に繰り入れて、9月6日に同額を原賠勘定から支出して機構への出資に充てた。また、残る2分の1である70億円については、図表1-6のとおり、原子力事業者等である12社が出資している。

図表1-6 原子力事業者等12社の出資の状況

原子力事業者等	出資額	出資割合	備考 (保有している原子力発電所、原子炉の数、熱出力等)
北海道電力	2億5400万円	1.8%	泊3炉、計596.0万kW
東北電力	4億1800万円	3.0%	東通1炉、女川3炉、計975.8万kW
東京電力	23億7900万円	17.0%	福島第一6炉(廃止した4炉を含む。)、福島第二4炉、柏崎刈羽7炉、東通(建設中)1炉、計5561.2万kW
中部電力	6億2200万円	4.4%	浜岡5炉(廃止した2炉を含む。)、計1454.1万kW
北陸電力	2億3600万円	1.7%	志賀2炉、計551.9万kW
関西電力	12億2900万円	8.8%	美浜3炉、大飯4炉、高浜4炉、計2881.9万kW
中国電力	3億3100万円	2.4%	島根3炉(1炉建設中)、計774.2万kW
四国電力	2億5400万円	1.8%	伊方3炉、計596.0万kW
九州電力	6億6000万円	4.7%	玄海4炉、川内2炉、計1546.6万kW
日本原子力発電	3億3200万円	2.4%	東海第二1炉、敦賀2炉、計778.0万kW
日本原燃	1億1700万円	0.8%	再処理工場等
電源開発	1億6800万円	1.2%	大間1炉(建設中)、392.6万kW
計	70億円	50%	59炉、計1億6108.3万kW(再処理工場等は除く。)

注(1) 原子力事業者等の名称中、「株式会社」は省略した。

注(2) 出資割合は、小数点以下第2位を四捨五入している。

b 交付国債の交付及び償還

交付国債を発行することができる金額の限度は、特別会計予算総則において定められている。その金額は、23年度2次補正では2兆円とされ、その後、平成23年度第3次補正予算(23年11月21日成立。以下「23年度3次補正」という。)で3兆円増額されて5兆円となっている。そして、23年11月8日に2兆円、同年12月9日に3兆円、計5兆円の交付国債が機構に交付された。

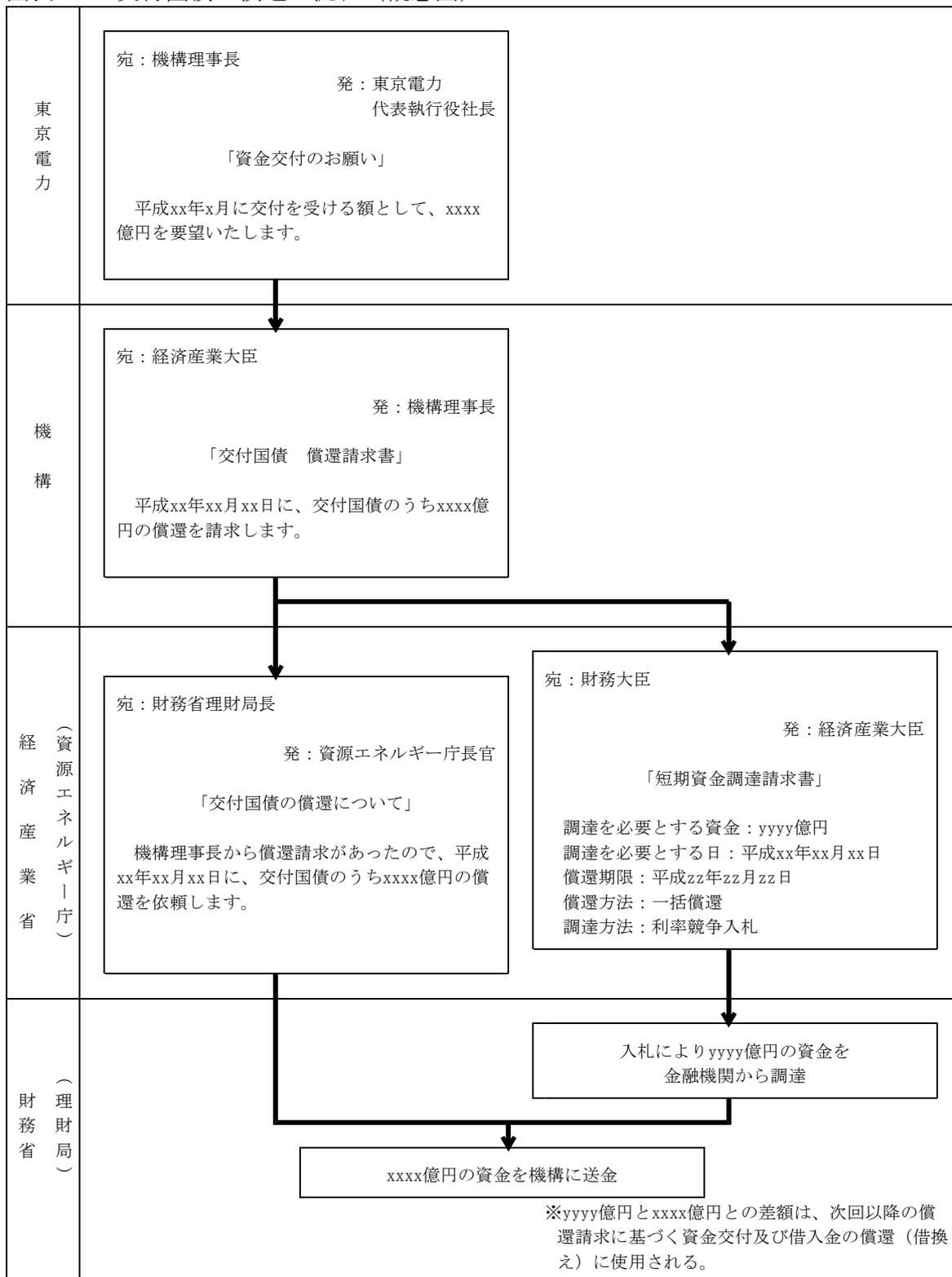
機構は、東京電力からの要望に応じて、図表1-7のとおり、23年11月8日から25年8月末までの間に20回、計3兆0483億円の交付国債について国に償還請求を行っている。そして、機構は、国から交付国債の償還を受け、同年9月末までに同額の資金を東京電力に対して交付している。

図表1-7 交付国債の償還請求の状況

回	機構からの 請求年月日	償還額	東京電力への 交付年月日	償還の累計額
1	平成23年11月 8日	5587億円	23年11月15日	5587億円
2	24年 3月 2日	1049億円	24年 3月27日	6636億円
3	4月 3日	2186億円	4月23日	8822億円
4	4月27日	466億円	5月22日	9288億円
5	6月 6日	809億円	6月29日	1兆0097億円
6	6月28日	1071億円	7月26日	1兆1168億円
7	8月 2日	1551億円	8月21日	1兆2719億円
8	8月28日	547億円	9月24日	1兆3266億円
9	10月 1日	497億円	10月24日	1兆3763億円
10	11月 1日	932億円	11月27日	1兆4695億円
11	11月26日	292億円	12月18日	1兆4987億円
12	11月29日	2503億円	12月27日	1兆7490億円
13	12月27日	2717億円	25年 1月22日	2兆0207億円
14	25年 1月29日	2106億円	2月22日	2兆2313億円
15	3月22日	2235億円	4月18日	2兆4548億円
16	4月25日	1549億円	5月21日	2兆6097億円
17	5月30日	1151億円	6月24日	2兆7248億円
18	6月27日	732億円	7月24日	2兆7980億円
19	7月29日	1762億円	8月21日	2兆9742億円
20	8月27日	741億円	9月24日	3兆0483億円

国は、交付国債の償還に当たり、原賠勘定の負担に属する借入金の借入れ、融通証券の発行等を行っている。ただし、借入金の借入れ、融通証券の発行等に係る事務は、特別会計法第16条の規定により財務大臣が行うこととされており、具体的には、図表1-8のように、財務省理財局が入札を実施して、短期の借入れを行ったり、政府短期証券である原子力損害賠償支援証券を発行したりすることにより金融機関から資金を調達している。

図表1-8 交付国債の償還の流れ（概念図）



交付国債の償還に当たっては、23年度においては、入札による借入れでは日程的に困難であったため、政府短期証券の発行により資金調達が行われており、機構からの償還請求額が判明した後に、資源エネルギー庁から経済産業大臣名

で「短期資金調達請求書」が財務大臣に提出され、償還請求額と同額の資金調達の請求が行われていた。

24年度以降においては、資金調達は原則として借入金により行うこととし、借入金の入札に当たっては、①入札の3か月前に入札予定を公表する必要があること、②安定的な資金調達を行うためには一定の額を定期的に入札することが望ましいこと、③償還請求額に不足を来さないよう、ある程度余裕のある資金調達を行う必要があることなどから、資源エネルギー庁があらかじめ償還請求額を見込んだ上で財務省に対して短期資金の調達を請求し、財務省は請求のあった額を入札により調達している（償還請求、入札、償還等の状況については、巻末別表1参照）。

そして、上記のとおり、資源エネルギー庁は、財務省に対して短期資金の調達を請求しているが、特に24年度の上半期においては、事前に調達した資金に比べて実際の償還請求額が少額であったことなどにより、資金繰りに余裕が生じていた。

この余裕金については、前年度から繰り入れられた剰余金8億0683万余円や、機構からの国庫納付金799億9280万余円等とともに、資源エネルギー庁が資金繰りを勘案しながら財政投融资特別会計財政融資資金勘定に預託することにより運用しており、24年度において受取利息2億5687万余円が原賠勘定の歳入となっている（余裕金の預託の状況については、巻末別表2参照）。

また、原賠勘定には、交付国債の償還のために調達した資金に係る利払費用に充てるために、23年度末に、一般会計から繰り入れられた100億円を原資として原子力損害賠償支援資金（以下「原賠資金」という。）が設置されている。原賠資金は、24年度においては財政投融资特別会計財政融資資金勘定に預託することにより運用されており、同年度において受取利息978万余円が原賠勘定の歳入となっている（原賠資金の預託の状況については、巻末別表3参照）。

一方、原子力損害賠償支援証券の発行、借入金の借入れなどに係る支払利息の状況及び同証券に係る償還手数料等の状況は、図表1-9のとおりとなっており、25年9月末までに借り入れるなどして調達した資金については、今後、償還期限が到来するものも含めて支払利息が計53億5502万余円、償還手数料等が計2118万余円、合計53億7620万余円となっている。

図表1-9 原子力損害賠償支援証券の発行、借入金の借入れ等に係る支払利息等の状況

年度	種別	発行・借入年月日	発行額借入額(億円)	償還期限	支払(予定)利息(円)	
平成23年度	証	23年11月14日	5587	24年 2月20日	147,505,209	注(4) 23年度の支払分 支払利息 239,530,003円 + 償還手数料等 5,771,170円 計21,181,944円 24年度の支払分 支払利息 348,943,395円 + 償還手数料等 15,410,774円 25年度の支払分(9月末まで) 支払利息 1,663,049,623円 25年度の支払予定分 支払利息 1,164,155,522円 計3,105,081,857円 26年度の支払予定分 支払利息 1,940,926,335円
	借	24年 2月20日	3000 [3000]	25年 2月20日	348,943,395	
	証	2月20日	2587 [2587]	24年 5月21日	65,343,941	
	証	3月26日	1049	6月25日	26,680,853	
	計		6636		588,473,398	
24年度	借	4月20日	2999	25年 4月22日	346,438,897	
	借	5月21日	3000 [2587]	5月20日	344,800,573	
	借	6月20日	3000 [1049]	6月20日	327,031,250	
	借	7月20日	3000	7月22日	322,758,903	
	借	9月20日	3000	9月20日	322,020,000	
	借	10月22日	3000	10月21日	(322,115,068)	
	借	25年 2月20日	4000 [3000]	26年 2月20日	(406,751,620)	
	借	3月21日	3000	1月20日	(231,453,218)	
計		1兆8363		(2,623,369,529)		
25年度	時	4月16日	3000	25年12月20日	(203,835,616)	
	借	4月22日	3000 [2999]	26年 4月21日	(302,169,863)	
	借	5月20日	4000 [3000]	5月20日	(441,130,000)	
	借	6月20日	4000 [3000]	6月20日	(385,777,800)	
	借	7月22日	4000 [3000]	7月22日	(389,970,590)	
	借	8月19日	1323	8月19日	(132,300,000)	
	借	9月20日	3000 [3000]	9月22日	(289,578,082)	
計		7323		(2,144,761,951)		
合計		3兆2323		(5,356,604,878)		

- 注(1) 平成25年9月末までの発行又は借入れに係る状況である。
- 注(2) 種別欄の「証」は原子力損害賠償支援証券の発行、「借」は借入金、「時」は一時借入金である。
- 注(3) 発行額、借入額欄の[]書きの金額は、借換えのための借入れなどに係る金額で内数である。また、計及び合計は、借換えに係る金額を控除した金額である。
- 注(4) 原子力損害賠償支援証券の発行に当たっては、発行日と同日に、支払利息相当額が原賠勘定から国債整理基金特別会計に繰り入れられるため、支払利息の支出年度は発行日が属する年度となる。一方、借入金等の場合は、償還期限に借入額と合わせて支払利息相当額が繰り入れられるため、支出年度は償還期限と同一の年度となる。
- 注(5) 支払(予定)利息欄の()書きの金額は、今後、償還期限の到来とともに支払うこととなる予定額である。

これらの支払利息等については、一般会計から原賠勘定に繰り入れられた資金や前記の預託による受取利息収入が支払の財源となっている。

すなわち、23年度中に発行した原子力損害賠償支援証券に係る支払利息2億3

953万余円及び償還手数料等577万余円、計2億4530万余円については、23年度に一般会計から原賠勘定に繰り入れられた10億5213万余円を財源として支払われている。なお、差額の8億0683万余円については、原賠勘定の剰余金として24年度に繰り越されている。

また、24年度中に償還期限が到来した借入金に係る支払利息3億4894万余円については、原賠資金の取崩しにより支払われており、償還手数料等1541万余円については、余裕金等の運用により生じた受取利息収入により支払われている。

さらに、25年度中、9月末までに償還期限が到来した借入金に係る支払利息は計16億6304万余円となっていて、これらは、前記の差額8億0683万余円、余裕金等の運用により生じた受取利息収入及び原賠資金計7億1477万余円の取崩しにより支払われている。

これらにより、原賠資金は、25年9月末までに10億6372万余円が取り崩されており、その残高は89億3627万余円となっている。

そして、25年10月以降に償還期限が到来する借入金及び一時借入金に係る支払予定利息は、同年9月末現在で判明しているだけでも25年度分計11億6415万余円、26年度分計19億4092万余円、合計31億0508万余円となっており、これらについては原賠資金の取崩しにより支払われる予定となっている。したがって、原賠資金の残高は、図表1-10のとおり、26年9月末までに58億3119万余円にまで減少する予定である。

図表1-10 原賠資金の残高の状況

利息の 支払年度	借入金等の 償還期限	元金 (億円)	支払(予定)利息 (千円)	原賠資金の 取崩し(予定)額 (千円)	原賠資金の(予定)残高 <元金100億円> (千円)	
平成24年度	25年 2月20日	3000	348,943	348,943	9,651,056	
25年度	4月22日	2999	346,438	—	9,651,056	
	5月20日	3000	344,800	—	9,651,056	
	6月20日	3000	327,031	70,000	9,581,056	
	7月22日	3000	322,758	322,758	9,258,297	
	9月20日	3000	322,020	322,020	8,936,277	
	小計			1,663,049	714,778	
	10月21日	3000	(322,115)	(322,115)	(8,614,162)	
	12月20日	3000	(203,835)	(203,835)	(8,410,327)	
	26年 1月20日	3000	(231,453)	(231,453)	(8,178,873)	
	2月20日	4000	(406,751)	(406,751)	(7,772,122)	
	小計			1,164,155	1,164,155	
	25年度の計			2,827,205	1,878,934	
	26年度	4月21日	3000	(302,169)	(302,169)	(7,469,952)
5月20日		4000	(441,130)	(441,130)	(7,028,822)	
6月20日		4000	(385,777)	(385,777)	(6,643,044)	
7月22日		4000	(389,970)	(389,970)	(6,253,073)	
8月19日		1323	(132,300)	(132,300)	(6,120,773)	
9月22日		3000	(289,578)	(289,578)	(5,831,195)	
小計			1,940,926	1,940,926		
合計			5,117,074	4,168,804		

c 政府保証

政府は、機構法第61条の規定に基づき、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構が行う金融機関等からの借入れ（借換えを含む。）又は原子力損害賠償支援機構債（以下「機構債」という。）の発行（機構債の借換えのための発行を含む。）に係る債務の保証を行うことができることとされている。

これを受けて、一般会計予算総則で政府保証契約の限度額が定められており、その金額は、23年度2次補正で2兆円、平成24年度予算で4兆円、平成25年度予算で4兆円となっている。

機構は、23年度においては、金融機関等からの借入れ及び機構債の発行を行わなかったが、24年度においては、4兆円の政府保証契約の限度額に対して、政府保証が付された金融機関からの1兆円の借入れを行い、25年度においては、当該1兆円に係る借換えを行っている。なお、この借入れにより調達した1兆円の資金は、東京電力が発行する株式の引受けに充てられている。

ウ 仮払法による賠償を支援するための措置の実施状況

(ア) 国の仮払金の支払実績等

仮払法は、前記のとおり、23年9月18日に施行されたが、その裏付けとなる仮払金の支払に関する予算については、23年度3次補正で263億円が措置され、また、当該事務に要する予算については、平成23年度一般会計東日本大震災復旧・復興予備費で1億3900万余円、23年度3次補正で7920万余円、計2億1820万余円が措置された。上記23年度3次補正の263億円は、旅館業等の観光に関連する6事業それぞれについて、各種統計データを用いた次の算式により算出された額を合算した仮払見込額である。

$$\left[\begin{array}{l} \text{売上総利益} \times (\text{収入減少率} - \text{23年原発事故以外の要因による減少率}) \\ \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \times 1/10 \times 5/10 = \text{仮払見込額} \end{array} \right]$$

(注) 算式中の1/10は、23年原発事故後の風評被害を受けて、観光業者の1割が緊急的に国に対して仮払金の支払請求を行う(請求見込件数10,535件)との仮定によるもので、算式中の5/10は、仮払法施行令第2条第3項で定める割合である。

これに対して、国に対する仮払金の支払請求件数は、図表1-11のとおり、見込みを大きく下回る64件となり、支払件数は50件、計17億3326万余円にとどまった。

図表1-11 国の仮払金の支払実績 (単位：件、円)

請求年月	請求件数	支払件数	支払金額
平成23年 9月	8	0	0
10月	29	0	0
11月	7	0	0
12月	3	35	1,456,953,278
24年 1月	12	3	55,127,221
2月	3	12	221,184,437
3月	2	0	0
計	64	50	1,733,264,936

このように、前記の予算額263億円に対する執行率が6%程度にとどまっているのは、次のようなことによると考えられる。

すなわち、東京電力は、観光業者に対する風評被害の賠償において、当初は、国の仮払金と同様に、23年原発事故以外の要因による売上の減少を考慮することとし、阪神・淡路大震災後や東日本大震災後の統計データ等を基にして、賠償の対象とはならない23年原発事故以外の要因による売上の減少が20%あるとして支払額を算定していた。このように、23年原発事故以外の要因による売上減少率が

20%とされたことにより、賠償を受けようとする観光業者が東京電力への賠償金の支払請求を留保していたとみられる中で、東京電力は、支払請求の受付の開始から1か月後の23年10月に、観光庁から公表された統計データ等を踏まえるなどして、売上減少率の見直しを行った。具体的には、同年8月末までの損害に係る売上減少率を①20%（同年3月11日～5月31日に適用）及び0%（同年6月1日～8月31日に適用）又は②10%（同年3月11日～8月31日）とし、同年9月以降の損害に係る売上減少率は一律0%として、23年原発事故以外の要因による売上の減少については最終的に考慮しないこととした。一方、文部科学省も、同年10月に上記と同様に売上減少率の引下げを行うなどした。このような状況の中、賠償を受けようとする観光業者は、原子力損害の概算額に最大で10分の5を乗じて得た額までしか支払われない国の緊急措置としての仮払金ではなく、一回の請求でより多額の支払を受けられる可能性のある東京電力による賠償を選択することになり、国の仮払金の支払額が予算額の6%程度にとどまったと考えられる。

なお、仮払金を支払った国から東京電力に対する損害賠償請求権については、図表1-11の50件の全てについて行使されており、24年3月末までに、17億3326万余円全額が東京電力から国に対して支払われている。

また、文部科学省は、上記の仮払金の支払に関する事務の一部を、機構及び東京電力に委託しており、図表1-12のとおり、該当する委託契約は3件、支出額は計1875万余円となっている（各委託契約に係る事務の実績については、後掲2(4)イ（78ページ）及び3(1)イ(カ)（113ページ）において記述する。）。

図表1-12 仮払金の支払に係る委託契約の状況 (単位：千円)

契約件名	契約先(契約年月日)	当初契約額	変更契約額	支出額
平成23年度特定原子力損害に係る仮払金請求書受付業務委託事業	機構 (平成23年10月7日)	125,437	14,885	13,871
平成23年度特定原子力損害に係る仮払金請求書補正等業務委託事業	東京電力 (23年10月7日)	13,566	6,409	3,752
平成23年度特定原子力損害に係る仮払金払渡し業務委託事業	機構 (23年11月21日)	6,439	1,163	1,130
計		145,442	22,458	18,754

前記のとおり、仮払金の支払の請求件数が当初の見込みに達せず、支払の請求受付から支払に至るまでの一連の事務に係る人件費等の実績額が計画額を大幅に下回るなどしたため、仮払金の支払に関する事務に要した経費の支出額についても、当初契約金額を大きく下回ることとなった。

(イ) 仮払法に基づく地方公共団体の基金の設置状況等

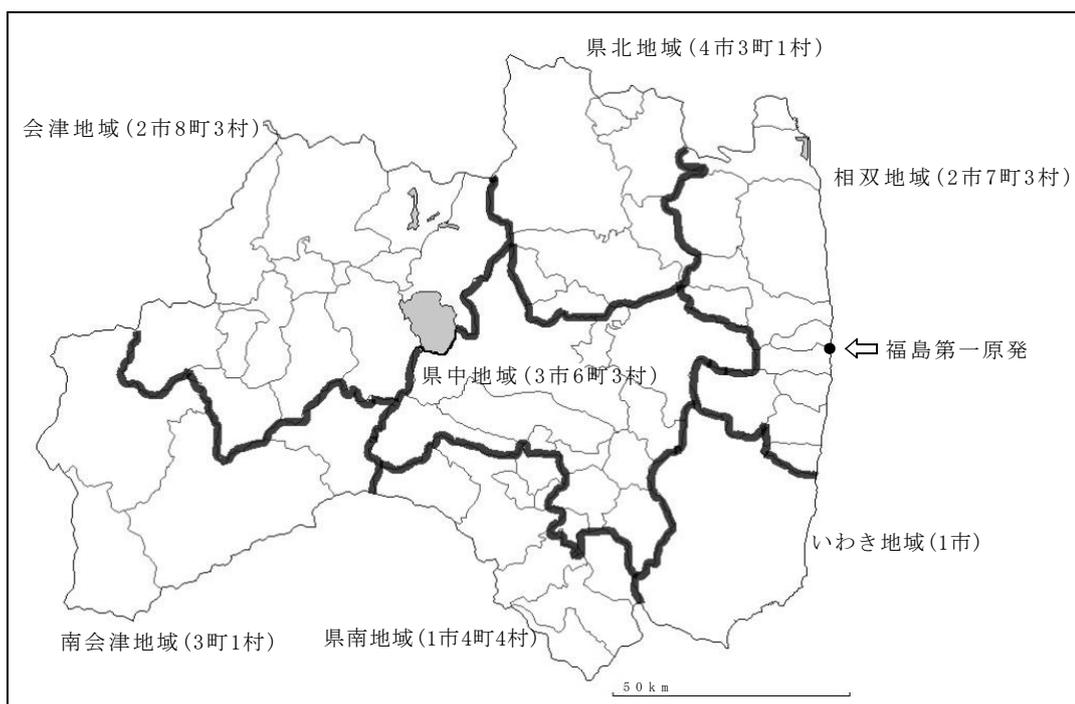
前記のとおり、国は、地方公共団体が仮払法に基づく原子力被害応急対策基金を設ける場合に、予算の範囲内において、その財源に充てるために必要な資金を補助することができることとされている。

内閣府は、平成23年度一般会計東日本大震災復旧・復興予備費により、①農林水産物、食品等の全量検査体制の整備、②子どもの屋外活動の支援、③地域の「ふくしま」ブランド価値回復に向けた活動支援等の各事業の財源となる原子力被害応急対策基金の造成に要する経費403億8515万余円を措置し、24年3月に、放射線量低減対策特別緊急事業費補助金として福島県に同額を交付し、同県は福島県原子力被害応急対策基金を設置した。そして、同県は同年5月21日に同基金を活用して、市町村を通じて、県南、会津、南会津各地域の住民に対して給付金を給付することにより地域ブランドイメージの回復に向けた活動を支援するために、関係経費303億4200万円を福島県の24年度の補正予算に計上したことを発表した。

このように、福島県が、福島県原子力被害応急対策基金を活用して、給付金を給付することとしたのは、次のような事情によるためである。

すなわち、国の原子力損害賠償紛争審査会（以下「審査会」という。審査会の設置の経緯等については、次項(2)アにおいて記述する。）が原子力損害の範囲の判定等について23年12月に定めた指針においては、福島県の県北、県中、相双、^(注11)いわき各地域の計33市町村中、23市町村が「自主的避難等対象区域」として明示されたが、県南、会津、南会津各地域の計26市町村は上記の区域には含まれていなかった（地方自治法の規定に基づき福島県が地方振興局を設置している7地域の状況は図表1-13参照）。同指針では、自主的避難等対象区域以外の地域についても、個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認められることとされていたものの、東京電力は、24年2月末に「自主的避難等に係る損害」の賠償を開始することを発表した時点では、同指針で示されていない26市町村を一律に当該賠償の対象とすることに難色を示しており、当該賠償の対象者を23年原発事故の発生日に23市町村に生活の本拠としての住居があった者に限定していた。このようなことなどから、福島県は、早急に福島県原子力被害応急対策基金を活用して、26市町村の住民に対して給付金を給付することとした。

図表1-13 福島県が地方振興局を設置している7地域の状況



なお、東京電力は、24年3月22日に、26市町村からの申入れや指針の内容等を踏まえて、県南地域の9市町村に生活の本拠としての住居があった者の一部についても、「自主的避難等に係る損害」の賠償の対象者に追加することとし、同年6月に賠償金の支払を開始するとともに、同年8月に、福島県原子力被害応急対策基金の積増しに充てるために、福島県に30億円の寄付を行った。

26市町村に係る給付金の給付対象等は、図表1-14のとおりとなっており、地域、年齢等により区分されている。

(注11) 自主的避難等対象区域 ①福島第一原発からの距離、②避難指示等対象区域（審査会が平成23年8月に策定した指針においてその適用対象とされた区域）との近接性、③政府や地方公共団体から公表された放射線量に関する情報、④自主的に避難した者の多寡等の要素を総合的に勘案し、審査会が決定した区域をいう。具体的には、県北地域の8市町村（福島、二本松、伊達、本宮各市、伊達郡桑折、国見、川俣各町、安達郡大玉村）、県中地域の12市町村（郡山、須賀川、田村各市、岩瀬郡鏡石町、石川郡石川、浅川、古殿各町、田村郡三春、小野両町、岩瀬郡天栄村、石川郡玉川、平田両村）、相双地域の2市町（相馬市及び相馬郡新地町）及びいわき地域の1市（いわき市）のうち、上記の避難指示等対象区域を除く区域である。

図表1-14 26市町村に係る給付金の給付対象等

福島県原子力被害応急対策基金を財源とする給付金【受付開始：平成24年7月】												
地域	23年3月11日～12月31日						24年1月1日～					
	18歳以下であった者		妊娠していた期間がある者		左記以外の者		18歳以下であった者		妊娠していた期間がある者		左記以外の者	
	県南	○	10万円	○	10万円	○	4万円	×		×		×
会津	○	20万円	○	20万円	○	4万円	×		×		×	
南会津	○	20万円	○	20万円	○	4万円	×		×		×	
＜参考＞東京電力の賠償金【受付開始：24年6月、25年2月】												
地域	23年3月11日～12月31日						24年1月1日～					
	18歳以下であった者		妊娠していた期間がある者		左記以外の者		18歳以下であった者		妊娠していた期間がある者		左記以外の者	
	県南	○	20万円	○	20万円	×		○	8万円	○	8万円	○
会津	×		×		×		×		×		×	
南会津	×		×		×		×		×		×	

- 注(1) 図表中の金額は、1人当たりの給付金又は賠償金の受取額である。
- 注(2) 福島県原子力被害応急対策基金を財源とする給付金の支払は、市町村単位で行われ、当該給付金の支払申請の受付開始月日は市町村により異なる。
- 注(3) 「県南」は、白河市、西白河郡矢吹町、東白川郡棚倉、矢祭、塙各町、西白河郡西郷、泉崎、中島各村、東白川郡鮫川村の計9市町村である。
- 注(4) 「会津」は、会津若松、喜多方両市、耶麻郡西会津、磐梯、猪苗代各町、河沼郡会津坂下、柳津両町、大沼郡三島、金山、会津美里各町、耶麻郡北塩原村、河沼郡湯川村、大沼郡昭和村の計13市町村である。
- 注(5) 「南会津」は、南会津郡下郷、只見、南会津各町、南会津郡檜枝岐村の計4町村である。

そして、福島県原子力被害応急対策基金の使用実績及び年度末の残高は、図表1-15のとおり、24年度に26市町村の住民に対する給付金の給付事業に要した額が287億余円等となっていて、24年度末の基金残高は53億余円となっている。

図表1-15 福島県原子力被害応急対策基金の使用実績等（平成23、24両年度）

（単位：千円）

年度	事業名	事業内容	事業費 (基金取崩額)	備考
平成 23 年度	学校給食検査 体制整備事業	学校給食に関してより一層の安全・安心を確保するために、給食施設のある県立学校に検査機器の購入等を行い食材の検査体制を整備するとともに、市町村の取組を支援	1,338,662	24年2月議会で予算化。翌年度に繰越し（金額は同年5月の県一般会計への繰出額）
	年度計		1,338,662	
	年度末基金残高		39,046,494	
24 年度	県南・会津・ 南会津地域給 付金事業	地域ブランドイメージの回復へ向けた活動を支援するために、県南、会津、南会津各地域の住民に対して給付金を給付	28,729,660	
	ふくしまの恵 み安全・安心 推進事業	産地における放射性物質検査体制を構築し、検査結果等の可視化対策を推進するとともに、放射線等の安全管理対策を促進	3,768,530	
	福島県ブラン ド・イメージ 回復支援市町 村交付金事業	地域ブランドイメージの回復に向け、地域の実情に応じたきめ細かな取組を行う市町村に対して支援を実施	3,425,000	
	ふくしまっ子 体験活動応援 事業	子どもたちが心身ともにリラックスし自然体験活動、交流体験活動等が行えるような事業を実施	988,310	
	学校給食検査 体制整備事業	学校給食に関してより一層の安全・安心を確保するために、給食施設のある県立学校に検査機器の購入等を行い食材の検査体制を整備するとともに、市町村の取組を支援	▲586,083 (戻入)	23年度から24年度に繰越しの上、実施 繰越額 1,338,662 決算額 752,579
	水道水質安全 確保事業	警戒区域等における住民帰還後の復興支援の一環として、水道水及び飲用井戸水等の検査体制を強化し、効率的に放射性物質のモニタリング検査を実施	180,142	
	観光復興特別 対策事業	福島県の観光ブランドの低下を早急に回復させるために、広報媒体の活用やイベント等による風評被害対策を実施	172,050	
	ほか2事業		63,351	
	年度計		36,740,959	
年度末基金残高		5,321,776		

エ 株式会社日本政策投資銀行による融資の状況

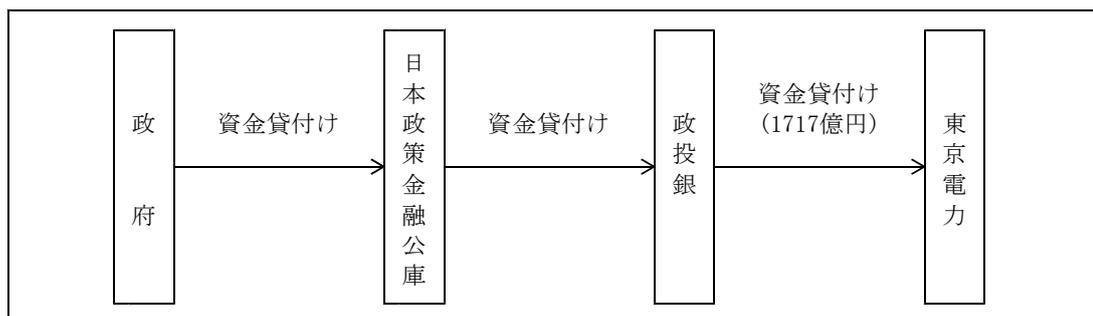
株式会社日本政策投資銀行（以下「政投銀」という。）は、20年10月に、株式会社日本政策投資銀行法（平成19年法律第85号）に基づき、全額政府出資の金融機関として、日本政策投資銀行（以下「旧政投銀」という。）の権利及び義務を承継して設立された。政投銀は政府関係機関として政策金融を担っていた旧政投銀及びその前身である日本開発銀行等の時代から、東京電力に対して多額の貸付けを行っており、25年3月末現在における政投銀の東京電力に対する貸付金残高は6112億余円となっている。

政投銀は、その業務の一環として、図表1-16のとおり、財政投融資資金を原資とした株式会社日本政策金融公庫からの貸付けを受けて、東日本大震災により被害を受けた事業者に対する貸付けなどを行う危機対応業務を実施している。危機対応業務による貸付けは国による財政上の措置そのものではないものの、上記の東京電力に対する貸付金残高6112億余円のうち1717億余円は危機対応業務による貸付けとなっている。

また、政投銀は、23年原発事故の発生後から25年3月末までの間に、東京電力に対して、危機対応業務以外の貸付けとして、23年4月の緊急融資1000億円のほか、東京電力が行う借換えのための貸付け延べ1604億余円、延べ2604億余円の貸付けを実行している。

なお、政投銀は、電気事業者に対する貸付けについては、「電気事業者の株式会社日本政策投資銀行からの借入金の担保に関する法律」（昭和25年法律第145号）により、社債権者と同等に他の債権者に先立って自己の弁済を受ける権利を有することとされているため、東京電力に対する貸付金残高6112億余円について、一般債権に優先して弁済を受けることとなる。

図表1-16 政投銀の危機対応業務による貸付け



オ 福島県民健康管理基金に対する支出の状況

(ア) 基金設置の経緯

福島県は、23年原発事故による県内の放射能汚染を踏まえて、23年5月以降、県民の健康不安の解消や将来にわたる健康管理の推進等を図ることを目的として、全県民を対象とした調査等の事業（以下「県民健康管理事業」という。）等を行うこととし、同年9月に、県民健康管理事業等に要する資金を積み立てるために、福島県民健康管理基金を設置した。

県民健康管理事業は、①県民健康管理調査事業、②線量計等緊急整備支援事業、③県民健康管理（内部被ばく検査）事業、④ゲルマニウム半導体検出器整備事業及び⑤ふくしまっ子体験活動応援事業の5事業で構成されていて、23年度から52年度までの30年間に、総事業費1031億8241万余円で実施することとされている。

(イ) 基金設置のための国の支出

経済産業省は、23年度2次補正において、福島県民健康管理基金の造成に要する経費として計781億8241万余円を計上し、23年10月に、福島県に電源立地等推進対策交付金（原子力被災者健康確保・管理関連交付金）として同額を交付した。

上記の781億余円は、一般会計（財源は電源開発促進税収623億余円及び過年度の一般会計留保分158億余円）からエネルギー対策特別会計への繰入れを経て、同特別会計から交付されたものであり、事業計画における積算内訳は、図表1-17のとおり、県民健康管理調査事業計492億円、線量計等緊急整備支援事業136億円等となっている。

図表1-17 事業計画における国の交付額の積算内訳

項目		期間	金額（億円）
県民健康管理調査事業	基本調査	1年間+以降5年ごと	25
	甲状腺超音波検査	30年間	170
	生体試料冷凍保存	30年間	3
	長期健康調査	30年間	164
	データベース構築等	30年間	86
	県民健康管理ファイル配布	1年間+以降10年ごと	42
計			492
線量計等緊急整備支援事業	個人線量計等の整備	5年間	136
県民健康管理（内部被ばく検査）事業	ホールボディカウンター導入事業及び検査事業	10年間	119
ゲルマニウム半導体検出器整備事業		1年間	4
子どもの心身健康確保事業（体験活動応援事業補助事業等）		1年間	29
合計			781

その後、24年9月の原子力規制委員会（以下「規制委員会」という。規制委員会の設置の経緯等については、後掲3(3)ウ(ア)（163ページ）において記述する。）の設置に伴う関係法令の改正により、環境省が所掌事務の一つである公害に係る健康被害の補償及び予防に関する事務の一環として、住民の健康管理対策に取り組むこととなり、福島県民健康管理基金を活用した事業の実施状況報告書の提出先が経済産業大臣から環境大臣に変更された。なお、環境省は、平成24年度東日本大震災復興特別会計予備費により、福島県民の健康管理を図るために行う施設整備事業に必要な経費として59億8000万円を別途措置し、24年12月に、原子力災害健康管理施設整備交付金として福島県に同額を交付し、同県は交付額全額を福島県民健康管理基金に積み増した。

福島県民健康管理基金については、当初の総事業費1031億余円と国の支出額781億余円との差額250億円を東京電力が24年1月に賠償金として支払っているほか、上記のとおり、国が同年12月に59億余円を追加で支出している。また、放射性物質の除染の推進等の経費に充てるために内閣府等から交付されている補助金もある。このように、福島県民健康管理基金は、23年度以降に複数の府省から交付された交付金等を財源とした基金であるが、福島県から国に提出された23年度の経済産業省の交付金に係る基金事業実施状況報告書では、使用実績や残高が財源（経済産業省の交付金及び東京電力の賠償金）別に表示されておらず、一括管理され表示されている。これらについては、後掲3(1)イ(オ)（110ページ）において、記述することとする。

(2) 国による財政上の措置以外の支援等の状況

ア 審査会の設置及び各種指針の策定の状況

原子炉の運転等により原子力損害を与えた原子力事業者はその損害を賠償する責任を負うこととなるが、当該原子力事業者と被害者との間で原子力損害の賠償に関して紛争が起こる場合がある。また、賠償の責任を負うとされる原子力損害については、原賠法の規定上、核燃料物質の原子核分裂の過程の作用又は核燃料物質等の放射線の作用若しくは毒性的作用により生じた損害とする定義はあるものの、その具体的な対象は必ずしも明確ではなく、原子力損害の賠償を円滑に進めるためには、何が原子力損害に該当するのかを具体的に明らかにすることが重要となる。

このため、23年原発事故の発生から1か月後の23年4月11日に、原賠法第18条第1項及び「原子力損害賠償紛争審査会の設置に関する政令」（平成23年政令第99号）の規定に基づき、文部科学省に審査会が設置されており、25年9月末現在で、9人の委員が任命されている。

審査会は、原子力損害の賠償に関する紛争について和解の仲介を行ったり、原子力損害の賠償に関する紛争について原子力損害の範囲の判定の指針その他の当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針を定めたり、上記の仲介や賠償指針策定の事務を行うために必要な原子力損害の調査及び評価を行ったりする事務を処理することとされている。

審査会は、23年原発事故の被害者を迅速、公平かつ適正に救済する必要がある状況に鑑みて、原子力損害に該当する蓋然性の高い損害から順次指針を提示し、可能な限り早期の被災者救済を図ることとして、原賠法第18条第2項第2号の規定に基づき、23年4月28日から25年1月30日までの間に、図表1-18のとおり、指針を策定して公表している。特に、23年8月5日策定の「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（以下「中間指針」という。）は、後に東京電力が策定することとなる賠償基準の基となる考え方を示したものとなっている。

図表1-18 審査会が策定した原子力損害の範囲の判定等に関する指針

公表年月日	指針の名称	備考
平成23年 4月28日	東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する第一次指針	政府指示等に伴う損害の範囲等を明示
5月31日	東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する第二次指針	避難生活等に伴う精神的損害、いわゆる風評被害による損害等の範囲等を明示
6月20日	東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する第二次指針追補	避難生活等に伴う精神的損害の損害額の算定方法等を明示
8月 5日	東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針	公表済みの指針の内容も含めて、賠償すべき損害と認められる一定の範囲の損害類型を明示
12月 6日	東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針追補（自主的避難等に係る損害について）	中間指針の対象となった避難指示等に係る損害以外の損害である、自主的避難等に係る損害について、その範囲等を明示
24年 3月16日	東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第二次追補（政府による避難区域等の見直し等に係る損害について）	政府の避難区域等の見直しなどを踏まえて、中間指針等の対象となった損害等に関し今後の検討事項とされていたことなどについて、当該時点で可能な範囲で考え方を明示
25年 1月30日	東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第三次追補（農林漁業・食品産業の風評被害に係る損害について）	農林漁業及び食品産業の風評被害について、中間指針に加えて、当該時点で可能な範囲で、損害の範囲等を明示

(注) 以下、本文及び図表において、平成23年12月6日に策定された指針を「中間指針追補」、24年3月16日に策定された指針を「中間指針第二次追補」、25年1月30日に策定された指針を「中間指針第三次追補」という。

審査会は、中間指針等に示されていない損害等に係る指針の策定について、状況の変化に伴い、必要に応じて改めて検討することとしている。

指針の策定等に係る審査会の会議は、原則として公開して行われており、23年4月に第1回が開催されて以降、23年度は26回、24年度は5回、25年度は9月末までに3回、計34回の会議が開催されている。

そして、指針の策定や、指針策定の事務を行うために必要な原子力損害の調査等の審査会の運営に係る経費については、23年度は一般会計、24年度は東日本大震災復興特別会計の歳出予算により賄われており、その支出額は、図表1-19のとおり、23年度2667万余円、24年度226万余円、計2893万余円となっている（国の職員に係る人件費及び後掲の原子力損害賠償紛争解決センターに係る支出額を除く。）。

図表1-19 審査会の運営に係る支出額（平成23、24両年度）

（単位：千円）

平成23年度		24年度		計
	支出額		支出額	
委員手当	10,868	委員手当	955	11,823
諸謝金	1,430	原子力損害賠償業務謝金	-	1,430
庁費	11,832	原子力損害賠償業務庁費	719	12,551
職員旅費	503	原子力損害賠償業務旅費	-	503
委員等旅費	2,041	原子力損害賠償業務委員等旅費	588	2,630
計	26,675	計	2,263	28,939

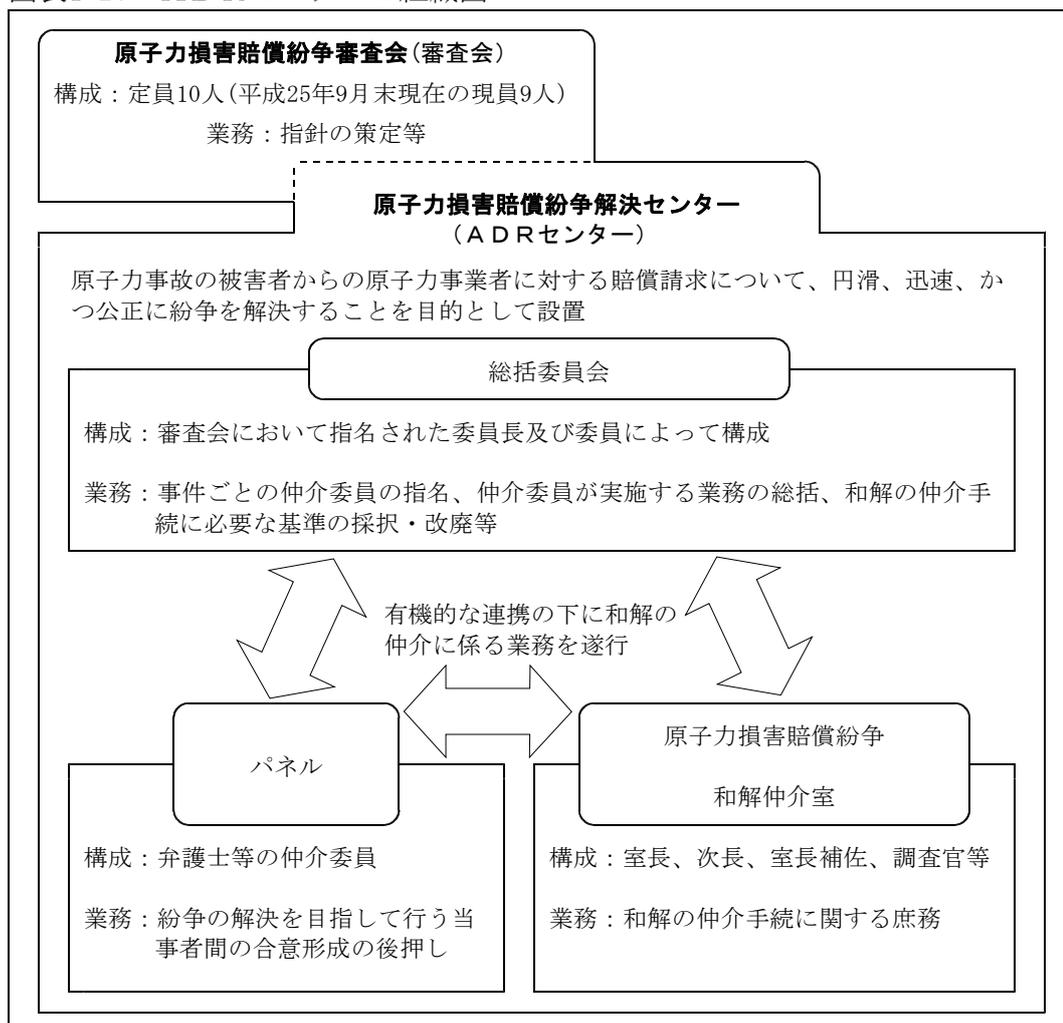
イ 原子力損害賠償紛争解決センターの設置及び和解の仲介の申立てに係る取扱実績

(ア) 原子力損害賠償紛争解決センターの設置

審査会は、原賠法の規定に基づき、原子力損害の賠償に関する紛争についての和解の仲介等の事務を処理することとされており、円滑、迅速かつ公正に紛争を解決することを目的として、23年8月29日に、原子力損害賠償紛争解決センター（以下「ADRセンター」という。）を設置した。

ADRセンターは、図表1-20のとおり、総括委員会、パネル（和解の仲介を行う仲介委員又はその合議体）及び和解仲介室から構成されている。ADRセンターには、東京都内に東京第一、第二両事務所が設置されているほか、福島県内にも23年9月13日に福島事務所（郡山市）が、24年7月2日に県北支所（福島市）、会津支所（会津若松市）、いわき支所（いわき市）、相双支所（南相馬市）がそれぞれ設置されている。

図表1-20 ADRセンターの組織図



そして、ADRセンターにおいては、図表1-21のとおり、25年6月末現在、仲介委員210人、調査官（仲介委員を補佐する者）173人、和解仲介室職員145人、計528人が、和解の仲介等の事務に従事している。

図表1-21 ADRセンターの職員数の推移 (単位：人)

区 分	平成23年 12月末	24年 6月末	12月末	25年 3月末	6月末
仲介委員	128	205	205	208	210
調査官	28	42	91	140	173
和解仲介室職員（調査官を除く。）	34	67	112	126	145
（うち福島事務所、各支所）	(8)	(17)	(25)	(25)	(26)
計	190	314	408	474	528

(イ) 総括基準の策定について

ADRセンターの総括委員会は、ADRセンターに申立てがなされた事件のうち、複数の事件に共通する項目について一定の基準を示し、仲介委員が行う和解の仲介に当たって参照される基準として、図表1-22のとおり、計14件の総括基準を策定し、公表している。

図表1-22 総括基準一覧

番号	公表年月日	表題
1	平成24年 2月14日	避難者の第2期の慰謝料について
2	2月14日	精神的損害の増額事由等について
3	2月14日	自主的避難を実行した者がいる場合の細目について
4	2月14日	避難等対象区域内の財物損害の賠償時期について
5	3月14日	訪日外国人を相手にする事業の風評被害等について
6	3月14日	弁護士費用について
7	4月19日	営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について
8	4月19日	営業損害・就労不能損害算定の際の中間収入の非控除について
9	7月 5日	加害者による審理の不当遅延と遅延損害金について
10	7月 5日	直接請求における東京電力からの回答金額の取扱いについて
11	8月 1日	旧緊急時避難準備区域の滞在者慰謝料等について
12	8月24日	観光業の風評被害について
13	11月 8日	減収分（逸失利益）の算定と利益率について
14	12月21日	早期一部支払の実施について

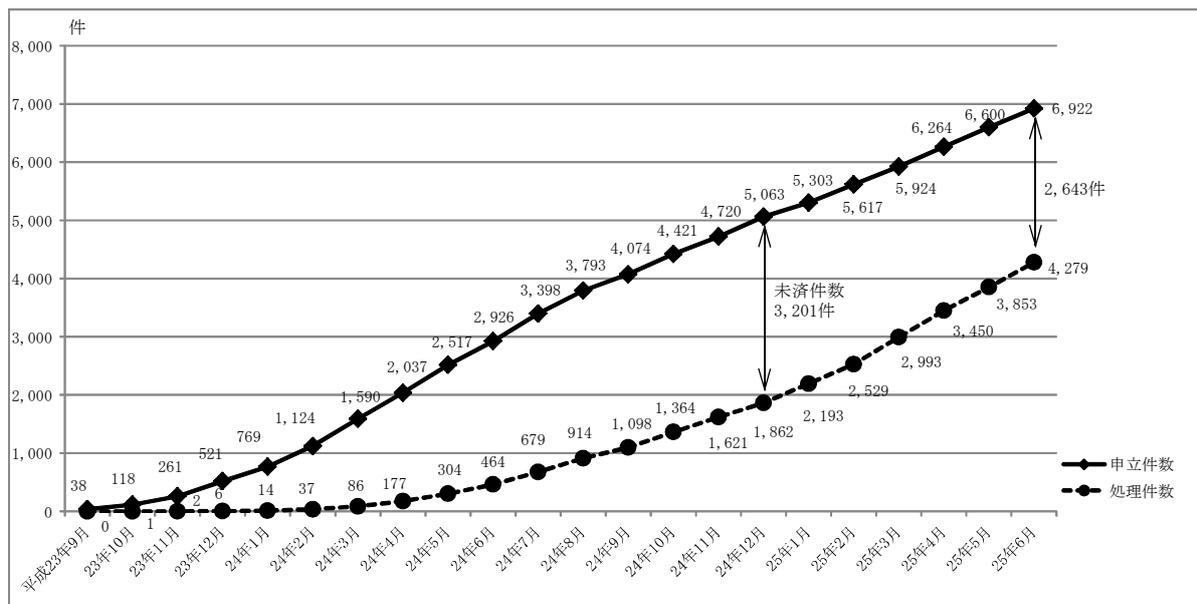
ADRセンターは、審査会の中間指針等や上記の総括基準に基づき、和解の仲介の進捗を進めている。総括基準が策定されることにより、ADRセンターにおいて、被害者間の公平にも配慮した和解案が迅速に提案され、紛争解決が加速していくことが期待されている。

(ウ) 和解の仲介の申立てに係る取扱実績

ADRセンターにおける23年9月から25年6月までの和解の仲介の申立てに係る取扱実績は、図表1-23のとおり、申立件数は6,922件、処理件数は4,279件となっていて、25年6月末現在で2,643件が未処理（以下、当該件数を「未済件数」という。）となっている。

図表1-23 和解の仲介の申立て及び処理の状況

(単位：件)



申立件数の増加に伴い未済件数が増加等することに対応するために、ADRセンターは、前記の図表1-21のとおり、仲介委員、調査官等の人員を増員するなどしている。

また、書面による審理を積極的に活用することにより審理の迅速化に努めるとともに、口頭審理を開催する場合には、事務所及び支所に設置したテレビ会議システムを利用するなどして、申立人等の利便性の向上に努めており、これらの施策により、月間約500件の処理を目指している。

これらの取組の結果、1か月当たりの処理件数が申立件数を上回るようになってきており、未済件数は24年12月の3,201件が最大値で、その後、減少に転じている。

なお、ADRセンターが示した和解案には、除染費用等の賠償といった東京電力の賠償基準では対応が明らかとなっていない項目に係るものが複数含まれている。

(エ) ADRセンターに係る国の支出

ADRセンターの設置、運営等に係る経費については、23年度は一般会計、24年度は東日本大震災復興特別会計の歳出予算により賄われており、その支出額は、図表1-24のとおり、23年度4億1943万余円、24年度14億1402万余円、計18億3346万余円となっている（国の職員に係る人件費及び前記の審査会の運営に係る支出額を除く。）。

図表1-24 ADRセンターの設置、運営等に係る支出額（平成23、24両年度）

(単位：千円)

平成23年度		24年度		計
	支出額		支出額	
委員手当	80,936	委員手当	252,792	333,728
非常勤職員手当	88,269	非常勤職員手当	536,596	624,866
諸謝金	3,703	原子力損害賠償業務謝金	9,467	13,170
庁費	146,100	原子力損害賠償業務庁費	520,662	666,762
職員旅費	1,899	原子力損害賠償業務旅費	3,468	5,368
委員等旅費	7,633	原子力損害賠償業務委員等旅費	12,698	20,331
原子力損害賠償仲介調査委託費	90,894	原子力損害賠償仲介調査委託費	78,338	169,232
計	419,437	計	1,414,023	1,833,461

(オ) ADRセンターの利用促進のための取組

事故等による損害賠償請求権は、民法において、損害及び加害者を知った時から3年の消滅時効が定められているが、裁判所への訴えなどにより、時効が中断することとされている。

しかし、原子力損害の賠償の請求について、ADRセンターで和解が成立しないまま、和解の仲介の途中で時効期間が経過した場合においては、その後、東京電力が時効を援用すると、裁判で争うことが困難な状況になるため、ADRセンターの利用を被害者がためらい、被害者にとって利点のある和解の仲介に係る制度が十分に活用されないおそれがあった。

そこで、和解の仲介の途中で時効期間が経過しても、裁判での解決が図られるよう、25年6月5日に、「東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中断の特例に関する法律」（平成25年法律第32号。以下「原賠ADR時効中断特例法」という。）が公布されて、同日施行された。

原賠ADR時効中断特例法によると、東日本大震災に係る原子力損害賠償の請求について、ADRセンターで和解が成立しないまま、和解の仲介の途中で時効期間が経過しても、和解の仲介の申立人が、和解の仲介を打ち切った旨の通知を受け取ってから1か月以内に裁判所に訴えを提起したときは、当該和解の仲介の申立てのときに訴えの提起があったものとみなすこととされている。これにより、和解の仲介の申立人は、和解の仲介の途中での時効期間の経過を懸念することなく、ADRセンターを利用することが可能となった。

ただし、原賠ADR時効中断特例法の規定により時効を中断するためには、民法の規定による時効期間の3年以内にADRセンターに和解の仲介の申立てを行う必要がある、今後、ADRセンターへの申立てが急増することも考えられる。

ウ 経済産業省による賠償基準についての考え方の公表

前記のとおり、原子力損害の賠償を円滑に進めるための原子力損害の範囲の判定等の指針については、文部科学省に設置された審査会が策定することとされており、審査会は、23年12月の国の避難指示区域の見直しの方針等を受けて、24年3月に中間指針第二次追補を公表した。これを受けて、東京電力が具体的な賠償基準を策定することとされていたが、政府において、当該賠償基準は避難指示区域の見直し及び被害者の生活再建に密接に関わるため、被害を受けた地域やその住民の意見や実情を賠償基準に反映させるべきであるとの判断がなされた。

そこで、電力事業を所管する経済産業省が、関係市町村等と意見交換を行うなどして、24年7月20日に、「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方について」を取りまとめ、東京電力が、同月24日に、中間指針第二次追補や上記の考え方を踏まえて策定した賠償基準を公表した。

政府が取りまとめた考え方の基本的な方針は、被害者が帰還を希望する場合も、移住を希望する場合も、賠償上の取扱いは同一とし、幅広い損害項目について賠償金の一括払を可能とすることなどにより、当該被害者の生活再建のための十分な金額を確保するというものである。

エ 機構法附則の検討条項に係る進捗状況

機構法附則では、政府に対して、次のとおり、各種の検討及び当該検討結果に基づく必要な措置の実施を求めている。

(ア) 機構法の施行後できるだけ早期に検討すべきとされている事項

機構法附則第6条第1項によれば、政府は、機構法の施行後できるだけ早期に、原子力損害の賠償に係る制度における国の責任の在り方、原子力発電所の事故が生じた場合におけるその収束等に係る国の関与及び責任の在り方等について検討を加えるとともに、原子力損害の賠償に係る紛争を迅速かつ適切に解決するための組織の整備について検討を加えて、これらの結果に基づき、原賠法の改正等の抜本的な見直しを始めとする必要な措置を講ずることとされている。そして、原子力損害賠償支援機構法案に対する23年7月26日の衆議院東日本大震災復興特別委員会の附帯決議及び同年8月3日の参議院東日本大震災復興特別委員会の附帯決議において、同項に規定する「できるだけ早期に」は、1年を目途とすると認識するとされている。

上記の政府における検討等の進捗状況についてみたところ、国のエネルギー・環境会議が24年9月に決定した「革新的エネルギー・環境戦略」において、「国策民営の下で進められてきた原子力事業体制については、官民の責任の所在の明確化について検討を進める。原子力損害賠償制度は、東京電力福島原発事故に係る賠償の実施状況や上記の検討等を踏まえて、今後の制度の在り方について必要な検討を進める」とされ、同年10月には、経済産業省及び文部科学省が、原子力発電所の再稼働、電力システム改革等の進捗に併せて、同年末までに検討を進めることとされた。その後、上記会議の開催を決定した国家戦略会議が同年12月に廃止されるなどしているが、政府は、引き続き、23年原発事故に係る原子力損害の賠償が適切かつ迅速に実施されることを最優先としつつ、機構法附則第6条第1項において検討を加えることとされている事項に関しては、国のエネルギー政策における原子力の位置付けなどの検討状況や現在進行中の賠償の実情等を踏まえながら検討を進めるとしている。

(イ) 機構法の施行後早期に検討すべきとされている事項

機構法附則第6条第2項によれば、政府は、機構法の施行後早期に、23年原発事故に係る資金援助に要する費用に係る当該資金援助を受ける原子力事業者と政府

及び他の原子力事業者との間の負担の在り方、当該資金援助を受ける原子力事業者の株主その他の利害関係者の負担の在り方等を含め、国民負担を最小化する観点から、機構法の施行状況について検討を加えて、その結果に基づき、必要な措置を講ずることとされている。そして、上記(7)の参議院東日本大震災復興特別委員会の附帯決議において、同項に規定する「早期に」は、2年を目途とすると認識するとされている。

上記の政府における検討等の進捗状況について見たところ、機構法を所管している経済産業省は、国のエネルギー政策についての検討と併せて必要な検討を加えていくこととしているが、エネルギー政策については様々な観点から検討が進められており、機構法の施行状況についての検討のみが先行して終了する状況とはなっていないとしている。

以上のように、機構法附則において求められている事項については、政府において、なお検討の途上にあり、その結果に基づく原賠法の改正等の抜本的な見直しなどの必要な措置を講ずるまでには至っていない。

2 原子力損害賠償支援機構による資金援助業務の実施状況等

(1) 機構及び東京電力による特別事業計画の作成並びに支援業務の委託の状況

東京電力は、機構法第41条第1項に基づき、23年9月30日及び10月28日に機構に対して資金援助の申込みを行った。

機構は、同年10月28日に、資金援助に係る資金交付に要する費用に充てるために交付国債の交付を国から受ける必要があるとして、運営委員会の議決を経て、東京電力と共同して機構法第45条第1項に定める特別事業計画を作成し、主務大臣である内閣総理大臣及び経済産業大臣に対して認定を申請し、同年11月4日に認定を受けた（以下、同日に認定を受けた特別事業計画を「緊急特別事業計画」という。）。

緊急特別事業計画における資金交付額は、当初、要賠償額の見通し1兆0109億0800万円から補償契約に基づき支払われることとなる補償金1200億円を控除した8909億0800万円であったが、24年2月に計画が見直され、要賠償額の見通しが1兆7003億2200万円となったことから、当該金額から上記の1200億円を控除した1兆5803億2200万円となった。

その後、同年4月27日に、機構は、東京電力と共同して、損害賠償の本格化を見据え、緊急特別事業計画の内容を全面的に差し替えることとして特別事業計画の変更の認定を申請し、同年5月9日に主務大臣の認定を受けた（以下、同日に認定を受けた特別事業計画を「総合特別事業計画」という。）。

総合特別事業計画における資金交付額は、要賠償額の見通しが2兆5462億7100万円となったことから、当該金額から前記の1200億円を控除した2兆4262億7100万円となった。

その後、25年1月15日に、機構は、東京電力と共同して特別事業計画の変更の認定を申請し、同年2月4日に主務大臣の認定を受けた（以下、同日に変更の認定を受けた特別事業計画を「第2次総特」という。）。第2次総特における資金交付額は、要賠償額の見通しが3兆2430億7900万円となったことから、当該金額から前記の1200億円を控除した3兆1230億7900万円となった。

さらに、25年6月6日に、機構は、東京電力と共同して特別事業計画の変更の認定を申請し、同年6月25日に主務大臣の認定を受けた（以下、同日に変更の認定を受けた特別事業計画を「第3次総特」という。）。第3次総特における資金交付額は、要賠償額の見通しが3兆9093億3400万円となったことから、当該金額から前記の1200億円を控除した3兆7893億3400万円となった。

資金交付額を含めた緊急特別事業計画及び総合特別事業計画の主な内容は、図表2-1のとおりとなっている。

図表2-1 特別事業計画の主な内容

緊急特別事業計画 （平成23年度～32年度） ＜23年11月認定、24年2月変更認定＞	
主要な項目	主な内容
①原子力損害の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・福島第一原発における原子力損害の発生経緯 ・原子力損害の態様として、中間指針に沿って損害項目ごとの賠償基準を設定したほか、中間指針追補で追加された自主的避難等に係る損害の賠償等も着実に実施 ・原子力事故収束に向けたステップ1及びステップ2の達成、中長期ロードマップに基づく研究開発の実施等
②要賠償額の見直し及び損害賠償の迅速かつ適切な実施のための方策	<ul style="list-style-type: none"> ・1兆0109億円。計画改定で1兆7003億円 ・福島原子力補償相談室の設置、賠償の業務運営改善（5つの約束）等
③事業及び収支に関する中期的な計画	<ul style="list-style-type: none"> ・事業運営は、賠償、原発の安定状態の維持及び福島第一原発1号機～4号機の廃止、経営合理化等を主題とすること ・改革推進チーム、機構職員の派遣、ワーキンググループの設置等 ・24年3月期の当期純損失5763億円、純資産7088億円。24年度以降の収支について、原子力発電所の稼働（25年3月期に稼働、26年3月期に稼働及び非稼働の3ケースを設定）と料金値上げ（なし、5%及び10%の3ケースを設定）による25年3月期から33年3月期までの収支計画
④原子力事業者の経営の合理化のための方策	<ul style="list-style-type: none"> ・各種設備に係る設備投資計画等の見直し（抑制、効率化等）、資材・役務調達費用、買電・燃料調達費用等コスト削減の徹底（23年度で2374億円）、資産等の売却（原則3年以内に、不動産は時価ベースで2472億円相当、有価証券は3301億円相当等）等
⑤原子力事業者による関係者に対する協力の要請その他の方策	<ul style="list-style-type: none"> ・対金融機関：借換えなどのための融資等の随時実行による本計画認定時の東京電力に対する与信維持 ・対政投銀：3000億円の短期融資枠の設定（資金用途は被害者に対する賠償金支払等） ・対株主：無配継続
⑥原子力事業者の資産及び収支の状況に係る評価に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・特別事業計画の前提となる政府の委員会報告の内容について、機構による妥当性の確認
⑦原子力事業者の経営責任の明確化のための方策	<ul style="list-style-type: none"> ・役員報酬の減額（23年4月及び5月） ・社長等の退任（23年6月）
⑧原子力事業者に対する資金援助の内容及び額	<ul style="list-style-type: none"> ・要賠償額から国の補償金1200億円を控除した8909億円。計画改定で1兆5803億円
⑨交付を希望する国債の額その他資金援助に要する費用の財源に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・23年度政府予算において計上されている2兆円の国債の交付を希望。なお、当該国債の交付枠として3兆円を計上している23年度第3次補正予算案が国会において可決された場合には、当該額を加えた5兆円の国債の交付を希望

総合特別事業計画 （平成24年度～33年度） <24年5月認定、25年2月変更認定(第2次総特)及び6月変更認定(第3次総特)>	
主要な項目	主な内容
①原子力損害の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・基本は緊急特別事業計画と同じ ・中間指針第二次追補による財物損害、避難費用、精神的損害等についての賠償 ・廃止措置関連費用として合理的な見積りが可能な範囲において9002億円を計上（調査委員会は廃炉に係る負債総額を1兆1510億円と試算）。高線量下での4基同時処理となり、新規の技術開発が必要。また、プラント内部の実態把握が進んでおらず、廃棄物の処分方法等により作業内容及び期間が変動するため、各工程の費用の積上げによる総額の見積は困難
②要賠償額の見通し及び損害賠償の迅速かつ適切な実施のための方策	<ul style="list-style-type: none"> ・2兆5462億円。計画改定で3兆2430億円、<u>再改定で3兆9093億円</u> ・財物、避難費用、精神的損害等について増額又は項目の追加 ・農林漁業及び食品産業の風評被害に係る損害について賠償対象の拡大 ・賠償組織体制の強化（賠償業務全体で社員3,400名含む10,800人体制、法務部門との連携強化等） ・迅速な支払の強化（合意書返送後1週間めど、自主的避難に係る賠償については請求受付後3週間以内等）、和解仲介案の尊重（ADRセンター申立て事案での争点整理協力、和解結果の基準活用）等 ・復興推進策の実行（地元経済の再生や雇用の拡大、早期帰還等の支援及び生活再建の促進や避難生活の負担軽減） ・機構の専門家チームによる巡回相談の実施、賠償金支払の「モニタリング」の実施等
③事業及び収支に関する中期的な計画	<ul style="list-style-type: none"> ・事業運営は、賠償、廃止措置等の責任を全うすること、情報発信や公平・透明性の確保、エネルギーサービスの変革等を主題とすること ・25年3月期～27年3月期の収支計画を策定。原発の1年後稼働ケースを前提（25年4月以降、柏崎刈羽原子力発電所の各号機が順次稼働）。26年3月期には営業利益1715億円を計上見込み、27年3月期には営業利益3478億円、純資産1兆7478億円を計上見込み
④原子力事業者の経営の合理化のための方策	<ul style="list-style-type: none"> ・外部専門家を活用したデュー・デリジェンスを実施済み ・第Ⅰフェーズ（経常的な合理化）、第Ⅱフェーズ（構造的な合理化）、第Ⅲフェーズ（戦略的な合理化）と時期ごとに合理化のための検討を実施。緊急特別事業計画から6565億円目標を上積みし、10年間で3兆3650億円のコスト削減を実施
⑤原子力事業者による関係者に対する協力の要請その他の方策	<ul style="list-style-type: none"> ・対金融機関：社債市場への復帰等自律的な資金調達力が回復するまでの間の借換えなどによる与信維持、新規融資等の実行や短期の融資枠の設定等による約1兆円の追加与信 ・対株主：無配継続
⑥原子力事業者の資産及び収支の状況に係る評価に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・資産については、政府の委員会報告における評価結果を経営合理化の基礎データとして使用。収支についても、同委員会の評価結果の精査及び評価を行い計画に反映
⑦原子力事業者の経営責任の明確化のための方策	<ul style="list-style-type: none"> ・取締役及び監査役的全員退任（24年6月） ・役員退職慰労金の受取辞退等
⑧原子力事業者に対する資金援助の内容及び額	<ul style="list-style-type: none"> ・要賠償額から国の補償金1200億円を控除した2兆4262億円。<u>計画改定で3兆1230億円、再改定で3兆7893億円</u> ・機構による東京電力株式の引受け（払込金額総額1兆円）
⑨交付を希望する国債の額その他資金援助に要する費用の財源に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・5兆円の交付国債を受領済み

機構は、23年度に、特別事業計画の作成に係る支援業務を委託しており、13件で計9億5195万余円を支出している。このうち1件当たりの支出額が1億円以上の契約の状況は、図表2-2のとおり、5件で6億1598万余円となっている。

図表2-2 特別事業計画の作成に係る支援業務の委託の状況

(単位：千円)

契約件名	支出額	左のうち 東京電力 負担分	契約 方式	契約の相手方
特別事業計画の作成に関する支援業務	141,843	—	随	有限責任監査法人トーマツ
特別事業計画の作成に関する支援業務	106,675	—	随	西村あさひ法律事務所
特別事業計画の作成に関する支援業務	157,500	78,750	随	株式会社ボストン・コンサルティング・グループ
特別事業計画の作成に関する支援業務	105,343	52,671	随	有限責任監査法人トーマツ
特別事業計画の作成に関する支援業務	104,622	52,221	随	西村あさひ法律事務所
計	615,986	183,643		

(注) 契約方式の欄中、「随」は随意契約である。

また、機構は、24年度に、認定を受けた総合特別事業計画の履行状況の確認等に係る業務を委託するなどしており、19件で計9億0142万余円を支出している。このうち1件当たりの支出額が1億円以上の契約の状況は、図表2-3のとおり、2件で3億8194万余円となっている。

図表2-3 特別事業計画の履行状況の確認に係る業務の委託の状況

(単位：千円)

契約件名	支出額	契約 方式	契約の相手方
特別事業計画の作成等に関する支援業務	224,444	随	西村あさひ法律事務所
特別事業計画の作成及び履行に関する支援業務	157,500	随	株式会社ボストン・コンサルティング・グループ
計	381,944		

(注) 契約方式の欄中、「随」は随意契約である。

これらの委託に当たっては、前記の内閣官房に設置された調査委員会による東京電力の経営・財務の調査に係る委託業務を受けた者との随意契約が大半を占めている。

機構は、その理由として、東京電力の経営・財務の調査を行った者が、特別事業計画の作成に係る支援業務や履行状況の確認等に係る業務を行うに当たって、優れた知見を有していることなどを挙げている。

(2) 資金援助業務の実施状況

ア 東京電力が発行する株式の引受け等の状況

(ア) 機構における株式の引受けに係る業務の状況

機構は、機構法に基づく東京電力に対する資金援助の一環として、24年7月31日に東京電力の発行する株式を1兆円で引き受けている（当該株式の発行の状況については、後掲3(2)ウ(イ)（144ページ）において記述する。）。

機構は、引受けに当たって、前記の政府保証の限度額4兆円の範囲内で、金融機関から金利競争による入札により2回に分けて計1兆円の資金を借り入れている。その状況は図表2-4のとおりとなっていて、落札平均金利は第1回の入札が0.157%、第2回の入札が0.142%となっており、支払利息はそれぞれ7億8942万円、7億1464万余円、計15億0406万余円となっている。

図表2-4 1兆円の借入れに係る入札の状況

項目	第1回	第2回
入札実施日	平成24年 5月22日	24年 6月14日
借入実行日	6月 5日	6月28日
借入期間	1年	1年
入札方式	金利競争	金利競争
応募総額（応募倍率）	1兆0830億円（2.16倍）	1兆6914億円（3.38倍）
調達額	5000億円	5000億円
落札平均金利	0.157%	0.142%
支払利息	7億8942万円	7億1464万2000円

機構の入札と同時期に行われた借入期間が1年の他の政府保証付等の借入れに係る入札の実施状況についてみると、図表2-5のとおり、4件の落札平均金利の平均値は0.1105%となっており、上記の機構における借入れの落札平均金利は、第1回及び第2回の入札で、それぞれ0.0465ポイント及び0.0315ポイント、支払利息額では、それぞれ2億3692万円及び1億6214万余円高い状況となっている。政府保証が付された借入れについては、通常、貸付側のリスクに大きな差異はなく、結果として同程度の金利となると考えられる。しかし、このように機構が行った入札の落札平均金利が同時期に行われた他の入札と比べて割高になった要因としては、調達が借換えではなく新規に行われたものであったこと、調達額が5000億円と巨額に上るものであったことなどが考えられる。

図表2-5 機構の借入れと同時期に行われた他の政府保証付等の借入れの状況

項目	エネルギー対策特別会計 借入金	エネルギー対策特別会計 借入金	株式会社産業革新機構 政府保証付借入金	預金保険機構 政府保証付借入金
入札実施日	平成24年 5月11日	24年 6月12日	24年 6月 7日	24年 6月20日
借入実行日	5月21日	6月20日	6月25日	6月29日
借入期間	1年	1年	1年	1年
入札方式	金利競争	金利競争	金利競争	金利競争
応募総額	1兆1350億円	1兆3310億円	3335億円	4244億円
調達額	3000億円	3000億円	760億円	791億円
落札平均金利	0.115%	0.109%	0.108%	0.110%

→ 4件の平均金利 0.1105%

なお、機構は、24年6月5日及び同月28日の2回に分けて借り入れた計1兆円の資金を、同年7月31日に東京電力が発行する株式を引き受けて払い込むまでの間、譲渡性預金により運用していて、その利息収入は計9856万余円となっている。

一方、機構は、前記の資金調達に係る支援業務を金融機関に委託しており、その支出額は1億5750万余円となっている。また、機構は、東京電力が発行する株式の引受けに当たって、事前の調査等に係る支援業務を証券会社等に委託しており、その支出額は3412万余円となっている。

また、機構は、25年6月末までに、前記の24年度に借り入れた1兆円の借換えを、25年度一般会計予算総則で規定する政府保証限度額4兆円の範囲内で、金利競争による入札により行っている。その状況は、図表2-6のとおりとなっていて、落札平均金利は0.110%及び0.108%となっており、支払予定利息は2億7735万余円及び5億3900万余円、計8億1636万余円となっていて、前年度の落札平均金利を下回るとともに、同時期に行われた他の政府保証付等の借入れに係る入札における落札平均金利と同程度となっている。

そして、機構は、24年度の借入れの際と同様に、借換えに係る支援業務を金融機関に委託しており、その支出額は9240万円となっている。

図表2-6 1兆円の借換えに係る入札の状況

項目	第1回	第2回
入札実施日	平成25年 5月20日	25年 6月13日
借入実行日	6月 5日	6月28日
借入期間	6か月	1年
入札方式	金利競争	金利競争
応募総額（応募倍率）	1兆3715億円（2.74倍）	1兆4040億円（2.80倍）
調達額	5000億円	5000億円
落札平均金利	0.110%	0.108%
支払予定利息	2億7735万2783円	5億3900万9195円

なお、機構は、上記の第1回の借換えについて、今後25年度中に、2000億円の借入れ（借入期間：1年）及び計3000億円の機構債（政府保証付き）の発行（2年債として1500億円、4年債として1500億円）により、更に借り換えることを予定している。

(イ) 機構が引き受けた株式の売却等について

総合特別事業計画は、機構が引き受けることになる東京電力の発行する株式について、「機構は、東電の集中的な経営改革に一定の目途がつくか、又は社債市場において自律的に資金調達を実施していると判断した段階で（中略）保有議決権を2分の1未満に低減させて一時的公的管理を終結させ、（中略）一時的公的管理終結後、（中略）東電の収益及び財務の状況、株式市場の動向等を考慮しながら、東電の経営改革に悪影響を与えない範囲で、適切な時期に東電による機構所有株式の取得、普通株式への転換による株式市場への売却等によって、早期の出資金回収を目指す」とした上で、社債市場への復帰については、「東電は、社債市場への早期復帰が可能となるよう、（中略）適切な内部留保による着実な資本増強を図る。（中略）なお、社債市場への復帰時期は、2010年代半ば以降のできるだけ早い時期を目標とする」などとしており、出資金の回収時期についてある程度の見通しを示すにとどまっている。

機構は、その理由として、未曾有の災害である23年原発事故による被災者への賠償や、長期になると見込まれる福島第一原発の廃止措置に向けた安定化等の事業は緒に就いたばかりであり、出資金の回収時期の目標を提示できる段階ではないことを挙げている。

また、機構が、東京電力の発行する株式を引き受けるに当たっては、前記のと

おり、①24年度の借入れに係る支払利息の計15億0406万余円、②資金調達に係る支援業務費用1億5750万余円、③事前の調査に係る支援業務費用3412万余円、④25年度の借換えに係る支払予定利息計8億1636万余円、⑤25年度の借換えに係る支援業務委託費9240万円、合計26億0444万余円の費用が発生しており、今後も更なる借換えに係る支払利息や支援業務委託費用等の発生が見込まれる。

総合特別事業計画では、東京電力が発行する株式の処分について、東京電力による機構所有株式の取得等を想定しているが、東京電力における内部留保の蓄積が進捗しない限り、機構における資金調達額1兆円及び東京電力が発行した株式の引受けに要した費用に係る回収の範囲及び時期は見通せない状況にある。

会計検査院としては、今後、資金調達額1兆円のほか、上記①から⑤までなどの東京電力が発行した株式を引き受けるのに要した費用を、機構がどのように回収していくのか、引き続き検査していくこととする。

イ 交付国債の償還請求及び賠償資金の交付の状況

前記のとおり、機構は、東京電力からの要望に応じて交付国債の償還請求を行い、東京電力が原子力損害の賠償に充てるための資金として交付している。

その状況は、図表2-7のとおりとなっており、25年9月末までの交付額は、20回、計3兆0483億円となっている。

図表2-7 機構から東京電力への賠償資金の交付状況

回	東京電力から機構への 要望年月日	機構から東京電力への 資金交付年月日	資金交付額	資金交付 累計額
第1回	平成23年11月 8日	23年11月15日	5587億円	5587億円
第2回	24年 2月27日	24年 3月27日	1049億円	6636億円
第3回	3月30日	4月23日	2186億円	8822億円
第4回	4月25日	5月22日	466億円	9288億円
第5回	6月 1日	6月29日	809億円	1兆0097億円
第6回	6月26日	7月26日	1071億円	1兆1168億円
第7回	7月31日	8月21日	1551億円	1兆2719億円
第8回	8月27日	9月24日	547億円	1兆3266億円
第9回	9月26日	10月24日	497億円	1兆3763億円
第10回	10月29日	11月27日	932億円	1兆4695億円
第11回	11月26日	12月18日	292億円	1兆4987億円
第12回	11月28日	12月27日	2503億円	1兆7490億円
第13回	12月21日	25年 1月22日	2717億円	2兆0207億円
第14回	25年 1月28日	2月22日	2106億円	2兆2313億円
第15回	3月21日	4月18日	2235億円	2兆4548億円
第16回	4月24日	5月21日	1549億円	2兆6097億円
第17回	5月24日	6月24日	1151億円	2兆7248億円
第18回	6月24日	7月24日	732億円	2兆7980億円
第19回	7月26日	8月21日	1762億円	2兆9742億円
第20回	8月27日	9月24日	741億円	3兆0483億円

(3) 機構への負担金の納付及び機構からの国庫納付の状況

ア 機構への負担金の納付の状況

(イ) 一般負担金年度総額の算定の状況

原子炉の運転等をしている原子力事業者は、前記のとおり、機構の事業年度ごとに、機構の業務に要する費用に充てるため、機構に対し、一般負担金を納付しなければならないこととされている。

そして、機構の事業年度ごとに原子力事業者から納付を受けるべき負担金の額として定められる一般負担金年度総額については、機構法第39条第2項において、①機構の業務に要する費用の長期的な見通しに照らし、当該業務を適正かつ確実に実施するために十分なものであること、②各原子力事業者の収支の状況に照らし、電気の安定供給その他の原子炉の運転等に係る事業の円滑な運営に支障を来し、又は当該事業の利用者に著しい負担を及ぼすおそれのないものであることが要件とされている。

また、負担金率は、各原子力事業者の原子炉の運転等に係る事業の規模、内容その他の事情を勘案して定める基準に従って定められることとされている。

なお、機構が一般負担金年度総額及び負担金率を定めたり変更したりするときは、主務大臣の認可を受けなければならないこととされている。

一般負担金は、23年10月の一般電気事業供給約款料金算定規則（平成11年通商産業省令第105号。以下「算定規則」という。）の改正等により、電気料金の原価等を算定する基礎となる営業費に算入することが認められている。25年9月末までに、北海道電力株式会社、東北電力株式会社、東京電力、関西電力株式会社、四国電力株式会社及び九州電力株式会社の6原子力事業者が、電気料金の値上げの申請を行い、一般負担金を原価等を算定する基礎となる営業費に算入することが認められている。一方、中部電力株式会社、北陸電力株式会社及び中国電力株式会社の3原子力事業者は、同年9月末までに、電気料金の値上げの申請を行っていない。

23、24両年度における一般負担金年度総額、負担金率及び各原子力事業者の一般負担金の額の状況は図表2-8のとおりとなっており、一般負担金年度総額は、23年度に係る分が815億円（主務大臣の認可日24年3月30日）、24年度に係る分が1008億0465万円（同25年3月29日）となっている。

図表2-8 一般負担金年度総額等の状況

原子力事業者	平成23年度		24年度	
	負担金率(%)	一般負担金の額(千円)	負担金率(%)	一般負担金の額(千円)
北海道電力	4.00	3,260,000	3.77	3,803,330
東北電力	6.57	5,354,550	6.20	6,246,980
東京電力	34.81	28,370,150	38.51	38,819,820
中部電力	7.62	6,210,300	7.19	7,245,350
北陸電力	3.72	3,031,800	3.51	3,537,100
関西電力	19.34	15,762,100	18.24	18,389,120
中国電力	2.57	2,094,550	2.42	2,443,640
四国電力	4.00	3,260,000	3.77	3,803,330
九州電力	10.38	8,459,700	9.79	9,869,650
日本原子力発電	5.23	4,262,450	4.93	4,972,860
日本原燃	1.76	1,434,400	1.66	1,673,470
一般負担金年度総額		81,500,000		100,804,650

(注) 原子力事業者の名称中、「株式会社」は省略した。

機構によれば、23、24両年度における一般負担金年度総額を定めるに当たっては、東京電力に対する資金交付を行っている状況下では、収納した負担金が機構の損益計算を通じた利益として国庫に納付される状況が今後もしばらく続くため、前記①の要件は事実上機能しないとしている。

そして、前記②の要件により、23年度の一般負担金年度総額については、次のように定めたとしている。すなわち、各原子力事業者の過去10期分（13年度から22年度まで）の経常利益の平均額を参考に、各原子力事業者（非上場の日本原子力発電株式会社及び日本原燃株式会社を除く。）が、保有する原子炉の熱出力等を勘案して設定された負担金率に応じて一般負担金を賦課されたとしても、過去10期の平均配当総額と同等の額の配当ができるだけの利益を確保できる額を1630億円と算出した上で、機構の設立が23年9月であり、年度の残期間が約6か月であったことから、これに2分の1を乗じた815億円を23年度の一般負担金年度総額としている（一般負担金年度総額の算定についての詳細は巻末別表4を、負担金率の設定の詳細については巻末別表5をそれぞれ参照）。

これは、過去10期の平均配当総額と同等の配当ができるだけの利益を留保することとすれば、原子力事業者の円滑な事業運営にも支障を来さず、かつ、電気事業の利用者にも著しい負担を及ぼすことにはならないとの考えによるものである。

また、24年度の一般負担金年度総額については、23年度と同様の算定によれば

通年分として1630億円となるが、一般負担金を電気料金の原価等を算定する基礎となる営業費に算入することが可能となったものの、電気料金の値上げを申請した場合の審査及び認可に要する期間を考慮する必要があることなどから、24年度分を通年分として納付させることは合理的でないとして、実際には1008億0465万円とされた。

これは、原子力発電所の再稼働が困難となることで原子力事業者の経営環境が厳しくなり、23年度と同程度の負担を求めることが厳しいものの、一般負担金を営業費に算入することで電気料金に転嫁できる状況となった以降については、これを電気事業者に負担させる取扱いとしても原子力事業者の円滑な事業運営に支障を来すことはなく、同時に、この程度の金額であれば、一般負担金が電気料金に転嫁されたとしても、電気事業の利用者に著しい負担を及ぼすことにはならないとの考えによるものである。

このように、これまでの一般負担金年度総額の決定においては、前記の機構法の定める要件のうち、原子力事業者の収支の状況に照らし、電気の安定供給その他の原子炉の運転等に係る事業の円滑な運営に支障を来し、又は当該事業の利用者に著しい負担を及ぼすおそれのないものであることとの要件については考慮されているものの、機構の業務に要する費用の長期的な見通しに照らし、当該業務を適正かつ確実に実施するために十分なものであることとの要件については、事実上機能していない。

会計検査院としては、25年度以降の一般負担金年度総額の算出状況について引き続き検査していくこととする。

(イ) 一般負担金の納付状況

各原子力事業者は、機構法第38条第2項の規定により、機構の事業年度終了後3か月以内に一般負担金及び特別負担金を機構に納付しなければならないこととされている。ただし、当該負担金の額の2分の1に相当する金額については、機構の事業年度終了の日の翌日以降6か月を経過した日から3か月以内に納付することができることとなっている。

23年度の一般負担金について、各原子力事業者は、図表2-9のとおり、2分の1に相当する額を24年6月29日までに、残りの2分の1に相当する額を同年12月28日までにそれぞれ機構に納付している。また、24年度の一般負担金について、各原子力

事業者は、2分の1に相当する額を25年6月28日までに納付しており、残りの2分の1に相当する額は同年12月末までに機構に納付することとなっている。

図表2-9 各原子力事業者の機構への一般負担金の納付の状況 (単位：千円)

納付年月日 原子力事業者	平成23年度分			24年度分		
	24年6月29日 まで	24年12月28日 まで	計	25年6月28日 まで	25年12月末 まで(予定)	計
北海道電力	1,630,000	1,630,000	3,260,000	1,901,665	1,901,665	3,803,330
東北電力	2,677,275	2,677,275	5,354,550	3,123,490	3,123,490	6,246,980
東京電力	14,185,075	14,185,075	28,370,150	19,409,910	19,409,910	38,819,820
中部電力	3,105,150	3,105,150	6,210,300	3,622,675	3,622,675	7,245,350
北陸電力	1,515,900	1,515,900	3,031,800	1,768,550	1,768,550	3,537,100
関西電力	7,881,050	7,881,050	15,762,100	9,194,560	9,194,560	18,389,120
中国電力	1,047,275	1,047,275	2,094,550	1,221,820	1,221,820	2,443,640
四国電力	1,630,000	1,630,000	3,260,000	1,901,665	1,901,665	3,803,330
九州電力	4,229,850	4,229,850	8,459,700	4,934,825	4,934,825	9,869,650
日本原子力発電	2,131,225	2,131,225	4,262,450	2,486,430	2,486,430	4,972,860
日本原燃	717,200	717,200	1,434,400	836,735	836,735	1,673,470
計	40,750,000	40,750,000	81,500,000	50,402,325	50,402,325	100,804,650

(注) 原子力事業者の名称中、「株式会社」は省略した。

(ウ) 特別負担金の納付状況

機構法第52条の規定により、特別事業計画について主務大臣の認定を受けた原子力事業者には、一般負担金の額に追加的に負担させることが相当な額として機構が事業年度ごとに運営委員会の議決を経て定める特別負担金額が加算されることとされている。

その額は、当該原子力事業者の収支の状況に照らし、電気の安定供給その他の原子炉の運転等に係る事業の円滑な運営の確保に支障を生じない限度において、当該原子力事業者に対し、経理的基礎を毀損しない範囲でできるだけ高額を負担を求めるものとされている。ただし、特別負担金については、一般負担金と異なり、算定規則等において、原価等を算定する基礎となる営業費に算入することは認められていない。

東京電力は、特別事業計画について主務大臣の認定を受けていることから特別負担金を納付すべき原子力事業者に該当するが、機構は、23、24両年度については、東京電力が当期純損失を計上すると見込まれたことから特別負担金を加算しないこととし、主務大臣もこれを承認している。

この点について、総合特別事業計画における東京電力の24年度から26年度までの収支計画では、24年度までは当期純損失を計上するものの、25年度には1067億円、26年度には2651億円の当期純利益をそれぞれ計上する見通しが示されている。

会計検査院としては、東京電力による特別負担金の納付が、上記の収支計画どおり当期純利益の計上が見込まれる25年度から始まるのか、また、一般負担金と異なり算定規則等において原価等を算定する基礎となる営業費に算入することが認められていない特別負担金が、どのような財源により、どの程度納付されるのかについて、引き続き検査していくこととする。

イ 機構からの国庫納付の状況

機構は、機構法第59条の規定により、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は積立金として整理しなければならないこととされている。

しかし、主務大臣の認定を受けた特別事業計画に基づく資金交付を行った場合には、当該残余の額を積立金として整理するのではなく、当該資金交付を行うために交付国債の償還を受けた額の合計額に至るまで国庫に納付しなければならないこととされている。

そして、機構は、機構法施行令第2条の規定により、当該事業年度の損益計算の結果納付しなければならない額の2分の1に相当する金額を翌事業年度の7月31日までに、残りの2分の1に相当する金額を1月31日までにそれぞれ納付しなければならないこととされており、納付された資金は、機構法施行令第3条の規定により、原賠勘定に帰属することとされている。

納付を受けた原賠勘定では、当該資金を交付国債の償還請求に応じるための借入金等に係る元本の返済に充てるなどしている（借入に係る利息については、前記のとおり、一般会計からの繰入金により造成された原賠資金の取崩しなどにより支払われている。）。

図表2-10のとおり、機構の23年度の損益計算においては、当期純利益が799億9280万余円となっており、当該年度が機構設立初年度であることから前事業年度からの繰越損失はなく、残余の額は当期純利益と同額となっている。

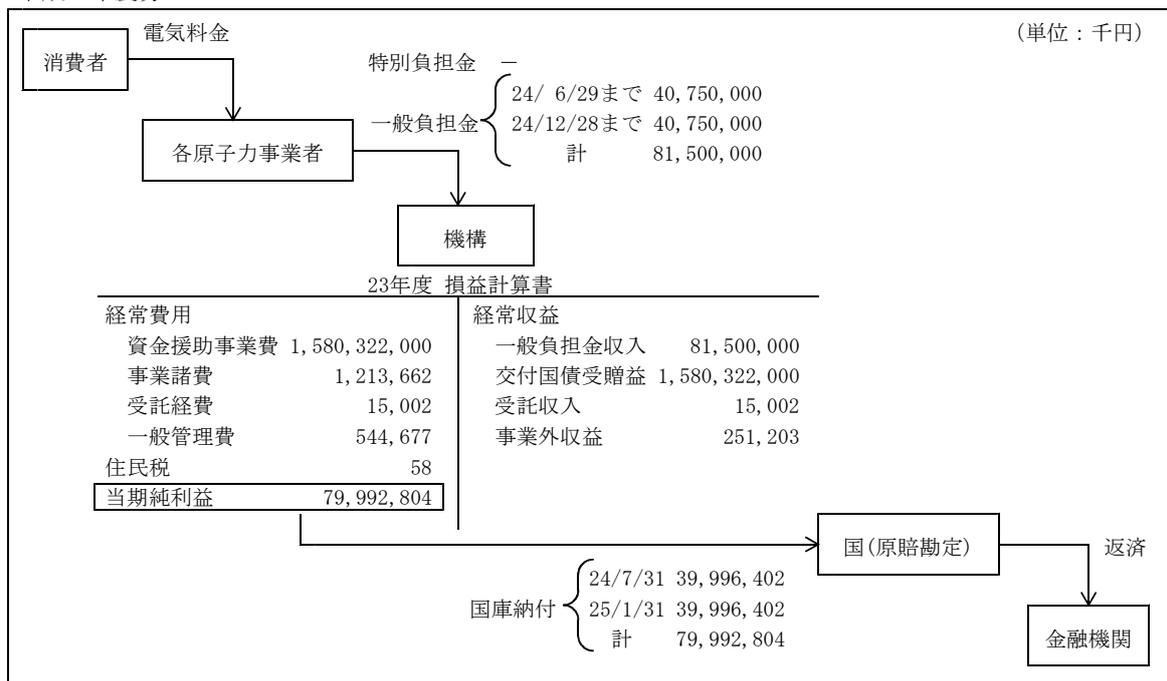
また、24年度の損益計算においては、当期純利益が973億2209万余円となっており、前年度からの繰越欠損はなく、残余の額は当期純利益と同額となっている。

そして、機構は東京電力に対して交付国債を財源とする資金交付を行っており、その額は兩年度の当期純利益の額をはるかに上回っている。このため、機構は23年度の当期純利益の全額に相当する額799億9280万余円について、24年7月31日に399億9640万余円、25年1月31日に399億9640万余円をそれぞれ国庫に納付しており、また、24年度の当期純利益973億2209万余円については、25年7月31日に、その2分の1に相当する額である486億6104万余円を国庫に納付している。なお、24年度分の残りの2分の1に相当する額である486億6104万余円については、26年1月末までに納付する予定となっている。

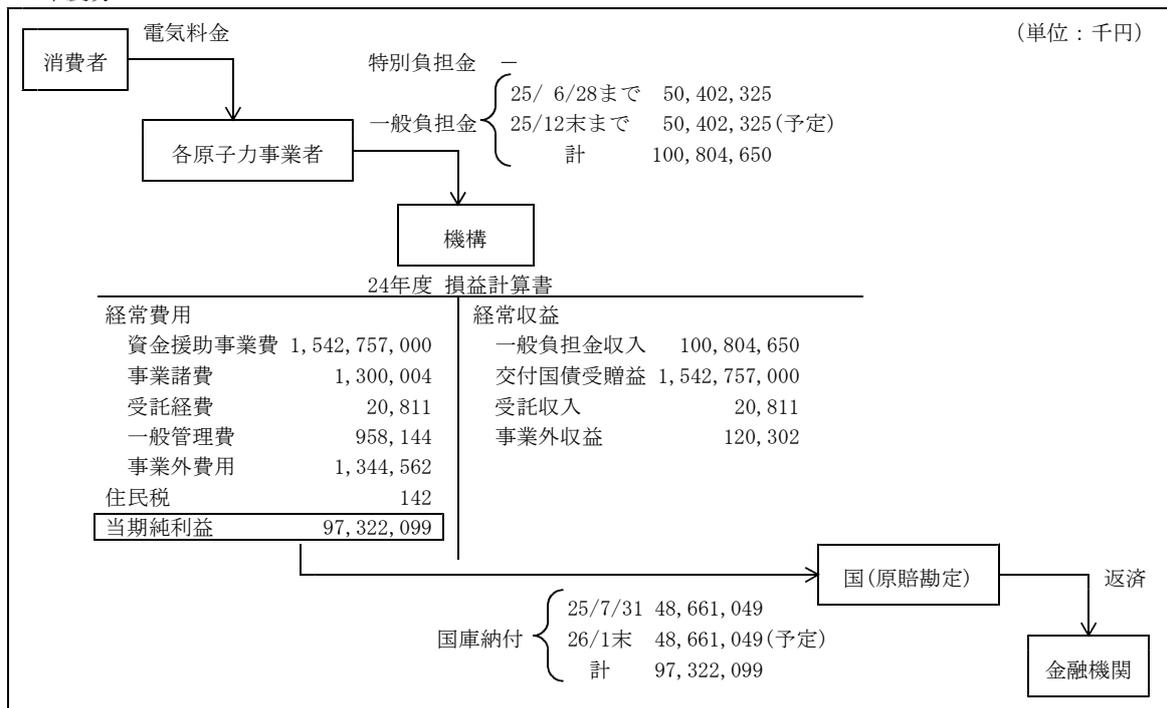
なお、機構は、各原子力事業者から納付された一般負担金を、国庫納付までの約1か月の間に国債の購入により運用している。その受取利息収入は、24年6月29日までに納付のあった407億5000万円については289万余円、同年12月28日までに納付のあった407億5000万円については206万余円となっており、25年6月28日までに納付のあった504億0232万余円については277万余円となっている。

図表2-10 国庫納付の状況

平成23年度分



24年度分



このように、交付国債の償還により国から機構を通じて東京電力に交付した資金については、機構の損益計算の結果生じた利益が国庫に納付されるという仕組みで、消費者からの電気料金を原資として各原子力事業者から納付される負担金により実質的に回収されることになっている。

ウ 交付した資金の回収に係る試算

原子力損害の賠償のための交付国債の償還額は、25年9月末現在で、3兆0483億円と多額に上っている。そして、第3次総特では、資金交付額が3兆7893億3400万円になるとされている。

前記のとおり、国は、原賠勘定において借入れを行うなどして資金を調達し、これを機構を通じて東京電力に交付している。そして、機構は、損益計算の結果生じた利益を交付国債の償還を受けた額の合計額に至るまで国庫に納付することとされている。このため、国が機構を通じて東京電力に交付した資金は、東京電力を含む各原子力事業者が機構に納付することとなる一般負担金及び東京電力が納付することとなる特別負担金によって実質的に回収されることになっている。

しかし、23、24両年度の一般負担金年度総額の決定においては、機構法上定められている前記の要件のうち、「各原子力事業者の収支の状況に照らし、電気の安定供給その他の原子炉の運転等に係る事業の円滑な運営に支障を来し、又は当該事業の利用者に著しい負担を及ぼすおそれのないものであること」との要件については、原子力事業者の過去の配当水準を維持するという形で考慮されているものの、「機構の業務に要する費用の長期的な見通しに照らし、当該業務を適正かつ確実に実施するために十分なものであること」との要件については、事実上機能していない。また、東京電力に交付した資金を早期に回収した上で、原子力事業者から納付される一般負担金により機構に積立てを行い、原子力事故が発生した場合の資金援助の財源にするという機構法の本来の仕組みを早期に機能させるための要件は特に定められていない。

このため、各年度の負担金の水準によっては、交付した資金の回収が長期化することにより、交付資金の原資である原賠勘定における借入金等に係る支払利息等の国の負担が増こうするとともに、機構法の本来の仕組みが機能する時期が遅延する可能性がある。

そこで、会計検査院において、国が機構を通じて東京電力に交付した資金が、今後、どのように実質的に国に回収されるかなどについて、図表2-11に示す一定の条件を仮定して、資金交付額を(ア)第3次総特における見込額である3兆7893億3400万円とした場合、及び、(イ)機構が交付を受けた交付国債の額である5兆円とした場合に分けて、機械的に試算した。なお、国による資金交付の原資は原賠勘定の借入金等

により調達され、一方、機構を通じて国に納付される一般負担金及び特別負担金を基礎とした利益の額は原賠勘定の歳入となって原賠勘定の借入金等の償還に充てられることから、以降の試算においては、国が交付した資金の回収を、便宜上、原賠勘定の借入金等残高の償還（減少）という形で示すことなどにより計算している。

図表2-11 試算に当たって仮定した条件

ア 固定条件

- ・各期の国庫納付額＝1600億円
各期の一般負担金年度総額を1630億円、各期の機構の業務運営に要する費用を30億円とした上で、機構が毎期に国庫に納付する額を1600億円（7月末までに800億円、1月末までに800億円）と仮定
- ・借入利率＝0.1％
完済までの間、1年ごと（借換えの償還期限日が土曜日、日曜日、国民の祝日等のいかんを問わず単純に1年ごと）に借り換えると仮定
- ・各期の東京電力の一般負担金＝567億4030万円
前記で設定した条件である一般負担金年度総額1630億円に対して、負担金率34.81％（平成23年度の実績値）を乗じた金額である567億4030万円（6月末までに283億7015万円、12月末までに283億7015万円）を機構に納付すると仮定
（ただし、国庫納付に係る東京電力の負担分は、同額に1630分の1600を乗じた556億9600万円（7月末までに278億4800万円、1月末までに278億4800万円）と仮定）

イ 変動条件

各期の東京電力に対する特別負担金の加算額を下表のとおりとした上で、機構が同額を国庫に納付すると仮定

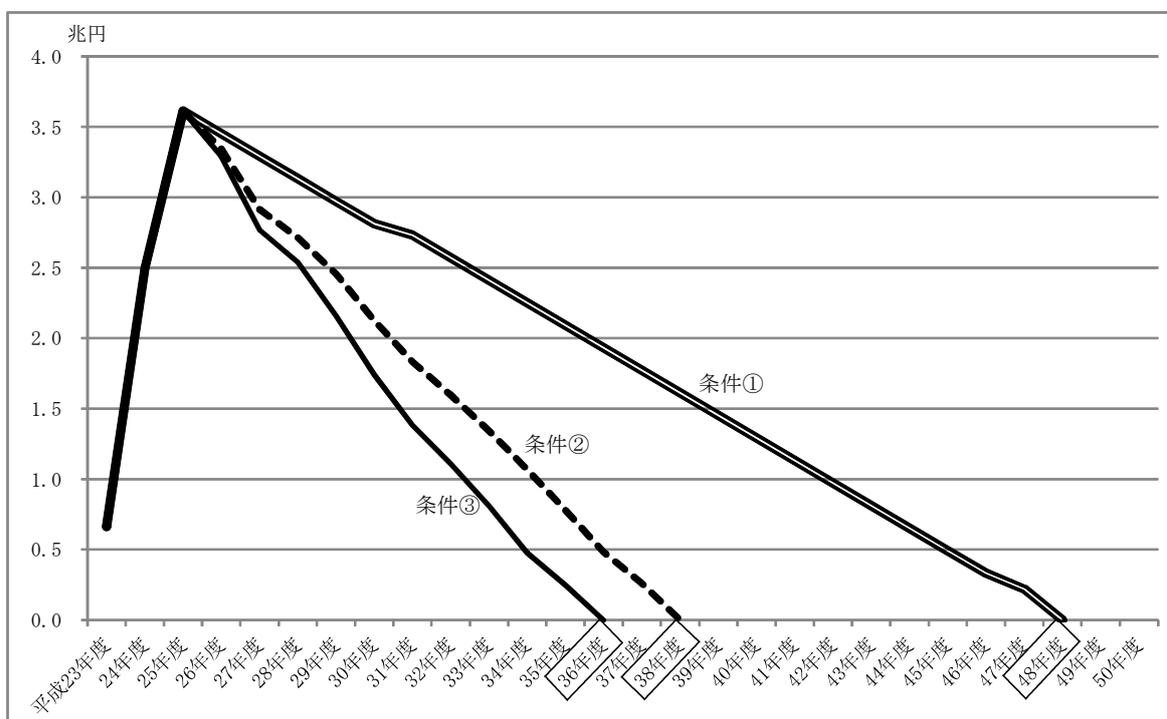
条件	各期の東京電力に対する特別負担金の加算
①	なし
②	総合特別事業計画に記載の25年3月期から27年3月期までの収支計画及び28年3月期から34年3月期までの収支見通し（参考）で仮置きしている税引前当期純利益（特別負担金控除前） ^(注) の2分の1に相当する額 （ただし、35年3月期以降は、26年3月期から34年3月期までの9期に係る税引前当期純利益（特別負担金控除前）の平均額の2分の1に相当する額である1381億4700万円を特別負担金額と仮定）
③	上記②の条件より更に高額を加算をすることにした場合について試算するため、総合特別事業計画に記載の25年3月期から27年3月期までの収支計画及び28年3月期から34年3月期までの収支見通し（参考）を基に、税引前当期純利益（特別負担金控除前）の4分の3（税引前当期純利益（特別負担金控除前）の全額と上記条件②（2分の1）との中間値）に相当する額 （ただし、35年3月期以降は、26年3月期から34年3月期までの9期に係る税引前当期純利益（特別負担金控除前）の平均額の4分の3に相当する額である2072億2100万円を特別負担金額と仮定）

(注) 総合特別事業計画に添付の参考資料では、平成25年3月期から34年3月期までの「収支の見通し」として、「各期の税引前当期純利益（特別負担金控除前）の2分の1の額を特別負担金として仮置きしている。」としている。

(ア) 資金交付額を3兆7893億3400万円とした場合(試算の詳細は、巻末別表6(ア)を参照)

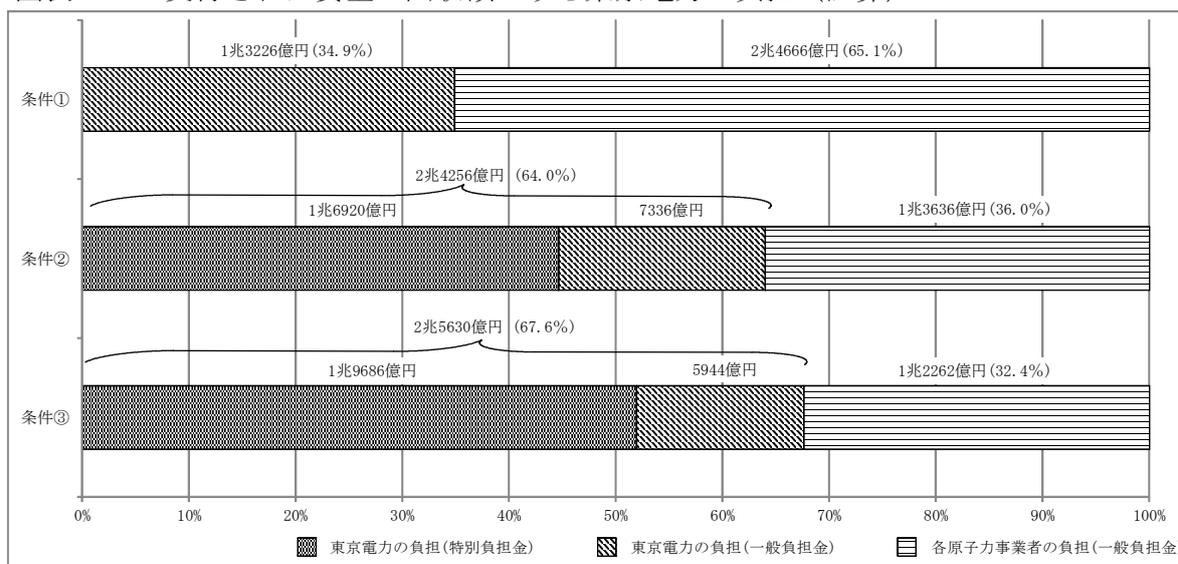
機構から国庫に納付された資金は、原賠勘定の借入金等の償還に充てられることから、上記の変動条件①、②、③の各条件の下で、原賠勘定の借入金等残高がどのように推移するかを試算したところ、図表2-12のとおり、①、②、③の各条件において回収が終わるまでの期間及びその時期は、それぞれ23年後の平成48年度、13年後の38年度、11年後の36年度となった。

図表2-12 原賠勘定の借入金等残高の推移(試算)



そして、機構を通じて交付された資金の回収額のうち東京電力の負担は、図表2-13のとおり、条件①の場合は約1兆3226億円(資金交付額3兆7893億3400万円に対する割合34.9%)、条件②の場合は約2兆4256億円(一般負担金分約7336億円、特別負担金分約1兆6920億円、資金交付額に対する割合64.0%)、条件③の場合は約2兆5630億円(一般負担金分約5944億円、特別負担金分約1兆9686億円、資金交付額に対する割合67.6%)となった。

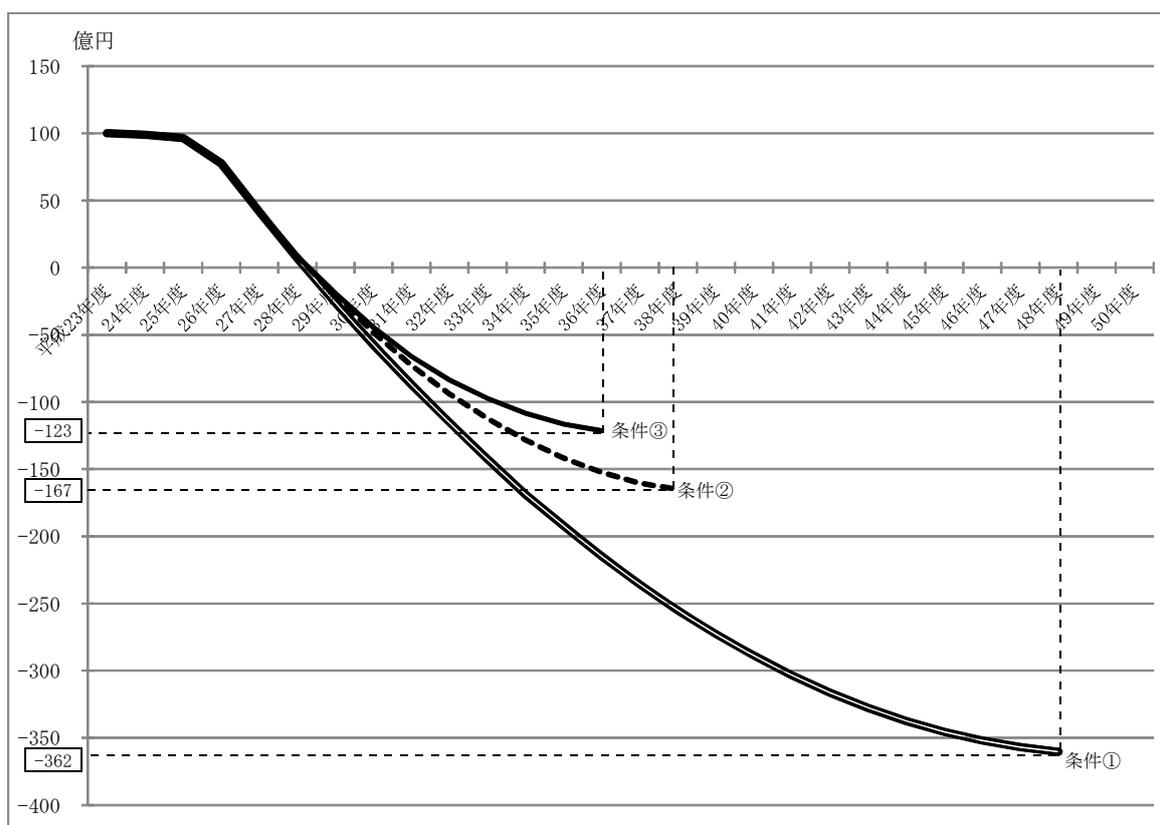
図表2-13 交付された資金の回収額のうち東京電力の負担（試算）



また、回収を終えるまでに国が負担することとなる借入れ（借換え）等に係る支払利息については、前記のとおり原賠勘定に設置された原賠資金から支払われることとされているが、その総額は、条件①の場合で約474億円、条件②の場合で約279億円、条件③の場合で約235億円になる試算結果となった。

そして、図表2-14のとおり、条件①、②、③のいずれの場合も、原賠資金は28年度中にその全額が取り崩され、条件①の場合は約362億円、条件②の場合は約167億円、条件③の場合は約123億円の原賠資金への追加的な資金投入等が必要になる試算結果となった。

図表2-14 原賠資金の残高の推移（試算）



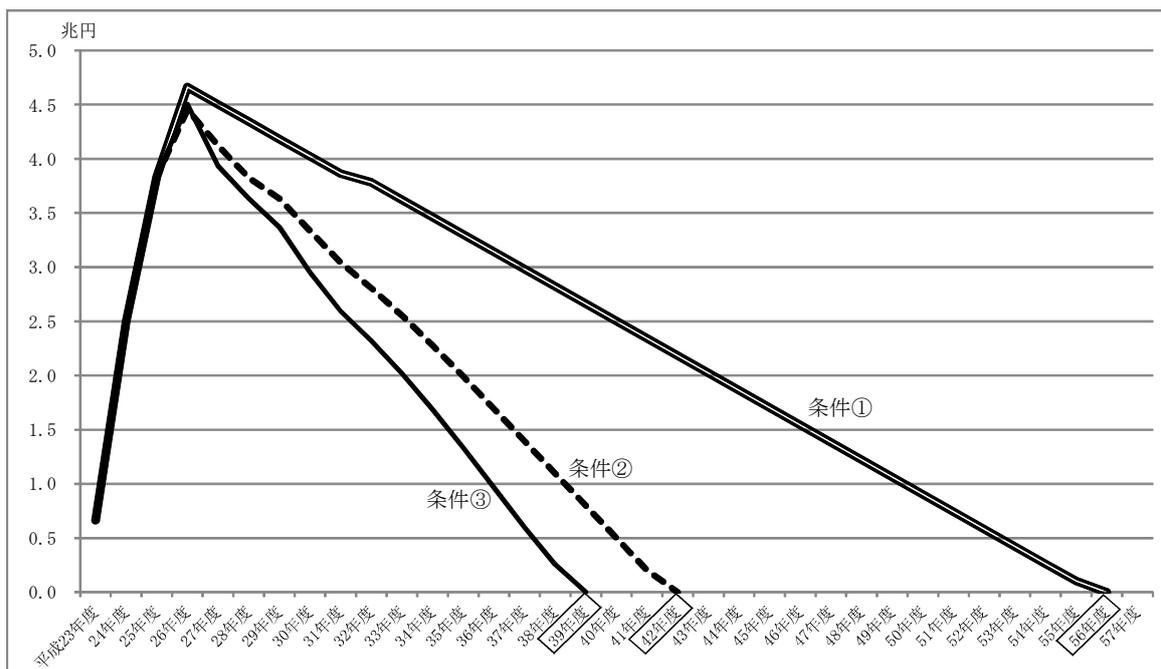
注(1) 残高のマイナスは、原賠資金への追加的な資金投入等が必要なことを示す。

注(2) 借入れなどに係る支払利息については、原賠資金のほか平成23年度に一般会計から繰り入れられた資金や余裕金等の運用により生じた受取利息収入が充てられているため、原賠資金の残高（追加的な資金投入等を含む。）と支払利息の総額は一致しない。

(イ) 資金交付額を5兆円とした場合（試算の詳細は、巻末別表6(イ)を参照）

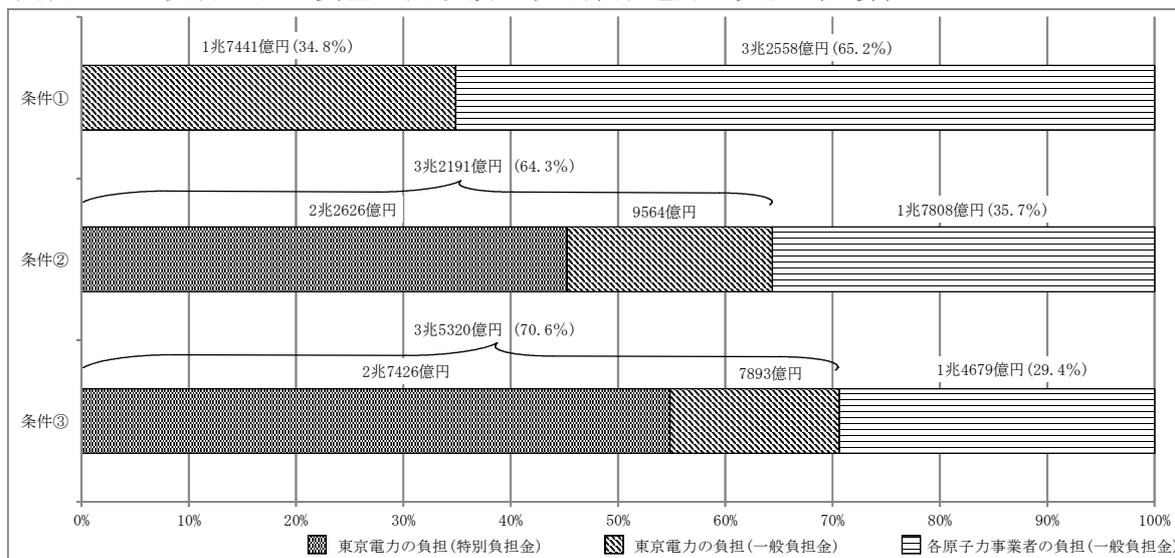
機構及び東京電力が所定の手続を経て、資金交付額が5兆円になるとした場合について、(ア)と同様に試算したところ、図表2-15のとおり、①、②、③の各条件において回収が終わるまでの期間及びその時期は、それぞれ31年後の平成56年度、17年後の42年度、14年後の39年度となった。

図表2-15 原賠勘定の借入金等残高の推移（試算）



そして、機構を通じて交付された資金の回収額のうち東京電力の負担は、図表2-16のとおり、条件①の場合は約1兆7441億円（資金交付額5兆円に対する割合34.8%）、条件②の場合は約3兆2191億円（一般負担金分約9564億円、特別負担金分約2兆2626億円、資金交付額に対する割合64.3%）、条件③の場合は約3兆5320億円（一般負担金分約7893億円、特別負担金分約2兆7426億円、資金交付額に対する割合70.6%）となった。

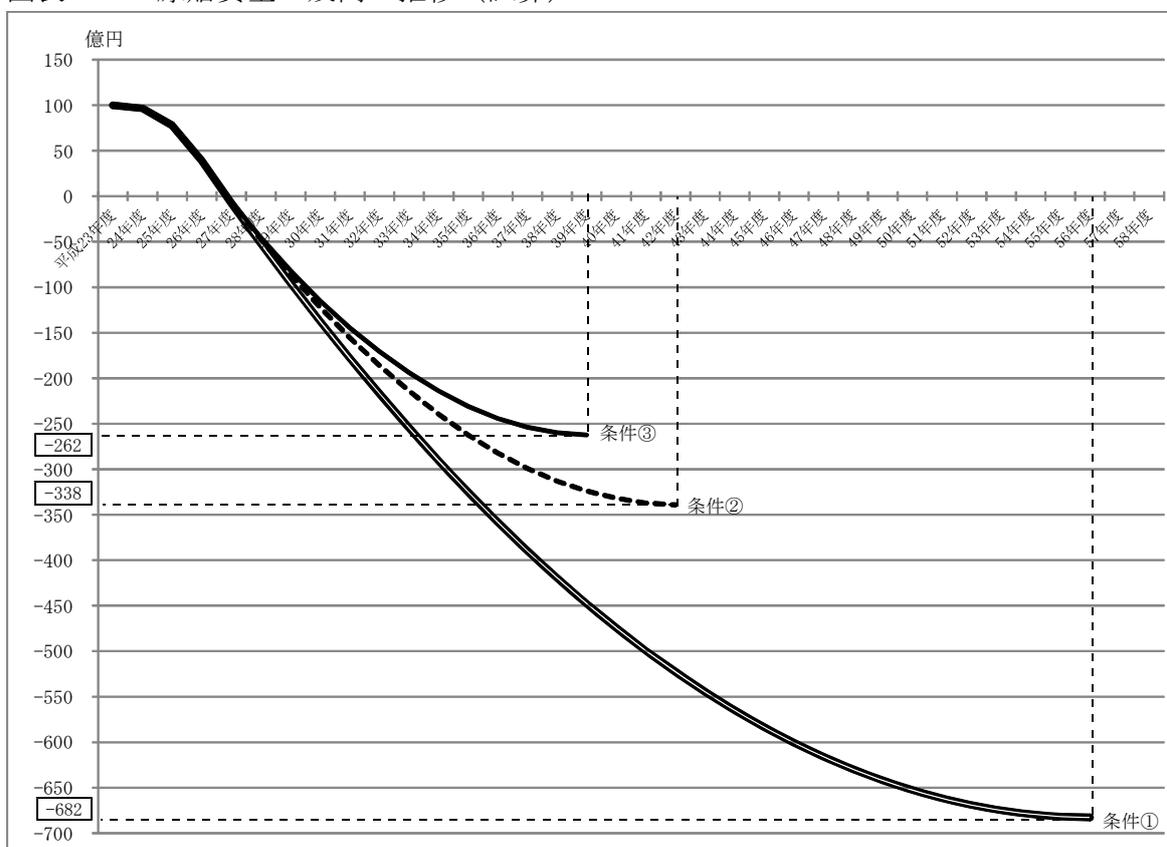
図表2-16 交付された資金の回収額のうち東京電力の負担（試算）



また、回収を終えるまでに国が負担することとなる借入れ（借換え）等に係る支払利息については、前記のとおり原賠資金から支払われることとされているが、その総額は、条件①の場合で約794億円、条件②の場合で約450億円、条件③の場合で約374億円になる試算結果となった。

そして、図表2-17のとおり、条件①、②、③のいずれの場合も、原賠資金は27年度中にその全額が取り崩され、条件①の場合は約682億円、条件②の場合は約338億円、条件③の場合は約262億円の原賠資金への追加的な資金投入等が必要になる試算結果となった。

図表2-17 原賠資金の残高の推移（試算）



注(1) 残高のマイナスは、原賠資金への追加的な資金投入等が必要を示す。

注(2) 借入れなどに係る支払利息については、原賠資金のほか平成23年度に一般会計から繰り入れられた資金や余裕金等の運用により生じた受取利息収入が充てられているため、原賠資金の残高（追加的な資金投入等を含む。）と支払利息の総額は一致しない。

原子力損害の賠償金の総額がどの程度の規模となるのかは、現時点において明らかとなっておらず、機構から東京電力に対する資金交付の総額を確定できる段階にはない。

そして、上記の試算のとおり、資金交付額の多寡及び負担金の水準（とりわけ特別負担金の水準）により、資金回収に要する年数には大きな差異が生ずることになり、回収期間が長期に及べば支払利息等の国の負担も大きく変動することになる。

また、上記の試算では、借入れ（借換え）に係る金利を0.1%と仮定しているが、今後、長期間に及ぶ回収の中で、金利が上昇した場合には支払利息が増加し、上記の試算結果を超える原賠資金への追加的な資金投入等の新たな財政負担が必要となる。

したがって、東京電力においては、回収期間の長期化による国の財政負担状態の長期化や財政負担の増こうを少しでも軽減させるとともに、機構法の本来の仕組みをできる限り早期に機能させるために、早急に特別負担金の納付が可能となるような財務状況を実現することが求められる。

一方、東京電力に対する特別負担金の加算が過度となった場合は、内部留保の蓄積が進捗せず、結果として、総合特別事業計画で機構の出資金の回収時期の目安としている社債市場への復帰等が遅延する可能性もある。

したがって、機構においては、この点にも十分に留意しつつ、特別負担金を加算することが求められる。

(4) 機構による情報提供業務その他の業務等の状況

ア 相談等業務

機構は、23、24両年度に、相談等業務として、弁護士等の専門家を福島県内外の避難先等に派遣して、損害賠償の請求及び和解の仲介の申立てに関する対面による個別相談を行ったり、電話による無料の情報提供を行ったりなどしている。

機構は、上記の相談等業務を行うために、23、24両年度に、「原子力損害の被害者による損害賠償の請求・申立てに対する支援業務」を委託しているほか、24年度からは、23年原発事故による被害者が避難している39都道府県において、被害者が無料で受けられる法律相談に係る業務を委託している。

(ア) 支援業務の委託

損害賠償の請求及び和解の仲介の申立てに対する支援業務の具体的な内容は、主に福島県内の仮設住宅の集会場等で開催する相談会の事前周知、当該相談会における説明者である弁護士等との事前の調整、相談会開催当日の会場の設営等となっている。各会場では、弁護士等との対面による個別相談会が行われているほ

か、一部の会場では、全体説明会として、当該住民に対してその時々状況に応じた全般的な説明等が行われている。

相談会は、業務委託先が毎月機構に提出している業務報告書によると、図表2-18のとおり、計1,083回実施されており、個別説明会への参加組数は6,512組に上っている。そして、相談会に係る委託費の支払額は、23年度計9466万余円（23年11月分から24年3月分までの5か月分）、24年度計1億5327万余円となっている。

図表2-18 相談会の開催実績（平成23、24両年度）

開催年月	相談会の 実施回数 (回)	相談会の開催実績	
		全体説明会への 参加者数 (名)	個別相談会への 参加組数 (組)
平成23年11月	5	112	93
12月	33	502	435
1月	49	610	592
2月	62	681	669
3月	79	567	693
計	228	2,472	2,482
24年4月	76	333	456
5月	73	332	399
6月	81	179	375
7月	79	131	386
8月	68	182	326
9月	80	319	367
10月	60	284	281
11月	65	343	311
12月	66	107	260
25年 1月	52	290	238
2月	71	241	341
3月	84	151	290
計	855	2,892	4,030
合計	1,083	5,364	6,512

(イ) 弁護士会への業務委託

前記の39都道府県のうち20都道府県では、機構から委託を受けた24弁護士会が、国内各地に避難した被害者を対象とした法律相談を実施している。機構から24弁護士会への支払額は、図表2-19のとおり、計706万余円となっている。法律相談1件（1回1時間）当たりの委託料は10,500円とされていて、相談件数に換算すると計673件分となる。

図表2-19 法律相談の実施状況（平成24年度）

都道府県名	弁護士会名	委託料支払額（円）	件数換算（件）
北海道	旭川弁護士会	10,500	1
	札幌弁護士会	483,000	46
	函館弁護士会	84,000	8
岩手県	岩手弁護士会	10,500	1
宮城県	仙台弁護士会	1,113,000	106
秋田県	秋田弁護士会	115,500	11
茨城県	茨城県弁護士会	588,000	56
栃木県	栃木県弁護士会	157,500	15
群馬県	群馬弁護士会	336,000	32
東京都	東京弁護士会	588,000	56
	第一東京弁護士会	294,000	28
	第二東京弁護士会	504,000	48
神奈川県	横浜弁護士会	934,500	89
新潟県	新潟県弁護士会	546,000	52
石川県	金沢弁護士会	10,500	1
山梨県	山梨県弁護士会	63,000	6
長野県	長野県弁護士会	115,500	11
静岡県	静岡県弁護士会	136,500	13
大阪府	大阪弁護士会	777,000	74
兵庫県	兵庫県弁護士会	10,500	1
奈良県	奈良弁護士会	73,500	7
岡山県	岡山弁護士会	73,500	7
山口県	山口県弁護士会	21,000	2
鹿児島県	鹿児島県弁護士会	21,000	2
計		7,066,500	673

イ 国の仮払金の支払に関する事務の受託

前記1(1)ウ(ア) (34ページ参照) のとおり、文部科学省は、23年9月から64件の仮払金支払の請求を受け付けて、24年3月までに50件、計17億3326万余円の仮払金を支払っている。この仮払金の支払に当たって、機構は、文部科学省から、23年10月に仮払金支払請求の受付の事務（仮払金の支払請求があった場合に行うこととされている原子力損害の賠償の責任を負う原子力事業者への意見の聴取に係る事務等を含む。）を、同年11月に仮払金の請求者への払渡し（支払）に係る事務を受託している。なお、都道府県知事が自ら仮払金の支払に関する事務を行った実績はなく、結果として、機構が都道府県知事から当該事務を受託することはなかった。

機構が受託した事務の主な実績は、図表2-20のとおりとなっており、仮払金支払請求の受付の事務が56件等となっている。

図表2-20 機構が受託した事務の主な実績

(単位：件)

仮払金支払請求の受付の事務		意見の聴取に係る事務	
機構の請求書受領年月	件数	機構が東京電力に行った意見聴取の結果 (東京電力の回答内容)	件数
平成23年10月	29	国から求償があった場合の応諾	50
11月	7	仮払金の支払対象外	4
12月	3	その他	1
24年 1月	12	請求者からの請求取下げ	5
2月	3	計	60
3月	2		
計	56		

注(1) 図表1-11のとおり、機構が受託する前の平成23年9月に、文部科学省が請求を受け付けたものは8件、うち文部科学省が直接東京電力に照会したものが4件あり、請求書の受付総数としては64件となる。また、「国から求償があった場合の応諾」の件数（50件）と、図表1-11の仮払金の支払件数（50件）が一致する。
 注(2) 「その他」は、請求金額が東京電力の賠償基準に基づく額を超過して、東京電力としての支払可能額を超えているとされたものである。

3 東京電力株式会社による原子力損害の賠償その他の特別事業計画の履行状況等

(1) 原子力損害の賠償の状況

ア 原子力損害の概要

(ア) 損害項目及び賠償基準

東京電力は、23年8月30日に、同月5日に審査会が公表した中間指針を踏まえて、中間指針で示された損害項目の一部について賠償基準を定め、同年10月に、当該基準に基づく賠償金の支払を開始した。賠償基準には、損害項目ごとに賠償対象者、賠償金額及びその内容、賠償を受けるのに必要な書類の例等が示されている。東京電力は、その後も、中間指針等や、原子力災害対策本部が23年12月26日に公表した国の避難指示区域等の見直しの方針を受けて24年7月20日に経済産業省が公表した「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方」等の内容や趣旨を踏まえて、新たな賠償基準の策定や既存の賠償基準の見直しを行うなどして、順次、賠償金の支払を進めている。

東京電力が賠償基準において設定している主な損害項目は、図表3-1のとおり、「個人」の区分では「検査費用」、「精神的損害」、「自主的避難」及び「就労不能損害」、「法人等」の区分では「営業損害」、「出荷制限等」及び「風評被害」、「共通・その他」の区分では「財物価値の喪失又は減少等」となっている。なお、上記の24年7月20日以降に策定された新たな賠償基準として、同月24日に「避難指示区域の見直しに伴う賠償の実施について」が公表されており、当該基準では、財物（宅地、建物等）の価値の喪失又は減少等に係る賠償金の支払や、精神的損害、就労不能損害、営業損害等に係る賠償金の一括払等について定められている。また、賠償基準の見直しの例としては、自主的避難等に係る損害に対する賠償について、24年2月28日に公表された当初の賠償基準に加えて、同年12月5日に、賠償の対象期間の延長等を内容とする追加の賠償基準が定められたことが挙げられる（当該賠償については、後掲イ(ウ) c (b) (96ページ) 及びイ(エ) b (103ページ) において記述する。)。

図表3-1 主な損害項目の概要

主な損害項目		主な賠償対象者	主な基準の概要 (賠償金額、賠償の内容等)
個人	検査費用	・避難等対象者のうち、23年原発事故が生じたことにより、健康診断費用、放射線検査費用等を負担した者	・交通費：個別、定額(1回当たり1人5,000円を基本とする。)等 ・宿泊費：実費(8,000円を基本とする。) ・健康診断費用：定額(1回当たり8,000円を基本とする。) ・放射線検査費用：定額(1回限り15,000円(人)、17,000円(物)を基本とする。)
	精神的損害	・避難等対象者	・定額(1月当たり1人100,000円を基本とする。支払の対象期間は地域等により異なる。) ・一定期間分の一括払も可能(対象期間：平成24年6月1日から)
	自主的避難	・23年原発事故発生時に所定の区域内に生活の本拠としての住居があった者	・定額(対象地域、対象者の性別や年齢等により異なる。)
	就労不能損害	・所定の区域に居住していたり勤務していたりした者のうち、避難等により就労が困難となり減収等を生じた者及び23年3月11日時点で就職・復職を予定していたが避難等により就労困難となり減収等を生じた者	・従前の平均収入から現在の実収入を差し引いた額に、通勤交通費の増加分等を加算 ・一定期間分の一括払も可能(対象期間：24年6月1日から)
法人等	営業損害、出荷制限等	・23年3月11日現在、事業を営んでいて、政府の避難指示等により損害を受けた法人等 ・23年3月11日現在、事業を営んでいて、政府の出荷制限指示等により損害を受けた法人等	・避難指示等又は出荷制限指示等に伴う減収分に追加的費用を加算 ・一定期間ごとの実損害額 ・一定期間分の一括払も可能(対象期間：24年7月1日から)
	風評被害	・所定の区域に所在するなどし、23年原発事故に伴う買控え、取引の停止、解約等により損害を受けた下記の業を営む者 *農林漁業 *農林水産物の加工業、食品製造業及び流通業 *観光業 *製造業、サービス業等 *輸出業	・買控え、解約等に伴う減収分に追加的費用を加算 ・輸出先国の要求等による検査費用に追加的費用を加算
共通・その他	財物価値の喪失又は減少等	・所定の区域にあり、かつ、23年原発事故に関して価値が喪失又は減少した財物の所有者	・宅地：固定資産税評価額を基にした事故前の時価相当額 ・建物：①又は②(①固定資産税評価額、②建築着工統計による平均新築単価)のいずれかを基にした事故前の時価相当額、(①、②が適用不可の場合)③個別評価 ・家財：定額(家族構成に応じて算定) ・車両：第三者機関による算定額に取得に係る登録費用相当額を加算

(イ) 要賠償額の見通し

機構は、前記のとおり、機構法の規定に基づき、東京電力と共同して、これまで数次にわたり特別事業計画を作成又は変更し、主務大臣である内閣総理大臣及び経済産業大臣に対して認定の申請を行い、両大臣の認定を受けている。

東京電力は、特別事業計画の作成又は変更時点で可能な範囲において、合理性をもって確実に見込まれる賠償見積額として、要賠償額の見通しを算定している。そして、被害の実態が把握できるようになったり、事故と相当因果関係のある範囲が明確になったりするなどして、審査会が中間指針の内容の追加等を行い、東京電力の賠償基準にもこれが反映されることとなるなど状況変化が生じた場合には、東京電力は、損害賠償の履行に支障が生じないよう必要に応じて要賠償額の見通しについて見直しを行っている。

25年9月までにその作成又は変更について主務大臣の認定を受けた特別事業計画は、前記のとおり、①緊急特別事業計画、②緊急特別事業計画（改定）、③総合特別事業計画、④第2次総特及び⑤第3次総特である。各計画における要賠償額の見通し（賠償見積額）は、賠償基準上の損害項目の追加、賠償金の包括請求方式（将来分を含めた一定期間に発生する損害項目に係る賠償金を包括して受け取ることができる方式をいう。以下同じ。）の導入、対象期間の見直し（延長）等の状況変化を受けて、図表3-2のとおり、総額の増加が続いている。

図表3-2 要賠償額の見通しの推移

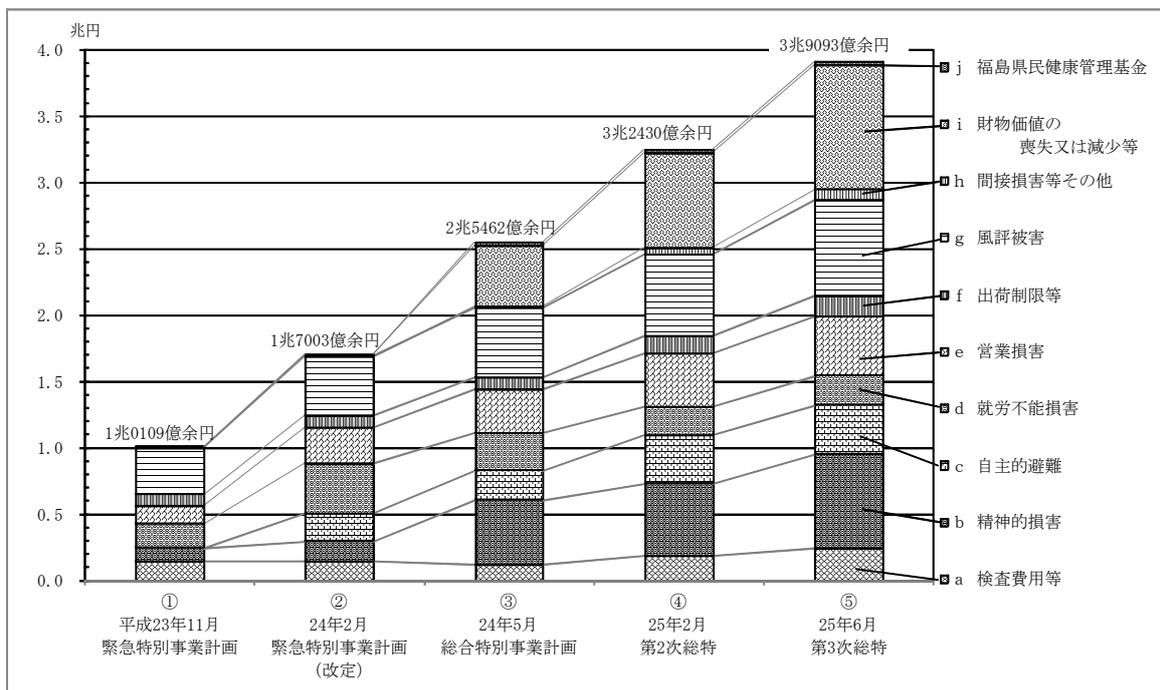
(単位：百万円)

特別事業計画	① 緊急特別 事業計画	② 緊急特別事業 計画（改定）	③ 総合特別 事業計画	④ 第2次総特	⑤ 第3次総特
要賠償額の見通し (賠償見積額)	1,010,908	1,700,322	2,546,271	3,243,079	3,909,334
補償金(1200億円) 控除後	890,908	1,580,322	2,426,271	3,123,079	3,789,334
前計画との差額		+ 689,414	+ 845,949	+ 696,808	+ 666,255
差額が生じた主な要因		中間指針追補の公表(平成23年12月6日)を受けた「自主的避難」の追加	中間指針第二次追補の公表(24年3月16日)を受けた「精神的損害」の増額。「個人財物」等の追加	中間指針追補及び中間指針第二次追補の内容を踏まえた「自主的避難」及び「個人財物」の増額	避難指示区域の見直しの進展を受けた賠償基準の変更又は追加、中間指針第三次追補の公表(25年1月30日)を受けた賠償対象の拡大等

そして、主な損害項目の区別の要賠償額の見通しは、図表3-3のとおりとなっており、第3次総特における要賠償額の見通しは、計3兆9093億余円となっている。

図表3-3 主な損害項目の区別の要賠償額の見通し (単位：百万円)

主な損害項目の区分		特別事業計画	① 緊急特別 事業計画	② 緊急特別 事業計画 (改定)	③ 総合特別 事業計画	④ 第2次総特	⑤ 第3次総特
個人	a 検査費用等		141,527	143,117	120,615	180,337	243,547
	b 精神的損害		104,081	156,659	489,474	551,638	712,705
	c 自主的避難		—	204,831	217,828	364,021	367,389
	d 就労不能損害		185,932	379,692	282,207	215,018	217,245
法人等	e 営業損害		131,382	265,612	328,709	396,102	449,572
	f 出荷制限等		86,200	87,945	91,160	130,957	155,498
	g 風評被害		348,686	449,366	523,398	616,543	720,639
	h 間接損害等その他		—	—	8,497	52,218	79,867
共通・ その他	i 財物価値の喪失又は減少等		13,100	13,100	459,379	711,239	937,867
	j 福島県民健康管理基金		—	—	25,000	25,000	25,000
計			1,010,908	1,700,322	2,546,271	3,243,079	3,909,334



(注) 「検査費用等」には、検査費用(人-健康診断)、検査費用(人-被ばく検査)、検査費用(物)、避難・帰宅費用、一時立入費用、生命・身体的損害及びその他(個人)が含まれる。

要賠償額の見通しの推移を、「個人」、「法人等」及び「共通・その他」の別にみると次のとおりとなっている。

すなわち、「個人」が対象となる各損害項目の区分についてみると、b(精神

的損害)の賠償見積額は順次増加を続けており、c(自主的避難)の賠償見積額は第3次総特では微増にとどまっている。また、a(検査費用等)及びd(就労不能損害)の賠償見積額は一旦減少したが、それぞれ第2次総特、第3次総特で増加している。「法人等」が対象となる各損害項目の区分については、いずれの項目も賠償見積額は増加している。

そして、「個人」、「法人等」共に、賠償の対象地域の拡大や賠償の対象期間の延長が賠償見積額の増加の要因となっているほか、既往の請求実績の見積りへの反映が賠償見積額の増加及び減少の双方の要因となっている。

また、「共通・その他」の損害項目の区分のうち「i財物価値の喪失又は減少等」の賠償見積額は、24年7月に経済産業省が示した「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方」を踏まえて、東京電力が同月に策定した賠償基準において、避難指示の解除までの期間に応じた割合を一括で賠償することとしたり、賠償の対象となる資産種別の追加を行うこととしたりしたことにより、大きく増加している。

さらに、上記の「i財物価値の喪失又は減少等」には、土地の除染に係る費用が含まれているが、東京電力は合理性をもって確実に見込まれる額の算定ができる状況にないとして、東京電力が環境省から求償を受けるなどして実際に支払った額のみを賠償見積額に計上している。したがって、今後、審査会が中間指針第二次追補において示した除染等に係る損害についての考え方等に沿って、東京電力が土地等の除染に係る費用についての新たな賠償基準を定めることがあれば、賠償見積額は更に増加することが見込まれる。

なお、実際の賠償金の支払額は、個々の状況に即して被害者との交渉を経て金額が確定するという賠償の性質上、見積額を上回る可能性がある。

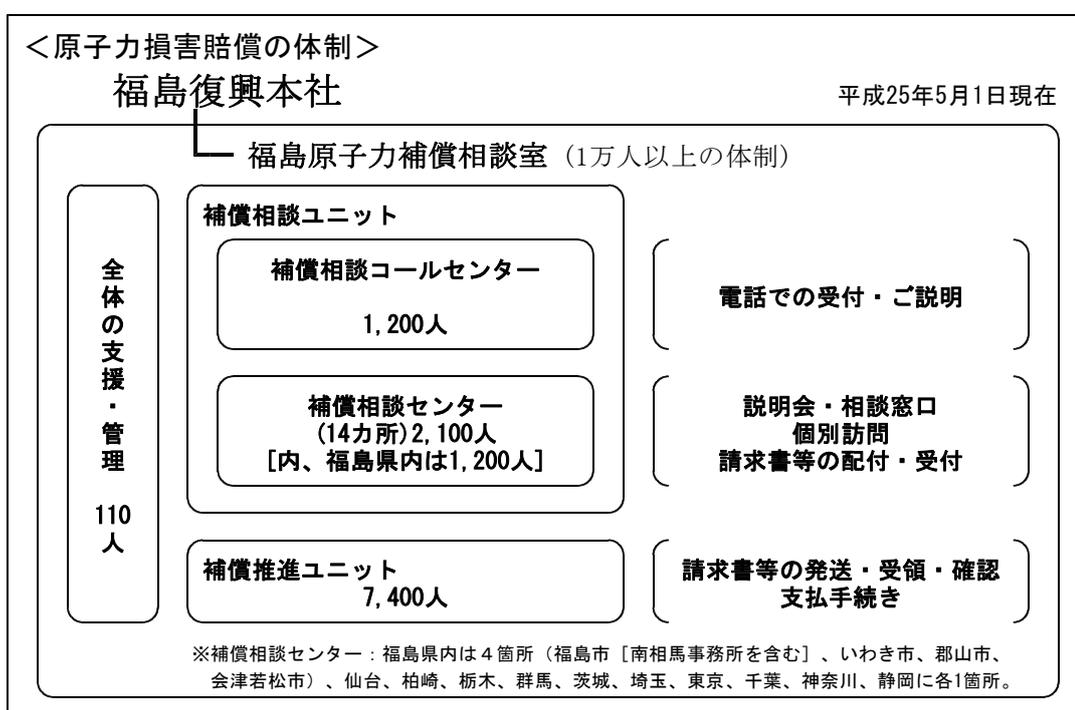
イ 東京電力による賠償金の支払状況等

(ア) 賠償金の支払に係る体制の状況

東京電力は、現在、福島原子力補償相談室が中心となって、被害者に対する賠償対応業務を実施している。

東京電力が公表している資料によれば、福島原子力補償相談室の体制は、図表3-4のとおりであり、1万人以上の体制（うち福島県内は1,200人）で賠償対応業務を実施しているとされている。

図表3-4 福島原子力補償相談室の体制

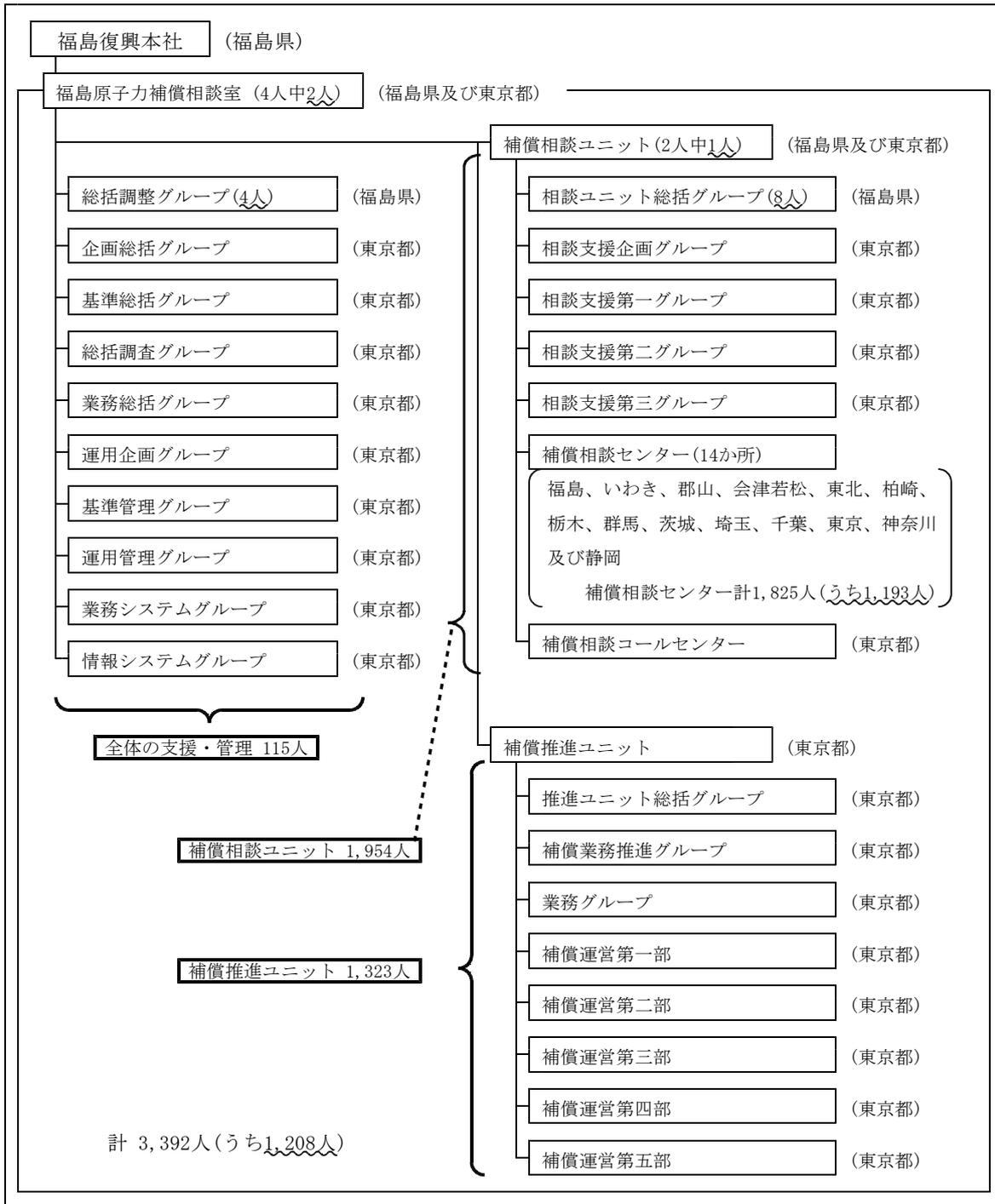


（平成25年5月31日付け「福島復興本社における賠償・除染・復興推進に関する取り組み状況」（東京電力福島復興本社）から抜粋）

ただし、図表3-4の体制は、東京電力が契約している委託先の職員や派遣職員等を含めているため、東京電力の社員のみ体制を示すと、図表3-5のとおり、25年5月1日現在で約3,400人（うち福島県内で業務に従事している者約1,200人）となっている。

図表3-5 福島原子力補償相談室の体制

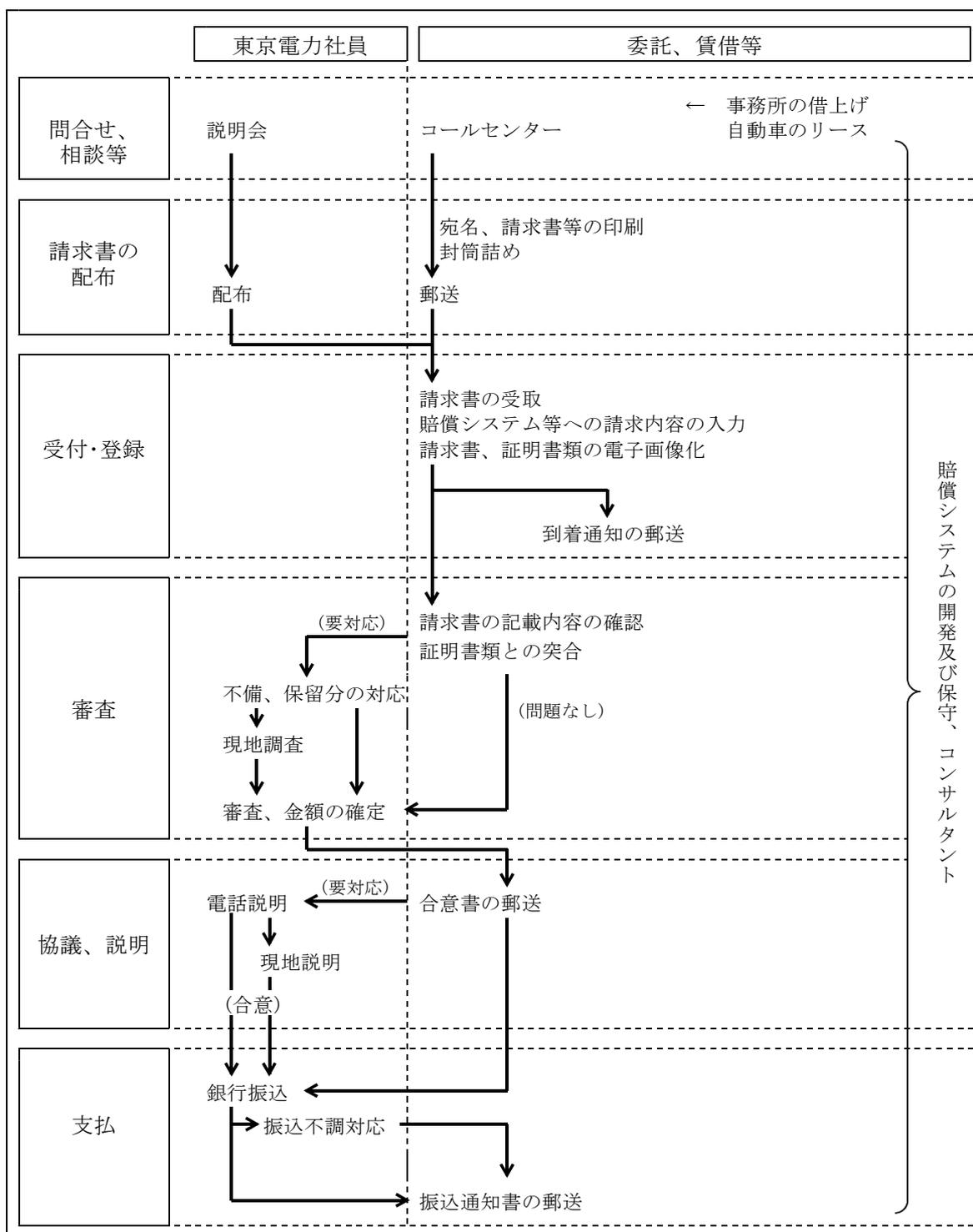
(平成25年5月1日現在)



(注) () 内の~~~~を付した人数は、平成25年5月1日現在、福島県内で賠償対応業務に従事している者の人数である。

そして、東京電力は、賠償対応業務を図表3-6のような流れで実施しており、賠償を迅速かつ適切に進めるために、賠償対応に関する専門的な知識を必要とする業務や一定期間に大量一括処理を必要とする業務については外部に委託している。

図表3-6 賠償対応業務の流れ（概念図）



東京電力が24年5月29日に公表した「賠償対応費用について」において、賠償対応業務に係る費用の24年度から26年度までの3か年の見通しが示されており、その額は図表3-7のとおり、24年度は計439億円、25年度は計254億円、26年度は計143億円となっている。

図表3-7 賠償対応業務に係る費用の見通し（平成24年5月現在）

（単位：億円。消費税及び地方消費税抜き）

費目	平成24年度	25年度	26年度	24年度～26年度平均	業務概要
委託費	372	206	108	229	
請求書の受付・審査	182	81	41	101	請求書の受取り・仕分け、請求内容のシステム登録、請求書の電子画像化等
コンサルティング業務	131	87	44	87	賠償対応に係る全体計画修正、進捗・課題管理、システム導入支援等
電話受付	20	14	7	14	請求書送付の申込受付、電話での説明対応等
請求書確認	9	6	3	6	請求書記載内容の不備項目の電話確認等
その他	30	18	13	21	事務所共益費等
賃借料	22	15	14	17	
通信運搬費	16	11	5	11	
その他(旅費、消耗品、雑費等)	29	22	15	22	
計	439	254	143	278	

注(1) 賠償対応業務に係る東京電力社員の人件費を除く。

注(2) 賠償対応業務に係る費用については、東京電力の電気料金の原価に算入されている（東京電力は、平成24年7月25日に電気料金の値上げについて経済産業大臣の認可を受けているが、認可時の賠償対応業務に係る費用の内容については、図表3-56参照）。

一方、賠償対応業務を行っている福島原子力補償相談室に係る費用の決算額は、図表3-8のとおり、23年度が計282億円（消費税及び地方消費税抜き）、24年度が計617億円（同）となっており、24年度については見通し額計439億円に対して40%増の規模となっている。

図表3-8 賠償対応業務に係る費用の決算額

（単位：億円。消費税及び地方消費税抜き）

費目	平成23年度決算額	24年度見通し額(a)	24年度決算額(b)	(b/a)(%)
委託費	238	372	555	149
請求書の受付・審査	92	182	305	167
コンサルティング業務	82	131	128	97
電話受付	33	20	61	305
請求書確認	6	9	17	188
その他	22	30	43	143
賃借料	9	22	23	104
通信運搬費	7	16	13	81
その他(旅費、消耗品、雑費等)	27	29	25	86
計	282	439	617	140

これらの賠償対応業務に係る費用について、東京電力は、電気料金の原価に算入する営業費用として整理している。

そして、24年の電気料金値上げの申請に係る国の認可において、例えば24年度分については、416億円までの賠償対応業務に係る費用を電気料金の原価に算入することが認められているが、実際に要した費用は前記のとおり617億円であったことから、差額の201億円が、結果として利益を圧縮している。

また、図表3-6に示す賠償対応業務の主な項目ごとに、委託費、賃借料等の決算額並びに契約の相手方が東京電力の関係会社の場合の当該相手方の名称及び契約に際しての競争の有無を示すと、図表3-9のとおりとなっており、東京電力が締結している賠償対応業務に係る契約のほとんどは見積りを1者から徴しているだけで、入札その他価格の競争が行われていない状況となっている。

図表3-9 賠償対応業務に係る委託費、賃借料等の決算額等 (単位：千円)

業務項目	平成23年度		24年度		関係会社の名称	競争の有無
	件数	金額	件数	金額		
	うち関係会社分	うち関係会社分	うち関係会社分	うち関係会社分		
コールセンター	2	3,510,470	3	6,421,356		1件で有
	1	1,637,322	1	2,490,709	TEPCOコールアドバンス	無
事務所の借上げ	3	877,479	3	2,030,122		無
	1	460,770	1	471,449	テブコシステムズ	無
自動車のリース	1	80,150	1	186,984		無
	1	80,150	1	186,984	東電リース(23年度はテブコユ)	無
宛名、請求書等の印刷、封筒詰め、請求書の受取、賠償システム等への請求内容の入力、請求書、証明書類の電子画像化、請求書の記載内容の確認、証明書類との突合等	7	11,699,746	5	34,596,514		無
	1	233,054	—	—	東京レコードマネジメント	無
	3	1,022,987	1	718,314	テブコシステムズ	無
	1	698,084	1	1,401,158	キャリアライズ	無
賠償システムの開発・保守	5	786,019	1	110,250		無
コンサルタント	4	8,703,256	3	14,816,748		無
郵送		516,870		832,557		
銀行振込		159,385		586,192		
計	22	26,333,378	16	59,580,726		
	8	4,132,370	5	5,268,617		

- 注(1) 平成23、24両年度のいずれかの年度において、1契約当たりの決算額が1億円以上となっている契約を集計した。
注(2) 年度をまたいだ契約や履行期間について自動的に延長する条項がある契約については、平成23、24両年度の「決算額」に、それぞれの金額を記載している。
注(3) 関係会社の名称中、「株式会社」は省略した。
注(4) 競争の有無欄では、契約の相手方を選定する際に、見積りを徴した会社が1者の場合は「無」、2者以上の場合は「有」としている。

そして、これら価格の競争が行われていない契約の中には、東京電力の関係会社との契約が、23年度は8件、計41億3237万余円、24年度は5件、計52億6861万余円含まれている。また、図表3-9に掲げた契約の中には、契約の相手方は関係会社

以外の会社であるものの、当該会社が東京電力の関係会社に業務を再委託している契約が23、24両年度で1件ずつ、全体金額の構成比率で1%程度見受けられた。

東京電力は、賠償対応業務に係る契約の締結に当たり、見積りを1者からしか徴していない理由として、23年度に係る契約については、業務の立上げから実施までの期間が極めて短期間であったことや複数の者に打診したものの対応可能と回答してきた者が1者のみであったことなどを挙げている。また、24年度分については、前年度における履行状況から同一の者と契約することの優位性等を挙げている。さらに、再委託先が関係会社となっていることについては、契約の相手方である関係会社以外の会社の判断で再委託契約が締結されたものであり、当該会社からの事前の申請に基づき承認を与えたこと以外は関与していないとしている。

賠償対応業務に係る費用が増加している要因としては、前記のとおり、賠償対応の範囲が拡大していることに伴い、それに対応するための業務量が増加していることなどが考えられるが、図表3-9に見られるように、価格の競争が行われていないこともその一因と考えられる。

したがって、東京電力においては、賠償対応業務の品質の維持及び向上を図りつつも、賠償対応業務の仕様等を適時適切に見直すことなどにより、価格の競争性を求める余地のある契約にするなどして賠償対応業務に係る費用を低減させる必要がある。

(イ) 仮払補償金及び本賠償金の支払の開始

前記のとおり、23年4月に、23年原発事故により避難を余儀なくされた者に対して当面の必要な資金を東京電力が仮払補償金として給付することが決定されたことを受けて、東京電力は、同月に個人向け、5月に農林漁業者向け、6月に中小企業者向けの仮払補償金の支払をそれぞれ開始し、その後も、仮払補償金の追加支払や支払対象の追加を行った。個人向けの仮払補償金は定額で、初回受付分（4月受付開始）は1世帯当たり100万円（単身世帯の場合75万円）を、追加受付分（7月受付開始）は、1人ごとに各人の避難等の期間と状況に応じて10万円、20万円又は30万円を支払うこととされた。そして、東京電力は、同年8月の審査会による中間指針の公表を受けて、本格的な賠償金の支払を10月以降順次開始しており、仮払補償金については、その支払の際に精算されることとなっている。すなわち、東京電力と請求者との間で合意した賠償金の総額が仮払補償金の額を上回る場合は、

総額から控除され、残りの額が本賠償金として支払われる（これと逆の場合は、請求者から過払分が東京電力に返還される。）こととなっている。

25年5月末までに仮払補償金の支払を受けた者（個人）は、図表3-10のとおり、23年原発事故発生後に避難のための立ち退き、屋内への退避等の指示の対象となった3市7町3村の約16万人であるが、このうち、1万人以上がその後の本賠償金の支払請求を行うまでには至っていない状況である。また、これらの者に対する仮払補償金の支払額は計62億余円であるが、請求者ごとにみれば、本賠償金の支払額が確定しない場合、当面、東京電力において賠償金の精算が未済の状態が継続することになる。

図表3-10 仮払補償金の支払を受けた者（個人）の状況（平成25年5月末現在）
（単位：人）

市町村名	仮払補償金の支払を受けた者の数 (a)	本賠償金の支払請求者数	仮払補償金の支払を受けた者のうち本賠償金の未請求者数 (b)	(b/a) (%)
南相馬市	71,612	65,511	6,101	8.5
浪江町	21,938	20,824	1,114	5.0
富岡町	16,422	15,590	832	5.0
大熊町	11,981	11,373	608	5.0
楡葉町	8,125	7,748	377	4.6
双葉町	7,215	6,709	506	7.0
飯舘村	6,509	6,344	165	2.5
いわき市	6,221	5,413	808	12.9
広野町	5,508	5,227	281	5.1
田村市	4,519	4,344	175	3.8
川内村	2,945	2,784	161	5.4
葛尾村	1,573	1,517	56	3.5
川俣町	1,256	1,226	30	2.3
計	165,824	154,610	11,214	6.7

(ウ) 賠償金の支払等の状況

東京電力は、機構からの交付金等の入金や賠償金等の出金を管理するための専用の銀行口座（以下「賠償口座」という。）を開設し、23年11月15日から利用している。賠償口座には、同日に機構から第1回目の入金（5587億円）があり、25年3月29日までの入金額の累計は2兆2313億円となっている。一方、賠償口座からは、23年11月16日以降、土曜日、日曜日及び祝日（振替休日を含む。）を除きほぼ毎

日、支払対象者の口座へ賠償金（仮払補償金を含む。）の出金（振込）があり、25年3月29日までの振込額は計1兆8859億余円となっている。また、機構から第1回目の入金があった23年11月15日までに支払われていた仮払補償金及び本賠償金の総額は1567億余円であり、東京電力は、賠償専用の口座ではない既存の口座から手元資金により支払を行っていた。これらの合計額の2兆0427億余円が、23年4月から25年3月までの東京電力の賠償金の支払額である。

a 支払相手方別の状況

東京電力は、賠償金の支払について、支払の相手方別に「個人」、「個人（自主的避難）」、「法人等」及び「団体」の4区分で管理している。その状況をみると、図表3-11のとおり、24年度末までの本賠償金及び仮払補償金の支払額の合計は、上記の2兆0427億余円となっている。

図表3-11 賠償金の支払の状況

支払件数

(単位：件)

区分 年度	個人	個人(自主的 避難)	法人等	団体	本賠償金計	仮払補償金 計
平成 23年度	45,358 (20.7)	144,052 (65.8)	29,137 (13.3)	180 (0.0)	218,727 (100)	154,434
24年度	254,942 (17.5)	1,095,627 (75.2)	105,324 (7.2)	849 (0.0)	1,456,742 (100)	161
計	300,300 (17.9)	1,239,679 (73.9)	134,461 (8.0)	1,029 (0.0)	1,675,469 (100)	154,595

支払額

(単位：百万円)

区分 年度	個人	個人(自主的 避難)	法人等	団体	本賠償金計	仮払補償金 計	合計
平成 23年度	69,305 (16.3)	62,253 (14.6)	183,873 (43.3)	108,687 (25.6)	424,119 (100)	142,144	566,264
24年度	468,294 (31.8)	284,824 (19.3)	473,208 (32.2)	242,920 (16.5)	1,469,247 (100)	7,222	1,476,469
計	537,599 (28.3)	347,078 (18.3)	657,082 (34.7)	351,607 (18.5)	1,893,367 (100)	149,366	2,042,734

(注) 各区分の()内は、本賠償金計に占める当該件数又は金額の比率(%)を示す。

本賠償金に占める割合についてみると、支払件数では、23、24両年度とも、「個人（自主的避難）」が最多であり、本賠償金に占める割合は、23年度で65.8%であったが、24年度では75.2%にまで増加している。これは、当初、23年原発事故発生時に福島県内の23市町村（一部の区域を除く。）に生活の本拠としての住居があった者が23年12月31日までに受けた所定の損害に対する賠償につ

いて集計するために設けられた区分であり、賠償の対象とする区域の追加（福島県の県南地域の9市町村及び宮城県伊具郡丸森町）や、期間の延長（24年1月1日から8月31日までを対象とする賠償を追加）により、賠償の対象者が延べ100万人を超える規模となったためである。

支払額では、23、24両年度とも、「法人等」が最多となっている。23年度では、「法人等」及び各県の農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会等の「団体」の両区分の合計が全体の70%近くを占めており、支払件数で多くを占めていた「個人（自主的避難）」は14.6%にとどまっていた。24年度では、「法人等」及び「団体」の両区分の合計が全体の50%未満にまで減少した一方、「個人」が15.5ポイント増の31.8%、「個人（自主的避難）」が4.7ポイント増の19.3%となり、これらの両区分の合計で51.1%を占めていた。

両年度を通じた本賠償金の1件当たりの平均支払額をみると、「個人」179万余円、「個人（自主的避難）」27万余円、「法人等」488万余円、「団体」3億4169万余円となっている。この理由は、「個人（自主的避難）」については、請求受付時期、対象地域、対象者の性別や年齢等に応じて1人当たり12万円から72万円までの定額となっている一方、「団体」については、各団体が当該団体の構成員に係る賠償金の合計額を一括して受け取っているためと考えられる。

b ADRセンターの仲介による和解等の成立に伴う支払の状況

原子力損害の賠償に関する紛争、訴訟等が提起されると、ADRセンターや裁判所が和解の仲介を行うなどしており、当該事案の全部又は一部について和解等が成立すると、東京電力は和解等の内容に沿って賠償金を支払うこととなる。東京電力は、これらの件数及び金額を「個人」（自主的避難に係る賠償の対象者を含む。）及び「法人等」に対する支払の件数及び金額の内数として集計している。これらのうち大部分を占めるADRセンターの仲介による和解の成立に伴う支払は、図表3-12のとおりであり、24年度末までの支払額は236億余円となっている。

図表3-12 ADRセンターの仲介による和解の成立に伴う支払の状況

(単位：件、百万円)

区分	平成23年度		24年度		計		「個人」又は「法人等」の総計	
	支払件数	支払額	支払件数	支払額	支払件数	支払額	支払件数	支払額
個人	25	48	2,071	7,863	2,096 (0.1)	7,911 (0.8)	1,539,979	884,677
法人等	16	344	868	15,443	884 (0.6)	15,787 (2.4)	134,461	657,082
計	41	393	2,939	23,306	2,980	23,699		

注(1) 計欄の()内は、「個人」又は「法人等」の件数又は金額の総計に占める当該件数又は金額の比率(%)を示す。

注(2) 裁判所における和解等の成立に伴う賠償金の支払額に係る割合は、個人、法人等とも上記の割合(0.8%及び2.4%)を更に下回る規模となっている。

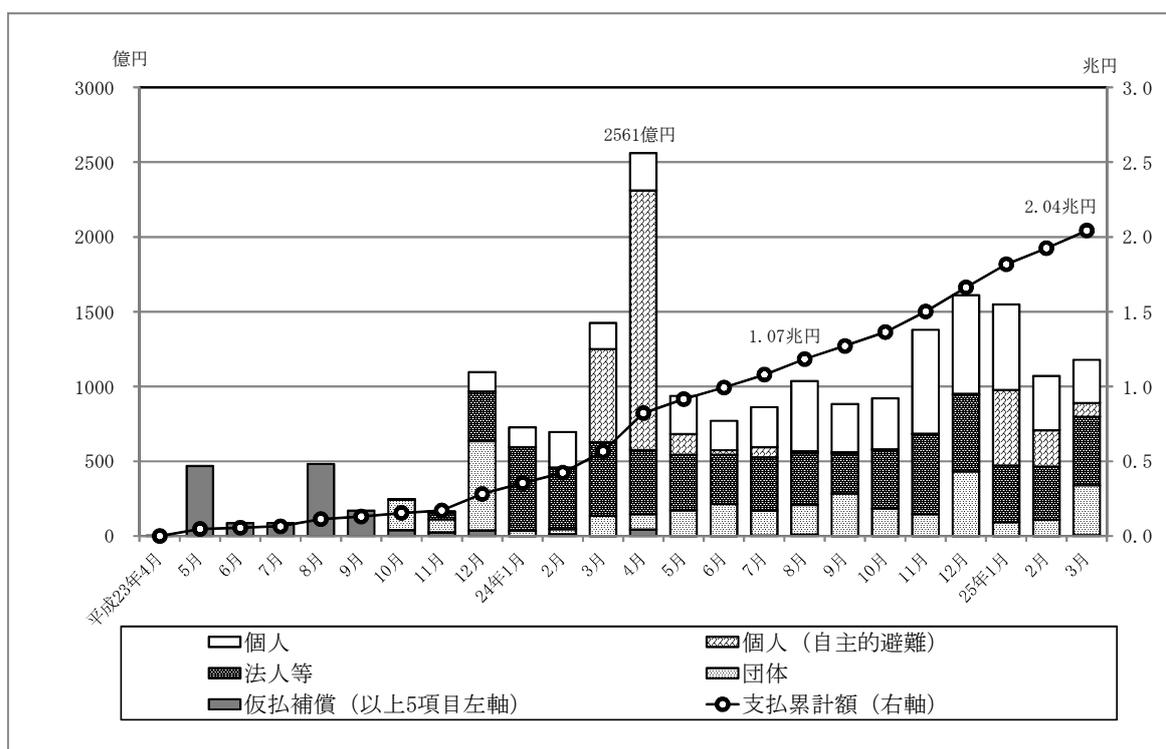
そして、ADRセンターの仲介による和解の成立に伴い、24年度末までに賠償金の支払に至った件数についてみると、支払件数の総計に占める割合は、「個人」0.1%、「法人等」0.6%となっている。同様に支払額についてみると、支払額の総計に占める割合は、上記の支払件数に係る割合と比較すれば若干高いものの、「個人」0.8%、「法人等」2.4%となっている。

このように、賠償金の支払を受けようとする者が直接東京電力に請求をすることによりその支払が行われる案件が大半を占めている。

c 月別の状況

23年4月から25年3月までの月別の支払額等は図表3-13のとおりであり、本賠償金の支払が開始された23年10月から25年3月までの平均支払月額は1062億余円となっている。また、24年3月に「個人(自主的避難)」に係る賠償が開始されたこともあり、23年4月から25年3月までの月別では24年4月の支払額(2561億余円)が最も多くなっていて、支払累計額も同年3月から4月にかけて5000億円台から8000億円台に急増している。そして、支払累計額は、同年7月に1兆円、25年3月に2兆円を超えている。なお、同年9月27日までの支払累計額は2兆9100億余円となっている。

図表3-13 月別の支払額及び支払累計額の推移

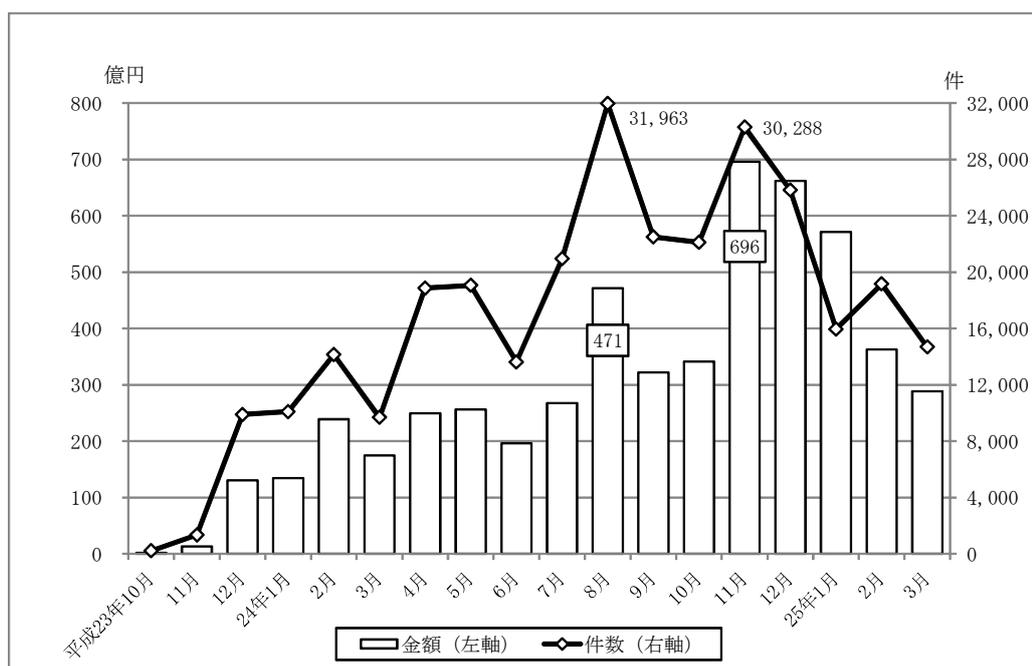


支払の相手方別の賠償金の支払の推移は、次のとおりとなっている。

(a) 個人

個人に対する賠償金（自主的避難に係る分を除く。）の支払は23年10月に開始されたが、同月以降の支払の推移をみると、図表3-14のとおり、支払件数については、24年8月までは一時的に落ち込みがみられたものの増加傾向が続き、同月及び11月に3万件を超える支払があった。また、支払額については、上記の8月及び11月がそれぞれ471億余円、696億余円であったほか、同年12月及び25年1月も500億円を超える支払があった。

図表3-14 個人に対する賠償金の支払の推移



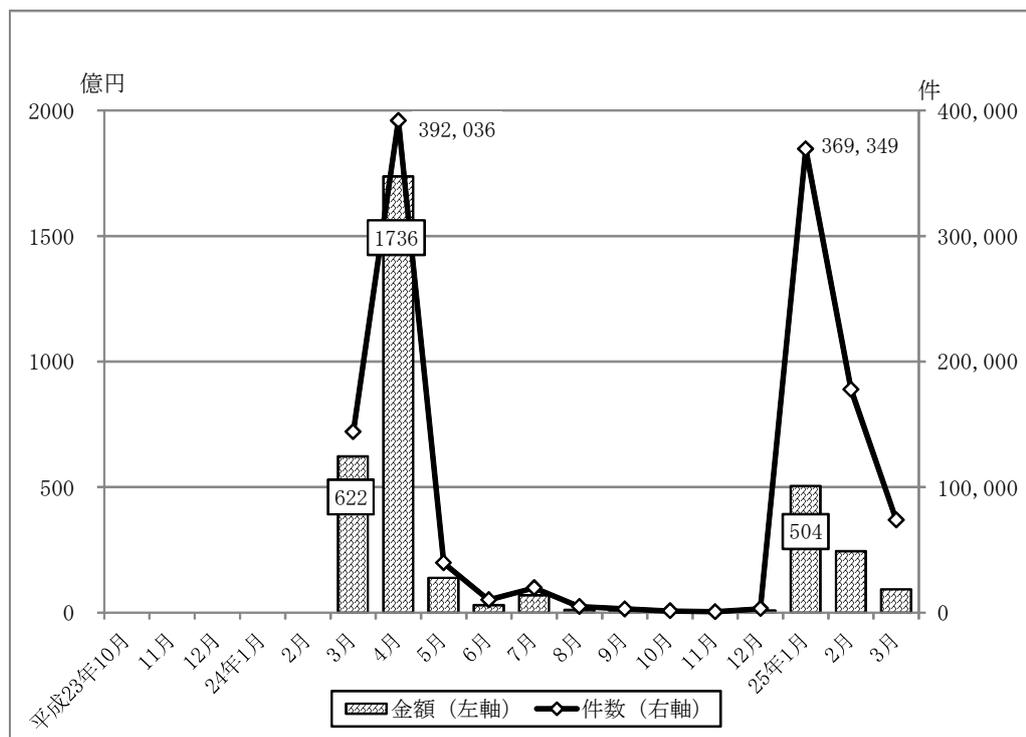
24年8月の支払額が多かった理由は、前月末に財物のうち建物の修復費用等に係る賠償金（避難指示区域内の建物に係る賠償金の一部先行払。登記上の床面積に単価（1㎡当たり14,000円）を乗じた額）の請求受付が始まり、8月から支払が開始されたためと考えられる。

また、24年11月から25年1月までの支払額が多かった理由は、政府による避難指示区域等の見直しなどを踏まえ、24年3月に審査会が策定した中間指針第二次追補を受けて、同年10月に精神的損害、就労不能損害等に対する賠償において包括請求方式が導入されたためと考えられる。

(b) 個人（自主的避難）

自主的避難等を行った個人に対する賠償金の支払は24年3月に開始されたが、同月以降の支払の推移をみると、図表3-15のとおり、件数及び金額とも同年4月が最大となっていた。

図表3-15 自主的避難等を行った個人に対する賠償金の支払の推移



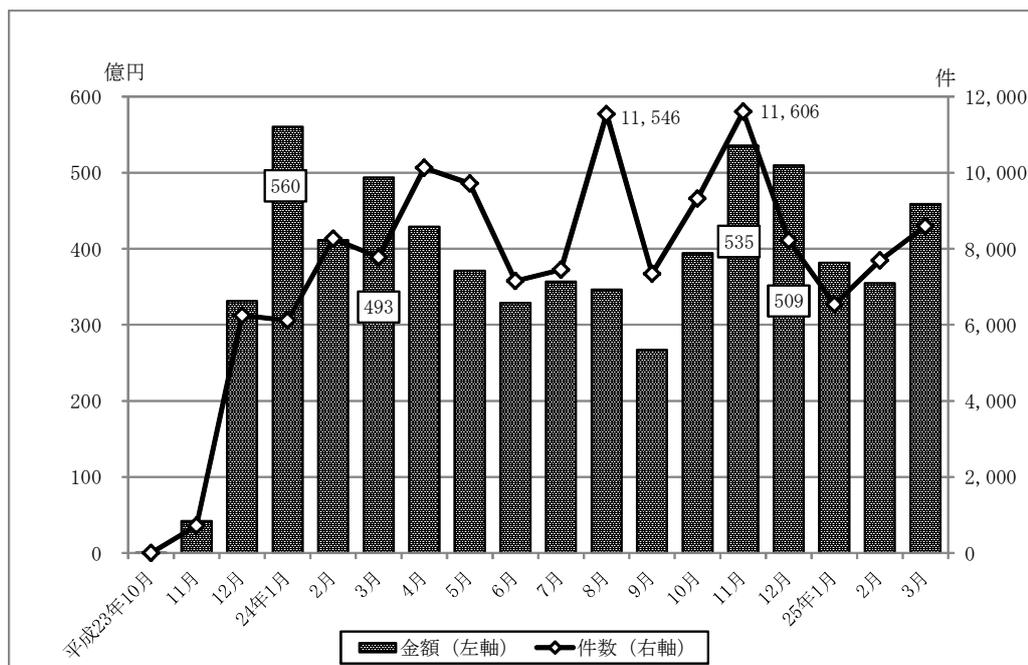
賠償の対象とする期間（損害が発生した期間）は、当初、23年3月11日から同年12月31日までとされていたが、その後、審査会から公表された中間指針第二次追補を踏まえて、24年12月に、同年1月1日から同年8月31日までを対象とした追加の賠償が行われることとなり、25年1月に支払が開始された。このほか、24年6月及び8月に、前記のとおり賠償金の支払対象の拡大が行われ、当該対象者には同年6月及び8月（当初賠償分）並びに25年2月（追加賠償分）以降、賠償金の支払が行われている。

件数及び金額の推移は、これらの状況を反映したものとなっており、追加賠償分の金額が当初賠償分の金額を大きく下回っているのは、1人当たりの支払額が当初賠償分は最高60万円とされたのに対して、追加賠償分は最高12万円とされたためである。

(c) 法人等

法人等に対する賠償金の支払は23年10月に開始されたが、同月以降の支払の推移をみると、図表3-16のとおり、1か月当たりの支払額が最も多くなっているのは24年1月で、560億余円を支払っている。

図表3-16 法人等に対する賠償金の支払の推移



これは福島県が23年9月に設置した福島県民健康管理基金に積み立てるための資金として同県に対して250億円が支払われたためである。

24年1月以外に支払額が500億円前後と多かったのは、同年3月（493億余円）、11月（535億余円）、12月（509億余円）である。

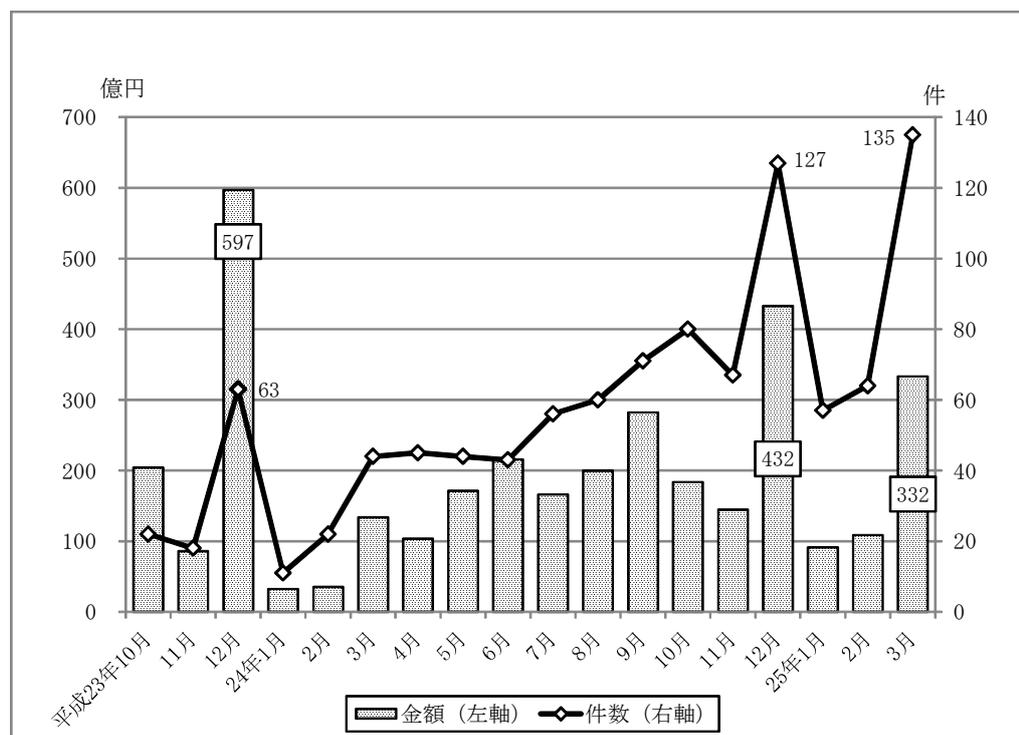
24年3月の支払額が多かった理由は、第3回目の賠償金の請求受付が同月に開始され、第1回目では6か月分（23年3月から8月まで）、第2回目では3か月分（同年9月から11月まで）とされていた請求対象期間について見直しが行われ、第3回目においては3か月分から12か月分までの任意の期間について一括請求が可能となったためと考えられる。

また、同年11月及び12月の支払額が多かった理由は、同年10月に営業損害に対する賠償において包括請求方式が導入されたためと考えられる。

(d) 団体

団体に対する賠償金の支払は23年10月に開始されたが、同月以降の支払の推移をみると、図表3-17のとおり、23年12月、24年12月及び25年3月の支払額が多くなっている。

図表3-17 団体に対する賠償金の支払の推移



この理由は、団体に対する賠償金の支払が、東京電力による賠償金の請求内容の確認及び当該団体との協議が終了したものから順次行われていて、年末又は年度末までに賠償金の支払を要望する団体又はその構成員が多いためと考えられる。

(エ) 支払対象別の賠償金の支払の状況

賠償口座を通じた賠償金の支払の状況は上記(ウ)のとおりであるが、東京電力は、賠償金の請求受付から支払の合意に至るまでの進捗について、賠償システムを利用して管理している（賠償対応業務の流れについては、図表3-6参照）。

賠償システムによる進捗管理の対象となっているのは、賠償口座における支払対象のうち、「団体」を除く「個人」、「個人（自主的避難）」及び「法人等」の3区分である。「団体」については、東京電力において、団体から受領する請求書を任意の様式としており、「団体」を賠償システムとは別途に管理している。

賠償金の支払の請求は、数十種類に及ぶ専用の請求書類（以下「請求書類」という。）によって行われ、各種の損害項目について一回で請求することが可能な取扱いとされている。また、賠償システム上では、個人1人又は法人等1者が複数の損害項目について賠償金の支払を請求している場合は、各損害項目をそれぞれ1レコードと数える取扱いとされている。

そこで、今回の検査では、「団体」を除く3区分について、賠償システムのデータ（25年3月までの支払分）に基づき、次のとおり分析を行った。分析に当たっては、賠償の実態の把握に資するよう、請求書類の種類が多い「個人」については損害項目別に、請求内容が自主的避難に特化している「個人（自主的避難）」及び損害項目が多い「法人等」については請求書類の種類別に、件数、金額等を機械的に集計することとした。

なお、「個人」及び「法人等」の両方に含まれる「財物価値の喪失又は減少等」に対する賠償については、25年3月までの時点では支払が本格化していないことから、本項での分析の対象から除外している。

a 個人

「個人」は、個人が被った種々の損害に係る損害項目を取り扱う区分である。東京電力が支払った「個人」に係る賠償のレコード数は約191万件、各損害項目等について、東京電力の賠償基準に照らした審査の結果支払うことを決定した金額（以下「審査結果金額」という。）の合計は、図表3-18のとおり、計5980億余円となっている。

図表3-18 「個人」に係る賠償の状況(避難前住所別)

(単位：億円)

避難前住所	審査結果金額計	主な内訳(損害項目)		
南相馬市	1828 (30.5)	①精神的損害(1011) ④実費(73)	②就労不能損害(434) ⑤通院交通費等の生活費の増加分(50)	③その他(135)
浪江町	977 (16.3)	①精神的損害(476) ④実費(50)	②就労不能損害(306) ⑤生命・身体的損害(17)	③その他(95)
大熊町	887 (14.8)	①精神的損害(568) ④実費(61)	②就労不能損害(169) ⑤生命・身体的損害(8)	③その他(64)
富岡町	739 (12.3)	①精神的損害(368) ④実費(38)	②就労不能損害(212) ⑤生命・身体的損害(12)	③その他(83)
楢葉町	320 (5.3)	①精神的損害(165) ④実費(17)	②就労不能損害(86) ⑤生命・身体的損害(7)	③その他(32)
飯館村	299 (5.0)	①精神的損害(207) ④その他(15)	②就労不能損害(36) ⑤一時立入費用(5)	③実費(24)
双葉町	268 (4.4)	①精神的損害(130) ④実費(12)	②就労不能損害(77) ⑤生命・身体的損害(4)	③その他(35)
広野町	164 (2.7)	①精神的損害(85) ④実費(8)	②就労不能損害(35) ⑤通院交通費等の生活費の増加分(6)	③その他(14)
田村市	128 (2.1)	①精神的損害(79) ④その他(6)	②就労不能損害(20) ⑤通院交通費等の生活費の増加分(6)	③実費(7)
いわき市	110 (1.8)	①就労不能損害(56) ④自主的避難等に係る損害(3)	②精神的損害(37) ⑤避難・帰宅費用(2)	③その他(6)
10市町村計	5725 (95.7)			
その他	255 (4.2)			
合計	5980 (100)			

注(1) 審査結果金額計欄の()内は、審査結果金額の合計に占める比率(%)を示す。

注(2) 主な内訳(損害項目)欄の()内は、当該賠償請求の内容を基に算出した審査結果金額の計を示す。

注(3) 主な内訳(損害項目)欄の「その他」は、他の損害項目に含まれない損害に対する賠償に幅広く対応するために設けられた項目である。以下、本項aの本文及び図表において同じ。

審査結果金額計で見ると、避難指示等のあった市町村を含む10市町村で合計の95.7%を占めており、「個人」に係る賠償については、避難指示等のあった地域に集中している。避難指示等のあった地域では、比較的人口が多く、避難指示区域に係る区域見直しも進んだ南相馬市の占める割合が大きく、浪江町、大熊町がこれに続いている。各市町村の内訳(損害項目)をみると、「精神的損害」及び「就労不能損害」の割合が高くなっている。

また、損害項目別にみると、図表3-19のとおり、審査結果金額計は5項目で合計の95.0%に当たる5687億余円を占めている。

図表3-19 「個人」に係る賠償の状況（損害項目別）

（単位：億円）

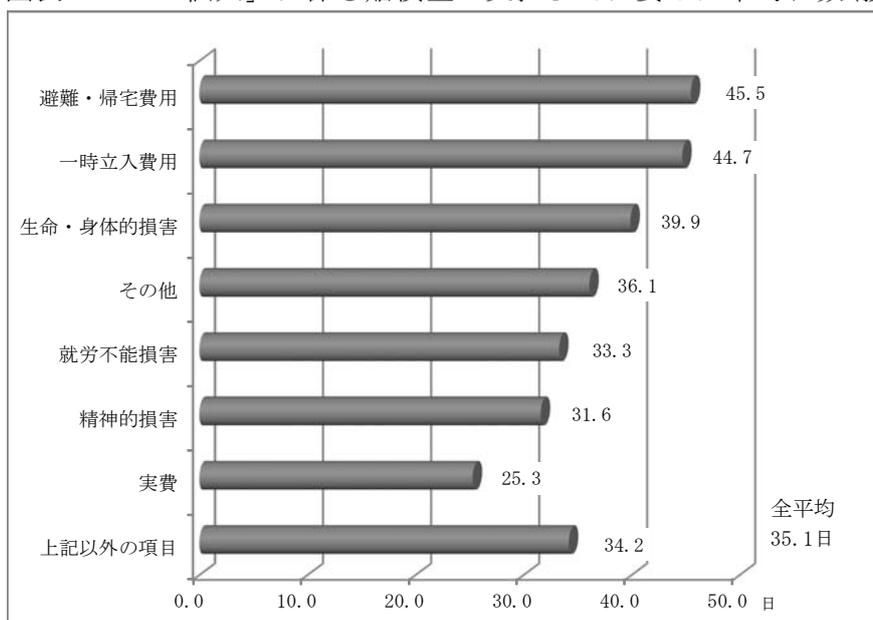
損害項目	審査結果金額計	主な内訳(避難前住所)
精神的損害	3254 (54.4)	①南相馬市(1011) ②大熊町(568) ③浪江町(476) ④富岡町(368) ⑤飯館村(207)
就労不能損害	1516 (25.3)	①南相馬市(434) ②浪江町(306) ③富岡町(212) ④大熊町(169) ⑤檜葉町(86)
その他	508 (8.5)	①南相馬市(135) ②浪江町(95) ③富岡町(83) ④大熊町(64) ⑤双葉町(35)
実費	309 (5.1)	①南相馬市(73) ②大熊町(61) ③浪江町(50) ④富岡町(38) ⑤飯館村(24)
生命・身体的損害	97 (1.6)	①南相馬市(31) ②浪江町(17) ③富岡町(12) ④大熊町(8) ⑤檜葉町(7)
合計	5687 (95.0)	

注(1) 審査結果金額計欄の()内は、審査結果金額の合計(5980億余円)に占める比率(%)を示す。
注(2) 主な内訳(避難前住所)欄の()内は、当該賠償請求の内容を基に算出した審査結果金額の計を示す。

損害項目では、「精神的損害」が3254億余円、「就労不能損害」が1516億余円、「その他」が508億余円と続き、この3項目だけで合計の90%近くを占めている。この理由は、「精神的損害」が、対象地域内の被災者に対して、1人当たり月10万円を基本とした金額を支払うものであり、区域見直しに伴い、避難が継続する場合は避難指示の解除が見込まれる時期までの分(1年から5年)の損害について包括請求方式として一括で請求することが認められ、これにより支払が増加していること、「就労不能損害」は農林業で5年、その他の業種で3年、給与所得で2年等と一定期間の包括的な支払が行われていることなどのためと考えられる。

また、損害項目別に「個人」に係る賠償金の請求受付から支払までに要した平均日数をみると、図表3-20のとおり、各損害項目で30日から40日程度、全ての損害項目の平均日数は35.1日となっている。なお、この日数には、請求者が東京電力から賠償金の支払に係る合意書案を受領してからその内容を承認して合意書を返送するまでの日数や、審査の際に証ひょう類が不足していた場合に請求者が当該証ひょう類を準備するために要した日数等が含まれている(c(d)の「法人等」についても同様である。)。

図表3-20 「個人」に係る賠償金の支払までに要した平均日数(損害項目別)



上記のように、各損害項目で支払までに要した平均日数が30日から40日程度となっている理由は、東京電力において、損害項目ごとに審査結果金額を算定しているものの、請求書類ごとに支払を行うことが基本であるため、結果として一定の日数に収れんしているためと考えられる。

なお、「実費」について約25日と比較的短期間となっている理由は、請求の性質上、他の項目に係る請求よりも比較的証ひょう類が整っている場合が多いためと考えられる。

また、賠償金の支払までに1年以上の長期間を要した請求は、120件（損害項目数は延べ647件）、計3億4225万余円となっていた。そして、支払までに特に長期間を要した請求は、図表3-21のとおりであり、最長で497日を要した請求もあった。

図表3-21 支払までに特に長期間を要した請求（上位5件）（単位：千円、日）

請求者	損害項目	審査結果金額計	請求受付から支払までに要した日数
A	精神的損害、その他等	2,012	497
B	精神的損害、避難・帰宅費用等	867	491
C	その他、精神的損害等	9,792	466
D	精神的損害、その他等	818	462
E	生命・身体的損害、精神的損害等	1,842	461

(注) 「個人」に係る賠償金の支払は世帯単位で行われるため、上記の図表には、複数の者における複数の損害項目に対する審査結果金額が計上されている。

賠償金の支払までには、請求書の記載内容の誤びゅうの訂正、賠償請求の裏付けとなる証ひょう類の精査等に時間を要する場合があることも考えられるが、審査期間が過度に長期に及んだ場合は、賠償金の支払までの間の請求者の経済的な負担が大きくなることも想定される。したがって、東京電力においては、賠償の請求に対する審査の体制を状況に応じて適宜見直すなどして、的確な審査を迅速に行うよう、引き続き努める必要がある。

また、「個人」に係る賠償金の支払について、会計検査院が、請求者名、損害項目区分等が同一の請求者に係る支払を抽出するなどして検査したところ、9件、計533万余円の重複が見受けられ、うち443万余円が過払となっていた。

<事例1> 「個人」に係る賠償金が重複して支払われていた事例

東京電力は、同一世帯の4人からの請求に対して、平成24年4月に、3人については23年3月、4月及び7月から11月まで、1人については同年3月及び7月から11月までの期間に係る精神的損害に対する賠償金として計282万円を支払っていた。

しかし、当該期間に係る精神的損害に係る賠償金は、24年1月までに支払済みであり、上記282万円の支払は重複して支払われたものとなっていた。

一方で、3人については23年5月及び6月の2か月分、1人については同年4月から6月までの3か月分、計90万円が未払となっている。このため、東京電力は、今後、差引き192万円について、賠償口座から支払うべきではなかったとして、同額を電気事業用の口座から賠償口座に戻入するとともに、同額の返還を求めるとしている。

「個人」の区分に限らず、東京電力は、迅速かつ適切な賠償金の支払がなされているか確認することを目的とした機構のモニタリングを受けると同時に自発的に支払の見直しを行うなどして過誤払等を行わないよう確認し、また、過誤払等が生じた場合は別途電気事業用の口座から賠償口座に同額を繰り入れているとしているが、上記のような事例が見受けられたことから、引き続き適切な賠償の実施に努める必要がある。

b 個人（自主的避難）

「個人（自主的避難）」は、前記のとおり、23年原発事故発生時に、①後に自主的避難等対象区域に指定された福島県の23市町村、②福島県の県南地域の9市町村又は③宮城県伊具郡丸森町のいずれかに生活の本拠としての住居があった者を対象とした賠償の管理区分である。

賠償システムでは、23年3月から同年12月までの間に生じた損害（第1期分）

と24年1月から同年8月までの間に生じた損害（第2期分）とに分けて管理されており、両区分の審査結果金額計は、図表3-22のとおり、第1期分が2629億余円、第2期分が836億余円となっている。

図表3-22 「個人（自主的避難）」のレコード数及び審査結果金額計
(単位：千件、億円)

区分	レコード数	審査結果金額計
第1期分	1,541	2629
第2期分	1,561	836

(注) 「個人(自主的避難)」について、賠償システムでは、振込完了日(東京電力が請求者の口座に支払った後に、請求者に支払を行った旨を通知した日。以下同じ。)で支払の最終状況を管理しており、レコード数は振込完了日が平成25年4月8日までの分である。

第1期分及び第2期分について、賠償金の請求受付から振込完了までに要した平均日数をみると、それぞれ24.7日、25.9日で、ほぼ同様の日数となっている。なお、振込完了日は、東京電力が賠償口座から実際に支払を行った後、その事実を請求者に通知した日であることから、実際の審査等に要した日数は上記の平均日数より少ないと考えられる。

c 法人等

「法人等」は、賠償システムでは、「法人（定型書式）」、「法人（非定型書式）」及び「公共」の3区分により管理されている。「法人（定型書式）」が定型的な請求書類による通常の区分であり、「法人（非定型書式）」は主に定型的な請求書類では対応が困難な請求案件の区分、「公共」は地方公共団体又はこれに準ずる法人等を対象とした区分となっている。

各区分の審査結果金額の合計は、図表3-23のとおり、6395億余円となっている。

図表3-23 「法人等」3区分のレコード数及び審査結果金額計
(単位：千件、億円)

区分	レコード数	審査結果金額計
法人(定型書式)	257	5266 (82.3)
法人(非定型書式)	22	1041 (16.2)
公共	6	86 (1.3)
合計	287	6395 (100)

(注) 審査結果金額計欄の()内は、審査結果金額の合計に占める比率(%)を示す。

「法人等」の各区分に係る賠償の状況及び「法人等」全体を通じた賠償金の請求受付から支払までに要した日数についてみると、次のとおりとなっている。

(a) 法人（定型書式）

「法人（定型書式）」に係る賠償請求を行った法人等は、請求書類の送付先データによれば、全都道府県に所在している。その所在都道府県別に審査結果金額計をみると、図表3-24のとおり、福島県は次順位の東京都の5倍以上の規模となっている。上位5都県の主な請求書類の内訳は、23年原発事故の発生に伴う避難指示、出荷制限指示等による逸失利益や風評被害等に対する賠償の請求が主なものとなっていて、福島県以外の4都県については、観光業者からの請求が多くなっている。

図表3-24 「法人（定型書式）」に係る賠償の状況（請求書類送付先の所在県等別）
（単位：億円）

請求書類送付先の所在県等	審査結果金額計	主な内訳（請求書類の種類）
福島県	2992（56.8）	①法人等(1162) ②サービス等(993) ③製造(325) ④観光A(241) ⑤加工・流通（風評被害）(129)
東京都	531（10.0）	①法人等(185) ②観光A(133) ③観光B(77) ④サービス等(58) ⑤製造(32)
茨城県	463（8.8）	①観光A(184) ②加工・流通（風評被害）(126) ③農業（避難等対象区域外）(92) ④法人等(49) ⑤サービス等(6)
栃木県	286（5.4）	①観光A(241) ②法人等(18) ③加工・流通（風評被害）(11) ④農業（避難等対象区域外）(7) ⑤製造(4)
千葉県	271（5.1）	①観光A(141) ②加工・流通（風評被害）(56) ③農業（避難等対象区域外）(37) ④法人等(24) ⑤観光B(6)
その他の道府県等	720（13.6）	
合計	5266（100）	

注(1) 審査結果金額計欄の()内は、「法人（定型書式）」に係る審査結果金額の合計に占める比率(%)を示す。

注(2) 主な内訳(請求書類の種類)欄の()内は、当該賠償請求の内容を基に算出した審査結果金額の計を示す。

注(3) 「観光A」は、東北地方及び関東地方の10県（8県は全域、2県は一部の市町村を除く。）に観光業を営む事業所を有する法人等が受けた、風評に基づく観光客の解約や予約控えによる減収等の損害に対する賠償の請求時に利用される請求書類である。

注(4) 「観光B」は、「観光A」に該当する県以外の都道府県に観光業を営む事業所を有する法人等が受けた外国人観光客に係る上記の減収等の損害に対する賠償の請求時に利用される請求書類である。

また、請求書類の種類別に、審査結果金額計が100億円を超えるものの内訳をみると、図表3-25のとおり、上記の都県別の内訳とほぼ同様の傾向が見受けられ、福島県及びその周辺の県における観光業、サービス業等の割合が大きくなる傾向が見受けられた。さらに、「観光B」の内訳をみると、東京都、大阪府、北海道等その影響が日本全国に及んでいたことがうかがえる。

図表3-25 「法人（定型書式）」に係る賠償の状況（請求書類の種類別）

（単位：億円）

請求書類の種類	審査結果金額計	主な内訳（請求書類送付先所在県等）
法人等	1734 (32.9)	①福島県(1162) ②東京都(185) ③宮城県(68) ④埼玉県(59) ⑤神奈川県(56)
観光A	1123 (21.3)	①福島県(241) ②栃木県(241) ③茨城県(184) ④千葉県(141) ⑤東京都(133)
サービス等	1102 (20.9)	①福島県(993) ②東京都(58) ③宮城県(18) ④茨城県(6) ⑤埼玉県(4)
加工・流通(風評被害)	412 (7.8)	①福島県(129) ②茨城県(126) ③千葉県(56) ④東京都(29) ⑤群馬県(12)
製造	389 (7.4)	①福島県(325) ②東京都(32) ③神奈川県(10) ④埼玉県(6) ⑤大阪府(4)
農業(避難等対象区域外)	215 (4.0)	①茨城県(92) ②福島県(61) ③千葉県(37) ④栃木県(7) ⑤東京都(4)
観光B	167 (3.1)	①東京都(77) ②大阪府(12) ③北海道(12) ④京都府(8) ⑤山梨県(7)
合計	5146 (97.7)	

注(1) 審査結果金額計欄の()内は、審査結果金額の合計(5266億余円)に占める比率(%)を示す。

注(2) 主な内訳(請求書類送付先所在県等)欄の()内は、当該賠償請求の内容を基に算出した審査結果金額の計を示す。

(b) 法人（非定型書式）

「法人（非定型書式）」の区分に該当する賠償請求を行った法人等は、請求書類の送付先データによれば、46都道府県に所在しており、その所在都道府県別に審査結果金額計をみると、図表3-26のとおり、東京都と福島県がほぼ同額となっている。上位5都県の主な請求書類の内訳は、他の請求書類による手続では請求が困難な賠償の請求書類である「その他」や、23年原発事故と相当因果関係を有する第1次的な被害により間接的に別の第三者に生じた所定の被害に対する賠償の請求書類である「間接損害」が主なものとなっている。

図表3-26 「法人（非定型書式）」に係る賠償の状況（請求書類送付先の所在県等別）
（単位：億円）

請求書類送付先の所在県等	審査結果金額計	主な内訳（請求書類の種類）
東京都	288（27.6）	①その他(181) ②法人等(45) ③間接損害(38) ④製造(9) ⑤観光A(5)
福島県	286（27.4）	①その他(220) ②間接損害(25) ③法人等(18) ④製造(12) ⑤農業(避難等対象区域内)(2)
茨城県	93（8.9）	①その他(52) ②間接損害(24) ③法人等(8) ④観光A(3) ⑤農業(避難等対象区域外)(3)
千葉県	79（7.5）	①その他(65) ②間接損害(6) ③法人等(5) ④観光A(0.5) ⑤輸出(0.3)
栃木県	58（5.6）	①その他(43) ②間接損害(10) ③法人等(1) ④観光A(1) ⑤農業(避難等対象区域外)(0.9)
その他の道府県等	236（22.6）	
合計	1041（100）	

注(1) 審査結果金額計欄の()内は、「法人（非定型書式）」に係る審査結果金額の合計に占める比率(%)を示す。

注(2) 主な内訳(請求書類の種類)欄の()内は、当該賠償請求の内容を基に算出した審査結果金額の計を示す。

また、請求書類の種類別にみると、図表3-27のとおり、審査結果金額計は5項目で合計の96.8%に当たる1009億余円を占めており、上記の都県別の内訳とほぼ同様の傾向が見受けられ、特に「その他」については、合計の70%以上を占めている。

図表3-27 「法人（非定型書式）」に係る賠償の状況（請求書類の種類別）
（単位：億円）

請求書類の種類	審査結果金額計	主な内訳（請求書類送付先所在県等）
その他	755（72.5）	①福島県(220) ②東京都(181) ③千葉県(65)
間接損害	129（12.4）	①東京都(38) ②福島県(25) ③茨城県(24)
法人等	89（8.6）	①東京都(45) ②福島県(18) ③茨城県(8)
製造	22（2.1）	①福島県(12) ②東京都(9)
観光A	12（1.2）	①東京都(5) ②茨城県(3) ③栃木県(1)
合計	1009（96.8）	

注(1) 審査結果金額計欄の()内は、審査結果金額の合計（1041億余円）に占める比率(%)を示す。

注(2) 主な内訳(請求書類送付先所在県等)欄の()内は、当該賠償請求の内容を基に算出した審査結果金額の計を示す。

(c) 公共

「公共」の区分に該当する賠償請求を行った地方公共団体等は、請求書類の送付先データによれば、19都県に所在しており、その所在都県別に審査結果金額計をみると、図表3-28のとおり、各県及び当該県管内の市町村等による賠償請求は、主に、下水道及び集落排水に係る損害、上水道及び工業用水道に係る損害並びに廃棄物処理に係る損害について行われている。

図表3-28 「公共」に係る賠償の状況(請求書類送付先の所在県等別)

(単位: 億円)

請求書類送付先の所在県等	審査結果金額計	主な内訳 (請求書類の内容)
福島県	22 (25.4)	①下水道・集落排水(21) ②上水道・工業用水道(0.6) ③廃棄物処理(0.22)
千葉県	17 (19.9)	①廃棄物処理(12) ②上水道・工業用水道(3) ③下水道・集落排水(1)
神奈川県	12 (13.8)	①上水道・工業用水道(6) ②下水道・集落排水(5) ③廃棄物処理(0.07)
埼玉県	10 (12.3)	①廃棄物処理(4) ②下水道・集落排水(3) ③上水道・工業用水道(1)
群馬県	6 (7.5)	①下水道・集落排水(4) ②上水道・工業用水道(1) ③廃棄物処理(0.2)
その他の都県等	17 (20.7)	
合計	86 (100)	

注(1) 審査結果金額計欄の()内は、「公共」に係る審査結果金額の合計に占める比率(%)を示す。
注(2) 主な内訳(請求書類の内容)欄の()内は、当該賠償請求の内容を基に算出した審査結果金額の計を示す。

また、主な請求書類の内容別に審査結果金額計をみると、図表3-29のとおり、上記の県別の内訳とほぼ同様の傾向が見受けられ、特に「下水道・集落排水」に係るものだけで、合計の50%以上を占めている。

図表3-29 「公共」に係る賠償の状況(請求書類の内容別)

(単位: 億円)

請求書類の内容	審査結果金額計	主な内訳 (請求書類送付先所在県)
下水道・集落排水	44 (51.3)	①福島県(21) ②神奈川県(5) ③群馬県(4)
上水道・工業用水道	20 (23.5)	①神奈川県(6) ②千葉県(3) ③群馬県(1)
廃棄物処理	19 (22.6)	①千葉県(12) ②埼玉県(4) ③茨城県(1)
合計	84 (97.5)	

注(1) 審査結果金額計欄の()内は、審査結果金額の合計(86億余円)に占める比率(%)を示す。
注(2) 主な内訳(請求書類送付先所在県)欄の()内は、当該賠償請求の内容を基に算出した審査結果金額の計を示す。

(d) 賠償金の請求受付から支払までに要した日数

「法人等」の3区分に係る賠償金の請求受付から支払までに要した平均日数をみると、図表3-30のとおり、「法人（定型書式）」については平均で29.3日となっていたが、「法人（非定型書式）」については平均で50.6日と長期化している。この理由は、「法人（非定型書式）」が、定型的な処理が困難な案件に係る区分であるためと考えられる。また、「公共」については、平均で87.4日で他の2区分と比較すると相当長期化しており、特に、「上水道・工業用水道」で100.7日となっていた。この理由は、請求書類の書式等が定まるまでに自治体からの請求を暫定で受け付けていた期間の分の請求が多数含まれており、これらの処理に要する時間が長期に及んでいるためと考えられる。そして、請求書類の書式等が定まってからは、支払までの日数は短縮化する傾向にある。

図表3-30 「法人等」に係る賠償金の支払までに要した平均日数
(単位：日)

区分		平均日数
法人 (定型書式)	観光B	43.4
	加工・流通(風評被害)	35.6
	法人等	30.9
	農業(避難等対象区域外)	27.8
	観光A	27.0
	サービス等	26.6
	平均	29.3
法人 (非定型書式)	法人等	96.2
	輸出	67.7
	農業(避難等対象区域外)	61.4
	その他	51.4
	間接損害	40.4
	平均	50.6
公共	上水道・工業用水道	100.7
	下水道・集落排水	81.2
	廃棄物処理	40.7
	食品検査	29.8
	農畜産	23.0
	平均	87.4

また、賠償金の支払までに1年以上の長期間を要した請求が、50者で76件あり、これらの審査結果金額の合計は19億3894万余円となっていた。そして、

支払までに特に長期間を要した請求は図表3-31のとおりであり、最長で505日を要した請求もあった。

図表3-31 支払までに特に長期間を要した請求（上位5件）（単位：千円、日）

請求者	損害項目	審査結果金額計	受付から支払までに要した日数
A(飲食業)	逸失利益	207,076	505
	追加的費用	71,323	505
B(食品加工業)	検査費用(物)等	275	504
C(団体)	逸失利益等	247	459
D(観光業)	逸失利益	15,906	457

賠償金の支払までには、請求書の記載内容の誤びゅう訂正、賠償請求の裏付けとなる証ひょう類の精査等に時間を要する場合も見込まれ、特に、法人に対する賠償については、一般に個人の場合よりも証ひょう類が多くなることも見込まれるが、審査期間が過度に長期に及んだ場合は、賠償金の支払までの間の請求者の経済的な負担が大きくなることも想定される。したがって、東京電力においては、個人に対する賠償と同様に、賠償の請求に対する審査の体制を状況に応じて適宜見直すなどして、的確な審査を迅速に行うよう、引き続き努める必要がある。

(オ) 福島県民健康管理基金に対する支出

前記1(1)オ(イ) (41ページ参照) のとおり、経済産業省は、福島県が23年9月に設置した福島県民健康管理基金の造成に要する経費として、同年10月に781億余円を交付している。また、当該時点における県民健康管理事業の総事業費1031億余円と国の交付金781億余円との差額250億円については、東京電力が賠償金として、24年1月に福島県に支払っている。

この賠償金の支払は、23年8月に策定された審査会の中間指針において、地方公共団体等が被害者支援等のために加害者が負担すべき費用を代わって負担した場合も賠償の対象となるとされたことなどを受けたものである。

東京電力が24年1月18日に福島県と締結した覚書によれば、東京電力の支払額250億円については、支払時点における合理的な積算に基づくものとされ、当該積算に係る健康調査の実施に当たって経費に過不足が生じても、原則として精算しないものとされている。250億円の積算内訳は、図表3-32のとおり、30年間にわたり福島県が主体となって各種事業を実施するための費用が計上されている。

図表3-32 東京電力が福島県に支払った250億円の積算内訳

項 目		期 間	金額（億円）
県民健康管理調査事業	基本調査	1年間+以降5年ごと継続	13.3
	子どもの甲状腺超音波検査	30年間	17.2
	生体試料冷凍保存	30年間	3.9
	長期健康調査	30年間	75.0
	データベース構築等	30年間	31.3
		計	140.8
線量計等緊急整備支援事業	個人線量計の整備	5年間	16.2
県民健康管理（内部被ばく検査）事業	ホールボディカウンター導入事業及び検査事業	10年間	95.1
合計			252.2

また、経済産業省の交付金及び東京電力の賠償金を財源として実施される県民健康管理事業の状況については、福島県が毎年度、国に提出する基金事業実施状況報告書の写しを東京電力にも提出することとされており、東京電力はこれにより各年度の事業の実施状況を把握することができることとなっている。

福島県民健康管理基金の使用実績及び年度末残高は、図表3-33のとおりであり、24年度末の基金残高は59億余円となっている。なお、1(1)オ(イ)のとおり、福島県民健康管理基金は、複数の府省から交付された交付金等を財源としているが、このうち、経済産業省の交付金及び東京電力の賠償金を財源とする部分（造成額計1031億余円）は一括管理されており、福島県の基金事業実施状況報告書では、使用実績及び残高を両財源別に把握できるようにはなっていない。

図表3-33 福島県民健康管理基金の使用実績等

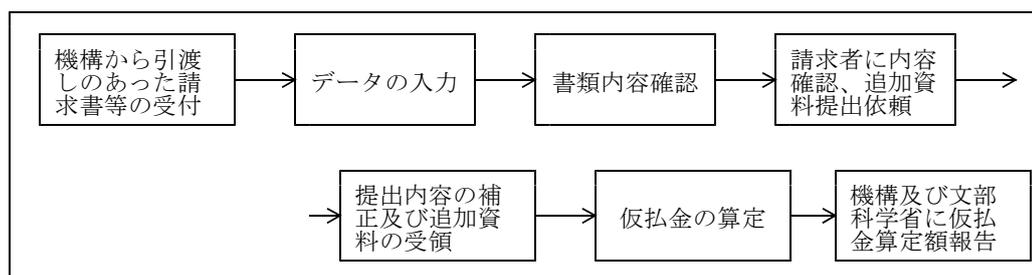
年度	交付金等の交付主体	事業名	事業内容		事業費(千円) (基金取崩額)
				主な実績	
平成23年度	経済産業省・東京電力	県民健康管理調査事業	・外部被ばく線量の推計評価を行うための基本調査、長期の詳細調査等	・基本調査 回答数約45.1万件 ・詳細調査 甲状腺検査受診約3.8万人、健康診査受診約7.4万人	2,725,456
		県民健康管理(内部被ばく検査)事業	・子供及び妊婦を優先とするホールボディカウンターによる内部被ばく検査	内部被ばく検査受診約3.1万人	
		線量計等緊急整備支援事業	・市町村が住民に提供する個人線量計等を整備しようとする場合の県の当該市町村に対する費用補助	県内59市町村に補助	3,266,186
		ゲルマニウム半導体検出器整備事業	・施設整備費補助 ・飲料水安全確保のためのモニタリング検査	県内5水道事業体に補助、検査機器の購入及び配備、検査実施可能な施設整備	489,038
		ふくしまっ子体験活動応援事業	・心身ともにリラックスできる環境の中での体験活動に係る費用補助	社会教育団体等11,382件及び学校744件の補助、活動参加者延べ約46.6万人	3,628,630
	年度計				10,109,312
	年度末基金残高				93,152,494
24年度	経済産業省・東京電力	県民健康管理調査事業	・外部被ばく線量の推計評価を行うための基本調査、長期の詳細調査等	・基本調査 回答数約2.9万件 ・詳細調査 甲状腺検査受診約13.7万人、健康診査受診約5.9万人	3,517,948
		県民健康管理(内部被ばく検査)事業	・子供及び妊婦を優先とするホールボディカウンターによる内部被ばく検査	内部被ばく検査受診約9.1万人	906,003
		線量計等緊急整備支援事業	・市町村が住民に提供する個人線量計等を整備しようとする場合の県の当該市町村に対する費用補助	県内43市町村に補助	550,610
		ほか3事業	・子どもの医療費助成事業等		1,135,433
		年度計			
	年度末基金残高				87,392,635
	環境省	放射線医学県民健康管理センター整備事業	・健康管理調査等や、早期診断及び早期治療の実施、併せて関連情報の発信を行うための拠点となる施設及び設備の整備	地質調査	30,332
年度計				30,332	
年度末基金残高				5,950,607	

(カ) 国の仮払金支払に関する事務の受託

前記1(1)ウ(ア) (34ページ参照) のとおり、文部科学省は、23年9月から64件の仮払金支払の請求を受け付けて、24年3月までに50件、計17億3326万余円の仮払金を支払っているが、東京電力は、23年10月に、当該仮払金の支払請求に関する事務のうち、請求書及び添付資料の確認、補正の依頼等の事務を文部科学省から受託した。

東京電力が受託した事務の流れは、図表3-34のとおりであり、東京電力は、文部科学省から受託する前の同年9月に同省が請求を受け付けた8件を除く56件について、記載漏れ、書類の不備等の確認を行い（事務①）、さらに、請求が取り下げられたり要件を満たしていなかったりした10件を除く46件について、算定額や記入内容に誤りがないかの確認を行って（事務②）、37件について誤りなどの補正や資料の追加提出の依頼等を行う（事務③）などしていた。

図表3-34 東京電力が受託した事務の流れ



また、上記事務の月別の実績は、図表3-35のとおりであり、当該事務を開始した23年10月の件数が多くなっている。

図表3-35 東京電力が受託した事務の実績 (単位：件)

年月	事務①	事務②	事務③
平成23年10月	27	23	14
11月	9	8	17
12月	3	2	1
24年 1月	12	10	1
2月	3	3	4
3月	2	0	0
計	56	46	37

(2) 総合特別事業計画に基づく東京電力の事業運営の状況

ア 経営の合理化のための諸方策の実施状況

(イ) コスト削減の状況

a コスト削減の目標額と24年度の実績

東京電力は、総合特別事業計画において、24年度から33年度までの「10年間で3兆3650億円を超えるコスト削減を実現する」としている。そして、機構は、東京電力が取り組むコスト削減を支援しつつ、「その進捗をモニタリングする体制」を執ることで、コスト削減の確実な履行を確保することとしている。

また、東京電力は、24年5月の総合特別事業計画の認定を受けて行った電気料金の値上げの申請において値上幅が圧縮されたことを踏まえて、調達委員会を設置するなどして、総合特別事業計画における目標額に加えて、更に年1000億円のコスト削減を上積みして実施することとした。

総合特別事業計画では、図表3-36のとおり、26の施策によりコスト削減を実現するとしており、24年度のコスト削減についてみると、24年度の目標額3518億円に対して、東京電力が算定して公表している実績額は4969億円となっている（巻末別表7参照）。

図表3-36 コスト削減施策の全体像及び平成24年度の実績

(単位：億円)

施策 No.	施策名	平成24年度～ 33年度の 削減額	24年度 目標額(a)	24年度 実績額(b)	(b-a)
資材・役務調達に係る費用					
1	設備投資削減による償却費減	1517	33	49	16
2	工事・点検の中止、実施時期の見直し	725	156	681	525
3	関係会社取引：競争的発注方法の拡大	2056	206	252	46
4	関係会社取引：工事効率の向上	553	16	21	5
5	外部取引先との取引構造・発注方法の見直し	1137	48	107	59
6	機器仕様の標準化(スマートメーター)	653	-	-	-
7	電力会社を横断した設計・仕様の統一<長期的検討課題>	-	-	-	-
買電・燃料調達に係る費用					
8	燃料価格(単価)の低減	358	104	368	264
9	経済性に優れる電源の活用	281	230	406	176
10	電力購入料金の削減	1326	81	170	89
11	卸電力取引所の活用	21	10	59	49
12	燃料費の中長期的視点による削減<長期的検討課題>	-	-	-	-
人件費					
13	人員削減	3725	79	79	-
14	給与・賞与の削減	6435	641	641	-
15	退職給付制度の見直し	1065	818	818	-
16	福利厚生制度の見直し	500	50	50	-
17	各施策の深掘り	1033	126	191	65
その他経費					
18	システム委託等の中止	2540	254	308	54
19	諸費(寄付金等)の削減	840	87	14	▲73
20	厚生施設の削減、執務スペースの効率化	505	26	93	67
21	普及開発関係費の削減	2160	216	229	13
22	テーマ研究の中止	2146	178	210	32
23	研修の縮小	457	45	54	9
24	消耗品費の削減	663	66	101	35
25	その他の諸経費の削減	376	38	55	17
設備投資に関連する費用					
26	中長期にわたる投資計画の抜本的な見直し	2578	11	11	-
計		3兆3650	3518	4969	1451

注(1) 施策No.6「機器仕様の標準化(スマートメーター)」について、24年度目標額欄が「-」となっているのは、スマートメーターの導入予定が平成26年度からとなっているためである。

注(2) 施策No.7「電力会社を横断した設計・仕様の統一<長期的検討課題>」及び施策No.12「燃料費の中長期的視点による削減<長期的検討課題>」について、平成24年度～33年度の削減額欄が「-」となっているのは、24年6月の株主総会で承認を得た新体制の下で戦略的な合理化の具体的検討を進めていく施策として、長期的検討課題としているためである。

注(3) 単位未満を四捨五入しているため、各項目に記載の金額を集計しても、合計とは一致しない。

24年度に、東京電力が算定した実績額が目標額を下回っているのは、施策No. 19「諸費（寄付金等）の削減」である。寄付金の廃止、旅費、通信運搬費及び渉外雑費の削減並びに諸会費及び組合費の見直しなどによるコスト削減を行ったものの、所有している温室効果ガスの排出権を償却したことで86億円のコスト増になったことによるものである。なお、この温室効果ガスの排出権の償却により24年度の費用は増加しているが、当該排出権は過年度において取得したものであり、現金の支出は伴わない。

会計検査院が、東京電力が算定した24年度のコスト削減実績額について、各種の証ひょうや集計過程で作成された明細等により検査したところ、次のとおり、算定について今後留意する必要がある事態が見受けられた。

① 施策No. 1「設備投資削減による償却費減」

東京電力は、販売促進向け展示室の新設中止、基幹系拡充工事の削減等で、23年度に328億円、24年度に339億円の設備投資額を削減したことにより、24年度の減価償却費49億円を削減したとしている。

しかし、23年度の削減額328億円のうち207億円は、15年度に工事を開始した幹線新設に係る設備投資のうち23年度に予定していた設備投資の時期を24年度以降に繰り延べたものであり、当該案件の23年度の設備投資額は大幅に減少しているものの24年度以降は設備投資額が増加しており、23年度以降の設備投資額の総額も58億円増加している。そして、東京電力の算定方法によりこの設備投資に係る減価償却費を算定すると、25年度までは減価償却費を削減する効果があるものの26年度以降は減価償却費が増加することになり、減価償却費の総額も増加することになる。

これについて、東京電力は、この施策は、個別案件単位でのコスト削減を追求するものではなく、総合特別事業計画の対象期間である10年間の設備投資総額を削減することで各年度の減価償却費の発生を少なくすることを目的とする施策であり、施策全体ではコスト削減がなされるとしている。

② 施策No. 2「工事・点検の中止、実施時期の見直し」

東京電力は、電力の安定供給を追求した恒久的な工事実施時期の見直し等により、24年度に修繕費及び除却費681億円を削減したとしている。

しかし、この削減額には、一部設備の運転開始時期の変更により消耗品使

用数量が減少したことによる削減額47億円が含まれている。

これについて東京電力は、交渉により消耗品の引取数量を削減したり、消耗品の再利用を指向した技術を検討したりするなど東京電力の努力により削減できたものであるとしているが、当該設備が運転を開始したのは24年度末であり、削減額としている額のほとんどは運転開始が遅れたことによるものである。

③ 施策No.8「燃料価格（単価）の低減」

(注12)

東京電力は、スポット契約による割安なLNGの調達、助燃用軽油のA重油への転換、新設電源における燃料価格引下げなどにより368億円の燃料費を削減したとしている。

このうち、助燃用軽油のA重油への転換は、軽油引取税の課税免除期間が23年度末までとなっていたことから、助燃用燃料として使用していた軽油を同様に軽油引取税が課税されないA重油に変更することでコスト削減を図ることとしていたものである。

しかし、24年度税制改正により軽油引取税の課税免除期間が26年度末まで延長されることとなったため、東京電力は、助燃用燃料として従来どおり軽油を使用することとした。このように、当初予定していた計画とは異なり、使用する燃料は変わっていないものの、東京電力は、課税免除期間の延長に向けて東京電力が当局へ働きかけたことや、延長が26年度末までであることを踏まえて、将来的には使用燃料をA重油に変更すべく発電所での試験を実施するなど、東京電力としても助燃用軽油のA重油への転換によるコスト削減の努力をしていることを理由に、機構の了解の下で、課税免除期間が延長されたことにより免除された軽油引取税31億円についてもコスト削減額に含めて算定したとしている。

(注12) スポット契約 必要に応じてその都度締結する契約

b 調達委員会の設置

東京電力は、前記のとおり、総合特別事業計画におけるコスト削減の目標額に加えて、更に年1000億円規模のコスト削減を実施するために、24年11月19日に外部有識者を委員とする調達委員会を設置した。同委員会の設置目的は、①企業再生やコスト削減に長けた外部有識者と協働して、調達取引を審査するこ

とにより総合特別事業計画及び同月7日に東京電力が公表した「改革集中実施アクション・プラン」で掲げたコスト削減目標を確実に実現し、深掘りすること、②調達構造や調達慣行に踏み込み、調達取引を抜本的に見直していくことを通じて、主体的かつ持続的にコスト改善する力を強化することとされている。そして、同委員会は、設置日から開催され、25年9月末までに8回開催されている。

東京電力は、調達委員会において、主要各部門で調達金額が大きい取引のうち、構造改革の必要性等を勘案して委員が選定した取引を審査することとしており、調達委員会の開催に先立って常務執行役、執行役、経営改革本部事務局、企画部及び資材部から組織された調達委員会事務局が、おおむね10億円以上となる取引分野を対象に、主管部と共同で調達委員会の審査の素案となる資料を作成している。調達委員会では、この資料を基に事務局から説明を受けた上で、調達に関する具体的な改善アクション・プランに関して委員長を含む3人の委員による議論が行われる。そして、調達委員会での議論を踏まえて調達委員会の提言がなされ、それを社内での意思決定を行った上で、コスト削減のための改善アクション・プランが実行されることになっている。

c 競争入札への移行

東京電力は、総合特別事業計画において、「子会社・関連会社との随意契約による取引については、競争環境や透明性が十分担保されていないことから、(中略)今後3年間で、現状の倍となる30%まで、競争入札による取引に切り替えることにより、子会社・関連会社との随意契約による取引を3割削減する。」としている。そして、東京電力によれば、「今後3年間」は、24年度から26年度までの3か年であり、「現状」は、総合特別事業計画の作成時(24年4月)の直近で通常取引環境にあった22年度の状況を指すもので、現状の「倍となる30%まで、競争入札による取引に切り替える」とは、子会社・関連会社以外の会社との取引も含めた東京電力の取引全体における競争比率を契約金額で現状の15%から30%まで増加させることを意味するとしている。

これについて、東京電力は、24年度における競争入札の比率の実績は、契約件数で29.1%、契約金額で22.5%となったとしており、契約金額でみた競争入札の比率の内訳は、図表3-37のとおり、修繕費で23.2%、委託費で6.2%、設備投資で27.1%及びその他で21.8%となっている。

図表3-37 平成24年度の競争入札の比率

(単位：億円、%)

区 分	競争入札 (a)	随意契約	計 (b)	競争入札の比率 (a/b)
修繕費	685	2261	2946	23.2
委託費	96	1429	1525	6.2
設備投資	1373	3687	5060	27.1
その他	157	560	717	21.8
計	2311	7938	1兆0249	22.5

(イ) 設備投資計画の見直しの実施状況

総合特別事業計画においては、設備投資について、緊急特別事業計画の作成時と比較して10年間で9349億円を超える投資削減を行うこととしている。この投資削減の主な内容は、ピーク需要抑制策を踏まえた電源開発計画の見直しや火力電源の入札による他社からの電源調達を踏まえた電源開発計画の見直しなどの電源拡充・電源改良関係で7972億円、電源開発計画の見直しに伴う流通設備の工事時期の見直しや需要想定の見直しに伴う流通設備の工事時期の見直しなどの基幹拡充・流通改良関係で1213億円などとなっている。

東京電力は、10年間の投資削減目標のうち24年度の投資削減目標額は821億円で、削減実績額は1870億円としているが、目標額を超える削減額は、24年度に計画していた設備投資の後年度への繰延べや仕様の見直しなどの更なる計画の見直しによるものである。

a ピーク需要抑制策

電力需要が最大となるピーク時の使用電力を抑制することができれば、最大供給電力を抑えることができ、供給設備に係る投資を削減することができる。このため、東京電力は、ピーク需要を抑制することにより設備投資負担を最大限抑えるよう設備投資計画の見直しを行っている。

主に家庭向けのピーク需要抑制策としては、夏（7月から9月まで）のピーク時（午後1時から4時まで）の電気使用量を抑制するために、新料金メニュー「ピークシフトプラン」を24年6月に設定したが、このメニューは従量電灯50アンペア以上で使用量が月平均600キロワット時以上という電気使用量の多い契約者でなければ利点を享受できない契約内容となっている。東京電力は、このメニューの主な対象となる家庭における電気の使用は、それぞれの生活様式に応じて様々で、加入者数の予測は難しいとして契約変更件数の想定をしていない

が、25年5月末までの「ピークシフトプラン」への変更は約7,300件となっている。

その後、時間帯別料金の設定による負荷平準化の促進や、「自分に合った電気料金メニューがない」といった声に応えることを目的に、生活様式に応じて選べる電気料金メニューとして「朝得プラン」、「夜得プラン」、「半日お得プラン」及び「土日お得プラン」の四つの新料金メニューを25年5月に設定した。これらの新料金メニューへの変更の申込みは同年6月末時点で約15,000件となっている。

なお、東京電力は、上記のように複数の料金メニューを設定することによりピーク需要抑制を図っているが、これらの施策はスマートメーター導入までの一時的な施策と位置付けている。

また、節電を動機付けるための需要抑制策としては、24年1月から、電力の需要側における電力のピーク需要抑制に関する事業計画を外部から広く募集（電力デマンドサイドにおける「ビジネス・シナジー・プロポーザル」）し、5事業者の計画を採択している。採択された計画は採択事業者が複数の需要家の使用電力量の監視及び制御を行うなどして効率的にピーク需要を抑制するもので、東京電力は採択事業者に対してその抑制電力量に応じた成功報酬を支払うことになる。採択された計画において各事業者から申告されたピーク需要抑制電力の合計は24年度夏季で約6万キロワットとなっており、東京電力は24年度夏季においておおむね想定どおりの結果が得られたとしている。

b 供給設備（発電設備）

経済産業大臣の主催による「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議」が24年3月に取りまとめた報告書において、一般電気事業者が火力電源を自
(注13)
社で新設、増設又は更新しようとする場合には、原則として、IPPによる入札を実施すべきである旨の方針が示された。

これを受けて、総合特別事業計画では、供給設備について設備投資の負担を最大限抑える観点から、既に建設工事に着工しているなどの具体的投資を始めている電源を除き、今後全ての火力電源開発（新設及び更新）に当たって入札を行い、原則として他社から割安な電気を調達することとしている。

その後、資源エネルギー庁は、上記の有識者会議における議論を踏まえて、

「新しい火力電源入札の運用に係る指針」を24年9月に公表し、一般電気事業者の電気料金算定の前提として、合理的な経営効率化努力を織り込んだ適正な原価の形成を促すためにも、今後、一般電気事業者が火力電源を自社で新設、増設又は更新しようとする場合は、既に建設プロセスが進んでいるため入札を実施しても運転開始予定日に間に合わない案件等を除き、原則全ての火力電源について、同指針に基づく I P P による入札の実施対象とすることとした。

これを受けて、東京電力は、総合特別事業計画に記載され31、32、33各年度に予定している、それぞれ60万、100万、100万キロワットの火力電源開発の入札を上記の指針に基づき25年2月15日から5月24日までの間に実施した。これらの電源開発に係る入札は、総合特別事業計画の作成時点では、まず、31年度夏期の時点で必要となる60万キロワットについて、24年度中に募集を開始することとされていた。しかし、上記指針に、「募集は開発期間を踏まえた適正な時期（少なくとも、入札対象電源が運転を開始する予定の年度から7年度程度前）」と記載されていることや、規模の経済性を生かすために同一地点で複数号機を大規模に開発する事業者（例えば、100万キロワットを2基新設するなど）も想定されたことなどから、24年11月に260万キロワット一括で入札を実施することとされた。

入札の結果、中部電力株式会社、新日鐵住金株式会社及び電源開発株式会社の3社から、合わせて68万キロワットの応札があり、燃料は石炭となっていた。その後、東京電力は、25年6月末までに落札候補者を決定し、同年7月2日に中立的機関である火力電源入札ワーキンググループに「電力卸供給入札募集評価報告書案」を提出した。そして、同月30日に同ワーキンググループから、同報告書案は電力卸供給入札募集要綱に基づいた評価が行われていると認められたことから、上記の応札者を落札者に決定した。その後、東京電力は、落札者との間で電力受給契約等に関する協議を進めていくとしている。

(注13) I P P Independent Power Producerの略で、自ら建設した発電設備を運営し、電力会社に卸売を行う事業者のことをいう。

c 流通設備（送電、変電及び配電設備）

流通設備の投資計画については、将来の需要や電源構成を考慮した送配電網の状況等を踏まえて、結果的に不要となる投資の削減や設備仕様の見直しなど

を通じて、緊急特別事業計画における投資削減額と比較して、33年までの10年間で前記のとおり1213億円の追加の投資削減を実現することとされている。

そして、東京電力は、24年度の投資削減目標額は153億円で、削減実績額は673億円としている。

(ウ) 収支計画と東京電力の24年度決算との比較

総合特別事業計画に添付されている収支計画と東京電力の24年度決算を比較すると、図表3-38のとおり、経常損益及び当期純損益は共に決算額が計画を下回っている。

図表3-38 総合特別事業計画における収支計画と平成24年度決算の比較

	【損益計算書】		差額	差額の主な要因
	計画	決算		
	(単位:億円)			
営業収益	58,451	57,695	▲ 756	
電気事業営業収益	57,435	56,601	▲ 834	
電灯電力料	54,874	53,755	▲ 1,119	販売電力量の減によるもの▲658、販売単価の低下(主に料金査定や料金改定時期の遅延による)▲462
その他	2,561	2,846	285	
附帯事業営業収益	1,016	1,094	78	
営業費用	61,098	60,350	▲ 748	
電気事業営業費用	60,152	59,297	▲ 855	
人件費	3,713	3,459	▲ 254	給与手当の減によるもの▲71、退職給与金の減によるもの▲181
燃料費	27,503	27,886	383	円安によるもの+930、LNGを主体とした燃料価格の増等によるもの+269、火力発電量の減(計画比)によるもの▲817
修繕費	3,925	3,491	▲ 434	コスト削減の深掘りなど
減価償却費	6,093	5,932	▲ 161	設備投資の抑制等
購入電力料	8,500	8,653	153	太陽光発電による電力の購入増、取引所からの調達による増等
その他	10,418	9,877	▲ 541	コスト削減の深掘り(委託費▲208、固定資産除却費▲196等)等
附帯事業営業費用	946	1,052	106	
営業利益(損失)	(2,647)	(2,655)	▲ 8	
営業外収益	380	491	110	
営業外費用	1,469	1,612	143	
経常利益(損失)	(3,736)	(3,777)	▲ 41	
特別法上の引当金繰入(取崩)	10	(88)	▲ 98	
特別損益	1,732	(3,254)	▲ 4,986	原子力損害に係る賠償の見通し額と資金援助の申込額の差によるもの
税引前当期純利益(損失)	(2,014)	(6,943)	▲ 4,929	
法人税等	1	1	0	
当期純利益(損失)	(2,014)	(6,944)	▲ 4,929	
【参考】純資産	13,760	8,317	▲ 5,442	

注(1) この図表は、総合特別事業計画における収支計画及び24年度決算を基に作成している。また、総合特別事業計画の表示と合わせて金額単位を億円とし単位未満を四捨五入している。そのため、各項目に記載の金額を集計しても、合計とは一致しない。

注(2) 総合特別事業計画における収支計画は、貿易における運賃及び保険料込みの原油価格(CIF)が110米ドル/バレル、為替レートが80円/米ドルの前提で策定されている。

経常損益は計画を41億円下回り、3777億円の損失となっているが、これは、①コスト削減に努めたものの、原子力発電所が稼働しないことに伴う火力発電所の稼働の増加により燃料費が増加したため、営業費用が計画より748億円の減少にとどまったこと、②販売電力量の減少や料金の値上幅の圧縮及び料金改定時期の遅延に伴う販売単価の低下により営業収益が計画を756億円下回ったこと、③営業外損益が計画より33億円悪化したことによる。そして、税引前当期純利益は、6943億円の損失となり計画より4929億円悪化しているが、これは、原子力損害賠償費の計上時期と資金援助の申込額の計上時期にずれがあることなどによるものである。東京電力は、24年度の決算説明において、特別利益の資金援助の申込累計額と特別損失の原子力損害賠償費の累計額の差額については、資金援助の申込みを行うとしており、その後、25年5月31日に6662億5500万円の資金援助の申込みを行い、同年6月25日に機構が同額の資金援助を決定している。

24年度においては、上記のような計上時期のずれによって発生した特別損益を除いても、総合特別事業計画における収支計画を41億円下回った決算となっている。総合特別事業計画では、25年度から経常利益及び税引前当期純利益共に黒字化する計画となっているが、総合特別事業計画の前提となっている柏崎刈羽原子力発電所（以下「柏崎刈羽原発」という。柏崎刈羽原発の稼働の見込みについては、後掲(3)ウ（163ページ）において記述する。）の稼働が不透明となっているなどの状況下で計画を達成するには、より一層のコスト削減が求められる。

(エ) 不動産、有価証券及び子会社・関連会社に係る資産売却の実施状況

東京電力は、原子力損害の賠償、電力の安定供給等を確実に実施するために、「抜本的な経営の効率化・合理化」に取り組むとして、23年5月に「当面の事業運営・合理化方針」（以下「合理化方針」という。）を策定した。そして、この中で、東京電力グループが保有する不動産等の資産は、電気事業の遂行に必要なものを除いて売却し、6000億円以上の資金確保を目指すとした。その後、調査委員会において、機構が行う資金援助を合理的な範囲で縮小し、国民負担を最小化するという観点から、東京電力の保有資産全体について評価が行われ、資産売却の方針が検討された。そして、23年10月の委員会報告では、調査委員会による資産売却の方針が示され、この方針による売却額は7074億円と見込まれた。これを受けて、同年11月に主務大臣の認定を受けた緊急特別事業計画においては、売却

目標額は7074億円とされ、さらに、24年5月に認定を受けた総合特別事業計画においては、目標額は緊急特別事業計画と同額とされた。

a 不動産

(a) 売却目標額の設定までの経緯

合理化方針においては、東京電力が保有する不動産のうち、固定資産税評価額を基本とし、不動産鑑定評価額を取得した場合等はその評価額（以下、両者を合わせて「想定売却額」という。）で、1000億円程度の不動産を売却する計画としていた。しかし、調査委員会は、関係会社（東電不動産株式会社及び東京リビングサービス株式会社）が保有する不動産も含めた上で、「電力事業遂行上の制約・売却可能性や不動産の特性」を踏まえて全面的な見直しを行った結果、東京電力グループ全体で売却の対象とする不動産を900件、想定売却額2472億円（簿価891億円）と決定した。

上記の売却対象とする不動産の選定に当たり、調査委員会は、東京電力グループ各社の個別貸借対照表に計上されている「投資その他の資産」を除く固定資産を調査の対象としていた。このうち土地及び建物の総額は、図表3-39のとおり、1兆2011億円となっている。

図表3-39 東京電力グループの貸借対照表上の固定資産（投資その他の資産を除く。）

	平成23年3月末	うち土地及び建物
東京電力が保有する分		
電気事業固定資産	7兆6733億円	9222億円
水力発電設備	6821億円	267億円
汽力発電設備	9461億円	2509億円
原子力発電設備	7376億円	830億円
内燃力発電設備	96億円	35億円
新エネルギー等発電設備	10億円	5億円
送電設備	2兆1023億円	1506億円
変電設備	8345億円	2664億円
配電設備	2兆1985億円	109億円
業務設備	1525億円	1277億円
貸付設備	91億円	22億円
附帯事業固定資産	609億円	552億円
事業外固定資産	55億円	44億円
固定資産仮勘定	7003億円	-
核燃料	8705億円	-
東京電力計	9兆3104億円	9818億円
子会社が保有する分（仮勘定を除く。）		
東電不動産株式会社	1543億円	1502億円
東京リビングサービス株式会社	29億円	24億円
その他子会社	2955億円	667億円
子会社計	4526億円	2193億円
東京電力グループ全体	9兆7630億円	1兆2011億円

(注) 単位未満を四捨五入しているため、各項目に記載の金額を集計しても、合計とは一致しない。

上記1兆2011億円のうち、東京電力が保有する計9818億円についてその内訳をみると、図表3-40のとおり、土地が5957億円、建物が3860億円となっている。

図表3-40 東京電力が保有する不動産

種別	画地数	土地：筆数 建物：棟数	面積(万㎡)	簿価(億円)
土地	41,589	83,023	26,723	5957
建物		6,460	531	3860
計	—	—	27,255	9818

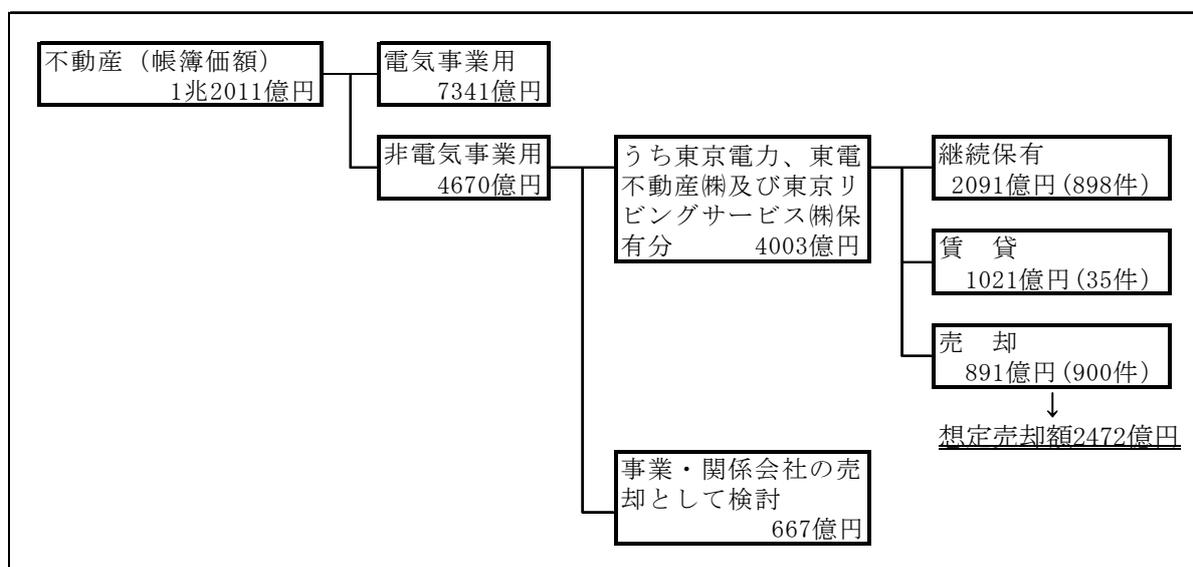
東京電力の保有する土地が画地数で4万余画地、筆数で8万余筆、面積にして2億6000万余㎡と多数に及んでいることや、その大半を占める電気事業固定資産については売却を前提に管理してきたものではないこと、また、実際の不動産の使用については設備運用を実施する各担当部門の所掌となっていることから、保有する個々の不動産全てについて、売却の可否を一覧性のある資料により判断することができるような状況とはなっていなかった。しかし、

合理化方針においては、厚生施設や遊休資産、賃貸物件等を中心に、早期に処分が可能な不動産から売却することとした。

その後、調査委員会は、東京電力が合理化方針において売却の対象としていなかった不動産であっても、本店、支店、支社、研修施設、PR施設等の発電や送配電の用に直接供しておらず、売却可能と考えられる不動産を抽出して、用途別に仕分ける作業を行った。

この結果、電気事業に直接使用されており、かつ、厚生施設、事務所又は社宅等の独立した不動産としての用途に直接供されていない不動産7341億円を電気事業用資産として、これ以外の不動産4670億円を非電気事業用資産とした。この非電気事業用資産のうち、東電不動産株式会社及び東京リビングサービス株式会社以外の連結子会社が保有する分667億円については、資産の売却を事業・関係会社の売却として検討することとし、それ以外の4003億円については、更に現実の利用用途別に区分し、物理的かつ経済的に移設が困難な施設である変電所が併設されているか否かにより細分化を行った上で、「有効活用・処理方針」の仕分を行い、「継続保有」、「賃貸」又は「売却」に分類した。そして、「売却」に分類した資産のうち高額な不動産については鑑定評価を行い、その他の不動産については固定資産税評価額等により時価を算定した結果、「売却」に分類した不動産の想定売却額は2472億円となった（図表3-41参照）。

図表3-41 調査委員会が実施した東京電力グループの保有していた不動産の分類



上記のように、東京電力グループが保有する不動産は多数に及んでおり、現況が統一的に把握できるような状況となっていないことなどから、時間の制約等もある中で、調査委員会による調査は、都心の一等地など高額物件を優先的に抽出する一方で、個々の物件全てについての売却可能性の調査等を実施することは事実上不可能であった。東京電力及び機構は、調査委員会が行った分類等については原則としてこれを踏襲し、主に売却時期の前倒しを目的とした見直しを行い、調査委員会が想定売却額とした2472億円を総合特別事業計画における目標額とした。

(注14) 変電所が併設 変電所が建物に付属している不動産に加えて、変電所に隣接し、敷地内等に電力供給設備が敷設、設置されている不動産や、共用の進入路等があるため敷地が一体として利用されていると認められる不動産をいう。

(b) 売却の実施状況

東京電力グループが保有する不動産の売却は、主に東京電力の用地部が実施している。同部において売却業務を担当している職員は23年度末時点では31人であったが、総合特別事業計画における売却時期の大幅な前倒しのために、24年4月末には49人となっている。用地部は、人員の増員のほか、信託銀行3行に、それぞれ30人程度のプロジェクトチームを設置し、売却対象物件の調査から入札及び契約までの仲介業務の支援を委託するなどして体制を強化している。

総合特別事業計画では、想定売却額を2472億円とする不動産について、23年度から原則として3年以内に、このうちの8割以上は24年度までに売却するなどとしており、これに対する25年3月末までの売却額は2136億円で、進捗率は86%となっている。

(c) 利用用途別の売却状況

東京電力は、総合特別事業計画において、非電気事業用資産について七つの利用用途別に分類を行っている。利用用途別の売却状況をみると、図表3-42のとおり、「遊休、駐車場、貸付土地」が576件で売却額894億円、「賃貸マンション、賃貸オフィス、データセンター」が126件で売却額599億円となっている。

図表3-42 利用用途別の売却状況

(単位：件、億円)

利用用途	件数	売却額
① 賃貸マンション、賃貸オフィス、データセンター	126	599
② 厚生施設、ホテル	27	112
③ 遊休、駐車場、貸付土地	576	894
④ 研修施設、PR施設、病院	6	1
⑤ 本社、支社、営業センター、研究所、コンピュータセンター	7	271
⑥ 社宅	84	257
⑦ 通信事業者向け局舎、福島第一・第二原子力発電所周辺及び電力所・その他	4	0
計	830	2136

また、東京電力は、総合特別事業計画の作成時に売却の対象としていなかった不動産についても追加して売却を行うことにしている。すなわち、総合特別事業計画の作成時において、変電所が併設されているなどとして売却が困難とされた非電気事業用資産や、売却の対象としていなかった電気事業用資産について、設備の運用に支障のない範囲を区分するなどして追加して売却しており、その件数は168件、売却額は計44億円となっている。

(d) 売却における契約方式

東京電力は、不動産の売却に当たり、競争入札の実施を原則としているが、共有物件等で協定、契約等により売却相手先が限定されている場合や、東日本大震災前から売却交渉中である場合等の特段の事情がある不動産に限り、評価基準額を上回ることを条件に、入札によらず随意契約により特定の相手方へ売却することとしている。

不動産の売却額別の契約方式をみると、図表3-43のとおり、競争入札による売却は413件、売却額計1680億円、随意契約による売却は417件、売却額計456億円となっている。

随意契約により売却している不動産は、送電設備の建替工事等により発生した跡地のように、面積が狭小であったり、無道路地であったりなどして、隣接地の所有者等以外に購入者を想定することが困難な比較的少額な不動産が多くを占めている。

図表3-43 不動産売却における売却額別の契約方式 (単位：件、億円)

売却額	競争入札契約		随意契約	
	件数	売却額	件数	売却額
10億円以上	36	1034	13	335
1億円以上10億円未満	173	586	37	93
5000万円以上1億円未満	55	38	17	12
1000万円以上5000万円未満	79	18	51	12
1000万円未満	70	2	299	2
計	413	1680	417	456

(注) 1000万円未満の不動産の件数には、隣接物件と合わせて売却したため、集計上、全額隣接物件の売却額として計上し、売却額0円としてみなした不動産が含まれている。

(e) 売却の対象としていない不動産の状況

i 変電所が併設されているとした不動産

東京電力は、非電気事業用資産のうち、物理的かつ経済的に移設が困難な施設である変電所が併設されている不動産については原則として売却の対象としていない。しかし、会計検査院が、変電所が併設されている不動産であるとして東京電力が売却の対象としていない不動産の状況を検査したところ、変電所に隣接していても、別に進入路があって敷地が一体として利用されていなかったり、敷地内に変電所に係る電力供給設備が設置等されていなかったりして、変電所と一体不可分とは認められず、今後の売却可能性を検討する必要がある不動産が6件（24年度末帳簿価額計3億4116万余円）見受けられた。

上記について事例を示すと、次のとおりである。

<事例2>隣接する変電所と一体不可分とは認められない不動産について売却可能性を検討する必要がある事例

東京電力は、東京都内のA社宅及び社宅用地（土地面積3,438㎡、建物面積1,873㎡、平成24年度末帳簿価額計9420万余円）について、変電所が併設されているとして売却の対象としていなかった。しかし、A社宅は変電所に隣接しているものの、敷地内に変電所に係る電力供給設備が設置等されておらず、別に進入路があるため、変電所と一体不可分とはいえないことから、今後の売却の可能性を検討する必要があると認められる。なお、東京電力は、変電所構内にあるPCB廃棄物の保管場所がA社宅と隣接しているため、売却の制約を受けることなどから当面保有するが、今後の売却の可能性については引き続き検討するとしている。

ii 資源エネルギー庁の特別監査により使用予定がないとされた不動産

資源エネルギー庁は、東京電力が24年5月に行った電気料金の値上げの申請（電気料金の値上げの状況については、後掲ウ(ウ)（146ページ）において記述する。）に対する審査の過程で、電気事業法に基づく特別監査を実施し、24年度から26年度までの各年度に、電気事業に使用する予定のない土地、建物、機械装置等については不使用資産として、これらに係る減価償却費等を原価に算入することを認めないこととした。また、不使用資産には特別監査を実施した時点で売却を計画している不動産は含まれておらず、その総額は24年度で約305億円（24年度における平均帳簿価額）となっている。

そして、不使用資産とされた土地及び建物は、当面使用する予定がないとされた不動産であることから、事業の実施に伴って保有する必要性を見直すなどして、今後の業務運営や設備の運用等に支障がないなどと判断された場合には、当該不動産を売却する余地があると考えられる。

会計検査院が、不使用資産とされた不動産の売却状況について、特別監査から1年が経過したことを踏まえて、売却可能性が比較的高いと考えられる鉄塔跡地、社宅跡地等に係る土地及び建物216件（24年度末帳簿価額相当額計31億9973万余円）を対象として検査したところ、25年6月末時点で、東京電力において既に売却するなどしていた不動産は50件（同11億2123万余円）、継続して保有している不動産は166件（同20億7849万余円）となっていた。そして、継続して保有している不使用資産の一部には、今後の売却可能性をより一層具体的に検討する必要がある不動産が見受けられた。

その事例を示すと、次のとおりである。

<事例3>資源エネルギー庁の特別監査により不使用資産とされた不動産について売却可能性をより一層具体的に検討する必要がある事例

東京電力が東京都内に保有するB社宅跡地について、資源エネルギー庁は、特別監査において当該不動産の一部（土地面積1,563㎡、建物面積1,565㎡、平成24年度末帳簿価額計1297万余円）を26年度まで使用予定がない不使用資産であるとした。同社は、総合特別事業計画においても当該不動産を売却対象とはしておらず、特別監査で不使用資産とされた後も継続して保有しているが、当面使用する予定がない不動産であることから、売却可能性をより一層具体的に検討する必要があると認められる。なお、東京電力は、当該不動産の売却に向けた検討を行っているとしており、敷地内に敷設された電力供給設備等の範囲を特定するなどして引き続き検討するとしている。

上記のとおり、東京電力は総合特別事業計画の履行に当たり、計画作成時に売却の対象としていなかった不動産を追加して売却している一方で、保有する不動産の中には売却の可能性について検討する必要がある不動産も見受けられた。東京電力においては、今後とも国民負担を極小化する観点から、総合特別事業計画で売却の対象としていない不動産について保有の必要性を不断に見直し、分筆に係る負担等も勘案の上で売却の余地がないかを検討して、不動産の売却を着実に実施していくことが望まれる。

b 関係会社株式を除く有価証券

(a) 売却の目標額の設定までの経緯

合理化方針においては、関係会社株式を除く有価証券（以下「有価証券」という。）について、「電気事業の遂行に必要不可欠なものを除き原則として売却」することとされ、23年度以降の3年間で2700億円の有価証券を売却することとされた。さらに、調査委員会の調査を踏まえて東京電力が精査したところ、委員会報告では3年間で315件、3301億円を売却することとされた。その後、緊急特別事業計画及び総合特別事業計画の作成に当たっては、委員会報告の金額をそのまま引き継いで目標額としている。この結果、総合特別事業計画においては、23年度から原則として3年以内に、東京電力グループ全体で、図表3-44のとおり、3301億円相当の有価証券を売却することとしている。

図表3-44 売却対象となった有価証券の概要



(b) 売却の実施状況

有価証券の売却は、各銘柄の所管部署において実施しており、関係部署数及び当該部署に属する人数は7部19人となっている。売却は、上場株式については市場における売却を原則とし、保有株式数が多い場合等は、相場への影響を考慮して、協議した上で発行会社に直接売却するなどしている。また、非上場株式等については関係者との相対により売却するなどしている。

図表3-44及び図表3-45のとおり、売却目標額3301億円に対する25年3月末までの売却額は3248億円で、進捗率は98%となっている。その内訳をみると、上場株式は売却対象となった98件全てが売却されている一方、非上場株式等は217件のうち90件が売却されており、その売却額は826億円となっている。また、非上場株式等の多くに譲渡制限が付されており、実質的に売却が困難な有価証券も多数に上っている。

図表3-45 有価証券の売却の状況 (単位：件、億円)

内 訳	目 標	実 績		
	売却額 (a)	件数	売却額 (b)	進捗率 (b/a)
上場株式	2403	98	2422	100%
非上場株式等	897	90	826	92%
計	3301	188	3248	98%

(注) 実績売却額には、一部を売却しているものの売却が完了していない有価証券や、売却の対象としていなかった有価証券に係る売却額が含まれている。

売却済みの有価証券のうち、売却額が20億円以上となる上場株式の売却実績をみると、図表3-46のとおり、売却損を計上する有価証券もある結果となっている。

図表3-46 売却額が20億円以上となる上場株式の売却実績

(単位:億円)

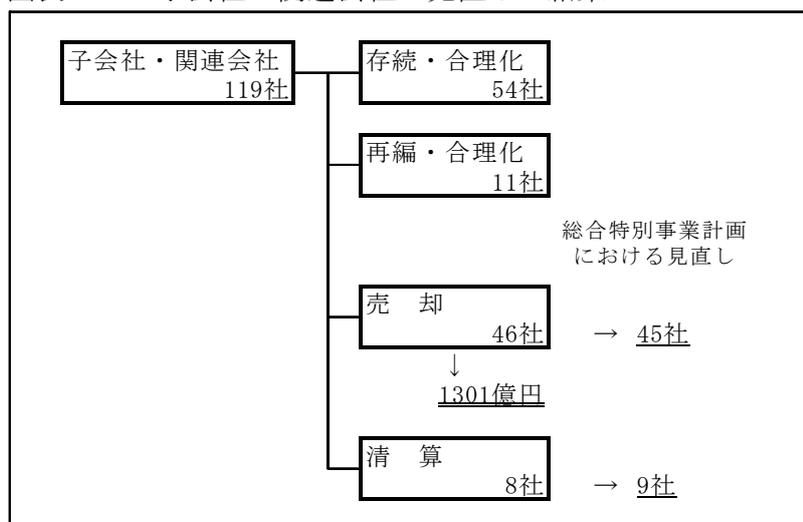
銘柄名	貸借対照表価額(平成23年3月31日)	帳簿価額 (a)	売却額 (b)	売却損益 (b-a)	売却年月	売却方法
KDD I 株式会社	1841	2214	1862	▲351	23年11月	直接売却
第一生命保険株式会社	100	112	87	▲24	23年7月、8月	市場売却
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	62	75	59	▲15	23年7月	市場売却
三菱重工業株式会社	57	49	50	0	23年8月	市場売却
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	46	14	48	33	23年7月	市場売却
三井不動産株式会社	36	1	38	37	23年7月	市場売却
株式会社みずほフィナンシャルグループ	36	25	34	9	23年7月	市場売却
東日本旅客鉄道株式会社	24	29	24	▲5	23年8月	市場売却
東海旅客鉄道株式会社	23	19	22	2	23年8月	市場売却
日本コンクリート工業株式会社	19	2	20	17	24年1月、3月	直接売却等

c 子会社・関連会社

(a) 売却の目標額の設定までの経緯

合理化方針においては、子会社・関連会社について、今後の電気事業の遂行における必要性及び外部市場の有無の二軸によりグループ事業を見直し、「存続・合理化」、「再編・合理化」、「売却」及び「清算」に分類し、2300億円の資金を捻出することとされていた。これに対して、委員会報告では、電気事業に不可欠とはいえない事業又は電気事業に不可欠であるものの他社にて代替可能な事業は、経済合理性を確保できる売却価値が実現できることを条件に原則として売却すべきであり、電気事業に不可欠な事業でありかつ他社では代替困難な事業については、自社グループにて継続を図るべきであるとの判断の下で、電気事業との関係性（不可欠性）及び自社保有の必然性（代替可能性）の二軸に、将来の成長性を加味して改めて見直しを行い、図表3-47のとおり、46社、評価額で計1301億円相当の子会社・関連会社について売却が可能とした。

図表3-47 子会社・関連会社の見直しの結果



そして、総合特別事業計画においては、上記の委員会報告で売却とされたが、その後の検討で売却は不可能と判断された1社について、売却から清算へと方針を変更し、第Ⅰフェーズとして23年度から原則として3年以内に45社、1301億円を売却することを目標とした。なお、売却から清算に変更された1社の評価額は、委員会報告でもゼロとされていたため、この変更による評価額の合計に変更はない。また、第Ⅱフェーズにおいては、存続及び再編とされた会社について経営合理化を進めることとしている。

(b) 売却の実施状況等

25年3月末までの売却実績は、金額では1225億円と94%の進捗率となっているのに対して、会社数では21社となっている。売却実績額には、清算対象とされ評価額はゼロとされていたが、残余財産分配金収入があった会社に係る109億余円を含んでいる。

売却は原則として入札方式によることとされているが、共同出資者が存在するなど入札方式による売却が困難な場合については、相対方式とされている。売却された21社についてその方式をみると、10社については入札方式、11社については相対方式となっている。また、売却された21社のうち5社については、売却先との協議等も踏まえて、今後とも一定の関与を行うべきとの判断の下で、一部株式を継続保有することとしている。

総合特別事業計画における売却対象会社数45社に変更はないが、東京電力は、このうちの1社を売却が困難であるとして清算に変更し（委員会評価額2

76百万円)、存続・合理化としていた1社を売却(売却予定額699百万円)に切り替えるなどの内訳の変更を行っている。

一方、再編・合理化とされた11社については、25年4月末までに、1社を事業譲渡後に解散したり、7社を統廃合により3社に再編したりしている(3社を1社に、2社を1社に、3社を1社とする。対象会社1社が重複している。)

(c) 存続・合理化とされた会社

前記のとおり、調査委員会により存続・合理化とされた54社について、その理由を確認したところ、図表3-48のとおり、「電気事業との関係性及び代替困難性」があること又は「燃料調達関連海外事業会社」であることに基づき存続・合理化と判断された会社が半数以上となっている。また、「今後の事業の成長性を見込めるため」としている会社については、いずれも発送配電事業を行う事業会社には該当しないが、電力小売に関する事業会社である。このほか「特殊要因を踏まえて個別判断」された会社は、いずれも福島県における雇用等、固有の事情によるものである。

図表3-48 存続・合理化とされた理由(単位:社)

電気事業との関係性及び代替困難性	24
燃料調達関連海外事業会社	11
新興国のI P Pが実施する事業への出資	9
上記以外の特殊要因により個別判断	8
今後の事業の成長性を見込めるため	2
計	54

上記のほか、「新興国のI P Pが実施する事業への出資」については、海外のI P Pが実施する事業に資本参加等を行うもので、基本的な枠組みは、プロジェクトごとに、東京電力の子会社であるテプコインターナショナル社を通じて、又は同社傘下にS P C(いわゆる特別目的会社)を設立し、このS P Cを通じて出資や貸付け、債務保証等により事業に参加するものである。なお、出資割合等は案件により様々である。

東京電力は、23年原発事故前の中期経営計画である「2020ビジョン」において、海外事業の積極的な展開を目指していたが、事故による経営環境の重大な変化を受けて、投資対象を電気事業の遂行に必要なものに限定することとした。新興国のI P Pが実施する事業への出資については、今後の利益成

長性が見込まれるものについてのみ存続することとし、これ以外は売却し、新たな投資は当面行わないこととした。

会計検査院が、上記の新興国の I P P が実施する事業への出資について、プロジェクトの実施により生じた利益がどのように活用されているかに着眼して検査したところ、次のとおり、子会社における内部留保を有効に活用する必要がある事例が見受けられた。

<事例4>子会社における内部留保を有効に活用する必要がある事例

東京電力は、従来、新興国の I P P が実施する事業への出資に係る配当等について、東京電力の100%子会社であるテプコインターナショナル社に留保し、将来の再投資に活用する方針としてきていたが、東京電力の財務状況等を踏まえて、平成24年度中に同社から東京電力に6000万米ドルの配当が行われた。

上記配当の額については、テプコインターナショナル社の23年度の当期純利益及び同年度末時点における保有現金残高等を踏まえて決定されたが、これまでの利益の蓄積である利益剰余金が約2億米ドルとなっており、24年度末時点では同年中に撤退した事業における貸付金を回収した資金等により、現預金の残高もこれを超える額が計上されていることから、東京電力の置かれた状況に鑑み、子会社における内部留保を有効に活用する観点から同資金の処分について十分な検討が必要である。

イ 事業改革の実施状況

東京電力は、総合特別事業計画において、「事業改革」として、財務面での制約を踏まえつつ、構造的な経営課題の解決に取り組むとしている。そして、具体的には、①他の事業者との連携等を通じた燃料調達安定・低廉化、火力電源の高効率化、②送配電部門の中立化・透明化、③小売部門における新たな事業展開の三つの課題に取り組むとしている。

これらに係る東京電力の取組状況は、次のとおりとなっている。

(ア) 他の事業者との連携等を通じた燃料調達安定・低廉化、火力電源の高効率化

化石燃料の安定的な調達及び価格上昇リスク等の経営課題に対応するために、他の事業者との連携等を通じた戦略的な事業展開を行う取組の一環として、24年10月に、火力、燃料及び小売の3分野について、東京電力のコスト削減や事業改革に資するビジネス・アライアンス提案を公募するとともに、社外有識者を中心とした委員から成るビジネス・アライアンス委員会を設置して、事業の実現可能性等について審議する体制を構築した。そして、25年5月までに、上記の委員会は7回開催されており、その審議の結果、契約に至った事例はないが、他の事業者と

の連携による火力電源の高効率化等について審議が行われている。

(イ) 送配電部門の中立化・透明化

適正な電力取引についての指針（平成23年9月公正取引委員会・経済産業省策定）及びこれに基づく社内規程等に基づき、情報開示の徹底、他事業者による情報利便性の向上等の取組が行われている。また、総合特別事業計画に記載されている流通設備に係る投資計画については、機構において体制を構築し、東京電力管内の発送変電設備投資の技術的・経済的妥当性を客観的に評価して検証する取組が行われている。

(ウ) 小売部門における新たな事業展開

将来の電力需要の不確実性に対応できるように電源開発を行うという従来の発想を変えて、供給面と需要面の両者を的確に捉えたエネルギーサービスの提供という考えの下に事業展開を行うこととし、ピーク需要抑制策として、前記の「電力デマンドサイドにおけるビジネス・シナジー・プロポーザル」を実施したり、^(注15) グリーン料金の導入やE S C Oサービスの提供等により需要家の要望に即した新しいビジネスを展開したりすることとしている。また、スマートメーターを活用した家庭等を対象とする新たなサービスの展開を行うことなどの取組を行うこととしている。

そして、25年5月にスマートメーターを活用した新ビジネス・新サービスの企画立案を行う「新成長タスクフォース事務局」を設置して、同事務局が中心となって、今後の電力自由化やスマートメーターの導入を見据えて利用者の要望に応じた新たなサービスやビジネスを展開し、収益拡大につなげていくこととしている。また、E S C Oサービスについては、子会社の日本ファシリティソリューション株式会社を通じて行われており、25年4月までの受注実績は111件となっている。

(注15) E S C O Energy Service Companyの略で、顧客の水道光熱費等の経費削減を行い、削減実績から対価を得る事業形態をいう。

ウ 財務基盤の強化

(ア) 金融機関による与信の状況等

a 機構法の施行までの状況

東京電力は、23年原発事故が発生した時点で、政投銀を含む78金融機関から^(注16) 計1兆9765億余円（長期借入金1兆5785億余円、短期借入金3980億円）を借り入

れていた。そして、23年原発事故に伴い増加する燃料費、社債償還、被災した設備の復旧費用等に充てるために、23年3月下旬に8金融機関から計1兆8650億円、23年4月に政投銀から1000億円、合計1兆9650億円の融資（以下、この融資を「緊急融資」という。）を受けた。この緊急融資等により、23年4月末の借入金残高は、78金融機関計3兆9269億余円（長期借入金3兆5229億余円、短期借入金4040億円）となった。

その後、東京電力は、23年5月に、原賠法に基づく補償の実施等により多額の資金が必要とされる一方で、社債発行や金融機関からの借入れなどの資金調達が困難であるとして、政府に対して資金援助の要請を行った。政府は、東京電力に対して、政府からの支援を受ける前提として全ての利害関係者に協力を求めること、特に金融機関から得られる協力の状況について政府に報告を行うことを確認した上で東京電力に対する支援を決定した。また、機構法において、特別事業計画には、原子力損害の賠償の履行に充てるための資金を確保するための原子力事業者による関係者に対する協力の要請等について記載しなければならないこととされた。

緊急融資を受けた後における東京電力の借入金の状況をみると、短期借入金は借換えにより残高が維持されたが、長期借入金は借換えが行われずに残高が減少した。このため、23年9月末の借入金残高は、66金融機関からの計3兆8158億余円（長期借入金3兆4118億余円、短期借入金4040億円）となり、23年4月末に比べて減少した。

（注16） 長期借入金 金融機関以外からの長期借入金も含まれるため、有価証券報告書等の長期借入金の額とは異なる。

b 緊急特別事業計画の認定後の状況

東京電力は、緊急特別事業計画の作成時点で、借入金については、借換えなどによる与信の維持、23年3月の借入残高と同額になるまでの資金供与、主要な取引金融機関による追加与信等を要請していくことを基本的な考え方としており、取引金融機関に対する本格的な協力要請は、24年春に作成される総合特別事業計画に基づいて行うこととしていた。このため、緊急特別事業計画における取引金融機関に対する協力要請に関する記載は、次のとおりとなっていた。

① 随時借換えなどのための融資等を実行することにより、総合特別事業計画

の認定までの間、緊急特別事業計画の認定時における与信を維持すること

- ② 政投銀に対して、被害者に対する賠償金支払等を資金使途として3000億円の短期の融資枠を設定すること
- ③ 緊急融資に係る資金使途を追加すること

東京電力は、緊急特別事業計画の認定を申請した後の23年10月から11月にかけて、23年9月末において借入金残高があった66金融機関に対して上記①の与信維持の協力要請を、政投銀に対して上記②の短期融資枠設定の協力要請を、緊急融資を受けている9金融機関に対して上記③の資金使途追加の協力要請をそれぞれ行った。

①の協力要請を受けた66金融機関は、当該要請に基づき与信を維持したため、総合特別事業計画が認定された24年5月時点の東京電力の借入金残高は、緊急特別事業計画の認定時と同額の3兆8158億余円となっていた。ただし、弁済期が到来した長期借入金も短期借入金に借り換えられたため、24年5月末の借入金残高は、23年11月末の借入金残高と比較すると、長期借入金は3兆4048億余円から3兆3630億余円に減少し、短期借入金は4110億余円から4528億余円に増加していた。

また、②の協力要請を受けた政投銀は、当該要請を応諾し、23年11月に東京電力に対する3000億円の短期融資枠を設定した。この融資枠は、最大で437億余円が利用された。

さらに、③の協力要請を受けた9金融機関は、当該要請を応諾し、賠償に充てるために資金が不足した場合には緊急融資の資金を一時的に流用できるようにした。

c 総合特別事業計画の認定後の状況

総合特別事業計画においては、23年原発事故が発生した23年3月11日以前の水準の財務基盤への回帰を目指すとともに、電力の安定供給等に必要な資金を確保するために、金融機関に対して次のような協力要請を行うと記載された。

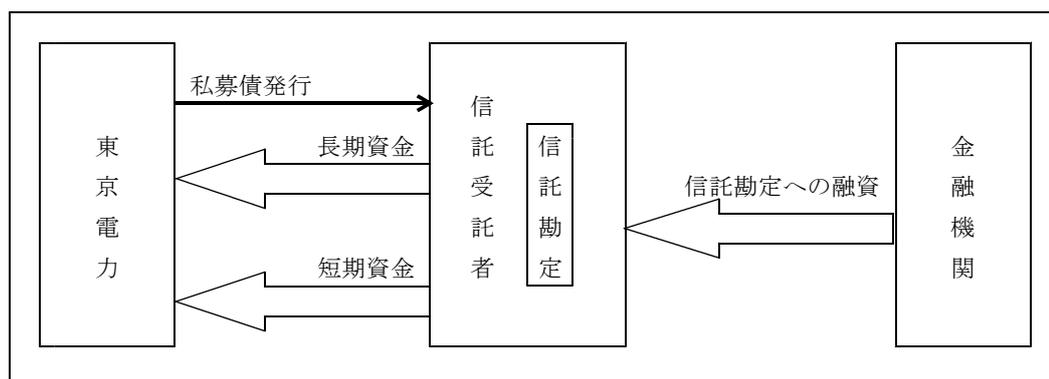
- ① 社債市場への復帰等自律的な資金調達力が回復するまでの間、借換えなどにより与信を維持すること
- ② 新規融資等の実行、短期の融資枠の設定等を行うこと
- ③ 23年3月11日から同年9月末日までの間に東京電力から弁済された額と同額

の資金供与を行うこと

東京電力は、総合特別事業計画の認定後の24年5月に、77金融機関に対して上記①の与信維持の協力要請を、11金融機関に対して上記②として4999億余円の新規融資実行及び3999億余円の短期融資枠設定の協力要請を、30金融機関に対して上記③として1699億余円の資金供与の協力要請をそれぞれ行った。なお、23年原発事故発生時から取引金融機関数が減少しているのは、合併があったためである。

政投銀以外の金融機関の東京電力に対する融資は、従前、無担保で実施されていたが、東京電力の信用力が23年原発事故後低下していることから、金融機関としては、総合特別事業計画に記載された協力要請に応えるためには何らかの債権保全策を講ずる必要が生じた。しかし、東京電力は、電気事業法等の規定により、全ての資産をその発行する社債及び政投銀からの借入金の一般担保に供しているため、特定の資産を金融機関からの借入金の担保に供することは困難な状況となっている。そこで、金融機関との協議の結果、東京電力が信託受託者に金銭を信託することにより信託勘定を設定した上で、図表3-49のとおり、まず、金融機関が信託受託者の信託勘定への融資を行い、次に信託受託者が当該融資を基にして東京電力に資金を供給する信託スキームを利用することとした。そして、この信託スキームの中で、長期資金については、信託受託者が東京電力の社債を引き受ける（以下、この社債を「私募債」という。）形態を採ることにより、金融機関の融資に実質的に一般担保が付されることとなった。一方、短期資金については、信託受託者は委託者向けローンとして東京電力に貸し付ける形態を採るため、一般担保は付されないこととなっている。なお、政投銀からの借入金には、前記のとおり一般担保が付されることとなっているため、政投銀は信託スキームを利用していない。

図表3-49 信託スキーム



そして、①の協力要請を受けた77金融機関は、当該要請に基づき、弁済期限が到来した借入金を随時信託スキームの私募債引受けなどによる資金供給に換えており、25年3月末時点において、借入金及び私募債の発行残高は4兆1858億余円となっている。

また、②の協力要請を受けた11金融機関は、当該要請を応諾し、24年7月に東京電力に対する3999億余円の短期融資枠を設定し、24年8月に信託スキームの私募債引受けなどにより、協力要請額4999億余円の一部である1999億余円を供給した。なお、短期融資枠については、25年3月までの間において利用実績はない。

さらに、③の協力要請を受けた30金融機関は、当該要請を応諾し、24年8月に1699億余円の融資を行った。

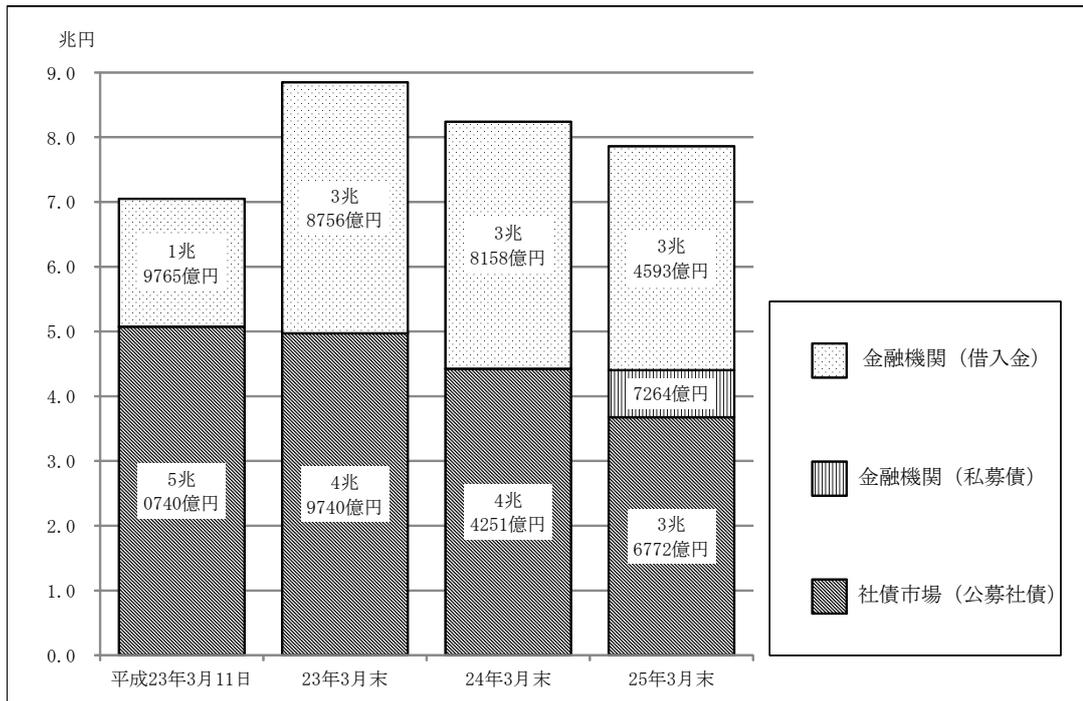
これらにより、25年3月末において、東京電力の借入金残高は3兆4593億余円（長期借入金3兆4498億余円、信託スキームにおける短期の委託者向けローン95億円）、信託スキームによる私募債の発行残高は7264億余円となっている。

d 資金調達先の推移等

東京電力は、上記のとおり、23年原発事故以降、金融機関からの借入れや私募債の発行により資金を調達している。一方、23年原発事故前は、広く公衆を対象に社債を発行することにより、社債市場からも資金を調達していた（以下、この公衆向けの社債を「公募社債」という。）。

そこで、社債市場からの調達も含めた東京電力の23年原発事故以降の資金調達先の推移をみると、図表3-50のとおり、23年3月末以降において、調達総額は減少傾向にあるが、金融機関からの調達割合は相対的に高くなってきている。

図表3-50 東京電力の資金調達先の推移



すなわち、23年原発事故発生時点では、金融機関からの資金調達額は1兆9765億余円、公募社債は5兆0740億余円となっており、公募社債による資金調達が7割以上を占めていたが、23年原発事故後は、前記のとおり、金融機関からの資金調達が増加しており、25年3月末の金融機関からの資金調達額は4兆1858億余円となっている。一方、公募社債については、新たな資金調達はなく、定期償還が進んでいるため3兆6772億余円となっている。この結果、金融機関からの資金調達は5割以上になっており、資金調達面において、金融機関からの協力が非常に重要になってきている。

e 一般担保が付された社債等の状況

東京電力が発行する社債及び政投銀からの借入金には、前記のとおり、一般担保が付されている（以下、一般担保が付されている東京電力が発行する社債及び政投銀からの借入金を合わせて「一般担保付債務」という。）。一般担保付債務は、損害賠償債務等の他の債務に優先して弁済されることとなっている。23年原発事故以降の一般担保付債務の残高の推移等は、図表3-51のとおりとなっており、25年3月末時点における一般担保付債務の残高は5兆0149億余円で、23年原発事故発生の23年3月11日時点の残高5兆4353億余円を下回っている。

図表3-51 一般担保付債務の残高の推移等

区 分	平成23年 3月11日	23年3月末	24年3月末	25年3月末
一般担保付債務 (a)	5兆4353億円	5兆3351億円	4兆8646億円	5兆0149億円
公募社債	5兆0740億円	4兆9740億円	4兆4251億円	3兆6772億円
私募債	-	-	-	7264億円
政投銀からの借入金	3612億円	3610億円	4395億円	6112億円
総資産額 (単体ベース) (b)		14兆2559億円	15兆1492億円	14兆6197億円
総資産額に対する一般担保付債務 の割合 (a/b)		37.4%	32.1%	34.3%
(参考) 原子力損害賠償引当金	-	-	2兆0633億円	1兆7657億円

(注) 一般担保付債務の額に、債務履行引受契約により債務の履行を委任し、会計上は償還したとみなされる社債は含めていない。

東京電力は、前記のとおり、24年8月以降、信託スキームを利用して金融機関から資金を調達するために、私募債を発行している。一方、東京電力は、23年原発事故以降、公募社債の新規発行は行わず定期償還を行っており、私募債の発行額は公募社債の償還額を下回っている。このため、上記のとおり、25年3月末時点における一般担保付債務の残高は、23年原発事故発生時の23年3月11日時点の残高を下回っている。また、25年3月末時点における総資産額に対する一般担保付債務の割合は34.3%であり、23年原発事故発生直後の23年3月末の37.4%を下回っている。

なお、24年3月末における一般担保付債務のうち政投銀からの借入金は4395億余円であるが、東京電力の23年度における有価証券報告書の財務諸表の注記事項では4175億余円とされている。これは、東京電力が、政投銀からの借入金について、長期借入金4175億余円のみを計上し、当該借入金の額に短期借入金219億余円を含めていなかったためである。東京電力は、当該誤びゅうに重要性はないと判断し、有価証券報告書の訂正は行わないこととしている。

f 財務制限条項の状況

前記の信託スキームを利用して、金融機関が実質的に引き受けた私募債及び政投銀からの借入金の一部には、24年7月の与信時に締結した契約において、東京電力及び東京電力グループの経営成績、財政状態等に係る財務制限条項が付されており、東京電力が財務制限条項を遵守できなかった場合には、金融機関からの請求により期限の利益を失うこととされている。当該財務制限条項にお

いては、東京電力は、損益、純資産等の項目に関して2四半期連続して、総合特別事業計画の事業収支計画を基にした計画値を一定程度以上下回らないようにしなければならないなどとされている。ただし、財務制限条項の判定に当たっては、原子力損害の賠償、原子炉の廃止及び電気の安定供給に支障を来すことがないよう、東京電力の自助努力が及ばない費用等の増加分の一部については、損益から控除することとされている。25年3月末において、財務制限条項が付されているのは、私募債7264億余円、借入金1717億余円、計8981億余円となっている。

24年度第4四半期は、原子力損害賠償費を特別損失に計上したことなどにより、純資産の実績値が計画値を大きく下回った。しかし、25年度第1四半期には、原子力損害賠償支援機構資金交付金6662億余円の特別利益等により、純資産額が大幅に増加したため、25年度第1四半期末時点において財務制限条項には抵触してはいない。

23年原発事故後は、金融機関からの資金調達が5割を超え、金融機関の協力が重要なものとなってきている。他方で、財務制限条項に抵触して金融機関からの資金調達が困難になった場合には、一般負担金や特別負担金の納付に影響を及ぼす事態も考えられる。このため、東京電力においては、総合特別事業計画の事業収支計画の達成に向けて最善の努力を行うことが必要である。

(イ) 機構が引き受けた株式の状況等

東京電力の23年度末の発行済株式数は約16億株であり（以下、東京電力が23年度末までに発行した株式を「普通株式」という。）、株主資本と評価・換算差額等との合計額である自己資本は5274億余円となっていた。そして、東京電力は、株主総会で議決権を行使するために必要な株式数（以下「単元株式数」という。）を100株としており、自己株式等の議決権を行使できない株式を除いた総議決権数は約1593万個となっていた。

総合特別事業計画においては、東京電力の財務状態の抜本的改善を図るために、東京電力の株主総会において必要な議案が決議された場合、機構は東京電力が発行する株式を払込金額総額1兆円で引き受けることとされている。24年6月27日に開催された東京電力の定時株主総会において、第三者割当による募集株式の募集事項の決定を取締役に委任する件等が可決されたことを受けて、機構は、同年

7月31日に議決権付種類株式16億株を3200億円(1株当たり200円)で、転換権付無議決権種類株式(以下「無議決権種類株式」という。)3億4000万株を6800億円(1株当たり2,000円)でそれぞれ引き受けることにした。

このうち、議決権付種類株式の1株当たりの発行価額200円は、23年原発事故後における普通株式の株価等を参考に決められたものである。そして、普通株式の議決権約1593万個に対して、機構が総議決権の過半数を確保できるように、発行株式数を16億株、単元株式数を100株とし、議決権が1600万個となるようにしたものである。この結果、機構は、当該議決権付種類株式の引受けにより、東京電力における総議決権の50.11%を取得した。また、無議決権種類株式は、議決権付種類株式に1対10で転換することなどができるとされている。全ての無議決権種類株式を議決権付種類株式34億株に転換した場合、機構は、前記の議決権付種類株式16億株と合わせて東京電力における総議決権の3分の2以上を取得し、単独で定款変更等の重要事項の決議を行うことができることになっている。

これらの株式は、普通株式に対して、配当及び残余財産の分配について優先的(注17)な取扱い、具体的には、議決権付種類株式はT I B O R + 0.25%、無議決権種類株式はT I B O R + 0.5%をそれぞれ上限として普通株式に優先して配当等が行われる優先株式になっている。ただし、いわゆる配当の利回りに相当する部分が一般的な優先株式と比較して低位の水準に設定されており、東京電力の配当の負担に配慮したものとなっている。そして、総合特別事業計画において、株主に対して「当面の間、無配を継続する」ことが要請されていることから、配当は困難な状況にあり、25年3月期の配当もない。

(注17) T I B O R Tokyo Inter-Bank Offered Rateの略称。東京銀行間取引金利を表し、融資等における基準金利となっている。

23年原発事故後の東京電力の自己資本比率の推移をみると、図表3-52のとおり、機構による出資後の24年9月末の自己資本比率は8.1%に改善した。しかし、25年3月末は、通年で6943億余円の当期純損失を計上したことにより自己資本比率は5.7%となっている。

図表3-52 東京電力（単体）の自己資本比率等

区分	平成22年3月末	23年3月末	24年3月末	24年9月末	25年3月末
自己資本	2兆1606億円	1兆2648億円	5274億円	1兆2186億円	8317億円
総資産額	12兆6430億円	14兆2559億円	15兆1492億円	15兆1222億円	14兆6197億円
自己資本比率	17.1%	8.9%	3.5%	8.1%	5.7%

注(1) 表中の自己資本は、株主資本と評価・換算差額等との合計額である。

注(2) 自己資本比率は、小数点以下第2位を四捨五入している。

(ウ) 電気料金の値上げの状況

a 電気料金制度の仕組み

電気料金は、電気事業法に基づき、契約電力が原則として50キロワット未満の需要家（以下、このような需要家を「規制部門」という。）については、同法第19条の規定により認可された規制料金が適用される。これに対して、契約電力が原則として50キロワット以上の需要家（以下、このような需要家を「自由化部門」という。）における電気料金は、電力会社と自由化部門との間の交渉により決定される。

規制部門の電気料金については、電気の利用者の利益を保護し、電気事業の健全な発達を図るという同法の目的を踏まえて、原価主義の原則、公正報酬の原則及び需要家に対する公平の原則を基本的な考え方としている。原価主義の原則とは、電気料金は、能率的な経営の下において需要家に良好なサービスを行うために必要とする原価を賄うものでなければならないとするものである。また、公正報酬の原則とは、電気料金における事業報酬は、電気事業が合理的な発展を遂げるのに必要な資金を調達し、その支払利息や配当金等を賄うためのものであり、公正でなければならないとするものである。そして、需要家に対する公平の原則とは、電気料金は、電気事業の公益性及び供給の独占という特質上、全ての需要家に対して公平でなければならないとするものである。

このため、規制部門の電気料金は、いわゆる総括原価方式によって定められている。これは、将来の合理的な期間（以下、この期間を「原価算定期間」という。）を定め、当該期間において電気事業を運営するに当たって必要と見込まれる原価に利潤を加えて得た額（以下「総原価」という。）と当該期間における料金収入が一致するように電気料金を定めるものである。

なお、23年原発事故後、東京電力の電気料金の値上げが議論される可能性が

あったことなどから、調査委員会や、23年11月に設置された「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議」において、適正な原価の在り方等が検討された。そして、これらの検討結果を踏まえて、24年3月に一般電気事業供給約款料金審査要領（資源エネルギー庁作成。以下「審査要領」という。）等が一部改正された。

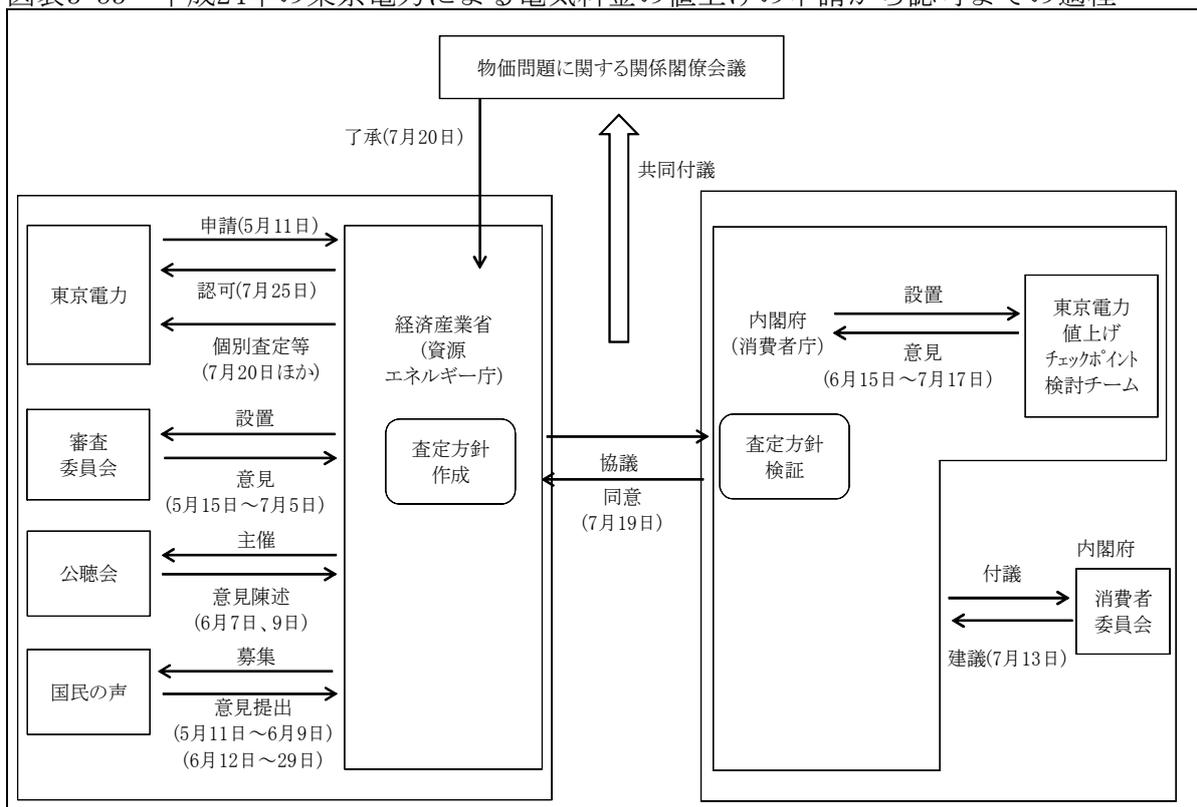
b 電気料金の改定手続

電気料金の改定が値上げとなる場合には、電気事業法第19条第1項の規定に基づき経済産業大臣の認可を受けることとなっている。そして、同大臣は、同法第108条の規定に基づき公聴会を開き、広く一般の意見を聴くとともに、前記の三つの原則を踏まえて、同法第19条第2項の規定に基づき「料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること」、「特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと」などの審査基準に適合していると認めるときは、認可することとなっている。

一方、値下げとなる場合には、同法第19条第4項の規定に基づき、届出で足りることとなっている。なお、値下げとなる場合の届出制については、12年に導入されており、総合特別事業計画を踏まえた今回の東京電力における電気料金の値上げの認可に先立つ前回の認可は、10年に実施された値下げである。それ以降、今回の認可までに5回の料金改定が実施されたが、これらは全て届出であり、認可を必要としない状況が続いていた。

また、値上げとなる場合における前記の手続に加えて、今回の東京電力における電気料金の値上げの審査に際しては、図表3-53のとおり、資源エネルギー庁に電気料金審査専門委員会（25年7月以降は電気料金審査専門小委員会。以下「審査委員会」という。）が設置された。審査委員会は、東京電力の電気料金の値上げの申請について、外部専門家の知見を取り入れ、審査要領等を踏まえつつ、中立的、客観的及び専門的な視点から計10回にわたり料金査定方針の検討を行った。この検討の過程では、電気料金で賄う原価に、原価算定期間中の稼働が未定とされている福島第一原発5号機及び6号機並びに福島第二原子力発電所1号機から4号機までに係る減価償却費を算入することの適否等が議論された。そして、審査委員会は、24年7月5日に料金査定方針案を取りまとめた。

図表3-53 平成24年の東京電力による電気料金の値上げの申請から認可までの過程



(注) 物価問題に関する関係閣僚会議は、長期及び短期にわたる物価安定対策に関する重要問題について協議することを目的として随時開催される。なお、物価担当官会議申合せ(平成23年3月14日)により、重要な公共料金等の値上げについては、物価問題に関する関係閣僚会議に付議することとされている。

その後、消費者の視点から「チェックポイント」を作成した消費者庁との協議を経て、同年7月20日に開催された物価問題に関する関係閣僚会議において、消費者庁との協議内容を盛り込んだ料金査定方針案が了承され、「東京電力株式会社の供給約款変更認可申請に係る査定方針」が策定された。この査定方針に基づき、例えば、人件費については、近年の公的資金の投入企業における削減状況を踏まえて、管理職の年収を東日本大震災前と比較して3割を超える減額等とすることとなった。

なお、一般電気事業者等に発生した費用のうち、電気料金で賄う原価に算入されない費用については、料金算定上は利潤とされていた額及び更なるコスト削減額をもって支弁されており、利潤とされていた額で支弁される場合に電気料金で賄う原価に算入されない費用は一般電気事業者等の利益を減少させる要因となる。

c 東京電力の電気料金改定の概要

東京電力においては、23年原発事故による原子力発電所の稼働低下に伴う火

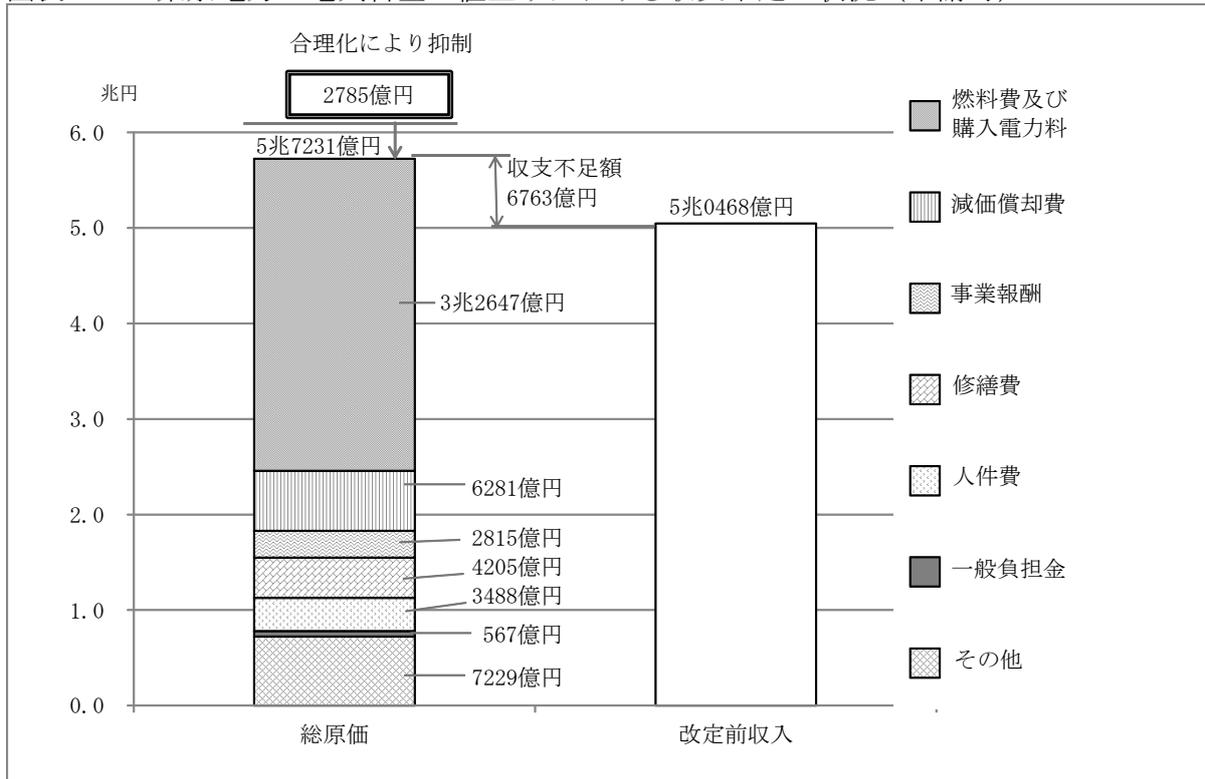
力発電への依存度の高まりに伴って燃料費が増加したほか、安定供給を確保するための緊急電源の設置等のための支出が必要となったことに伴い、費用が構造的に増加している。

東京電力は、これに対応するため、前記のとおり10年間で3兆3650億円、原価については24年度から26年度までの原価算定期間に年平均2785億円のコスト削減を図ることとしている。

しかし、東京電力は、上記のコスト削減をもってしても、燃料費等の増加を賄うことは困難な状況であり、20年9月に改定した直近の電気料金の水準のままでは、財務基盤の更なる弱体化が進み、総合特別事業計画等に示されている円滑な賠償、福島第一原発1号機から4号機までに係る着実な廃止措置及び電気の安定供給が不可能となるおそれがあるとして、総合特別事業計画の認定後の24年5月11日に、電気事業法第19条の規定に基づき電気料金の値上げの申請を行った。

申請の内容は、原価算定期間を24年度から26年度までの3年間として、図表3-54のとおり、総原価が年平均5兆7231億円となる一方、上記の電気料金の水準による収入見込みが年平均5兆0468億円となり、収支不足額6763億円に対応するために、規制部門において平均10.28%の値上げを24年7月1日に実施することなどとなっていた。

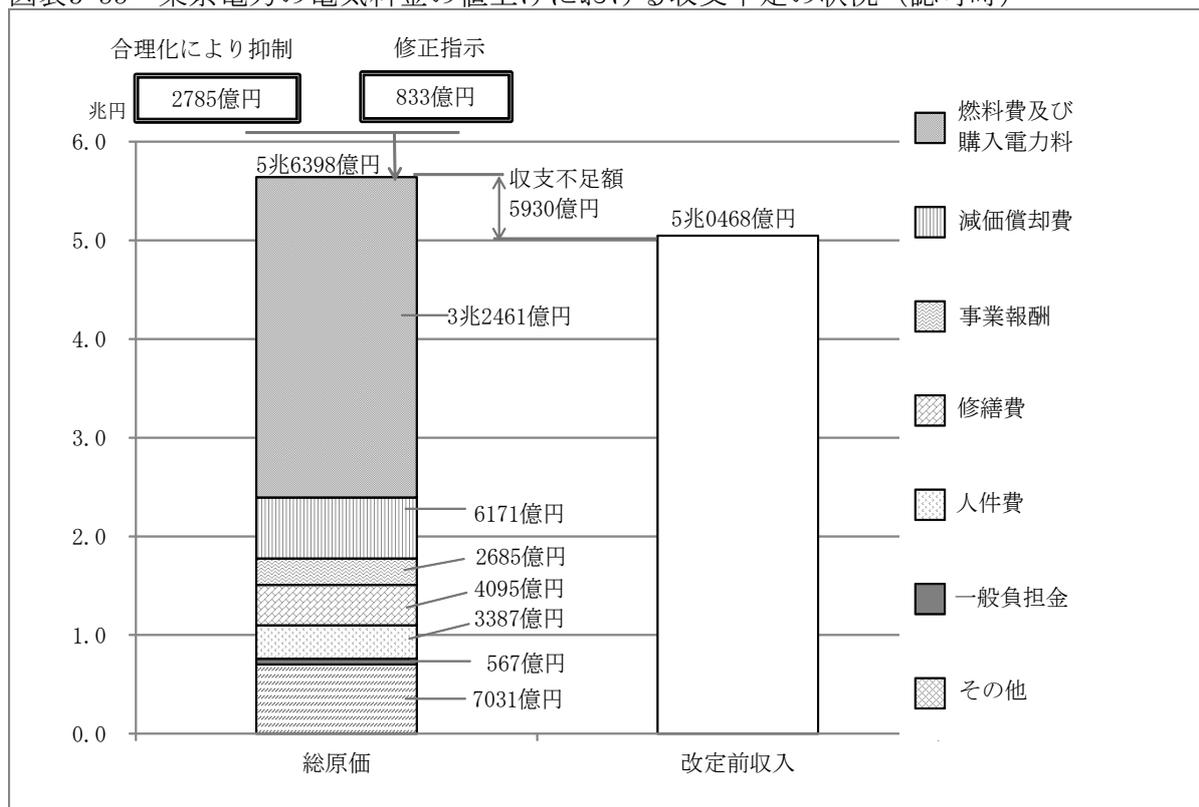
図表3-54 東京電力の電気料金の値上げにおける収支不足の状況（申請時）



(注) 改定前収入は、電気料金が平成20年9月の改定時の水準（燃料費調整を含む。）であった場合の収入である。

そして、同年7月25日に認可された内容は、図表3-55のとおり、総原価が審査による833億円の減額を踏まえて年平均5兆6398億円となる一方、電気料金収入見込みが上記のとおり年平均5兆0468億円であることから、収支不足額5930億円に対応する必要があるとして、規制部門において平均8.46%の値上げを同年9月1日に実施することなどとなった。

図表3-55 東京電力の電気料金の値上げにおける収支不足の状況（認可時）



(注) 改定前収入は、電気料金が平成20年9月の改定時の水準（燃料費調整を含む。）であった場合の収入である。

総合特別事業計画等に掲げられている原子力損害の円滑な賠償に関して、原価に算入されている費用は、被害者に対して支払う賠償金以外の賠償対応業務に係る費用である。その内容は、図表3-56のとおりとなっており、年平均259億4200万円が計上されている。

図表3-56 賠償対応業務に係る費用の内容

(単位：百万円)

費目	件名	概要	平成 24年度	25年度	26年度	原価算定 期間計	年平均
委託費	原子力損害賠償に関する受付業務委託	請求書の受取り及び仕分け、請求内容のシステム登録並びに請求書の電子画像化	12,222	8,148	4,074	24,444	8,148
	原子力損害賠償に関する受付業務委託(自主的避難対応)	受付業務(自主的避難対応)	6,000	-	-	6,000	2,000
	原子力損害賠償業務に係るコンサルティング業務委託	賠償対応に係る全体計画修正、進捗及び課題の管理等	13,114	8,743	4,371	26,228	8,743
	補償相談センター(コールセンター)電話受付業務委託	請求書送付の申込受付、電話での説明対応	2,040	1,360	680	4,080	1,360
	賠償請求書確認業務委託	請求書記載内容の不備項目の電話確認	900	600	300	1,800	600
	その他建物共益費等	事務所共益費等	1,404	545	326	2,275	758
委託費計			35,680	19,396	9,751	64,827	21,609
賃借料	事務所建物関係	各地の補償相談センター等の賠償業務の拠点事務所に係る賃借料	1,504	1,052	1,052	3,608	1,203
	備品リース料	事務用複合機等に係るリース料	192	128	64	384	128
	車両リース料	業務車両等に係るリース料	144	96	48	288	96
	その他	賠償相談会臨時窓口会場の使用料等	337	236	212	785	262
賃借料計			2,177	1,512	1,376	5,065	1,688
通信運搬費			1,587	1,058	530	3,175	1,058
その他	旅費、消耗品費、雑費等		2,200	1,609	950	4,759	1,586
合計			41,644	23,575	12,607	77,826	25,942

注(1) 電気料金の原価は、百万円単位及び四捨五入の算定になっている。

注(2) 賠償対応業務に係る東京電力社員の人件費を除く。

また、前記のとおり、原子力損害の賠償のために機構を通じて東京電力に交付された資金は、東京電力を含む原子力事業者が納付する一般負担金及び東京電力が納付することとなる特別負担金により実質的に回収されることとなっているが、原価に算入されている一般負担金の内容は、図表3-57のとおりとなっており、年平均591億5900万円が計上されている。

図表3-57 原価に算入されている一般負担金の内容

(単位：百万円)

分類	平成 24年度	25年度	26年度	原価算定 期間計	年平均
料金算定上、東京電力が納付する一般負担金の額 (a)	56,740	56,740	56,740	170,220	56,740
他の原子力事業者から電力を購入する契約の 支払料金に含まれている一般負担金 (b)	6,035	6,035	6,035	18,105	6,035
他の原子力事業者へ電力を販売する契約の受 取料金に含まれている一般負担金 (c)	3,616	3,616	3,616	10,848	3,616
計 (a+b-c)	59,159	59,159	59,159	177,477	59,159

(注) 電気料金の原価は、百万円単位及び四捨五入の算定になっている。

エ 福島第一原発に係る廃止措置の進捗状況

(ア) 原子力事故の収束に向けた取組

東京電力は、23年原発事故発生後の23年4月17日に、事故の収束に向け、「東京電力株式会社福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋」を取りまとめた。同道筋では、収束に向けた段階ごとの目標が設定されており、同年5月6日に設置された政府・東京電力統合対策室によって道筋の進捗が管理されている。そして、同対策室は、同年7月19日に、「ステップ1」の目標である「放射線量が着実に減少傾向となっている」状態が達成され、同年12月16日に、「ステップ2」の目標である「放射性物質の放出が管理され、放射線量が大幅に抑えられている」状態が

(注18) 冷温停止状態 「压力容器底部、格納容器内それぞれの温度がおおむね100℃以下になっている状態」、「放射性物質の放出量を大幅に抑制し、放出を管理できている状態」及び「原子炉の循環注水冷却システムの中期的安全が確保されている状態」が全て達成された状態

(イ) 原子炉の廃止措置に向けた中長期的な取組

上記道筋のステップ2の完了に伴い、政府・東京電力統合対策室は廃止され、23年12月16日に、新たに政府・東京電力中長期対策会議（以下「中長期対策会議」という。）が設置された。中長期対策会議は、同月21日に、「東京電力（株）福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」（以下「中長期ロードマップ」という。）を決定し、以来、福島第一原発においては、これにのっとり事故現場を清浄化するための取組が進められてきている。

中長期ロードマップでは、ステップ2の完了から2年以内を目標とした使用済核

燃料プール内の燃料取出開始までを「第1期」、ステップ2の完了後10年以内を目標とした燃料デブリ取出開始までを「第2期」、ステップ2の完了後30年から40年までを目標とした廃止措置終了までを「第3期」と定義している。

(注19) 燃料デブリ 原子炉の炉内にある核燃料が過熱することで、核燃料、被覆管、炉内構造物等が溶解し、再固化したもの

また、中長期ロードマップでは、中長期の取組の実施に向けた基本原則として、安全確保を大前提とした廃止措置等に向けた取組の計画的な実現、取組実施に当たっての透明性の確保等、現場状況や研究開発成果等を踏まえた中長期ロードマップの継続的な見直し、目標達成に向けた東京電力と政府との連携を掲げている。そして、それまでの進捗状況等を踏まえて25年6月27日に改訂された中長期ロードマップでは、政府が前面に立ち、安全かつ着実に廃止措置等に向けた中長期の取組を進めていくことが基本原則に追加され、各機関が次の方針に基づき、安全かつ着実に、適切な対応を実施していくこととされている。

【中長期ロードマップ（平成25年6月27日改訂）に記載されている方針】

- (1) 多くの作業が、これまで経験のない技術的困難性を伴うものであるとの共通認識の下、関係する産業界や研究機関の協力も得つつ、必要となる研究開発を実施し、現場作業に適用していく。
- (2) 東京電力は、①廃止措置事業の実施主体として安全かつ着実な事業の推進、②中長期ロードマップに基づく具体的な取組の策定・実施、③特定原子力施設に係る「実施計画」の策定・実施を行う。また、原子力規制委員会が、廃止措置に向け必要な審査を行うに当たり、時宜を得た対応が可能となるよう、早期に対処方針や参考情報を示していく。また、原子力規制委員会が安全確保の観点から実施する確認に、適切に対応していく。
- (3) 資源エネルギー庁は、①東京電力が行う廃止措置事業に対する所管官庁としての指導・監督、②中長期ロードマップを通じた基本的な計画の策定と進捗状況の確認、③取り組むべき研究開発計画の策定・推進と国際連携・協力について、前面に立ち、責任をもって対応する。

そして、改訂後の中長期ロードマップでは、号機ごとの状況を踏まえたスケジュールが示され、燃料デブリ取出しの開始目標が前倒し（最速の場合で、33年12月から約1年半前倒し）されたほか、「地元を始めとした国民各層とのコミュニケーションの強化」及び「国際的な叡智を結集する体制の本格整備」等の計画が追

記されている。

(ウ) 中長期ロードマップの進捗管理

中長期対策会議は、25年2月8日に廃止されるまで3回開催されて、中長期ロードマップの進捗状況等が報告されている。23年12月21日の第1回会合において、具体的に進捗管理を行う場として運営会議及び研究開発推進本部がそれぞれ設置された。運営会議は中長期ロードマップにおける個別の計画ごとの実施状況を共有し、確認することにより進捗管理を行うこととされ、24年12月までに13回開催されており、研究開発推進本部は中長期ロードマップを実施するために必要な研究開発プロジェクトごとの実施状況等を共有し、確認することにより進捗管理を行うこととされ、同月までに11回開催された。

そして、25年2月8日には、福島第一原発の廃炉を加速していくために、燃料デブリ取出しなどに向けた研究開発体制の強化を図るとともに、現場の作業と研究開発の進捗管理を一体的に進める体制を構築するために、政府及び東京電力に加えて研究開発に携わる主要な関係機関の長を構成員とする東京電力福島第一原子力発電所廃炉対策推進会議（以下「廃炉対策推進会議」という。）が新たに設置され、中長期対策会議は廃止された。

廃炉対策推進会議は、25年6月までに5回開催されており、その都度、中長期ロードマップの進捗管理を行うとともに重要事項を審議して決定している。同年3月7日の廃炉対策推進会議においては、研究開発の運営を長期にわたって効率的に進めるために、一つの専任組織として運営を行う必要があることなどから、官民が協力して研究開発運営組織を設立することが発表された。そして、同年8月1日に、技術研究組合法（昭和36年法律第81号）に基づき、政府系研究機関、プラントメーカー、電力会社等17機関から構成される「国際廃炉研究開発機構」の設立が認可されて、同機構は同月8日に発足した。

(エ) 廃止措置に係る安全性の確保及び信頼性の向上等に関する取組

原子力安全・保安院は、23年10月3日に、福島第一原発の安全を確保するための基本目標及び要件を「中期的安全確保の考え方」として定めて、東京電力に計画的な対応を求めた。これを受けて、東京電力は、同年10月17日に、「中期的安全確保の考え方に基づく施設運営計画に係る報告書（その1）」を策定し、必要に応じて随時改訂を行うとともに同計画に基づき施設運営を実施している。

また、原子力安全・保安院は、同年12月16日にステップ2の目標が達成されたことを確認したことを受けて、更に中長期的な冷温停止状態の確実な維持を始めとした発電所の信頼性の向上を目的として、24年3月28日に、東京電力に対して「信頼性向上対策に係る実施計画」の策定を指示した。これを受けて、東京電力は、同年5月11日に、同計画を策定し、同計画は、原子力安全・保安院の評価を受けた後、同年7月30日に改訂された中長期ロードマップにその内容が反映されている。

その後、原子力安全・保安院の業務を引き継いだ規制委員会が、同年11月7日に、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（昭和32年法律第16号。以下「原子炉等規制法」という。）の規定に基づき、福島第一原発に設置される原子炉施設を原子炉等規制法に定める特定原子力施設に指定し、東京電力に対して「措置を講ずべき事項」を示し、「当該特定原子力施設に関する保安又は特定核燃料物質の防護のための措置を実施するための計画」を提出することを求めた。これを受けて、東京電力は、同年12月7日に、「特定原子力施設に係る実施計画」（以下「実施計画」という。）を規制委員会に提出した。実施計画は、規制委員会に設置された特定原子力施設監視・評価検討会において審査されており、同検討会は25年7月までに14回開催されている。また、実施計画は、同検討会における審議状況、個別指摘事項等を踏まえて、同年8月12日までに11回改訂され、同月14日に、規制委員会がこれを認可した。

さらに、規制委員会は、福島第一原発事故の技術的論点の分析を中長期にわたって継続的に実施するために、同年3月27日に、「東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会」の設置を決定し、同検討会は同年8月までに3回開催されている。

(オ) 廃止措置の進捗状況

東京電力は、これまでの廃炉対策推進会議において、中長期ロードマップに定める目標のうち、4号機原子炉建屋上部のがれきの撤去完了、免震重要棟の非管理区域化、除染ロボット技術の確立等については、順調に達成していることを報告している。一方、廃止措置を進める過程で、図表3-58のような事故等が発生していることも公表している。

図表3-58 冷温停止後の廃止措置の過程で発生した主な事故等（平成25年9月27日現在）

年月日	事故の概要
平成24年 1月28日、29日、30日	非常用高台炉注水ポンプ付近の配管接続部等から水の漏えい
1月31日、2月 2日	4号機原子炉建屋1階で放射性汚染水が漏えい
2月25日	セシウム除去装置「サリー」の配管から高濃度汚染水が漏えい
3月26日	淡水化装置（逆浸透膜式）の濃縮水貯槽タンクエリアの配管から放射性物質を含む水が漏えい
4月 5日	上記の放射性物質を含む水の漏えいが再発
9月22日	3号機使用済燃料プール脇にあった鉄骨がプール内へ滑落
25年3月18日	免震重要棟の電源が一時停止し、1、3、4各号機の使用済燃料プールの冷却装置及び汚染水の浄化装置が停止
4月 5日、7日、9日、13日	地下貯水槽No. 1、No. 2及びNo. 3から汚染水が漏えい
4月22日	2号機使用済燃料プール代替冷却系が一時停止
6月 5日	地上タンク（鋼製円筒型タンク）の継ぎ目部分から汚染水が漏えい
6月15日	ALPS（多核種除去設備）のバッチ処理タンクから放射性物質を含む水滴が漏えい
6月21日	淡水化装置（逆浸透膜式）から汚染水が漏えい
7月18日	3号機原子炉建屋5階中央部近傍より、湯気が漂っていることを確認
7月22日	汚染水を含む地下水が発電所港湾内へ流出していたと判断したことを公表
8月20日	構内H4エリア内のNo. 5タンク（鋼製円筒型タンク）の水位が約3m低下していることを確認（約3mの水位低下分の水量は約300m ³ ）
8月25日	4号原子炉ウエルへの水張り作業中に3、4両号機開閉所前でろ過水が漏えい
9月 5日	3号機原子炉建屋上部がれき撤去作業に使用する大型クレーン先端ジブマストが傾倒
9月16日	台風18号の接近に伴う降雨により、汚染水貯留タンク堰内に溜まった雨水の一部を堰外へ排水
9月26日	5号機及び6号機取水口付近に設置したシルトフェンスが切断されていることを確認

25年3月及び4月の事故の発生に鑑み、東京電力は、同年4月7日に「福島第一信頼度向上緊急対策本部」を設置し、本部傘下の部門横断的対策チームが現場を確認した上で、リスクを抽出し、短中期的に講ずるべき対策を策定し、実行していくこととしている。また、同年4月の汚染水漏えい事故への対応については、廃炉対策推進会議の下に設置された汚染水処理対策委員会において、汚染水問題全体に係る中長期的な対策を含めて、政府、東京電力及び産業界が一体となって検討

することとされており、同委員会は、同年4月26日に第1回が開催されて以降、同年9月27日までに7回開催されている。

さらに、同年7月22日に公表された汚染水の港湾への流出及び8月19日に確認された地上タンクからの汚染水漏えいなどの事故に対応するために、東京電力は同月26日に「汚染水・タンク対策本部」を設置した。また、政府は、同年9月3日の原子力災害対策本部会議において、汚染水問題の根本的な解決に向けて「汚染水問題に関する基本方針」を決定し、原子力災害対策本部の下に、内閣官房長官を議長とした「廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議」を設置するほか、福島第一原発の近郊に、関係省庁の担当者等からなる「廃炉・汚染水対策現地事務所」及び現地における政府、東京電力等の関係者の連携と調整を強化するための「汚染水対策現地調整会議」を設置するとともに、必要な財政措置を講ずることなどを決定した（汚染水問題に係る国の財政措置については、(キ) bにおいて記述する。）。そして、同月10日には、第1回廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議が開催され、汚染水対策に係る諸課題について、関係行政機関と連携しつつ、総合的かつ迅速に取り組むために、経済産業大臣をチーム長とした「廃炉・汚染水対策チーム」が設置された。なお、規制委員会は、前記の特定原子力施設監視・評価検討会の下に汚染水対策検討ワーキンググループを設置し、福島第一原発の護岸付近の地下水の汚染や海への流出に関する技術的な論点等を検討しており、同ワーキンググループは、同年8月2日から同年9月12日までに6回開催されている。

また、汚染水処理の重要な技術的課題の一つとして、ALPS（多核種除去設備）の稼働がある。ALPSについては、中長期ロードマップでは、24年9月に導入する目標が掲げられていたが、同年8月以降、規制委員会から、廃棄物保管容器の健全性や漏えい防止対策等についての指導を受けて、設備の改善等の追加的な対応を行ったことにより、その試験稼働は当初の想定より約半年後の25年3月から延期された。なお、ALPSは、25年6月15日に発生した水滴漏れに対応するために稼働を停止し、9月27日に試験稼働を再開した。

(カ) 東京電力が計上している廃止措置に関連する費用

東京電力は、福島第一原発1号機から4号機までの廃止措置に関連して発生する費用について、電気料金で賄う原価に算入が認められた安定化維持費用及び一部の研究費に充てられる費用以外は、災害特別損失等として計上している。そして、

東京電力は、廃止措置終了までの費用のうち、24年度決算までに総額9469億円を計上している。この内訳をみると、ステップ2の完了までに要した費用が1823億円、
(注21)
中長期ロードマップ対応費用が5755億円、廃止措置費用が1890億円となっている。

このうち、中長期ロードマップ対応費用5755億円には「燃料デブリ取出し費用等」2500億円が含まれているが、この金額は唯一の類似事例であるアメリカ合衆国スリーマイル島原子力発電所2号機（以下「TMI」という。）の事故における費用の実績に基づき、次の計算式により概算として算出したものとされている。

96万kWベース概算額			
=	TMI費用実績	×	物価上昇率
=	973百万米ドル	×	173%
		×	85円/米ドル
		×	70%
			≒ 1000億円
出力補正			
福島第一原発1号機	1000億円	×	46.0万kW/96万kW
			= 479億円
福島第一原発2号機	1000億円	×	78.4万kW/96万kW
			= 816億円
福島第一原発3号機	1000億円	×	78.4万kW/96万kW
			= 816億円
福島第一原発4号機	1000億円	×	78.4万kW/96万kW
		×	1/2
			= 408億円
			合計 ≒ 2500億円
(注) 4号機は炉内燃料がないことによる補正として2分の1を乗じている。			

しかし、福島第一原発は、TMIと異なり、原子炉格納容器の気密性が失われていたり、原子炉圧力容器が損傷していたり、更に損傷燃料が圧力容器外にも溶出していたり、放射線量が非常に高い状況となっていたりしていることなどから、上記の金額は不確実性の高い概算額であり、実際の「燃料デブリ取出し費用等」は今後変動する可能性がある。

(注20) 安定化維持費用 放射性物質の放射が管理され、放射線量が大幅に抑えられている安定な状態を維持するための経常費用

(注21) 廃止措置費用 ここでの廃止措置費用とは、原子力発電施設解体引当金に関する省令（平成元年通商産業省令第30号。以下、本文において「解体引当金省令」という。）に準じ、解体に要する費用として算出された総見積額のことを示す。

(キ) 国が支援している廃止措置に関連する費用

a 廃止措置に関連する研究開発に係る国の支援

国は、廃止措置に関連する研究開発のうち、研究開発の成果として得られた知見及び技術が将来の原子力施設の廃止措置等にも広く役立つと期待される研究開発に係る費用について、予算措置を講じている。

経済産業省においては、廃止措置に向けた取組を円滑に進めつつ、原子力施設の廃炉及び安全に資する技術の基盤整備を図るために、24年度までに、プラントメーカー等への電力基盤高度化等対策委託費8億1742万余円及び電力基盤高度化等対策事業費補助金12億4456万余円並びに独立行政法人日本原子力研究開発機構（以下「JAEA」という。）に対する独立行政法人日本原子力研究開発機構出資金850億円をそれぞれ支出している。また、25年度は、軽水炉等改良技術確証試験等委託費に45億円及び原子力発電関連技術開発費等補助金に41億7700万円をそれぞれ予算計上している。

文部科学省は、国際約束上の必要性から溶融燃料中の核物質量を測定するために、24年度に、JAEAに対して核セキュリティ強化等推進事業費補助金4億3405万余円を支出している。

そして、JAEA及びJNESは、国から交付される運営費交付金を原資として、廃止措置に向けた基礎基盤的な研究開発及び福島第一原発の事故を踏まえて必要となる安全研究等をそれぞれ実施している。

会計検査院が、上記の廃止措置に関連する研究開発のうち、経済産業省及びJNESが実施している研究について、効率的かつ効果的に実施されているか検査したところ、次のような事態が見受けられた。

経済産業省は、中長期ロードマップに定める研究開発課題「炉内状況把握のための事故進展解析技術の開発」の一環として、23年度に、財団法人エネルギー総合工学研究所に対して、炉内に分散して存在する燃料デブリの組成及び存在量等を定量的に把握するための解析に必要なコード（以下「SAMPSONコード」という。）の改良等の業務を委託費1億1048万余円で委託している。一方、JNESは、同年度に、同財団法人に対して、事業者による廃止措置の取組の適切性について監視等するために、SAMPSONコードによる福島第一原発の炉心損傷事故進展解析等の業務を2415万円で請け負わせている。

しかし、上記研究開発業務の仕様書（実施計画書）、技術資料（成果報告書）等を確認したところ、両研究開発は、目的は異なるものの、SAMPSONコードを用いた福島第一原発の炉内把握に係る業務の内容が同様に、プラント仕様及びデータの整理、解析モデルの作成、各種挙動解析の実施等の同種の作業が業務の内容に含まれていた。経済産業省及びJNESは、23年8月に閣議

決定された「規制と利用の分離」の考え方を踏まえて、研究の計画から完了までの間、互いの研究について関知していなかった。

したがって、安全確保を前提として長期の実施が見込まれる福島第一原発の廃止措置に係る研究開発は、原子力事業者を規制する側と支援する側が緊張関係を保った上で、国の支援として効率的に実施する必要があると考えられる。

また、上記のJNESの請負契約について検査したところ、次のとおり、適切とは認められない事態が見受けられた。

すなわち、JNESの会計規程では、請負契約を締結する場合は、一般競争に付すことが原則とされており、契約担当職（総務部長）は、契約を締結しようとする場合は契約書を作成しなければならないこととされている。また、JNESの契約事務取扱要領では、契約書を作成する場合において、契約担当職が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、当該契約は成立しないこととされている。そして、JNESは、本件請負契約の締結に当たり、23年11月9日に一般競争入札の公告を行い、同年12月14日に入札を実施した結果、財団法人エネルギー総合工学研究所1者のみが応札し落札したため、同財団法人と同日付けの契約書を取り交わしていた。

しかし、本件請負契約の締結を契約担当職に請求した原子力システム安全部は、入札公告前の同年10月28日までに、請負契約の対象となっている業務に係る予算額を同財団法人に伝えた上で、口頭で当該契約の対象となるべき業務の履行を開始させ、契約書を取り交わす前の47日間、同業務を実施させており、契約担当職が行った入札行為及び契約の締結は形式的なものとなっていた。

b 汚染水問題の対策に係る国の支援

前記の「汚染水問題に関する基本方針」において、汚染水問題に関して、技術的難易度が高く、国が前面に立って取り組む必要があるものについて、財政措置を進めていくこととされ、凍土方式の陸側遮水壁の構築及びより高性能な多核種除去設備の実現についての事業費を国が措置することとされた。

会計検査院としては、汚染水問題の対策に係る国の支援について、今後検査していくこととする。

(注22) 凍土方式 プラントの周囲に冷却管を設置し周囲の土を凍らせて遮水壁とする方式

(3) 総合特別事業計画の作成後の状況の変化とこれに対する東京電力の対応

ア 「再生への経営方針」及び「改革集中実施アクション・プラン」の策定

各電力会社における原子力発電所の再稼働の見通しについて不透明感が強まるなど総合特別事業計画では前提とされていない事業環境の変化等を受けて、東京電力は、24年11月7日に「再生への経営方針」及び「改革集中実施アクション・プラン」を策定して公表している。

「再生への経営方針」では、電力市場の完全自由化等の電力システム改革を見据えた企業改革に先行的に取り組むことにより、23年原発事故の責任を長期にわたって果たしていくための企業基盤を保持することが示されている一方で、東京電力のみでは対応が困難な点については、国全体での取組の強化等に向けて問題提起を行うとしている。

そして、東京電力のみでは対応が困難な点として、同方針では、除染対応に係る費用等の増加により、機構が政府から交付を受けた5兆円の国債による財政上の措置では不足が生じる可能性があること、廃止措置の進捗に伴い追加的に発生する費用が、24年9月末での引当額を上回る可能性があることを指摘し、現行法の枠組みによる対応可能額を上回る財務リスクや廃止措置関連費用の扱いについて、国による新たな支援の枠組みを早急に検討することを要請している。

また、同方針では、23年原発事故の責任を長期にわたって果たしていくために、25、26両年度に、「福島事故の責任を全うする」、「世界最高水準の安全確保」、「責任を全うするための財務基盤づくり」及び「新生東電の収益基盤づくり」の四つの改革を行うとされ、「改革集中実施アクション・プラン」において具体的な目標等が示されている。

イ 電気料金の値上幅の圧縮への対応

東京電力は、前記のとおり、24年5月に電気料金の値上げの申請を行ったが、審査を経て、値上幅が圧縮された。これを踏まえて、東京電力は、「改革集中実施アクション・プラン」において、25、26両年度を対象として年1000億円のコスト削減策を示している。その内容は、総合特別事業計画で示されたコスト削減策を深掘りする形となっており、①資材・役務調達に係る費用では、設備診断等による工事及び点検の更なる中止、実施時期及び実施範囲の見直しなど、②買電・燃料調達に係る費用では、効率化配分の徹底による燃料費の削減等、③その他経費では、テーマ研

究の更なる厳選等で値上幅の圧縮の影響に対応することとしている。

なお、上記のコスト削減策は、24年度のコスト削減の実施段階においても総合特別事業計画の深掘りとして実施されており、東京電力は、前記のとおり、24年度のコスト削減実績額は目標額を1451億円上回ったとしている。会計検査院としては、これらのコスト削減策の実施状況について、引き続き検査していくこととする。

ウ 柏崎刈羽原発の稼働見込み等

(ア) 稼働予定時期、新規制基準及び東京電力の取組

東京電力は、総合特別事業計画における収支見通し及び電気料金の値上げの申請において、委員会報告に示されていた原子力発電所の稼働時期に関するシナリオを参考に、柏崎刈羽原発を、図表3-59のとおり、25年4月以降順次稼働する予定としていた。

図表3-59 柏崎刈羽原発の稼働予定時期

号機	1号機	2号機	3号機	4号機	5号機	6号機	7号機
稼働予定時期	平成25年4月	27年9月	26年7月	27年2月	25年10月	25年12月	25年5月

(出典：電気料金審査専門委員会第4回公表資料「(参考)原子力運転計画」)

一方、原子力安全規制に関する組織の在り方については、原子力安全行政に対する信頼回復とその機能向上を図るために、「原子力安全規制に関する組織等の改革の基本方針」が23年8月15日に閣議決定された。そして、同方針で示された規制と利用の分離の観点等を踏まえて、原子力規制委員会設置法（平成24年法律第47号）が24年6月27日に公布されて、同年9月19日に施行され、規制委員会が設置された。

そして、規制委員会は、原子力規制委員会設置法附則第17条により改正される原子炉等規制法等の施行のために整備することが必要となる規制委員会規則、告示等（以下、これらを合わせて「新規制基準」という。）の制定及び改正に向けた作業を実施し、25年7月8日に改正後の原子炉等規制法等及び新規制基準が施行された。新規制基準の主な内容は、図表3-60のとおりとなっており、このうち「重大事故等に対処するために必要な機能（シビアアクシデント対策）」は、過去の規制基準には示されておらず新設された基準である。

図表3-60 新規規制基準の主な内容

分類	新たに要求する機能等	対策の例示
耐震及び対津波機能	基準津波により安全性が損なわれないこと	基準津波の策定、防潮堤や防潮扉の設置
	津波防護施設等が高い耐震性を有すること	防潮堤や敷地内の津波監視施設の耐震性確保
	活断層評価に当たり必要な場合40万年前まで遡ること	必要な場合には断層の活動性を詳細に調査
	基準地震動策定のため地下構造を三次元的に把握すること	起震車等を用いた地下構造調査
	安全上重要な建物等は活断層の露頭がない地盤に設置	安全上重要な建物等は活断層の露頭がない地盤に設置
設計で担保すべき機能(設計基準)	火山、竜巻、外部火災等により安全性が損なわれないこと	火山、竜巻、外部火災等による影響の評価、必要な改造等
	内部溢水により安全性が損なわれないこと	内部溢水による影響の評価、必要な改造等
	内部火災により安全性が損なわれないこと	火災発生防止、検知及び消火、影響軽減に必要な改造等
	安全上重要な機能の信頼性確保	安全上重要な配管等の多重化
	電気系統の信頼性確保	外部電源2回線の独立、開閉所や非常用ディーゼル発電機の燃料タンクの耐震性確保等
	最終ヒートシンクへ熱を輸送する系統の物理的防護	海水ポンプの物理的防護等
重大事故等に対処するために必要な機能(シビアアクシデント対策)	原子炉停止機能	ほう酸水注入設備設置等
	原子炉冷却材高圧時の冷却機能	原子炉隔離時冷却系等起動に必要な弁操作のためのバッテリー配備等
	原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧機能	減圧用の弁操作のためのバッテリー配備等
	原子炉冷却材低圧時の冷却機能	恒設注水設備設置、可搬式注水設備配備等
	事故時の重大事故防止対策における最終ヒートシンク確保機能	車載代替最終ヒートシンクの配備等
	格納容器内雰囲気冷却、減圧及び放射性物質低減機能	格納容器スプレイ代替注水設備の配備等
	格納容器の過圧破損防止機能	格納容器フィルタベント設備の設置(BWR)等
	格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却機能	格納容器下部注水設備の設置等
	格納容器内の水素爆発防止機能	水素濃度制御設備設置等
	原子炉建屋等の水素爆発防止機能	水素濃度制御又は排出設備、水素濃度監視設備の設置等
	使用済燃料貯蔵プールの冷却、遮へい、未臨界確保機能	可搬式代替注水設備、可搬式スプレイ設備の設置等
	水供給機能	水源及び移送ルート、移送資機材確保等
	電気供給機能	恒設及び可搬式代替交流電源の配備、恒設直流電源設備(既設)の増強、可搬式直流電源の配備等
	制御室機能	炉心損傷時の被ばく評価と必要な資機材確保等
	緊急時対策所機能	地震及び津波の影響を受けない緊急時対策所の確保、被ばく評価、資機材確保等
	計装機能	プラント状態の把握能力を超えた場合のプラント状態の推定手段の整備等
	モニタリング機能	可搬式代替モニタリング設備の配備等
	通信連絡機能	代替電源から給電可能な通信連絡設備配備等
	敷地外への放射性物質の拡散抑制機能	可搬式放水設備配備等
	大規模自然災害や意図的な航空機衝突等のテロリズムによりプラントが大規模に損傷した状況で注水等を行う機能	地震及び津波並びに意図的な航空機衝突の影響を受けにくい場所に可搬式注水設備、電源、放水設備等を分散配置、接続口を複数用意等

(注) 柏崎刈羽原発は、上記に示された新たに要求する機能等全てに適合することが求められている。

新規制基準は、新設及び増設の原子力発電所のほか、既設の原子力発電所に対しても適用されることとなっている。そのため、東京電力としては、柏崎刈羽原発の稼働に向けて新規制基準に適合するための各種の対策を実施しており、23年度から26年度までの予算額は1000億2163万余円となっている。

柏崎刈羽原発が新規制基準に適合するために必要となる各種の対策について、新規制基準が新たに要求する主な機能等ごとに東京電力が23、24両年度に支出した額を示すと、図表3-61のとおりであり、23年度計109億5284万余円、24年度計273億2261万余円となっている。

図表3-61 柏崎刈羽原発が新規制基準に適合するために必要となる各種の対策の支出額
(単位：千円)

新たに要求する機能等	平成23年度	24年度	計
基準津波により安全性が損なわれないこと	7,900,499	12,584,298	20,484,798
津波防護施設等が高い耐震性を有すること	1,934,102	6,108,877	8,042,979
活断層評価に当たり必要な場合40万年前まで遡ること	-	419,580	419,580
内部溢水により安全性が損なわれないこと	-	721,209	721,209
電気系統の信頼性確保	-	941,898	941,898
原子炉冷却材低圧時の冷却機能	155,820	1,289,872	1,445,692
事故時の重大事故防止対策における最終ヒートシンク確保機能	729,120	2,740,972	3,470,092
水供給機能	-	1,469,876	1,469,876
電気供給機能	233,308	1,035,532	1,268,840
通信連絡機能	-	10,500	10,500
計	10,952,849	27,322,616	38,275,466

(注) 1件当たりの契約金額が1億円以上のものに係る支出額を集計している。

また、会計検査院が検査したところ、柏崎刈羽原発が新規制基準に適合するために必要となる各種の対策に係る契約の一部に、図表3-62のとおり、契約期間の終期が総合特別事業計画における収支見通しなどの前提としていた稼働予定時期より後になっている契約も見受けられた。このため、仮に、これらのうち契約期間の終期が最も遅いNo. 5の契約に係る工事等の完了が26年4月となった場合は、既に予定時期から遅延している1号機及び7号機の稼働が更に遅延するほか、5号機及び6号機についても稼働が遅延することになる。

図表3-62 契約期間の終期が稼働予定時期より後になっている契約

No.	契約件名	契約内容の概要	契約期間		契約対象の号機及び稼働予定時期						
					1号機	2号機	3号機	4号機	5号機	6号機	7号機
			始期	終期	平成 25年 4月	27年 9月	26年 7月	27年 2月	25年 10月	25年 12月	25年 5月
1	柏崎刈羽原子力発電所津波対策のうち貯水池設置工事並びに同関連除却他1件工事	非常時における発電所の淡水確保のための淡水貯水池の設置、ろ過水タンク、純水タンク及び防火水槽までの配管を収納するトレンチの設置、井戸の設置等	23年10月	25年9月	◎	○	○	○	○	○	◎
2	荒浜側防潮堤新設工事及び同関連除却工事	敷地内への津波侵入回避を目的とする防潮堤の構築、関連設備の撤去及び構築	23年10月	25年10月	◎	○	○	○			
3	柏崎刈羽原子力発電所5号機原子炉格納容器フィルタベント設備基礎他設置工事	原子炉格納容器フィルタベント設備本体基礎、遮蔽壁等の設置工事	25年2月	26年3月					◎		
4	柏崎刈羽原子力発電所6号機原子炉格納容器フィルタベント設備基礎他設置工事	原子炉格納容器フィルタベント設備本体基礎、遮蔽壁等の設置工事	25年4月	26年3月						◎	
5	柏崎刈羽原子力発電所500kV開閉所遮風壁耐震性向上工事並びに関連除却工事他2件	大型津波を伴う大型地震により遮風壁が倒壊し電源施設の損傷を防止するため、耐震性を高めた遮風壁の設置	24年6月	26年4月	◎	○	○	○	◎	◎	◎

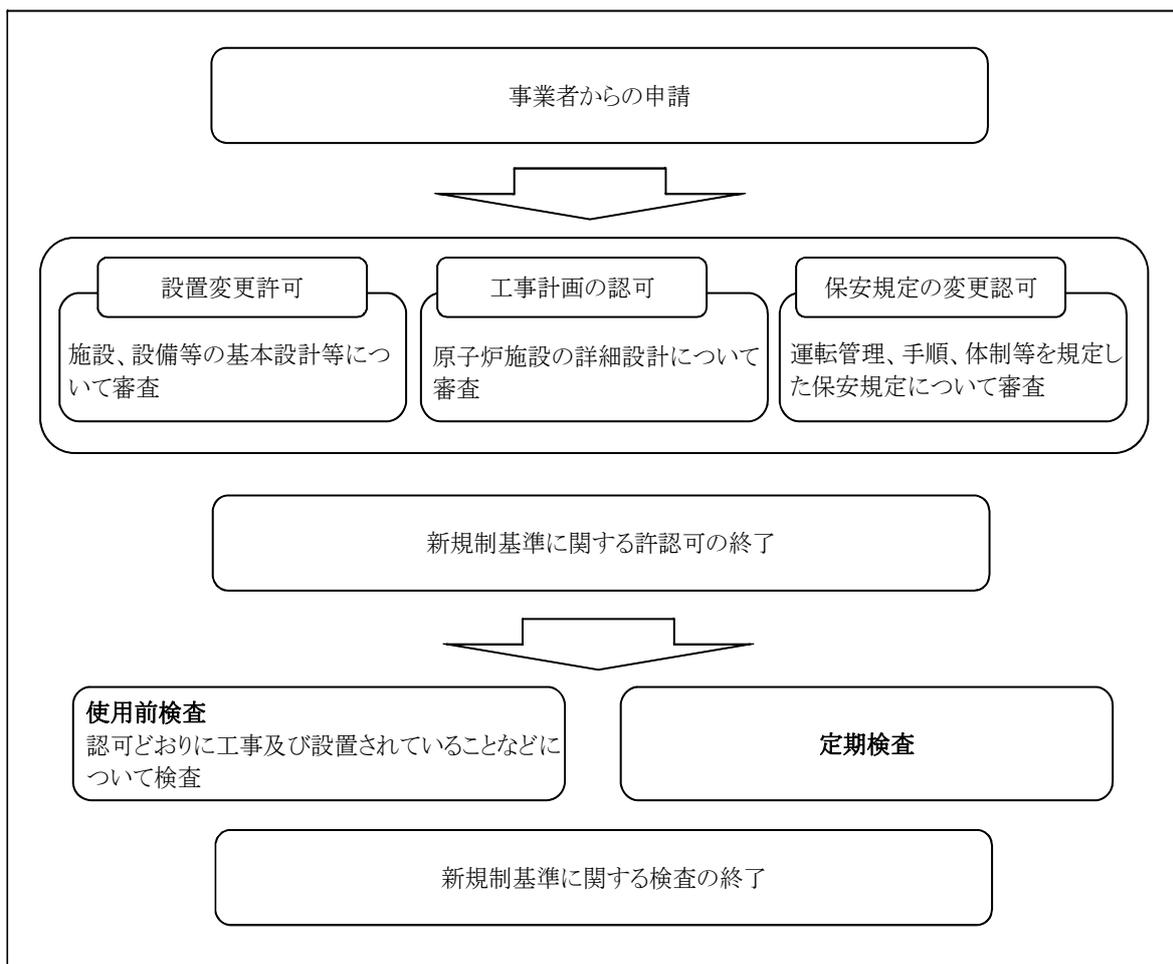
注(1) No. 2については、5号機から7号機までは契約対象となっていないが、これらの号機に係る防潮堤新設工事等は別契約により完了している。

注(2) 契約対象の号機及び稼働予定時期欄に示されている「◎」は、契約期間の終期が総合特別事業計画における収支見通しなどの前提としていた稼働予定時期より後になっていることを示す。

(イ) 新規規制基準施行後の規制委員会の審査等

規制委員会は、新規規制基準の施行後、原子力事業者が新規規制基準に適合するための対策を執っているかについて、図表3-63のとおり審査等を実施することとなっている。

図表3-63 新規制基準施行後の規制委員会による審査等の概要



注(1) 新規制基準施行後の規制委員会による審査は、本図表の「事業者からの申請」から「新規制基準に関する許認可の終了」までを指す。

注(2) 事業者からの申請時に、新規制基準に適合するための各種の工事が完了していることは要件とされていない。

前記のとおり、新規制基準には過去の基準には示されていない新設の基準があることを踏まえて、規制委員会は、設備等の基本設計、詳細設計等及び運転管理等を規定した保安規定を一体で審査することが合理的であるとして、設置変更許可、工事計画の認可及び保安規定の変更認可に関する申請を同時期に受け付け、並行して審査を実施することなどを明らかにしている。

一方、東京電力は、新潟県、柏崎市及び刈羽村に対して説明を行った上で、25年9月27日に柏崎刈羽原発の6号機及び7号機に係る設置変更許可、工事計画の認可及び保安規定の変更認可に関する申請を行った。

そして、25年9月末現在、図表3-64のとおり、東京電力を含む原子力事業者5社が14機を対象として申請を行っているが、審査後には図表3-63のとおり、使用前

検査及び定期検査が求められていることなどから、審査等を通じて稼働に至るまでの期間が長期化する可能性もある。

図表3-64 設置変更許可、工事計画の認可及び保安規定の変更認可に関する申請状況

電力会社名	発電所名	号機	炉型	申請年月日
北海道電力	泊	1号機	PWR	平成25年7月 8日
		2号機	PWR	25年7月 8日
		3号機	PWR	25年7月 8日
関西電力	大飯	3号機	PWR	25年7月 8日
		4号機	PWR	25年7月 8日
	高浜	3号機	PWR	25年7月 8日
		4号機	PWR	25年7月 8日
四国電力	伊方	3号機	PWR	25年7月 8日
九州電力	川内	1号機	PWR	25年7月 8日
		2号機	PWR	25年7月 8日
	玄海	3号機	PWR	25年7月12日
		4号機	PWR	25年7月12日
東京電力	柏崎刈羽	6号機	A B W R	25年9月27日
		7号機	A B W R	25年9月27日

注(1) 電力会社の名称中、「株式会社」は省略した。

注(2) 炉型欄中の「PWR」は、加圧水型原子炉を指す。加圧器で圧力をかけた高温高压の水を蒸気発生器に通し、そこで発生した蒸気をタービン発電機へ送り込み発電する原子炉である。

注(3) 柏崎刈羽原発の稼働予定は1号機、7号機の順になっていたが、東京電力は、6号機が7号機と同様の炉型であり、審査が効率的に実施されると考えて、1号機ではなく6号機を対象として申請を行った。

(ウ) 稼働の遅延による収支の影響

上記(ア)及び(イ)の状況を踏まえると、柏崎刈羽原発については、既に予定時期から遅延している1号機及び7号機の稼働が更に遅延するほか、他の号機についても遅延する可能性があり、この場合には、火力発電への代替により燃料費の増加等が想定される。

そこで、会計検査院において、原価算定期間中に柏崎刈羽原発が稼働しない場合に平成25、26両年度にコストがどの程度増加するかについて、図表3-65の条件を仮定して機械的に試算したところ、25年度は約2823億円から約4015億円、26年度は約4864億円から約6904億円コストがそれぞれ増加することになる結果となった（試算の詳細については、巻末別表8参照）。

図表3-65 試算に当たり設定した条件

1	原子力以外でベースの供給力として活用できる石炭火力については最大限活用されているとの前提の下、今回の試算においては、電力需要の変動に対応できるという特徴が共通であるLNG火力と石油火力を用いて、各々の試算額の幅をもって最終的な試算額とする。
2	原価算定期間における仮定であることを踏まえて、今回の試算においては、原則として原価算定の際に用いた計数を使用する。また、発電電力量（供給量）を決める需要量についても、原価算定の際と同じ、すなわち需要量に変更はないとして試算する。
3	原価算定時の為替レートは1米ドル78.5円であるが、その後の為替動向を踏まえて、今回の試算では1米ドル100円としている。なお、原価算定時に前提とした燃料消費数量に対応する為替レートの変動は、燃料費調整制度により電気料金に反映されるが、今回の試算のように、原子力からLNG火力、石油火力へと電源構成が変わり、前提とした燃料消費数量が変わると同制度では為替レートの変動に対応できない。

なお、原価算定期間内に電源構成が原子力発電所の稼働状況等により大きく変動した場合には、算定規則第19条の2の規定に基づき、電気料金値上げの認可を経ていることを条件に電源構成による原価の変動分のみを料金に反映させる改定ができることとなっているが、25年9月末現在、東京電力はこの適用について具体的な検討を行っていない。

(4) 電気事業会計及び電気料金制度に関連する事項

東京電力を含む電気事業者の会計は、電気事業会計規則（昭和40年通商産業省令第57号）等の定めるところにより処理されることとなっている。また、機構を通じて東京電力に交付された資金は、東京電力を含む原子力事業者が納付する一般負担金及び東京電力が納付する特別負担金により、機構の損益計算を通じて実質的に回収されることとなっている。特に、東京電力による特別負担金の納付は、東京電力の収支の状況に照らし、電気の安定供給等の事業の円滑な運営の確保に支障を生じない限度において、経理的基礎を毀損しない範囲でできるだけ高額な負担を求めるとされており、東京電力が電灯及び電力料金による収入を増加させるとともに、経営の効率化等により費用を減少させて利益を上げることがその納付の前提になると考えられる。

上記に鑑み、会計検査院としては、引き続き、東京電力の会計経理等について、原子力損害の賠償の支援のために機構を通じて交付された資金が早期に回収され、機構法の本来の仕組みが早期に機能するよう効率的な業務運営が行われているかなどに着眼して検査していくこととしているが、今回の検査の過程において、東京電力の会計経理の基盤となる電気事業会計及び関連する電気料金制度に関連して、次のような事態が見受けられた。

ア 原子力発電施設解体引当金の引当て

原子力発電施設の廃止措置に係る費用のうち、原子力発電施設の解体、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質によって汚染された廃棄物の処理等に要する費用は、解体引当金省令に基づき、原子力発電施設解体引当金（以下「解体引当金」という。）を引き当てることとなっている。そして、解体引当金は、原子炉の運転を廃止する日の属する事業年度まで、毎事業年度において特定原子力発電施設ごとに積立限度額まで積み立てなければならないこととされており、積立限度額は、特定原子力発電施設ごとに、総見積額に累積発電電力量の想定総発電電力量に占める割合を乗じて計算した金額と、総見積額のいずれか少ない金額とされている。総見積額は、特定原子力発電施設ごとの解体に要する全費用の見積額であり、対象電気事業者が毎事業年度定めて、経済産業大臣の承認を受けることとされている。また、想定総発電電力量は、特定原子力発電施設ごとの当該特定原子力発電施設に係る出力で266,304時間（40年×365日×24時間×設備利用率76%）運転する場合に発電される電力量とされている。

以上により、特定原子力発電施設ごとの解体引当金の当該年度積立額についての算定式は、次のようになっている。

$$\left[\begin{array}{l} \text{当該年度積立額} = (\text{総見積額} \times \text{累積発電電力量} / \text{想定総発電電力量}) - \text{前年度累積積立額} \\ \text{想定総発電電力量} = \text{認可出力} \times 40\text{年} \times 365\text{日} \times 24\text{時間} \times \text{設備利用率} (76\%) \\ \qquad \qquad \qquad = \text{認可出力} \times 266,304\text{時間} \end{array} \right]$$

会計検査院が、東京電力の原子力発電施設に係る解体費用の引当ての状況について検査したところ、次のような状況となっていた。

東京電力では、22年度以降、「資産除去債務に関する会計基準」（平成20年3月企業会計基準第18号）等に基づき、総見積額の現在価値相当額を資産除去債務として計上しており、解体引当金はその内訳となっている。そして、資産除去債務と解体引当金の差額を「その他」として整理するとともに、「その他」に見合う額を資産除去債務相当資産として固定資産に計上している。これにより、発電を行った場合は、発電設備の見込運転期間にわたり発電実績に応じて、原子力発電施設解体費を計上することにより解体引当金の引当てが行われ、その分「その他」が減少するとともに、見合いの資産除去債務相当資産も減少することなどとなる。

そして、東京電力における22年度以降の原子力発電施設ごとの資産除去債務及び資産除去債務相当資産の計上額の推移についてみると、次のような状況となっていた（図表3-66参照）。

図表3-66 東京電力の原子力発電施設ごとの解体引当金等の推移

(単位 電力量：億kWh、金額：億円)

原子力 発電 施設	運 転 開始後 経過 年 数	想 定 総発電 電力量	平成22年度				23年度				24年度				
			累 積 発 電 電力量	資 産 除 去 債務	解 体 引 当 金	資 産 除 去 債務 相当資産	累 積 発 電 電力量	資 産 除 去 債務	解 体 引 当 金	資 産 除 去 債務 相当資産	累 積 発 電 電力量	割 合 (%)	資 産 除 去 債務	解 体 引 当 金	資 産 除 去 債務 相当資産
1F1	42	1,224	871	393	279	-	871	393	279	-	871	71	398	279	-
1F2	39	2,087	1,571	485	365	-	1,571	486	366	-	1,571	75	491	366	-
1F3	38	2,087	1,630	490	383	-	1,630	491	383	-	1,630	78	497	383	-
1F4	35	2,087	1,594	497	379	-	1,594	497	380	-	1,594	76	503	380	-
1F1-4	-	7,488	5,668	1867	1408	-	5,668	1869	1410	-	5,668	75	1890	1410	-
1F5	35	2,087	1,641	425	383	42	1,641	435	383	51	1,641	78	450	388	62
1F6	33	2,929	2,141	495	434	60	2,141	507	434	72	2,141	73	524	439	85
1F5-6	-	5,017	3,782	920	817	102	3,782	942	818	124	3,782	75	975	827	147
2F1	31	2,929	2,157	529	489	39	2,157	542	490	52	2,157	73	560	495	65
2F2	29	2,929	1,980	519	461	58	1,980	532	462	70	1,980	67	550	467	83
2F3	28	2,929	1,704	504	394	110	1,704	516	394	121	1,704	58	534	399	135
2F4	26	2,929	1,680	479	387	92	1,680	491	387	103	1,680	57	508	391	116
2F	-	11,717	7,523	2033	1733	300	7,523	2083	1735	347	7,523	64	2153	1753	399
KK1	28	2,929	1,640	540	407	133	1,674	554	416	137	1,674	57	573	420	152
KK2	23	2,929	1,251	433	278	154	1,251	444	279	164	1,251	42	459	282	177
KK3	20	2,929	1,047	386	222	163	1,047	396	223	172	1,047	35	409	225	184
KK4	19	2,929	959	385	208	177	959	395	208	186	959	32	409	211	197
KK5	23	2,929	1,351	442	307	135	1,431	453	326	127	1,431	48	468	329	139
KK6	17	3,611	1,262	426	257	168	1,382	436	282	154	1,382	38	451	284	166
KK7	16	3,611	1,160	414	235	179	1,206	424	245	179	1,206	33	438	247	191
KK	-	21,868	8,672	3028	1916	1112	8,953	3104	1980	1123	8,953	40	3210	2002	1208
合計	-	46,091	25,647	7850	5875	1515	25,927	7999	5944	1595	25,927	56	8230	5993	1755

注(1) 原子力発電施設の欄中「1F」は福島第一原発、「2F」は福島第二原子力発電所、「KK」は柏崎刈羽原発を示しており、また、各略称の語尾の数字は号機番号を示している。

注(2) 運転開始後経過年数は、平成24年度末時点の経過年数である。

注(3) 平成24年度の割合は、24年度までの累積発電電力量の想定総発電電力量に対する割合である。

(ア) 稼働していない原子力発電施設の資産除去債務の状況について

福島第一原発1号機から4号機までを除く原子力発電施設に係る解体引当金は、図表3-66のとおり、稼働が停止した年度の翌年度以降、追加計上されていない状況となっている。そして、資産除去債務と解体引当金の差額として計上されている資産除去債務相当資産は、資産除去債務の利息相当分等に応じて増加している状況となっている。

今後、再稼働が大幅に遅れるなどした場合、一部の原子炉については廃止決定する時点で累積発電電力量が想定総発電電力量を下回ることにより解体引当金の引当不足が生じ、総見積額と既費用化累計（解体引当金残高）の差額を一括計上することにより、一度に多額の損失が計上される可能性がある。

（注23） 追加計上されていない状況 図表3-66において少額の追加計上がされているのは、毎事業年度定める総見積額の増加に対応する額である。

(イ) 廃止が決定した原子力発電施設の資産除去債務の状況について

福島第一原発1号機から4号機までの原子力発電施設については、23年5月の取締役会において廃止が決定されたため、22年度決算において総見積額と解体引当金省令に基づく引当額の差額（未引当額）を災害特別損失に一括計上している。このため、図表3-66のとおり、資産除去債務相当資産は計上されず、22年度以降、当該原子力発電施設に係る資産除去債務としては、解体引当金省令に基づく総見積額が計上されている。なお、解体引当金の引当ては、解体引当金省令に基づき、原子炉の運転を廃止した23年度で終了している。

上記の総見積額は、解体引当金省令に準じ、事故前の原子炉の図面等から見積もった廃棄物の重量等に経済産業省が定める係数を乗ずるなどして算出されている。したがって、資産除去債務には、燃料取出しのためのカバーや放射性核種の吸着材等、事故後の廃止措置の過程において、その都度追加的に生じている廃棄物の解体に要する費用は個別に見積もられていない。この理由について、東京電力は、前記の「燃料デブリ取出し費用等」として概算額を計上しているが、廃止措置の過程で追加的に生じる廃棄物の処分は多くの技術的課題を有しており、今後の研究開発を踏まえた上で処分方法が将来決定されるため、現時点で個別に影響は織り込めないことなどを挙げている。

23年原発事故への対応によって追加的に発生する廃棄物の解体に要する費用は、将来確実に発生する費用であることを考慮すると、これに係る引当ての合理的な見積方法等については、廃棄物処分方法やプラント内部の調査、研究等を踏まえて、更に検討する必要があると考えられる。

なお、経済産業省は、廃炉に係る現行の会計制度が、廃炉に必要な財務的な基盤を確保する上で適切なものとなっているかを検証し、必要に応じて見直しを行うた

め、審査委員会の下に、「廃炉に係る会計制度検証ワーキンググループ」を25年6月に設置し、議論していくこととしており、同ワーキンググループは同年8月までに3回開催されている。

イ 電気料金制度における事業報酬の算定

規制部門の電気料金については、前記のとおり、「公正報酬の原則」等が基本的な考え方となっている。そして、電気料金における事業報酬は、算定規則により、特定固定資産、建設中の資産、核燃料資産、特定投資、運転資本及び繰延償却資産の額の合計額に報酬率を乗じて算定することとされ、報酬率は自己資本報酬率及び他人資本報酬率を30対70で加重平均した率とされている。

このうち、自己資本報酬率については、算定規則においては、全ての一般電気事業者を除く全産業の自己資本利益率の実績率に相当する率を上限とし、国債、地方債等公社債の利回りの実績率を下限として算定した率を基に算定した率とされている。そして、具体的な算定方法は、7年に開催された電気事業審議会料金制度部会において、ファイナンス理論における資本資産評価法の考え方にに基づき、次の算定式によることとされている。

$$\left[\begin{array}{l} \text{自己資本報酬率} = (1 - \beta) \times \text{公社債利回り実績率} + \beta \times \text{全産業自己資本利益率} \\ \beta_i = \frac{\text{株式}i\text{の収益率と株式市場の収益率との共分散}}{\text{株式市場の収益率の分散}} \end{array} \right]$$

(注) β は、沖縄電力株式会社を除く9電力会社の β_i を単純平均した値である。

上記算定式の β は、市場全体の株式価格が1%上昇する場合における一般電気事業を営む会社の株式の平均上昇率（感応度）であり、自己資本報酬率は β の値により大きな影響を受けるものである。そして、 β は、過去の個別銘柄の株価及びTOPIX等の株価指数のサンプルデータから回帰分析をするなどして算定されるものであるが、その採録の間隔（日次、週次、月次）及び採録期間の選択によって大きく変動し得ることがファイナンス理論の実証研究においても知られている。

しかし、自己資本報酬率の算定式に用いる β については、具体的な採録の間隔及び採録期間の選択方法等までは示されていないため、東京電力が過去に行った事業報酬の算定について、次のような事例が見受けられた（図表3-67参照）。

<事例5> サンプルデータの採録の間隔に関する事例

東京電力は、平成16、18、20各年度の電気料金の値下げの届出において、 β を次のとおりとしていた。すなわち、16年度より前の届出及び認可時においては、月次間隔の株価データを用いて β を算定していたが、16年度以降に同様の方法により β を算定すると、回帰分析による相関係数が0.1未満となり、データとしての信頼性が低くなるなどとして、月次間隔の株価データによって得られた値を利用せず、資本資産評価法の導入以前に固定的に認知されていた値である0.7を採用していた。

一方、例えば、月次間隔に代えて5年間の日次間隔の株価データを用いて各年度の β を算定したとすると、それぞれ0.21から0.42となり、これらの β を用いた報酬率は、16年から24年の料金改定までの間、0.4ポイントから0.5ポイント程度下がり、その結果、電気料金の総原価に算入される事業報酬は414億円から524億円下がることになる。

<事例6> サンプルデータの採録期間に関する事例

平成24年の電気料金の値上げの申請においては、審査委員会での議論の結果を踏まえて取りまとめられた料金査定方針の中で、「 β 値の採録期間については、本来は例えば2年程度の一定の長期間を採るべきと考えられるが、震災前後で経営リスクに断絶があると考えられ、震災以前の期間を採る合理性はないと考えられることから、震災後可能な限り長期の期間をとるため、23年3月11日から申請日前日の24年5月10日までの期間を採用すべきである」との考えが示された。そして、当該採録期間において、日次間隔の株価データにより β 及び報酬率が算定された結果、それぞれ0.82及び2.9となり、経済産業省はこれらの値を認可した。

一方、上記の値の算定に係るサンプルデータから、仮に、23年原発事故直後の乱高下した期間に係る株価データを除外すると、例えば、震災直後の3日間を除外すると β が0.68になり、事故後に株価が落ち着いた後の申請日前日までの1年間でみると β が0.64になるなどし、報酬率が2.6から2.7までの値となった。この報酬率により計算すると、電気料金の総原価に算入される事業報酬は185億円から277億円下がることになる。

図表3-67 過去の料金改定の際に用いられた β

(単位 報酬率：％、事業報酬：億円)

料金改定の時期及び内容	認可又は届出の内容					会計検査院の計算した報酬率等						差	
	採録期間	間隔	β	報酬率 a	事業報酬 b	採録期間	間隔	β	相関係数	報酬率 c	事業報酬 d	報酬率 a-c	事業報酬 b-d
平成8年（認可）	5年間 から 10年間	月次	0.7	5.25	6053	-	-	-	-	-	-	-	-
10年（認可）		月次	0.6	4.4	5303	-	-	-	-	-	-	-	-
12年（届出）		月次	0.4	3.8	4439	-	-	-	-	-	-	-	-
14年（届出）		月次	0.3	3.5	3851	-	-	-	-	-	-	-	-
16年（届出）	注(1)		0.7	3.2	3313	5年間	日次	0.21	0.23	2.8	2899	0.4	414
18年（届出）	注(1)		0.7	3.2	3355	5年間	日次	0.28	0.35	2.7	2831	0.5	524
20年（届出）	注(1)		0.7	3.0	3019	5年間	日次	0.42	0.44	2.5	2516	0.5	503
24年（認可）	注(2)	日次	0.82	2.9	2684	注(3)	日次	0.68	0.29	2.7	2499	0.2	185
						注(4)	日次	0.64	0.28	2.6	2407	0.3	277

注(1) 資本資産評価法の導入以前に固定的に認知されていた値である0.7を採用した。

注(2) 震災日の平成23年3月11日から申請日前日の24年5月10日までの期間

注(3) 震災直後の3日間を除外した平成23年3月16日から申請日前日の24年5月10日までの期間

注(4) 事故後に株価が落ち着いた後の申請日前日までの1年間である平成23年5月11日から申請日前日の24年5月10日までの期間

このように、 β の具体的な採録の間隔及び採録期間の選定等によって事業報酬が変動する可能性がある点については、今後、留意する必要があると考えられる。

4 機構及び東京電力の決算の状況

機構は、原子力損害賠償支援機構の財務及び会計に関する命令(平成23年内閣府・文部科学省・経済産業省令第1号)第22条に基づき会計規程を定め、23年10月に主務大臣の承認を受けている。そして、機構は、同規程により財務諸表を作成している。

また、東京電力は、電気事業法第34条の規定に基づき制定された電気事業会計規則により財務諸表を作成している。

(1) 23年度決算

機構は、23年度の財務諸表を24年6月26日に主務大臣に提出し、同年6月29日に承認された。財務諸表のうち、貸借対照表及び損益計算書の要旨は図表4-1のとおりである。

図表4-1 機構の貸借対照表及び損益計算書の要旨(平成23年度)

貸借対照表		損益計算書	
(単位:百万円)		(単位:百万円)	
(資産の部)		資金援助事業収入	
流動資産		一般負担金収入	81,500
現金及び預金	2,766	交付国債受贈益	1,580,322
有価証券	9,998	その他	266
未収金	998,483	経常収益合計	1,662,088
その他	7		
固定資産		資金援助事業費	
資金援助事業資産		資金交付費	1,580,322
交付国債	3,419,678	事業諸費	1,213
有形固定資産	56	その他	559
その他	6	経常費用合計	1,582,095
資産合計	4,430,997	当期経常利益	79,992
(負債の部)		税引前当期純利益	79,992
流動負債		法人税等	0
未払金	917,221	当期純利益	79,992
(うち資金交付金の未払額)	916,722)		
未払国庫納付金	79,992		
その他	104		
固定負債			
交付国債見返	3,419,678		
その他	1		
負債合計	4,416,997		
(純資産の部)			
資本金			
政府出資金	7,000		
民間出資金	7,000		
純資産合計	14,000		
負債及び純資産合計	4,430,997		

国から機構に交付された国債5兆円に関して、貸借対照表及び損益計算書への計上の状況をみると、このうち23年度中に決定された資金交付の額1兆5803億2200万円については損益計算書の交付国債受贈益及び資金交付費に計上され、これ以外の3兆4196億7800万円については貸借対照表の資金援助事業資産と交付国債見返に両建てで計上されている。また、貸借対照表の未払金には、上記の資金交付の額のうち、23年度中に東京電力に支払われた6636億円を除く9167億2200万円が計上されている。

東京電力の平成23年度の財務諸表のうち、貸借対照表及び損益計算書の要旨は図表4-2のとおりである。

図表4-2 東京電力の貸借対照表及び損益計算書の要旨(平成23年度)

貸借対照表		損益計算書	
(単位:百万円)		(単位:百万円)	
(資産の部)		営業収益	5,107,778
固定資産		営業費用	<u>5,426,954</u>
電気事業固定資産	7,440,562	営業利益	▲ 319,176
附帯事業固定資産	49,208	営業外収益	76,572
事業外固定資産	6,965	営業外費用	<u>165,755</u>
固定資産仮勘定	882,115	当期経常利益	▲ 408,359
核燃料	845,754		
投資その他の資産		特別法上の引当金引当	2,383
未収原子力損害賠償支援機構資金交付金	1,762,671	特別利益	
その他	2,032,638	原子力損害賠償支援機構資金交付金	2,426,271
流動資産		その他	91,191
現金及び預金	1,202,251	特別損失	
その他	<u>927,095</u>	災害特別損失	297,499
資産合計	<u>15,149,263</u>	原子力損害賠償費	2,524,930
(負債の部)		その他	<u>42,712</u>
固定負債		税引前当期純利益	▲ 758,423
社債	3,677,244	法人税等(調整額含む)	<u>0</u>
長期借入金	3,216,377	当期純利益	<u>▲ 758,423</u>
原子力損害賠償引当金	2,063,398		
その他	3,318,758		
流動負債			
1年以内に期限到来の固定負債	919,919		
短期借入金	440,250		
その他	972,282		
特別法上の引当金	<u>13,552</u>		
負債合計	14,621,783		
(純資産の部)			
株主資本			
資本金	900,975		
資本剰余金	243,631		
利益剰余金	▲ 609,237		
自己株式	▲ 7,569		
評価・換算差額等	▲ 319		
純資産合計	<u>527,479</u>		
負債及び純資産合計	<u>15,149,263</u>		

原子力損害の賠償のため機構から援助を受ける資金等に関し、貸借対照表及び損益計算書への計上の状況をみると、23年度中に行われた資金交付に係る資金援助の申込額2兆4262億7100万円が損益計算書に特別利益である原子力損害賠償支援機構資金交付金として計上されるとともに、23年度中に交付を受けた6636億円を除き年度末時点で未収と

なっている1兆7626億7100万円が貸借対照表に未収原子力損害賠償支援機構資金交付金として計上されている。

上記のとおり、機構の損益計算書に計上されている資金交付費1兆5803億2200万円と東京電力の損益計算書に計上されている原子力損害賠償支援機構資金交付金2兆4262億7100万円の間に8459億4900万円の開差があるのは、東京電力が24年3月29日に申し込んだ追加の資金交付の額について、資金援助の決定が行われていないとして機構が資金交付費に計上していないことによるものであるが、会計検査院が検査したところ、資金交付に係る資金援助の費用及び収益の認識及び計上に関して次のような状況となっていた。

ア 資金援助の決定に係る機構法の規定と機構における費用の認識及び計上

機構法は、第41条において、原子力事業者は、機構に資金援助を申し込むことができると規定している一方、第42条第1項において、機構は、運営委員会の議決を経て、資金援助を行うかどうか並びに当該資金援助を行う場合にあってはその内容及び額を決定しなければならないと規定している。また、第43条第1項において資金援助を行う旨の決定を受けた原子力事業者は、要賠償額の増加その他の事情により必要が生じた場合には、当該資金援助の内容又は額の変更の申込みをすることができることと規定している一方、同条第3項において、機構は、運営委員会の議決を経て、当該申込みに係る資金援助の内容又は額の変更を行うかどうかを決定しなければならないと規定している。そして、第42条第2項において、機構は、同条第1項の規定による決定をしたときは、当該決定に係る事項を当該申込みを行った原子力事業者に通知するとともに、主務大臣に報告しなければならないと規定している（この規定は、資金援助の内容又は額の変更の決定について準用される。）。

また、第45条において、機構が資金援助を行う旨の決定をしようとする場合には、機構は、原子力事業者と共同して特別事業計画を作成し、主務大臣の認定を受けなければならない、第46条において、認定を受けた特別事業計画を変更する場合にも機構及び原子力事業者は、主務大臣の認定を受けなければならないと規定している。

このように、原子力事業者が資金援助の申込み又は資金援助の内容若しくは額の変更の申込みを行った段階では、資金援助が行われるかどうか並びにその内容及び額又は変更の申込みに係る変更が行われるかどうかについては決定されていない。

機構は、上記機構法の規定を踏まえて、23年度の損益計算書に、23年度中に資金援助の決定（変更の決定を含む。以下同じ。）を行った1兆5803億2200万円の範囲で資

金援助事業費を計上したとしている。

イ 東京電力における収益の認識及び計上

東京電力は、23年9月30日以降、図表4-3のとおり資金交付に係る資金援助の申込み（変更の申込みを含む。以下同じ。）を行い、資金援助の申込みを行った日に資金交付の申込額に相当する収益が実現したものとして、24年3月29日までの23年度中に行った資金交付に係る資金援助の申込額2兆4262億7100万円を原子力損害賠償支援機構資金交付金として特別利益に計上する会計処理を行っている。

図表4-3 資金交付に係る資金援助の申込みと決定

(単位：百万円)

申込回数	申込み			計画認定(変更)	決定	
	年月日	金額	(追加申込額)	申請年月日	年月日	金額
1	平成23. 9. 30	543, 638				
2	23. 10. 28	890, 908	347, 270	23. 10. 28	23. 11. 4	890, 908
3	23. 12. 27	1, 580, 322	689, 414	24. 2. 3	24. 2. 13	1, 580, 322
4	24. 3. 29	2, 426, 271	845, 949	24. 4. 27	24. 5. 9	2, 426, 271
5	24. 12. 27	3, 123, 079	696, 808	25. 1. 15	25. 2. 4	3, 123, 079
6	25. 5. 31	3, 789, 334	666, 255	25. 6. 6	25. 6. 25	3, 789, 334

注(1) 資金援助の申込みの金額は、各申込みに当たり東京電力が機構に提出した申込書に記載されている「合理的に見積りが可能な額」又は「要賠償額」から賠償措置額1200億円を控除した額である。

注(2) (追加申込額)は、直前の申込みの金額から増加した額である。

注(3) 第4回の申込みの際に、上記の資金交付のほかに東京電力が発行する株式の引受け(1兆円)についても合わせて申込みが行われており、当該株式の引受けに係る資金援助の決定も平成24年5月9日に行われている。

そして、東京電力は、初めて資金交付に係る資金援助の申込みを行った際に、次のような考え方を基に会計監査人と協議し、申込みを行った日に収益が実現したとする会計方針を採用することとしていた。

【原子力損害賠償支援機構資金交付金の収益認識についての東京電力の考え方】

勘案すべき事項・事実

- ① 機構法は、機構により原子力事業者が損害を賠償するために必要な資金の交付その他の業務を行うことにより、原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施及び電気の安定供給その他の原子炉の運転等に係る事業の円滑な運営の確保を図り、もって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展に資することを目的としている。
- ② 東京電力は平成23年9月30日の取締役会において、機構法第41条第1項第1号に基づく申込みを決定し、同日、機構に対して申込みを行っている。
- ③ 東京電力は、同年8月30日に紛争審査会の中間指針を踏まえた賠償基準を公表し、これまでの「仮払」から「本賠償」に取り組むなど、今回の事故の当事者としての責任を真摯に受け止め、被害者の方々へ早期の賠償に努めている。
- ④ 東京電力は、同年10月28日に、機構法第41条第1項第1号の資金交付の申請に必要な書類を提出

し、同日、機構においても、資金援助申請の承認及び資金援助の前提となる緊急特別事業計画の主務大臣への認定申請が行われた。その後、同年11月4日、主務大臣の緊急特別事業計画の認定及び資金交付の決定が行われた。

結 論

東京電力は、①から④を総合的に勘案し、23年度第2四半期末時点で、東京電力が申請を行った金額については、実質的に、交付金を受け取る起因が発生していたものと考えられるため、原子力損害賠償支援機構資金交付金については、「実現主義の原則」の範囲内において、23年度第2四半期末時点での収益認識が可能であると判断した。

また、東京電力は、「東京電力福島原子力発電所事故に係る原子力損害の賠償に関する政府の支援の枠組みについて」（平成23年5月13日関係閣僚会合決定）に、「原子力損害が発生した場合の損害賠償の支払等に対応する支援組織(機構)を設ける。」、「機構は、原子力損害賠償のために資金が必要な原子力事業者に対し援助(資金の交付、資本充実等)を行う。援助には上限を設けず、必要があれば何度でも援助し、損害賠償、設備投資等のために必要とする金額のすべてを援助できるようにし、原子力事業者を債務超過にさせない。」などの具体的な支援の枠組みが含まれており、機構法は、同関係閣僚会合決定を受けて制定されたものであるから、上記関係閣僚会合決定の具体的な支援の枠組みが、機構法の法的枠組みとなっているとしている。

このような考え方の下に、東京電力は、23年9月30日に5436億3800万円の資金交付に係る資金援助の申込みをしたこと及び同年11月4日に申込額のとおり機構から資金援助の決定通知を受けていることなどをもって、23年度第2四半期報告書において当該資金援助の申込額を収益計上している。そして、東京電力は、申込みを行った日をもって収益計上するという会計方針について、上記の考え方を書面にして会計監査人に提出し、会計監査人から当該会計方針が妥当なものと認められたとしている。

しかし、資金援助の決定が行われていないのに、「交付金を受け取る起因が発生していた」ことをもって「実現主義の原則」の範囲で収益の認識を行うこと、また、資金援助の決定が11月4日に行われていたことをもって第2四半期末の9月30日までに収益が実現していたと判断することについては、疑問があるとする見方もある。調査委員会が調査の実施に当たり活用した外部専門家の23年9月30日付けの財務・税務デュー・デリジェンス報告書においては、当時23年9月30日までに行われることが見込まれていた資金交付に係る資金援助の申込みについて、「資金援助収入の収益認識時期については、収益認識の客観性の高い支援機構からの資金援助決定通知が第3四半

期以降になるため、原則としては第2四半期には認められない可能性が高く、引当金の積み増し分だけ、純資産が毀損するリスクがある」と指摘されている。

そして、資金交付に係る資金援助の申込みを行った日に申込額をもって収益を認識し、計上することは、機構法が、第42条第1項、第45条及び第46条において、機構が資金援助の決定をしようとする場合には機構と原子力事業者が共同で特別事業計画を作成し、主務大臣の認定を受けなければならないなどの手続を定めている趣旨と整合しないと考えられる。

したがって、東京電力においては、資金交付に係る資金援助の申込みを行った日に申込額をもって収益を認識し、計上することとする会計方針が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠し、また、機構法が資金援助の申込みから決定までの手続を定めている趣旨とも整合するとしていることについて、十分な説明を行うことが必要である。

なお、機構は、機構及び東京電力の23年度決算において、資金交付に係る資金援助の費用及び収益の認識及び計上に関して上記のように整合性が取れていない事態となっていることについて、「東電及び当機構の会計処理は、それぞれの会計方針に基づいて行われているものであり、個々の会計処理自体は適正になされているものと判断します。」としており、24年7月に東京電力の株式を取得して議決権の過半数を取得した後においても上記の判断に変わりはないとしている。

しかし、資金援助を受ける側の東京電力が資金交付に係る資金援助の申込みを行った日に収益を認識し、計上することとする会計方針が、前記の「東京電力の考え方」により妥当とされるのであれば、東京電力に資金援助を行う側の機構においても、機構の会計方針の妥当性について十分な説明を行う必要がある。

(2) 24年度決算

機構が25年6月19日に主務大臣に提出し、同年6月28日に承認された24年度の財務諸表のうち、貸借対照表及び損益計算書の要旨は図表4-4のとおりである。

図表4-4 機構の貸借対照表及び損益計算書の要旨(平成24年度)

貸借対照表		損益計算書	
(単位:百万円)		(単位:百万円)	
(資産の部)		資金援助事業収入	
流動資産		一般負担金収入	100,804
現金及び預金	3,826	交付国債受贈益	1,542,757
有価証券	8,003	その他	141
未収金	992,604	経常収益合計	<u>1,643,702</u>
その他	19		
固定資産		資金援助事業費	
資金援助事業資産		資金交付費	1,542,757
交付国債	1,876,921	事業諸費	1,300
原子力事業者株式	1,000,000	その他	2,323
有形固定資産	54	経常費用合計	<u>1,546,380</u>
その他	6	当期経常利益	97,322
資産合計	<u>3,881,437</u>		
(負債の部)		税引前当期純利益	97,322
流動負債		法人税等	0
短期借入金	1,000,000	当期純利益	<u>97,322</u>
未払金	891,922		
(うち資金交付金の未払額)	891,779)		
未払国庫納付金	97,322		
その他	1,258		
固定負債			
交付国債見返	1,876,921		
その他	13		
負債合計	<u>3,867,437</u>		
(純資産の部)			
資本金			
政府出資金	7,000		
民間出資金	7,000		
純資産合計	<u>14,000</u>		
負債及び純資産合計	<u>3,881,437</u>		

前記の23年度決算と同様に、国から機構に交付された国債5兆円に関して、貸借対照表及び損益計算書への計上の状況をみると、24年度に決定された資金交付の額1兆5427億5700万円については、損益計算書の交付国債受贈益及び資金交付費に計上され、この金額と23年度に決定された資金交付の額1兆5803億2200万円の合計3兆1230億7900万円を5兆円から控除した残額1兆8769億2100万円については、貸借対照表の資金援助事業資産及び交付国債見返に両建てで計上されている。また、貸借対照表の未払金には、上記の3兆1230億7900万円のうち24年度までに東京電力に支払われた2兆2313億円を除く891億7900万円が計上されている。

東京電力の24年度の財務諸表のうち、貸借対照表及び損益計算書の要旨は図表4-5のとおりである。

図表4-5 東京電力の貸借対照表及び損益計算書の要旨(平成24年度)

貸借対照表		損益計算書	
(単位:百万円)		(単位:百万円)	
(資産の部)		営業収益	5,769,462
固定資産		営業費用	<u>6,034,976</u>
電気事業固定資産	7,379,570	営業利益	▲ 265,513
附帯事業固定資産	44,335	営業外収益	49,052
事業外固定資産	4,547	営業外費用	<u>161,212</u>
固定資産仮勘定	953,304	当期経常利益	▲ 377,673
核燃料	807,639		
投資その他の資産		特別法上の引当金引当	▲ 8,771
未収原子力損害賠償支援機構資金交付金	891,779	特別利益	
その他	2,018,486	原子力損害賠償支援機構資金交付金	696,808
流動資産		その他	195,561
現金及び預金	1,583,620	特別損失	
その他	936,488	災害特別損失	40,231
資産合計	<u>14,619,772</u>	原子力損害賠償費	1,161,970
(負債の部)		その他	<u>15,582</u>
固定負債		税引前当期純利益	▲ 694,316
社債	3,768,108	法人税等(調整額含む)	64
長期借入金	2,980,428	当期純利益	<u>▲ 694,380</u>
原子力損害賠償引当金	1,765,716		
その他	3,180,453		
流動負債			
1年以内に期限到来の固定負債	1,114,117		
短期借入金	9,500		
その他	964,918		
特別法上の引当金	4,780		
負債合計	<u>13,788,023</u>		
(純資産の部)			
株主資本			
資本金	1,400,975		
資本剰余金	743,621		
利益剰余金	▲ 1,303,618		
自己株式	▲ 7,565		
評価・換算差額等	▲ 1,664		
純資産合計	<u>831,749</u>		
負債及び純資産合計	<u>14,619,772</u>		

23年度と同様に、原子力損害の賠償のため機構から援助を受ける資金等に関し、貸借対照表及び損益計算書への計上の状況をみると、資金交付に係る資金援助の申込みが24年度中に行われた6968億0800万円が損益計算書に特別利益である原子力損害賠償支援機構資金交付金として計上されている。この6968億0800万円については、東京電力による資金援助の申込みと機構による資金援助の決定がいずれも24年度中に行われているため、24年度末までの累計の資金交付に係る資金援助の申込額と資金交付決定額は3兆1230億7900万円と同額となっている。しかし、前記23年度の損益計算書上の開差が24年度の損益計算書にも影響を与え、24年度の機構の損益計算書に計上されている資金交付費1兆5427億5700万円と東京電力の損益計算書に計上されている原子力損害賠償支援機構資金交付金6968億0800万円の間には8459億4900万円の開差がある。

第3 検査の結果に対する所見

1 検査の結果の概要

東京電力に係る原子力損害の賠償に関する国の支援等の実施状況に関し、正確性、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、原子力損害の賠償に関する国の支援等の状況、機構による資金援助業務の実施状況等、及び東京電力による特別事業計画の履行状況等について、国の支援等はどのように実施されているか、機構による東京電力への資金交付等はどのように実施されているか、東京電力による賠償は適正かつ迅速に行われているかなどに着眼して検査を実施した。

検査結果の概要は、次のとおりである。

(1) 原子力損害の賠償に関する国の支援等の状況

国が原子力損害の賠償に関する支援等に係る財政上の負担等をした額は、3兆3044億余円となっている（20ページ参照）。

ア 国による財政上の措置等の状況

(ア) 補償契約による補償等の状況

国は補償契約による補償金として1200億円を東京電力に支払っている。また、補償契約に基づく全ての原子力事業者からの補償料の収納済歳入額は、補償契約制度が発足した昭和36年度から平成23年度までの間で、158億余円となっている（21～24ページ参照）。

(イ) 機構を通じた賠償を支援するための措置の実施状況

国の財政上の措置のうち、機構への出資は70億円で、一般会計からの繰入れを財源としてエネルギー対策特別会計原賠勘定から出資している。また、国は、機構に対して、23年11月に2兆円、同年12月に3兆円、計5兆円の国債を交付しており、機構の請求に応じて、25年9月末までに計3兆0483億円を償還し、機構を通じて東京電力に対して同額を交付している。機構は、東京電力が発行する株式の引受けのために1兆円の借入れを行っており、この借入れには政府保証が付されている（25～33ページ参照）。

(ウ) 仮払法による賠償を支援するための措置の実施状況

国は、仮払法に基づき、23年9月から24年3月までの間に、50件、計17億3326万余円の仮払金を支払っている。そして、国はこれに係る損害賠償請求権を行使して、24年3月末までに東京電力から全額の支払を受けている。また、国は、仮払法

に基づき、24年3月に福島県に403億8515万余円を交付し、これを受けて、同県は福島県原子力被害応急対策基金を設置した（34～39ページ参照）。

(エ) 政投銀による融資の状況

25年3月末現在における政投銀の東京電力に対する貸付金残高は6112億余円となっており、そのうち1717億余円は危機対応業務による貸付けとなっている（40ページ参照）。

(オ) 福島県民健康管理基金に対する支出の状況

福島県は、23年原発事故による県内の放射能汚染を踏まえて、全県民を対象とした調査等の事業を行うこととして、23年9月に福島県民健康管理基金を設置した。国は、同年10月以降、福島県民健康管理基金の造成のために福島県に781億8241万余円を交付するなどしている（41、42ページ参照）。

イ 国による財政上の措置以外の支援等の状況

(ア) 審査会の設置及び各種指針の策定の状況

23年4月11日に、原賠法第18条第1項等の規定に基づき、文部科学省に審査会が設置された。審査会は、原子力損害の賠償に関する紛争について和解の仲介を行ったり、原子力損害の範囲の判定の指針その他紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針を定めたりなどして、可能な限り早期の被災者救済を図ることとしている（43、44ページ参照）。

(イ) ADRセンターの設置及び和解の仲介の申立てに係る取扱実績

23年8月に、原子力損害の賠償に関する紛争について、円滑、迅速かつ公正に解決することを目的として、審査会にADRセンターが設置された。ADRセンターの総括委員会は、複数の事件に共通する項目について、仲介委員が行う和解の仲介に当たって参照される基準として、総括基準を策定し、公表している。

ADRセンターにおける23年9月から25年6月までの和解の仲介の申立てに係る取扱実績は、申立件数6,922件、処理件数4,279件となっていて、同年6月末現在で2,643件が未処理となっている。

ADRセンターの設置、運営等に係る支出額は、23年度4億1943万余円、24年度14億1402万余円、計18億3346万余円となっている。

25年6月に、原賠ADR時効中断特例法が施行され、和解の仲介の申立人は、和解の仲介の途中での時効期間の経過を懸念することなく、ADRセンターを利用

することが可能となった（45～49ページ参照）。

(ウ) 経済産業省による賠償基準についての考え方の公表

経済産業省は、関係市町村等と意見交換を行うなどして、24年7月に、「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方について」を取りまとめた。東京電力は、同月24日に、中間指針第二次追補や上記の考え方を踏まえて賠償基準を策定し、公表した（49ページ参照）。

(エ) 機構法附則の検討条項に係る進捗状況

機構法附則第6条第1項によれば、政府は、機構法の施行後できるだけ早期（1年を目途）に、原賠法の改正等の抜本的な見直しを始めとする必要な措置を講ずることとされている。また、機構法附則第6条第2項によれば、政府は、機構法の施行後早期（2年を目途）に、23年原発事故に係る資金援助に要する費用に係る当該資金援助を受ける原子力事業者と政府及びその他の原子力事業者との間の負担の在り方等を含め、機構法の施行状況について検討を加えて、その結果に基づき、必要な措置を講ずることとされている。

これらについて、政府は、国のエネルギー政策における原子力の位置付けなどの検討状況や現在進行中の賠償の実情等を踏まえながら必要な検討を加えていくこととしている。このように、機構法附則において求められている事項については、政府において、なお検討の途上にあり、その結果に基づく原賠法の改正等の抜本的な見直しなどの必要な措置を講ずるまでには至っていない（50、51ページ参照）。

(2) 機構による資金援助業務の実施状況等

ア 機構及び東京電力による特別事業計画の作成並びに支援業務の委託の状況

機構は、23年11月に主務大臣の認定を受けた緊急特別事業計画の内容を全面的に差し替えることとして、24年4月に特別事業計画の変更の認定を申請し、同年5月に主務大臣の認定を受けた。この総合特別事業計画における資金交付額は2兆4262億余円となった。さらに、その後、要賠償額の見通しの増額に伴い、二度にわたる総合特別事業計画の変更の認可を受けて、資金交付額は25年2月に3兆1230億余円、同年6月に3兆7893億余円となった（52～55ページ参照）。

イ 資金援助業務の実施状況

(ア) 東京電力が発行する株式の引受け等の状況

機構は、東京電力に対する資金援助の一環として、24年7月に、東京電力が発行する株式を1兆円で引き受けている。この株式の処分については、東京電力における内部留保の蓄積が進捗しない限り、回収の範囲及び時期は見通せない状況にある（56～59ページ参照）。

(イ) 交付国債の償還請求及び賠償資金の交付の状況

機構は、東京電力からの要望に応じて交付国債の償還請求を行い、東京電力が原子力損害の賠償に充てるための資金として交付しており、25年9月末までに、計3兆0483億円を交付している（60ページ参照）。

ウ 機構への負担金の納付及び機構からの国庫納付の状況

(ア) 機構への負担金の納付の状況

23、24両年度の一般負担金年度総額の決定においては、機構法の定める要件のうち、各原子力事業者の収支の状況に照らし、電気の安定供給その他の原子炉の運転等に係る事業の円滑な運営に支障を来し、又は当該事業の利用者に著しい負担を及ぼすおそれのないものであることとの要件については考慮されているものの、機構の業務に要する費用の長期的な見通しに照らし、当該業務を適正かつ確実に実施するために十分なものであることとの要件については、事実上機能していない。

一般負担金の納付義務を課されている原子力事業者11社は、23年度の一般負担金については、24年12月28日までに計815億円を機構に納付しており、24年度の一般負担金については、25年6月28日までに計504億余円を機構に納付しており、同年12月末までに計504億余円を機構に納付することとなっている。

東京電力は、特別事業計画について主務大臣の認定を受けていることから特別負担金を納付すべき原子力事業者に該当するが、機構は、23、24両年度については、東京電力が当期純損失を計上すると見込まれたことから特別負担金を加算しないこととし、主務大臣もこれを承認している（61～65ページ参照）。

(イ) 機構からの国庫納付の状況

機構は、東京電力に対して特別事業計画に基づく資金交付を行っているため、機構法第59条の規定により、損益計算で生じた利益の残余の額を国庫に納付をしなければならない。

機構は、23、24両年度の損益計算において当期純利益が799億余円及び973億余

円であることから、23年度分については25年1月末までに799億余円を国庫に納付し、24年度分については25年7月末に486億余円を国庫に納付し、26年1月末までに残りの486億余円を国庫に納付する予定としている（65～67ページ参照）。

(ウ) 交付した資金の回収に係る試算

会計検査院において、国が機構を通じて東京電力に交付した資金が、今後、どのように実質的に国に回収されるかなどについて、東京電力に対して特別負担金を加算しないこととしたり、総合特別事業計画に記載の収支計画等を基に、税引前当期純利益（特別負担金控除前）の2分の1又は4分の3に相当する額を特別負担金として東京電力に対して加算することとしたりするなどの条件を仮定して機械的に試算した。その結果、資金交付額を3兆7893億3400万円（第3次総特の見込額）とした場合は、特別負担金の納付の有無によって、回収が終わるまでの期間及び時期は、23年後の平成48年度から11年後の36年度までとなった。この場合、回収を終えるまでに国が負担することとなる支払利息は、約474億円から約235億円までとなり、追加的な資金投入等が必要となる試算結果となった。

また、資金交付額を5兆円（機構が受け取った交付国債の額）とした場合は、同様に31年後の平成56年度から14年後の39年度までとなった。この場合、回収を終えるまでに国が負担することとなる支払利息は、約794億円から約374億円までとなり、追加的な資金投入等が必要となる試算結果となった（68～75ページ参照）。

エ 機構による情報提供業務その他の業務等の状況

機構は、23、24両年度に、相談業務として、弁護士等の専門家を福島県内外の避難先等に派遣して、損害賠償の請求及び和解の仲介の申立てに関する対面による個別相談を行ったり、電話による無料の情報提供を行ったりなどしている。

また、機構は、文部科学省から、仮払金支払請求の受付の事務等を受託している（75～78ページ参照）。

(3) 東京電力による原子力損害の賠償その他の特別事業計画の履行状況等

ア 原子力損害の賠償の状況

(イ) 原子力損害の概要

a 損害項目及び賠償基準

東京電力は、23年8月30日に、同月5日に公表された審査会の中間指針で示された損害項目の一部について賠償基準を定め、同年10月に、当該基準に基づく

賠償金の支払を開始した。東京電力は、その後も、中間指針等を踏まえて、新たな賠償基準の策定や既存の賠償基準の見直しを行うなどして、順次、賠償金の支払を進めている（79、80ページ参照）。

b 要賠償額の見通し

機構は、東京電力と共同して、これまで数次にわたり特別事業計画の作成又は変更を行い、主務大臣に対して当該計画の認定の申請を行い、認定を受けている。各計画における要賠償額の見通しは、賠償基準上の項目の追加等により、23年11月に認定を受けた計画における1兆0109億余円から25年6月に認定を受けた計画における3兆9093億余円へと増加が続いている（81～83ページ参照）。

(イ) 東京電力による賠償金の支払状況等

a 賠償金の支払に係る体制の状況

東京電力は、現在、福島原子力補償相談室が中心となって、被害者に対する賠償対応業務を実施している。また、東京電力は、賠償を迅速かつ適切に進めるために、専門的な知識を必要とする業務や大量一括処理を必要とする業務については外部に委託している。賠償対応業務を実施するに当たっては、仕様等を適時適切に見直すことなどにより、価格の競争性を求める余地のある契約にするなどして賠償対応業務に係る費用を低減させる必要がある（84～89ページ参照）。

b 仮払補償金及び本賠償金の支払の開始

東京電力は、23年4月に個人向け、5月に農林漁業者向け、6月に中小企業者向け仮払補償金の支払をそれぞれ開始した。そして、審査会による中間指針の公表を受けて、本格的な賠償の支払を10月以降順次開始しており、仮払補償金については、その支払の際に精算されることとなっている（89、90ページ参照）。

c 賠償金の支払等の状況

23年4月から25年3月までの東京電力の賠償金の支払額は、2兆0427億余円である。

23、24両年度を通じた本賠償金の1件当たりの平均支払額をみると、「個人」179万余円、「個人（自主的避難）」27万余円、「法人等」488万余円、「団体」3億4169万余円となっている。

A DRセンターの仲介による和解の成立により賠償金の支払に至る場合もあ

るが、当該支払件数の賠償金の支払総件数に占める割合は、「個人」（自主的避難に係る賠償の対象者を含む。）、「法人等」共に1%未満となっている。また、当該支払額の賠償金の支払総額に占める割合は、「個人」（同）0.8%、「法人等」2.4%となっており、賠償金の支払は、直接、東京電力に請求をすることにより行われる案件が大半を占めている。

賠償金の月別の支払額等をみると、24年3月に「個人（自主的避難）」に係る賠償が開始されたこともあり、23年4月から25年3月までの月別では24年4月の支払額（2561億余円）が最も多くなっていて、支払累計額も同年3月から4月にかけて5000億円台から8000億円台に急増している。そして、支払累計額は、同年7月に1兆円、25年3月に2兆円を超えている（90～98ページ参照）。

d 支払対象別の賠償金の支払の状況

東京電力は、賠償金の請求受付から支払の合意に至るまでの進捗について、賠償システムを利用して管理している。「個人」に係る賠償金の支払について、9件、計533万余円の重複が見受けられたほか、「個人」及び「法人等」に係る賠償金について、受付から支払まで1年以上の長期間を要した支払が見受けられた（99～110ページ参照）。

e 福島県民健康管理基金に対する支出

東京電力は、福島県の県民健康管理事業の総事業費1031億余円と国の交付金781億余円との差額250億円について、24年1月に賠償金として支払っている（110～112ページ参照）。

f 国の仮払金支払に関する事務の受託

東京電力は、文部科学省から、仮払金の支払請求に関する事務のうち、請求書及び添付書類の確認、補正の依頼等の事務を受託している（113ページ参照）。

イ 総合特別事業計画に基づく東京電力の事業運営の状況

(ア) 経営の合理化のための諸方策の実施状況

a コスト削減の状況

東京電力は、総合特別事業計画において、24年度から「10年間で3兆3650億円を超えるコスト削減を実現する」としている。機構は東京電力が取り組むコスト削減の進捗をモニタリングする体制を執ることで、コスト削減の確実な履行を確保することとしている。

24年度のコスト削減についてみると、目標額3518億円に対して、東京電力が算定して公表している実績額は4969億円となっている。

会計検査院が、24年度のコスト削減実績額について検査したところ、一部設備の運転開始の遅れなどによるものなど、東京電力の努力による削減額として算定することについて、今後留意する必要がある事態が見受けられた。

東京電力は、総合特別事業計画におけるコスト削減の目標額に加えて、更に年1000億円規模のコスト削減を実施するため、24年11月19日に調達委員会を設置した。調達委員会は25年9月末までの間に8回開催されている。

東京電力は、総合特別事業計画において、「子会社・関連会社との随意契約による取引については、（中略）3年間で現状の倍となる30%まで競争入札による取引に切り替えることにより、子会社・関連会社との随意契約による取引を3割削減する」としている。これについて、東京電力は、24年度における競争入札の比率の実績は、件数で29.1%、金額で22.5%となったとしている（114～119ページ参照）。

b 設備投資計画の見直しの実施状況

東京電力は、総合特別事業計画において、設備投資について、緊急特別事業計画の策定時と比較して「10年間で9349億円を超える投資削減」を行うこととしている。東京電力は、24年度の投資削減目標額821億円に対して、実績額は1870億円としているが、目標を超える削減額は、24年度に計画していた設備投資の後年度への繰延べや仕様の見直しなどの更なる計画の見直しによるものである（119～122ページ参照）。

c 収支計画と東京電力の24年度決算との比較

24年度においては、総合特別事業計画における収支計画を41億円下回った決算となっている。総合特別事業計画では、25年度から経常利益及び税引前当期純利益共に黒字化する計画となっているが、柏崎刈羽原発の稼働が不透明となっているなどの状況下で計画を達成するには、より一層のコスト削減が求められる（122、123ページ参照）。

d 不動産、有価証券及び子会社・関連会社に係る資産売却の実施状況

東京電力は、23年5月に合理化方針を策定して、東京電力グループが保有する不動産等の資産を、電気事業の遂行に必要不可欠なものを除いて売却して、60

00億円以上の資金確保を目指すとした。その後、同年10月に、調査委員会が資産売却の方針を示し、この方針による売却見込額を7074億円とした。これを受け、同年11月に主務大臣の認定を受けた緊急特別事業計画及び24年5月に認定を受けた総合特別事業計画においては、売却の目標額は7074億円とされた。

不動産については、2472億円の不動産を、23年度から原則として3年以内に、このうちの8割以上は24年度までに売却するなどとされている。25年3月末までの売却額は2136億円で、進捗率は86%となっている。

変電所が併設されている不動産であるとして総合特別事業計画で売却の対象としていない不動産の中に、別に進入路があるなど、変電所と一体不可分とはいえ、今後の売却可能性について検討する必要がある不動産が見受けられた。

有価証券については、電気事業の遂行に必要な不可欠なものを除き、原則売却することとされ、総合特別事業計画においては、23年度から原則3年以内に、東京電力グループ全体で3301億円相当を売却することとされている。25年3月末までの売却額は3248億円で、進捗率は98%となっている。

子会社・関連会社については、総合特別事業計画において、第Ⅰフェーズとして23年度から原則3年以内に45社、1301億円を売却することとされ、第Ⅱフェーズにおいては、存続及び再編とされた会社について経営合理化を進めることとされている。25年3月末までの売却実績は1225億円で、進捗率は94%となっている。

存続・合理化とされた会社のうち新興国のI P Pが実施する事業への出資を行っている子会社においては、東京電力の置かれた状況に鑑み、当該子会社における内部留保を有効に活用する必要がある事例が見受けられた（123～136ページ参照）。

(イ) 事業改革の実施状況

東京電力は、総合特別事業計画において、「事業改革」として、財務面での制約を踏まえつつ、構造的な経営課題の解決に取り組むとしている。そして、具体的には、①他の事業者との連携等を通じた燃料調達安定・低廉化、火力電源の高効率化、②送配電部門の中立化・透明化、③小売部門における新たな事業展開の三つの課題に取り組むとしている。

これらに係る取組状況としては、①については、ビジネス・アライアンス委員

会の設置、②については、国の指針等に基づく情報開示の徹底、③については、「電力デマンドサイドにおけるビジネス・シナジー・プロポーザル」の実施等が行われている（136、137ページ参照）。

(ウ) 財務基盤の強化

a 金融機関による与信の状況等

東京電力は、23年原発事故が発生した時点で、政投銀を含む78金融機関から計1兆9765億余円を借り入れていた。そして、23年原発事故に伴い増加する燃料費、社債償還、復旧費用等に充てるために、政投銀を含む9金融機関から計1兆9650億円の緊急融資を受けた。この緊急融資等により、23年4月末の借入金残高は、78金融機関計3兆9269億余円となった。

東京電力は、緊急特別事業計画に基づき、23年9月末において借入金残高があった66金融機関に対して与信維持、政投銀に対して短期融資枠設定、緊急融資を受けている9金融機関に対して資金使途追加の協力要請をそれぞれ行い、融資等が実施された。

東京電力は、総合特別事業計画に基づき、77金融機関に対して与信維持、11金融機関に対して4999億余円の新規融資実行及び3999億余円の短期融資枠設定、30金融機関に対して1699億余円の資金供与の協力要請をそれぞれ行い、融資等が実施された。これらにより、25年3月末において東京電力の借入金残高は3兆4593億余円、私募債の発行残高は7264億余円となっている。

23年原発事故時点では、公募社債による資金調達が7割以上を占めていた。23年原発事故後は、公募社債による調達に代わって金融機関からの資金調達が増加し、その割合も5割以上になっており、資金調達面において、金融機関の協力が非常に重要になってきている。

東京電力が発行する社債及び政投銀からの借入金には、損害賠償債務等の他の債務に優先して弁済される一般担保が付されており、25年3月末の残高は5兆0149億余円となっている。

信託スキームを利用して金融機関が実質的に引き受けた私募債及び政投銀からの借入金の一部には、24年7月の与信時に締結した契約において、東京電力及び東京電力グループの経営成績、財政状態等に係る財務制限条項が付されている。財務制限条項に抵触して資金調達が困難になった場合には、一般負担金や

特別負担金の納付に影響を及ぼす事態も考えられる（137～144ページ参照）。

b 機構が引き受けた株式の状況等

機構は、総合特別事業計画において東京電力が発行する株式を払込総額1兆円で引き受けることとされており、24年7月31日に議決権付種類株式16億株を3200億円（1株当たり200円）で、無議決権種類株式3億4000万株を6800億円（1株当たり2,000円）でそれぞれ引き受けている。これにより、24年3月末に3.5%であった東京電力の自己資本比率は、機構による出資後の24年9月末には8.1%に改善した。しかし、25年3月末には、6943億余円の当期純損失を計上したことにより、自己資本比率は5.7%に低下している（144～146ページ参照）。

c 電気料金の値上げの状況

電気料金は、電気事業法に基づき、規制部門については、規制料金が適用される。規制部門の電気料金は、いわゆる総括原価方式によって定められている。

電気料金の改定が値上げとなる場合には、電気事業法の規定に基づき、経済産業大臣は、公聴会を開き、審査基準に適合していると認めるときは、認可することとなっている。一方、値下げとなる場合には、届出で足りることとなっている。

なお、一般電気事業者等に発生した費用のうち、電気料金で賄う原価に算入されない費用については、料金算定上は利潤とされていた額及び更なるコスト削減額をもって支弁されており、利潤とされていた額で支弁される場合に電気料金で賄う原価に算入されない費用は一般電気事業者等の利益を減少させる要因となる。

東京電力は、20年9月に改定した直近の電気料金の水準のままでは、総合特別事業計画に示されている円滑な賠償、着実な廃止措置及び電気の安定供給が不可能となるおそれがあるとして、総合特別事業計画の認定後の24年5月11日に、電気料金の値上げの申請を行った。申請の内容は、規制部門において平均10.28%の値上げを同年7月1日に実施することなどとなっていたが、審査を経て同月25日に認可された内容は、総原価の減額（833億円）により平均8.46%の値上げを同年9月1日に実施することなどとなった（146～153ページ参照）。

(エ) 福島第一原発に係る廃止措置の進捗状況

東京電力は、23年4月17日に、「東京電力株式会社福島第一原子力発電所・事故

の収束に向けた道筋」を取りまとめた。同道筋は政府・東京電力統合対策室によって進捗が管理され、同対策室は、設定された目標のうち、同年7月19日に「ステップ1」が、同年12月16日に「ステップ2」がそれぞれ達成され、原子炉は「冷温停止状態」に到達したとしている。

ステップ2の完了に伴い、同対策室は廃止され、新たに設置された中長期対策会議が、30年から40年までを目標とした廃止措置終了までの取組計画等を定めた中長期ロードマップを同月21日に決定し、これに基づき、福島第一原発の事故現場を清浄化するための取組が進められてきている。25年2月8日には、中長期対策会議が廃止され、廃炉の加速、研究開発体制の強化、現場の作業と研究開発の一体的な進捗管理を目的として新たに設置された廃炉対策推進会議が中長期ロードマップの進捗管理等を行っている。なお、中長期ロードマップは同年6月27日に改訂され、政府が前面に立って廃止措置等に向けた中長期の取組を進めていくことが基本原則に追加された。

中長期的安全確保の取組としては、規制委員会が、24年11月7日に、原子炉等規制法に基づき、福島第一原発に設置される原子炉施設を原子炉等規制法に定める特定原子力施設に指定し、東京電力に対して「措置を講ずべき事項」を示した。これを受けて、東京電力は、同年12月7日に実施計画を規制委員会に提出し、規制委員会は25年8月14日にこれを認可した。

廃止措置の進捗状況をみると、順調に目標を達成しているものもあるが、その過程では、地下貯水槽及び地上タンク等からの汚染水の漏えい、汚染水を含む地下水の発電所港湾内への流出等の事故も発生している。これに対応するため、政府は、同年9月3日の原子力災害対策本部において、汚染水問題の根本的な解決に向けて「汚染水問題に関する基本方針」を決定した。同方針において、国は、汚染水問題に関して技術的難易度が高く、国が前面に立って取り組む必要があるものについて、財政措置を進めていくこととした。

廃止措置終了までの費用のうち、東京電力が24年度決算までに計上しているものは総額9469億円となっている。このうち「燃料デブリ取出し費用等」2500億円は、TMIの事故における費用実績に基づき算出したものとされているが、福島第一原発は、TMIと異なり、原子炉容器の気密性が失われるなどしていることから、この金額は不確実性の高い概算額であり、今後変動する可能性がある。

廃止措置に関連する費用のうち、一部の研究開発に係るものは、国が予算措置を講じている。会計検査院が、経済産業省及びJNESが実施している研究について検査したところ、両者が同一の財団法人に別々に発注した研究開発業務において、その目的は異なるものの、業務の内容が同様に、同種の作業が業務に含まれているのに、両者が互いの研究について関知していない事態等が見受けられた（153～161ページ参照）。

ウ 総合特別事業計画の作成後の状況の変化とこれに対する東京電力の対応

(ア) 「再生への経営方針」及び「改革集中実施アクション・プラン」の策定

原子力発電所の再稼働の見通しについて不透明感が強まるなど総合特別事業計画では前提とされていない事業環境の変化等を受けて、東京電力は、24年11月7日に「再生への経営方針」及び「改革集中実施アクション・プラン」を策定して公表している。そして、同方針では、除染費用の増加等現行法の枠組みによる対応可能額を上回る財務リスク等について、国による新たな支援の枠組みを早急に検討することを要請している（162ページ参照）。

(イ) 電気料金の値上幅の圧縮への対応

東京電力は24年5月に電気料金の値上げの申請を行ったが、審査を経て、値上幅が圧縮された。これを踏まえて、東京電力は、「改革集中実施アクション・プラン」において年1000億円のコスト削減策を示している。その内容は、総合特別事業計画で示されたコスト削減策を深掘りする形で値上幅の圧縮の影響に対応することとしている（162、163ページ参照）。

(ウ) 柏崎刈羽原発の稼働見込み等

東京電力は、総合特別事業計画における収支見通し及び電気料金の値上げの申請において、柏崎刈羽原発を、25年4月以降順次稼働する予定としていた。

規制委員会が制定した新規制基準については、既設の原子力発電所も適用対象となる。そのため、東京電力は柏崎刈羽原発の稼働に向けて新規制基準に適合するための各種の対策を実施している。

会計検査院が検査したところ、柏崎刈羽原発が新規制基準に適合するために必要となる各種の対策に係る契約の一部に、契約期間の終期が稼働予定時期より後になっている契約も見受けられた。

また、規制委員会は、原子力事業者が新規制基準に適合するための対策を執っ

ているかについて審査等を実施することとなっている。25年9月末現在、東京電力を含む原子力事業者5社が14機を対象として審査の申請を行っているが、審査後には使用前検査及び定期検査が求められていることなどから、審査等を通じて稼働に至るまでの期間が長期化する可能性もある。

会計検査院において、原価算定期間中に柏崎刈羽原発が稼働しない場合に25、26両年度にコストがどの程度増加するかについて、石炭火力が最大限活用されているとの前提の下、LNG火力及び石油火力により代替するなどの条件を仮定して機械的に試算したところ、25年度は約2823億円から約4015億円、26年度は約4864億円から約6904億円コストがそれぞれ増加することになる結果となった（163～169ページ参照）。

エ 電気事業会計及び電気料金制度に関連する事項

東京電力の会計経理の基盤となる電気事業会計及び関連する電気事業制度に関連して、次のような事態が見受けられた。

(ア) 原子力発電施設解体引当金の引当て

原子力発電施設の廃止措置に係る費用のうち、原子力発電施設の解体等に要する費用は、解体引当金省令に基づき、解体引当金を引き当てることとなっている。

東京電力の解体費用の引当ての状況について検査したところ、稼働していない原子力発電施設については、再稼働が大幅に遅れるなどした場合、一部の原子炉については廃炉を決定する時点で解体引当金の引当不足が生じ、一度に多額の損失が計上される可能性がある。また、廃止が決定した原子力発電施設に係る資産除去債務には、廃止措置の過程で、その都度追加的に生じている廃棄物の解体に要する費用が個別には見積もられていなかった。23年原発事故への対応によって追加的に発生する廃棄物の解体に要する費用は、将来確実に発生する費用であることを考慮すると、これに係る引当ての合理的な見積り方法等については、更に検討する必要があると考えられる（169～173ページ参照）。

(イ) 電気料金制度における事業報酬の算定

電気料金における事業報酬の算定式に用いられる β は、過去の電力会社の株価等のサンプルデータから算定されるものであるが、その具体的な採録の間隔及び採録期間の選択方法等までは示されていない。このため、東京電力が過去に行った事業報酬の算定について、例えば、採録の間隔を変えて算定したり、採録期間

から23年原発事故直後の株価が乱高下した期間を除外して算定したりなどすると、事業報酬が下がることになる事例が見受けられた。このように事業報酬が変動する可能性がある点については、今後留意する必要がある（173～175ページ参照）。

(4) 機構及び東京電力の決算の状況

ア 23年度決算

23年度決算において、機構の損益計算書に計上されている資金交付費1兆5803億余円と東京電力の損益計算書に計上されている原子力損害賠償支援機構資金交付金2兆4262億余円の間には8459億余円の開差があるのは、東京電力が24年3月29日に申し込んだ追加の資金交付の額について、資金援助の決定が行われていないとして機構が資金交付費に計上していないことによるものである。

会計検査院が検査したところ、資金交付に係る資金援助の費用及び収益の認識及び計上に関して次のような状況となっていた。

機構は、機構法の規定を踏まえて、23年度の損益計算書に、23年度中に資金援助の決定を行った1兆5803億余円の範囲で資金援助事業費を計上したとしている。

東京電力は、資金交付に係る資金援助の申込みを行い、資金援助の申込みを行った日に資金交付の申込額に相当する収益が実現したものとして、23年9月30日以降24年3月29日までの23年度中に行った資金交付に係る資金援助の申込額2兆4262億余円を原子力損害賠償支援機構資金交付金として特別利益に計上する会計処理を行っている。

そして、東京電力は、初めて資金交付に係る資金援助の申込みを行った際に、「原子力損害賠償支援機構資金交付金の収益認識についての東京電力の考え方」を基に会計監査人と協議し、申込みを行った日に収益が実現したとする会計方針を採用することとしていた。また、東京電力は、「援助には上限を設けず、必要があれば何度でも援助し、（中略）原子力事業者を債務超過にさせない」との23年5月13日の関係閣僚会合決定の具体的な支援の枠組みが、機構法の法的枠組みとなっているとしている。

しかし、資金援助の決定が行われていないのに、「交付金を受け取る起因が発生していた」ことをもって「実現主義の原則」の範囲で収益の認識を行うこと、また、資金援助の決定が11月4日に行われていたことをもって第2四半期末の9月30日までに収益が実現していたと判断することについては、疑問があるとする見方もある。

そして、資金交付に係る資金援助の申込みを行った日に申込額をもって収益を認識し、計上することは、機構法において、機構が資金援助の決定をしようとする場合には機構と原子力事業者が共同で特別事業計画を作成し、主務大臣の認定を受けなければならないなどの手続を定めている趣旨と整合しないと考えられる(176～181ページ参照)。

イ 24年度決算

前記23年度の損益計算書上の開差が24年度の損益計算書にも影響を与え、24年度の機構の損益計算書に計上されている資金交付費1兆5427億余円と東京電力の損益計算書に計上されている原子力損害賠償支援機構資金交付金6968億余円の間には8459億余円の開差がある(181～183ページ参照)。

2 所見

23年原発事故は、大規模かつ長期間にわたる未曾有の災害となり、事故の発生前に我が国有数の大規模な企業であった東京電力においても、被害を受けた者に対する賠償を単独で実施することは困難な状況となった。

東京電力に係る原子力損害の賠償に関する国の支援は、このような状況の中で、我が国の原子力損害賠償制度について基本的な事項を定めている原賠法の枠組みの下で、新たに機構法を制定し、国民負担の極小化を図ることを基本として、機構が東京電力に対して出資したり、原子力損害の賠償のための資金を交付したりなどすることにより、多額の財政資金を投じて実施されている。

この支援に当たり、政府は、東京電力が、迅速かつ適切な賠償を確実に実施すること、福島第一原発の状態の安定化に全力を尽くすこと、電力の安定供給、設備等の安全性を確保するために必要な経費を確保すること、最大限の経営合理化と経費削減を行うことなどを確認している。

会計検査院は、今回、内閣府、文部科学省、経済産業省及び機構による23年原発事故に係る原子力損害の賠償に関する支援並びに東京電力による特別事業計画の履行のうち、原則として24年度までに実施された支援等を対象に検査を実施した。

機構の出資により東京電力の財務体質は一定の改善が図られており、機構から東京電力に対しては、原子力損害の賠償に支障のないよう資金が交付されている。一方で、文部科学省に設置された審査会から既に指針等が提示されている項目であっても、東京電力において合理性をもって確実に見込まれる額の算定ができないなどとして賠償基準が

定められておらず、賠償が進捗していない事態が見受けられたほか、損害の項目によっては、今後、審査会から新たな指針等が提示される可能性もあり、これを受けて賠償が行われることとなれば、機構の資金交付にも影響する。

東京電力に対する機構の出資は、東京電力が社債市場において自律的に資金調達を実施していると判断されるなどした後の早期に回収することを目指すとされている。また、国から機構を通じて東京電力に交付された資金は、東京電力を含む原子力事業者から機構に納付される一般負担金及び東京電力から機構に納付される特別負担金により、機構の損益計算の結果生じた利益が国庫に納付されるという仕組みで実質的に回収されることになっている。そして、機構法の本来の仕組み、すなわち、原子力事業者から納付される一般負担金により機構に積立てを行い、原子力事故が発生した後の資金援助の財源にするという仕組みは、国から交付された資金の回収が完了して初めて機能することになり、機構の出資や国から交付された資金の回収が長期に及んだ場合には、国の財政負担を含めた国民負担が増こうする。このため、これらの資金等の回収は、できる限り早期に、かつ、確実に実施されることが肝要である。

したがって、今後、文部科学省は次の(1)アの点に、経済産業省は次の(1)イの点にそれぞれ留意して原子力損害の賠償に関する支援等を実施し、機構は次の(2)の点に留意して資金援助業務等を実施し、また、東京電力は次の(3)の点に留意して原子力損害の賠償その他の特別事業計画を履行していく必要がある。

(1) 原子力損害の賠償に関する国の支援等の状況

ア 文部科学省において、

(ア) 審査会が指針等を定めると賠償が一定程度進捗するという現状を踏まえて、東京電力が迅速かつ適切な賠償を実施するために、必要が生じた場合には審査会が早期に指針等を定めることができるよう体制の維持及び整備に努める。

(イ) 時効を中断するために和解の仲介の申立てが増加することも考えられることから、ADRセンターの体制整備に努める。

イ 経済産業省において、

(ア) 23年原発事故に係る原子力損害の賠償に関する政府の対応等についての被害者の理解が更に深まるよう引き続き取り組む。また、東京電力が賠償基準を定める際には、迅速かつ適正な賠償が行われるよう必要な助言等を行う。

(イ) 一般負担金年度総額や東京電力の特別負担金額の認可に当たっては、国が機構

を通じて交付した資金を確実に回収していくことが、機構法の本来の仕組みをできる限り早期に機能させることにつながるということにも十分に配慮する。

(ウ) 廃炉費用に係る電気事業会計制度について必要な検討を行うとともに、一般負担金等が電気料金の総原価に含まれることに鑑み、認可の対象とした電気料金について関係者の理解を得るよう努める。

(エ) 安全確保を前提として長期の実施が見込まれる福島第一原発の廃止措置に係る研究開発は、原子力事業者を規制する側と支援する側が緊張関係を保った上で、国の支援として効率的に実施する。

(2) 機構による資金援助業務の実施状況等

機構において、

ア 東京電力におけるコスト削減等の経営合理化や原子力損害の賠償の実施に関するモニタリングを引き続き的確に実施するなどして、東京電力による特別事業計画の確実な履行を支援する。

イ 一般負担金年度総額や東京電力の特別負担金額の検討に当たっては、国から交付された資金を確実に回収していくことが、機構法の本来の仕組みをできる限り早期に機能させることにつながるということにも十分に配慮する。

(3) 東京電力による原子力損害の賠償その他の特別事業計画の履行状況等

東京電力において、

ア 賠償金支払の一部において、賠償の受付から支払までの期間が最長で1年を超えている事例も見受けられるので、事務手続の改善等により迅速な賠償に努める。また、賠償金が同一の被害者に重複して支払われていた事態が見受けられたことなどに鑑み、同種事態の再発を防ぎ、適切な賠償の実施に努める。

イ 国から機構を通じて東京電力に交付した資金の一般負担金及び特別負担金による実質的な回収が長期化した場合、国の財政負担状態が長期化し、かつ、財政負担が増こうすることから、機構法の本来の仕組みをできる限り早期に機能させるためにも、早急に特別負担金の納付が可能となるよう財務状況の改善に努める。

ウ 総合特別事業計画の想定を超える費用の発生等により、東京電力の財務の健全性や経営状況に影響が生ずること、ひいては特別負担金の納付を遅延させる要因となることに鑑み、更なるコスト削減に努める。また、コスト削減の実績を算定し、公表するに当たっては、自らの努力によるものと外的要因によるものとを的確に区別

し、利害関係者の理解が得られるよう努める。

エ 国民負担の極小化に向けて、総合特別事業計画で売却の対象とされていない不動産についても、保有の必要性を不断に見直し、売却を着実に進めるとともに、海外事業については、東京電力の置かれた状況に鑑み、子会社の内部留保の活用方法等についても十分に検討する。

オ 原子力損害賠償支援機構資金交付金について、資金交付に係る資金援助の申込みをもって収益を認識し、計上することとする会計方針が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠し、また、機構法が資金援助の申込みから決定までの手続を定めている趣旨とも整合するとしていることについて十分な説明を行う。

23年原発事故に係る原子力損害については、25年9月27日までに計2兆9100億余円の賠償金が被害者に支払われているものの、個々の事態に即して被害者との交渉を経て金額が確定するという賠償の性格上、賠償金の総額についての十分な見通しはいまだ得られておらず、また、除染に係る費用が本格的に賠償の対象として加わることになった場合には、賠償の規模は更に増大する。一方、原子力損害の賠償に関する国の支援は、今後とも継続することが見込まれ、機構を通じた資金交付の規模は更に増加することも予想される。このため、賠償の総額及び時期について確度の高い見通しをできるだけ早期に立てた上で、財政負担の規模と時期についての的確な見通しを明らかにすることが、東京電力に対する国の支援について国民の理解を得る前提となる。そして、このような前提を整えることと併せて、23年原発事故に係る原子力損害の賠償に関する政府の対応ばかりでなく、機構法の本来の仕組みについて関係者が十分な説明を行うことにより、東京電力に対する支援に係る国民負担について理解を得ていく必要がある。

会計検査院としては、除染に係る費用の見通しとその負担が不透明であることや、柏崎刈羽原発が25年9月末現在稼働していないなど、東京電力の業務運営が総合特別事業計画における見込みとは異なるものとなっていることなどのために、総合特別事業計画の大幅な改定が見込まれるなどの状況を踏まえた上で、25年度以降に実施された支援等について引き続き検査を実施して、検査の結果については取りまとめが出来次第報告することとする。